

第3章 基本施策の推進による成果と課題及び その対策

本県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、活動計画として「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定し、各施策を推進してきた。

実施計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを導入し、取組の進捗や成果指標の達成状況の検証などを踏まえ、毎年度計画の見直しを行い、施策の効果的な推進を図っている。

本章においては、実施計画に掲げる「成果指標」の達成状況や「主な課題」の解消状況を評価・点検し、その結果及び新沖縄発展戦略の基本的方向性を踏まえ、基本施策ごとに、これまでの施策展開による成果と課題について明らかにするとともに、今後の対策の方向性を示すこととする。

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して

(1) 自然環境の保全・再生・適正利用

県民一人ひとりが、沖縄の自然環境が貴重な財産であることを認識し、県民全体で自然環境保全、再生及び適正利用に取り組むことにより、沖縄の多様な自然環境を次世代に継承するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「豊かな自然が保全されていること」は22.9ポイント、「赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなること」は0.8ポイントそれぞれ増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
豊かな自然が保全されていること	24.3% (H21年県民意識調査)	47.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなる こと	29.3% (H21年県民意識調査)	30.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

自然環境の保全・再生・適正利用に向けては、人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努める必要がある。

また、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組むとともに、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図る必要がある。

このため、自然環境の保全や生物資源活用等の研究、教育、啓発等を展開する拠点となる「国立自然史博物館」の誘致や外来種対策、サンゴ礁生態系の保全等に取り組むとともに、自然保護区域の拡大、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録、赤土等流出防止や水質汚濁・土壌汚染・大気汚染等対策に取り組む必要がある。

また、自然環境に配慮した河川や海岸の水辺環境の再生や自然環境の持続的な利用のため、適正利用を促進するとともに、学校教育や地域活動と連携した環境教育を推進するなど、県民参画の下での環境保全体制を構築する必要がある。

ア 生物多様性の保全 (成果等)

沖縄の自然環境が育んでいる多様な生物と生態系は、文化・産業・防災等の面において多くの恩恵を与える一方、繊細で壊れやすい特性を持っている。

このことを踏まえ、希少種を始め多種多様な生物がそれぞれにふさわしい環境で生息する健全な生態系が持続できるよう、沖縄の豊かな生物多様性を保全する取組を行った。

生物多様性の保全については、自然環境の保全に向けた調査研究、外来種対策の推進、サンゴ礁生態系の保全等に取り組んだ。

自然環境の保全に向けた調査研究については、生物多様性の保全のため、本県が取り組むべき方向性として、平成24年度に「生物多様性おきなわ戦略」を策定した。

また、「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータおきなわー」について、改定に必要なデータの収集・整理を行い、平成29年3月に「動物編」、平成30年3月に「菌類編・植物編」の改訂を行い、最新の状況を踏まえた希少種や天然記念物の保護を推進している。

さらに、自然環境保全の拠点となる「国立自然史博物館」を誘致するため、県内外でシンポジウムを開催し機運醸成を図るとともに、国に対し、本県への設立に向けた要望を行っている。

あわせて、在来種の保護・保全に向けた研究として、平成28年度から既存資料の収集及び現地調査等を行い、ジュゴンと海草藻場の関連について明らかにし、沖縄島周辺に生息するジュゴンを保護するための取組を実施している。

外来種対策の推進については、マングース等外来種防除及び新たな外来種の侵入防止のため、やんばる地域でのマングース、ノイヌ、ノネコの捕獲やグリーンアノール、タイワンスジロ、インドクジャク、ニホンイタチ等の生息状況の把握、捕獲手法開発に取り組むとともに、ヒアリをはじめとした外来アリの早期発見技術の検討・開発を実施した。

これらの取組などを行ったものの、生息環境の悪化も含めた様々な要因により、絶

滅種が4種増加し、生存が確認された2種が外れ、沖縄の絶滅種数は21種となった。基準値に比べ2種増加したものの、目標値は達成している。

また、沖縄島北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲は、一括交付金（ソフト）を活用した北部地域におけるマングース対策等の推進により、生息環境の回復が図られ、調査年度ごとに増減はあるものの、平成30年度は204メッシュ*1となり、目標値を達成している。

環境省の調査によるヤンバルクイナの推定個体数は、平成17年の約700羽から、平成29年には約1,500羽まで回復していることが確認されている。

サンゴ礁生態系の保全については、サンゴ礁生態系の持続的な保全再生を図るため、平成25年度に「沖縄県総合沿岸域管理計画」を策定した。

保全再生のための取組として、一括交付金（ソフト）などを活用し、植付けによるサンゴ礁再生実証実験、サンゴの遺伝子解析等の調査研究、民間団体が行うサンゴ礁生態系保全活動の支援等を行っている。この結果、有性生殖法を用いたサンゴ種苗の大量生産に成功し、平成24年度から平成28年度までの5年間で、3.42haの海域に累計15万1,314本のサンゴ種苗の植付けを行った。

さらに、オニヒトデ対策として、オニヒトデ大量発生の子察を実証するとともに、平成25年度からオーストラリア国立海洋科学研究所（AIMS）と研究協力協定を締結し、効率的なオニヒトデ対策の研究に取り組んでいる。

海洋保護区の設定については、海域生物を保護するため、開発行為の規制等を行う海洋保護区の指定に向けて取り組む必要がある。

そのため、環境省が示す海洋保護区の定義「法律及び慣習を含む手段により、海域及び沿岸の生物多様性が周辺よりも高いレベルで保護されている区域」に即した地域については、新たな設置に向けた検討を行っている。

なお、海洋保護区の設置数については、漁業者を中心とした活動組織により1区域が設定されており、目標値の達成に向けて進展している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄の絶滅種数	19種 (H23年度)	21種 (H28年度)	21種
沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (H23年度)	204メッシュ (H30年度)	200メッシュ
海洋保護区の設置数	0海域 (H23年)	1海域 (H30年)	2海域

注1：メッシュ：一定の経線・緯線で地域を網の目状に区画したもの（一区画は約1.3×0.9km）

(課題及び対策)

生物多様性の保全については、本県は亜熱帯性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後の社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。

このことから、野生生物等の保全のため、本県に生息している生物種のそれぞれの生態、生息域、個体数等を的確に把握するとともに、これまで収集した生物多様性に関するデータの整理、研究及び教育普及を図ることに加え、希少動植物の存続の脅威となる密漁・盗採への対策を行うことが極めて重要である。

また、人為的に持ち込まれた外来種により、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕していることから、外来種の防除及び侵入防止対策を講じるとともに、希少種回復状況調査について、より精度の高い調査結果を得るための調査手法の検討、効果的な肉食系外来種の捕獲手法の開発等に取り組む必要がある。

さらに、サンゴについては、オニヒトデの大量発生や陸域からの赤土等流出及び排水、加えて高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けていることから、引き続き、官民協働による保全・再生の取組を推進するとともに、国内外の研究機関と連携した調査研究を行う必要がある。

このため、自然環境の保全や生物資源の活用等の研究等を展開する拠点として、日本学術会議を始め県内外で議論が進められている「国立自然史博物館」を誘致し、沖縄の自然環境の魅力を世界に発信するとともに、自然環境の保全に向けた県民理解の促進や沖縄観光の魅力の強化につなげる必要がある。

あわせて、県内教育・研究機関等と連携した科学技術振興、新産業創出、国際貢献などを視野に、国際共同研究を促進する生物多様性条約の対応を含めたアジアの国際共同研究の拠点化を目指す必要がある。

イ 陸域・水辺環境の保全

(成果等)

自然環境は私たちに様々な恵みを与えてくれるかけがえのない重要な存在であるという認識の下、野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、森林、河川、干潟、藻場、サンゴ礁等の陸域・水辺環境を保全するための取組を行った。

自然保護地域の指定については、沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、法令等に基づき自然環境を保護する区域の拡大に努めるとともに、自然公園の施設整備により適正管理を推進した。

また、平成24年度に鳥獣保護法に基づき2か所の鳥獣保護区(826ha)を新規で指定し、第12次鳥獣保護管理事業計画(平成29年4月～令和4年3月)に基づき、新たに7か所を鳥獣保護区として指定することを目指しており、保護区の拡大に向け取り組んでいる。

これらの取組などにより、自然保護区域面積は、基準値の5万3,473haから平成30年には9万110haとなり、目標値を達成している。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録については、国において北部訓練場返還地の大半を推薦地に追加するなど、国際自然保護連合(IUCN)の指摘に対応した上で、平成31年2月1日に推薦書を提出しており、2020年の

確実な遺産登録に向けて、取り組んでいるところである。

森林病虫害防除対策については、リュウキュウマツの病虫害対策のため、一括交付金（ソフト）を活用し、保全対象松林とその他松林に対する総合的な防除を実施している。この結果、平成30年度の松くい虫による県全体の被害量は1,073立方メートルで、過去最大の被害が出た平成15年度の4万3,980立方メートルと比較し、約98%減少した。

赤土等流出防止対策については、環境教育、講習会等の実施により、赤土等流出問題に対する認識及び理解の向上、沖縄県赤土等流出防止条例による開発行為届出の周知、及び赤土等流出防止対策の技術向上が図られた。

また、グリーンベルトの設置対策等、赤土等流出防止対策協議会を設置している県内10市町村（大宜味村等）を支援し、農地からの赤土等流出防止対策について取り組んだ。

この他、県内28海域において、赤土等堆積状況調査や生物生育状況調査を実施し、調査結果を赤土等流出防止条例の効果検証や赤土等流出対策の基礎資料として活用した。一括交付金（ソフト）の活用により、調査対象海域が12海域から28海域に増加し、詳細なモニタリング調査が可能となっている。

これらの取組などにより、海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合は、基準値の33.0%から平成30年度には71.4%となり、目標値の達成に向けて進展している。

一方、監視海域76海域における赤土等年間流出量は、平成23年度の15万9千トンから平成28年度の14万2千トンと目標の達成に向けた進展が遅れているが、流出量推計において沈殿池のメンテナンス等の対策効果を反映できていないことなどが一因と考えられる。

大気汚染対策については、大気の状態を確認するため、常時監視や有害大気汚染物質の測定を継続して実施したほか、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を行った。

また、工場等発生源の監視・指導を行うとともに、大陸からの越境汚染物質の状況把握を行った。

これらの取組や低公害車の普及等により、光化学オキシダントを除く全ての項目で大気環境基準を達成しており、平成30年度の達成率は91%と良好な水準を維持しているが、目標値の達成に向けた進展は遅れている。

光化学オキシダントが環境基準を達成していない要因としては、大陸からの大気汚染物質の移流が考えられる。移流した大気汚染物質を日本国内で低減化することは、現時点で技術的に困難であることなどから、全都道府県で環境基準を達成できていない状況にある。

水質汚濁対策については、浄化槽設置者に対する講習会や「浄化槽の日」イベントを集客力の高い施設等で開催し、維持管理の意識向上を図るとともに、汚水処理施設を整備したことで、汚水処理人口普及率は着実に向上している。

また、水質測定機器等を整備することで、水質監視体制の維持及び強化に取り組んでいる。

これらの取組などにより、河川水質環境基準の達成率は、平成30年度に基準値と同じ97%となり、良好な達成率を維持しているが、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

また、海域水質環境基準の達成率も、平成30年度に基準値と同じ92%となり、良好な達成率を維持しているが、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

土壌汚染対策については、事業者への土壌調査の実施や汚染土壌の適正管理に関する指導等を強化し、汚染土壌の適正な管理を促した。

一方で、ダイオキシン類に係る環境基準の達成率は、汚染状況の監視や指導等に継続して取り組んだ結果、基準年である平成22年度以降、達成率100%を維持しており、現時点で目標値を達成している。

騒音・振動対策については、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、騒音規制法、振動規制法に基づき、町村の意向を踏まえて、工場等から発生する騒音・振動を規制するための規制地域の指定及び見直しを行った。

悪臭対策については、事業場から発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法に基づき、町村の意向を踏まえて規制地域の指定及び規制基準の設定を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
自然保護区域面積	53,473ha (H23年)	90,110ha (H30年)	55,633ha
海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33.0% (H23年度)	71.4% (H30年度)	100%
監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (23年度)	142,000トン (H28年度)	72,000トン
大気環境基準の達成率	90.0% (H22年度)	91.0% (H30年度)	100%
河川水質環境基準(生物化学的酸素要求量)の達成率	97.0% (H22年度)	97.0% (H30年度)	100%
海域水質環境基準(化学的酸素要求量)の達成率	92.0% (H22年度)	92.0% (H30年度)	100%
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (H22年度)	100% (H30年度)	100%

(課題及び対策)

自然保護区域の指定については、沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理や新たな保護地域の指定に取り組

む必要がある。

また、自然公園の適正な管理及び利用の増進を図るため、過去に整備してきた自然公園施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的・効率的な修繕や更新を行うことにより、施設の長寿命化を図る必要がある。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録については、登録に向けて、希少種保護やマングース、ノイヌ・ノネコ等の外来種対策、持続可能な観光管理、地域との協働による遺産管理などに引き続き取り組む必要がある。

このことから、今後も、地元関係団体、環境省、林野庁等と連携しながら、自然環境の保全と持続的な利活用の両立を図る必要がある。

森林病虫害防除対策については、リュウキュウマツの松くい虫による被害が本島北部を中心に依然として発生していることから、効果的な防除対策を継続して行う必要がある。

赤土等流出防止対策について、赤土等の流出は、海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業への負の影響など産業振興の観点からも問題となっていることから、「赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、赤土等流出防止対策流域協議会の活動支援などを行うほか、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討などを推進する必要がある。

また、県民の生活及び活動とも密接に関わることから、環境教育や啓発イベント等を行うことにより、地域住民の主体的な取組を促進する必要がある。特に農地からの赤土等流出量の割合が大きいため、営農関係機関や地元農家との連携体制の構築など、農地からの赤土等流出防止対策に一層取り組む必要がある。

大気汚染対策については、一部環境基準を達成できていない状況にあることから、大気汚染状況の常時監視や工場・工事現場等への監視・指導を継続して行う必要がある。

また、大陸からの越境汚染物質の飛来など本県だけでは対応できない事例については、国や九州各県と連携し広域的な取組を行う必要がある。

水質汚濁対策については、生活排水等による影響により河川の一部で環境基準を達成していない状況にある。また、河川や地下水等からの有機物の流入の影響により、海域の一部においても環境基準を達成していない状況にあることから、生活排水の流入負荷の削減を図るため、単独浄化槽から合併浄化槽の転換や公共下水道への接続等について地域住民の水質保全に関する意識の向上を図る必要がある。

加えて、水質汚濁防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づき、事業場排水の監視を継続して行う必要がある。

さらに、地下水の汚染については、継続監視や原因究明調査を実施するなど、適切な対策を講じる必要がある。

土壌汚染対策については、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下水脈及び地質

構造が不明な場合が多いことから、これらの情報を収集・蓄積し、汚染防止対策に活用していく必要がある。

騒音・振動・悪臭対策については、住民生活に身近な感覚公害であることから、住民の生活環境を保全するため、主体となる市町村と連携を図りながら、規制地域の指定及び見直し等に取り組む必要がある。

ウ 自然環境の再生

(成果等)

環境容量を超えた経済活動によって失われた沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、時間をかけて本来の姿に再生するための取組を行った。

自然環境の再生については、本県の大きな財産である沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、自然環境の変遷等の実態調査を行い、失われた自然環境の特徴や課題、再生事業の実施に当たって必要な事項を取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を策定し、自然環境再生の取組を全県的に推進している。

また、再生事業を推進するに当たり、東村慶佐次川において同指針を踏まえたモデル事業を展開し、再生事業におけるノウハウや課題等の抽出を行ったところである。

これらの取組などにより、自然環境再生の活動地域数は基準値の3から平成30年度には5となり、目標値の達成に向けて進展している。

河川の水辺環境の再生については、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るため、自然環境に配慮し、護岸に自然石を用いるなどの多自然川づくりにて19河川の護岸工事等の整備を行った。

これらの取組などにより、自然環境に配慮した河川整備の割合は、基準値の63.2%から平成30年度には67.8%となり、目標値の達成に向けて着実に進展している。

海岸の水辺環境については、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置き、整備対象海岸において、後背地の植栽を実施し海浜緑地を創出するとともに、養浜を実施し砂浜の再生を図るなどの整備を行っている。

これらの取組などにより、自然環境に配慮した海岸整備の延長は、基準値の600mから平成30年度には1,976mとなり、目標値の達成に向けて着実に進展している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
自然環境再生の活動地域数	3 (H24年度)	5 (H30年度)	6
自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	67.8% (H30年度)	70.2%
自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (H23年度)	1,976m (H30年度)	2,830m

(課題及び対策)

自然環境の再生については、本土復帰後、社会資本の整備等による大規模開発などによって自然環境の急速な改変が進み、自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。

このため、自然環境を壊すことのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点をおいた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。

このことから、自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、干潟、藻場、サンゴ礁等の海域や河川・海岸等の陸域における自然環境の再生に取り組むとともに、自然豊かな海岸を有する地域においては、環境調査結果に基づく地域の特性に応じた海岸整備を検討する必要がある。

また、自然環境再生の取組を県内に広く普及させるため、自然環境再生に取り組む市町村や団体へ支援を行う必要がある。

エ 自然環境の適正利用**(成果等)**

自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力（キャリングキャパシティ）の考えの下、自然環境を適正に利用するための取組を行った。

自然環境の適正利用については、自然環境の持続可能な利用を促進するため、自然環境の保全と持続的な利用を推進するモデルとなる保全利用協定の方策の検討、モデル地域の選定、認定締結への支援を行った。

これらの取組などにより、事業者間における保全利用協定の認定数（累計）は、基準値の2協定から平成30年には8協定となり、目標値を達成する見込みとなっている。

また、自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを強化するため、一括交付金（ソフト）を活用し、市町村が行う東屋及びトイレ設置の支援や保全ルールを周知する看板設置の支援を行ったことにより、ルールを遵守するエコツーリズム事業者と地域の取組を観光客へ情報発信することが可能となり、地域全体の自然環境の保全利用を促進することができた。

このほか、沖縄県環境影響評価条例等関係規程の改正を行い、新たに計画段階での環境配慮書の手続を導入することで、開発事業の早期段階における環境配慮を可能にした。

さらに、同条例の対象事業の種類と規模要件を見直し、「土地の造成を伴う事業」を対象事業に追加する等の規制の強化によって、これまで条例の対象とならなかった、より小規模な事業についても環境影響評価がなされることとなった。

加えて、貴重種に対する環境保全措置の検証や埋立等事業に係る潮流の予測手法の構築など、環境配慮に係る知見及び事例の集積を図った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
事業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (H23年)	8協定 (H30年)	10協定

(課題及び対策)

自然環境の適正利用については、自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。

また、本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく、開発行為に対して脆弱であることから、社会状況の変化等に対応し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業において、環境影響評価及び適切な環境配慮がなされるよう環境影響評価制度の強化及び推進を図る必要がある。

さらに、個別事業の実施に先立つ意思決定段階において環境配慮を組み込むため、国等の動向を踏まえ、戦略的環境影響評価 (Strategic Environmental Assessment) の実施方策について検討する必要がある。

オ 県民参画と環境教育の推進**(成果等)**

豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境保全に対する県民参画の推進に努めるとともに、環境保全の重要性など環境問題に対する県民の意識向上に取り組んだ。

県民参画と環境教育の推進については、県民一体となった環境保全体制の構築のため、平成25年3月に「第2次沖縄県環境基本計画」を、平成26年6月に「沖縄県環境教育等推進行動計画」をそれぞれ策定し、同計画を周知したことで各主体の参画による環境保全体制の構築につなげることができた。

また、現状と課題を整理するため、平成30年3月に環境基本計画の中間評価を実施し、この結果を踏まえ今後の施策展開を反映させた「第2次沖縄県環境基本計画」を平成30年10月に改定した。

さらに、ごみの適正処理、赤土等流出防止対策、地球温暖化対策、外来種対策などのパンフレットやチラシを配付するとともに、環境教育の拠点である沖縄県地域環境センターから環境情報を発信した。

これらの取組などにより、環境啓発活動 (出前講座、自然観察会等) 参加延べ人数は、山の日イベントの開催もあり、基準値の2,500人から平成30年度には2万8,481人となり、目標値を達成している。

さらに、学校における環境教育を推進するため、小・中・高校・特別支援学校の教員を対象に環境教育に係る研修講座を実施するとともに、生徒の環境保全への意識や姿勢の醸成を図るため、環境教育推進校を指定し、教育活動に環境教育の視点を取り入れた様々な実践活動を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
環境啓発活動(出前講座、自然観察会等)参加延べ人数	2,500人 (H23年度)	28,481人 (H30年度)	26,000人

(課題及び対策)

県民参画と環境教育の推進については、世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくため、県民全体で目標と課題を共有し、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制を構築する必要がある。

このことから、県民、事業者、関係機関等との連携を強化するため、県内の環境教育・環境保全活動に携わっている各主体の情報交換や相互交流の場を創出するとともに、沖縄県地域環境センターによる環境情報の発信を継続して行う必要がある。

また、環境保全の重要性など、県民一人ひとりの環境問題に対する意識の向上を図っていくためには、幼い頃からその重要性を学ぶことができる環境整備に取り組んでいく必要がある。

このことから、環境保全活動プログラムの普及・活用等を推進するとともに、学校教育や地域活動と連携し、自然環境に親しむための体験学習や総合学習など多様な学習機会の提供を通して、次代を担う子どもたちの環境倫理の醸成を図る必要がある。さらに、新たな環境教育の拠点として、世界トップクラスのスケールかつ最新の技術による充実した展示施設を持つ「国立自然史博物館」を沖縄県に誘致し、沖縄を始めアジアの生物多様性の価値を県民が理解するとともに、自然環境の保全に対する意識を高める必要がある。

【主要な関連制度】**(1) 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定****(目的及び概要)**

エコツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により発生する自然環境の劣化を解消するために、適正な環境保全と利用のルールを定め、環境保全型自然体験活動の適切な実施を促進するための制度として創設された。

対象地域	沖 縄 県 内 全 域
措置の概要	自然環境をフィールドとして利用する事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、地域住民などの意見を反映しつつ、事業者間で自主的な協定(保全利用協定)を締結し、その内容が自然環境の保全上適切である等の要件に適合する時は、県知事が認定する。

(活動実績及び効果)

環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定の認定数は、平成14年度から平成29年度まで8件あり、現在は7件が認定されている。保全利用協定を締結した地域では、各事業者が利用人数を制限し自然体験活動を実施していることから、観光資源の一つである自然環境の保全と持続的な利用の両立が図られている。

【表3-1-1-1】 環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定の認定状況

認定番号	協 定 名	認 定 月
認定1号	仲間川地区保全利用協定	平成16年6月
認定2号	比謝川地区保全利用協定	平成22年3月
認定3号	伊部岳地区保全利用協定	平成26年10月
認定4号	波の上緑地地区保全利用協定	平成26年11月 (認定期限終了)

認定5号	大浦川地区保全利用協定	平成26年11月
認定6号	白保サンゴ礁地区保全利用協定	平成27年8月
認定7号	謝名瀬地区保全利用協定	平成28年3月
認定8号	吹通川地区保全利用協定	平成28年10月

出典：沖縄県環境部「環境白書」

（課題及び今後の方向性）

昨今の大型クルーズ船や格安航空会社などによる観光客の大幅な増加により、自然環境の過剰な利用を予防することが重要であることから、制度の普及啓発及び認知度向上に取り組むとともに、保全利用協定の申請における適切な支援を実施することにより、保全利用協定の締結を促していく。

保全利用協定認定のための調整や協定維持に係る事業者負担に見合うメリットを増やすため、自然環境の保全活動の支援を拡充する。

(2) 持続可能な循環型社会の構築

本県の狭い島しょ性により、環境負荷に対して脆弱であるという条件不利性を克服するとともに、自然環境の保全と経済社会の発展の両立及び島しょ地域の特性を踏まえた循環型社会の構築を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況について、「一般廃棄物の排出量の抑制」は、平成29年度の排出実績が基準年から3万4千トン増加している。その内訳は、人口増等による生活系一般廃棄物の増加が1万3千トン、入域観光客数増加等の経済活動の活性化による事業系一般廃棄物の増加が2万1千トンとなっている。

また、「産業廃棄物の排出量の抑制」は、2万2千トン減少し179万4千トンとなり、目標値の182万6千トン以下に抑制されており、現時点で目標値を達成している。

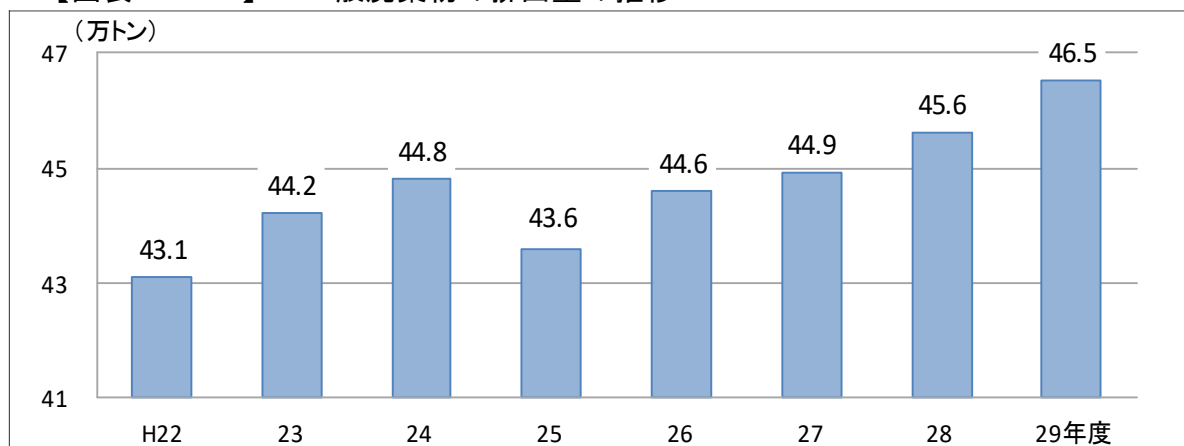
さらに、「廃棄物の減量化・リサイクルが活発に行われていること」は、5.8ポイント下落し、県民満足度は低下している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
一般廃棄物の排出量の抑制	431千トン (H22年度)	465千トン (H29年度)	425千トン
産業廃棄物の排出量の抑制	1,816千トン (H22年度)	1,794千トン (H29年度)	1,826千トン
廃棄物の減量化・リサイクルが活発に行われていること	40.6% (H21年県民意識調査)	34.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

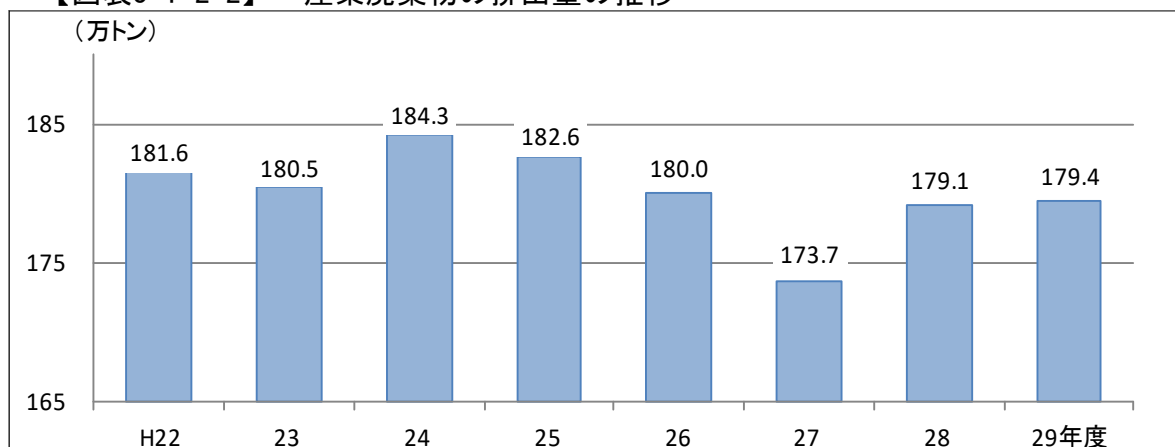
注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-1-2-1】 一般廃棄物の排出量の推移



出典：沖縄県環境部「廃棄物対策の概要」

【図表3-1-2-2】 産業廃棄物の排出量の推移



出典：沖縄県環境部「沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書」

持続可能な循環型社会の構築に向けては、沖縄の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが3Rを実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要がある。

このため、3Rの推進や資源循環コストの低減化等に取り組むとともに、下水汚泥及び消化ガスの有効利用やバイオマスの活用を図るなど未利用資源の活用を推進する必要がある。

また、産業廃棄物管理型最終処分場の整備を進めるとともに、効率的なごみ処理体制の構築、適正処理や環境美化に対する事業者や県民の意識向上を図る必要がある。

本県は約2,037kmの海岸線延長（全国第4位）を有し、亜熱帯特有のサンゴ礁や美しい海浜、広大なマングローブ植生帯や特徴的な干潟等、優れた自然景観を呈している。

しかしながら、島々には、大量のごみが漂着し続けており、平成29年度から平成30年度にかけて実施した調査では、沖縄県の全海岸で述べ6,871m³の漂着ごみが確認され、その6割は浮子、ペットボトル等のプラスチックごみであった。

このような状況は、海岸景観や生態系、ひいては沖縄の重要産業である観光にも影響を与えかねない深刻な問題となっていることから、重要性を増した課題として位置付けて積極的に取り組んでいく必要がある。

ア 3Rの推進

（成果等）

沖縄県は、狭い島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、第1に廃棄物の発生を最小限に抑えること（Reduce）、第2に再利用（Reuse）することを最大限に推進し、第3に発生した廃棄物の再生利用（Recycle）、最後に熱回収（thermal Recycle）を推進した。

3Rの推進については、市町村への助言や情報提供等により未実施市町村のごみ収集有料化に取り組むとともに、環境フェア等のイベントの実施を通して、県民意識の向上を図る取組を行った。平成29年度末現在、38市町村でごみ収集の有料化を実施し

ている。

また、平成20年8月、県内流通事業者、沖縄県ごみ減量推進会議及び沖縄県の3者で「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、同年10月からレジ袋有料化を行っている。（平成31年3月時点で流通事業者11社277店舗。）

これらの取組にも関わらず、一般廃棄物の1日1人あたりの排出量は、全国平均（平成29年度）の920gを下回って推移しているものの、平成29年度は868gで、基準値の831gを上回って増加しており、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

また、一般廃棄物の再利用・再生利用促進のため、パネル展等による普及啓発活動や環境教育プログラムを実施した。

これらの取組などにより、一般廃棄物の再生利用率は、基準値の12.7%から平成29年度には15.3%と向上したものの、島しょ地域である本県では、リサイクルを行うには海上輸送コストが必要であるなどの構造的不利性もあり、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

産業廃棄物については、産業廃棄物等の再生利用推進のため、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品「ゆいくる材」の原則使用の徹底や、「ゆいくる材」の利用促進について、県・市町村の公共工事関係者や国の発注機関に呼びかけるとともに、民間工事においても積極的に利用するよう周知を図った。

「ゆいくる材」：沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、品質や性能、環境への安全性等が評価基準に適合するものとして知事が認定した資材

あわせて、下水道の汚泥処理施設を整備することにより、下水汚泥から発生する消化ガスの有効利用を推進するとともに、産業廃棄物の減量化と温室効果ガス排出量の削減に努め、環境負荷の低減を図った。

これらの取組などにより、コンクリート殻及びアスファルト殻の再資源化率は約99%となるなど、産業廃棄物の再生利用率は、基準値の48.7%から平成29年度には50.5%となり、目標値を達成する見込みである。

このほか、未利用資源の活用を推進するため、養豚における廃棄物の有効活用の取組として、効率的なふん尿の再利用と悪臭低減が可能なオガコ養豚方式の普及推進を図った。平成30年度現在、25戸の農家が同方式を採用している。

さらに、循環型農業を促進するため、県内産オガコ生産・利用モデルを作成し、せん定枝オガコ製造技術の開発を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
一般廃棄物の1日1人あたりの排出量	831g (H20年度)	868g (H29年度)	809g以下
一般廃棄物の再生利用率	12.7% (H22年度)	15.3% (H29年度)	22.0%
産業廃棄物の再生利用率	48.7% (H22年度)	50.5% (H29年度)	51.0%

(課題及び対策)

3Rの推進については、本県は狭い地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の更なる有効活用が求められている。

本県における一般廃棄物の1日1人あたりの排出量は、全国平均を下回り良好に推移しているものの、平成29年度実績は基準年と比べ37g増加し、その主な要因は入域観光客数増加等の経済活動の活性化によるものであると考えられる。また、本県は島しょ地域という地理的要因に起因する輸送費の発生、小規模処理に起因する低い効率といった、他県と比較して資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、一般廃棄物の再生利用率は全国平均を下回っている。

このことから、今後、観光業由来の廃棄物排出実態を把握し、事業系一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、資源循環コストの低減化対策や再生利用の促進、熱回収施設の導入の検討など、資源として活用可能な廃棄物を有効利用するための取組が必要である。

産業廃棄物の再生利用率については、全国平均より高水準にあり、目標値を上回っており、引き続き、再生利用率を維持する必要がある。

さらに、未利用資源の活用については、養豚における廃棄物の有効活用のため、せん定枝オガコ利用に係る実証を行い、県内産オガコ生産・利用モデル体系の構築を確立し、悪臭対策及び循環型農業の促進を図る必要がある。

イ 適正処理の推進

(成果等)

数多くの島々からなる沖縄は、その構造的不利性から処理コストが高いという現状を踏まえ、離島を含めた沖縄県全域において発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理できる体制を構築するための取組を行った。

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進については、離島間や沖縄本島との連携による運搬ルート合理化、一般廃棄物処理施設における産業廃棄物のあわせ処理、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の特例の活用等、発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理する体制を構築するための取組を行っている。

また、離島市町村の効率的なごみ処理体制の構築を目的に、広域化等の効率的なごみ処理体制やごみ運搬費低減の具体的方策をシミュレートすることで、広域化によるコストの低減策を自治体ごとに具体的に示す取組を行った。

さらに、課題のある廃棄物の効率的な処理方法や焼却灰等の再資源化方法について検討し、リサイクル率の向上及び最終処分場の延命化に向け取り組んでいる。

産業廃棄物については、管理型最終処分場の残余容量がひっ迫しており、喫緊に整備する必要があるため、平成25年3月に実施主体となる沖縄県環境整備センター株式会社を設立し、同年9月には名護市安和区、名護市、沖縄県環境整備センター株式会社及び沖縄県の四者間で基本合意を締結し、地域住民等の理解を得るなど整備に向けた環境を整えた。

その後、継続して取組を行い、平成27年度に基本設計の完了及び事業用地の取得、平成28年度に実施設計の完了、平成29年度に廃棄物処理施設の設置許可及び開発許可を取得し、本体工事を着工した。現在、令和元年度の供用開始を目指し工事を行っている。

この取組により、産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】は、目標値を達成する見込みである。

廃棄物の不法投棄等の不適正処理防止対策については、県内保健所に廃棄物監視指導員や不法投棄監視員を配置し、不法投棄監視パトロール及び排出事業者、処理事業者の事業場への立入検査等を実施することにより、監視体制を強化している。

また、不法投棄廃棄物を放置した場合、新たな投棄を誘発するおそれがあることから、不法投棄廃棄物の撤去事業を行う公益法人等による支援事業を活用し、不法投棄廃棄物を早期に撤去するなど、廃棄物の不適正処理防止に取り組んだ。

あわせて、排出事業者や産廃処理業者に対し、適正処理に関する研修会等を開催することにより、意識の向上が図られ、優良認定産業廃棄物処理業者が増加している。

これらの取組などにより、不法投棄件数（1トン以上）は、基準値の140件から平成29年度には123件となり、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

環境美化の推進については、道路、公園、観光地等、公共の場の環境美化のため、県民参加型の全県一斉清掃の実施、環境美化促進モデル地区の指定、県内全小学校への環境学習教材配付による普及啓発活動等に取り組んだ。環境美化の推進により、空き缶やたばこの吸い殻等の散乱が減少した。

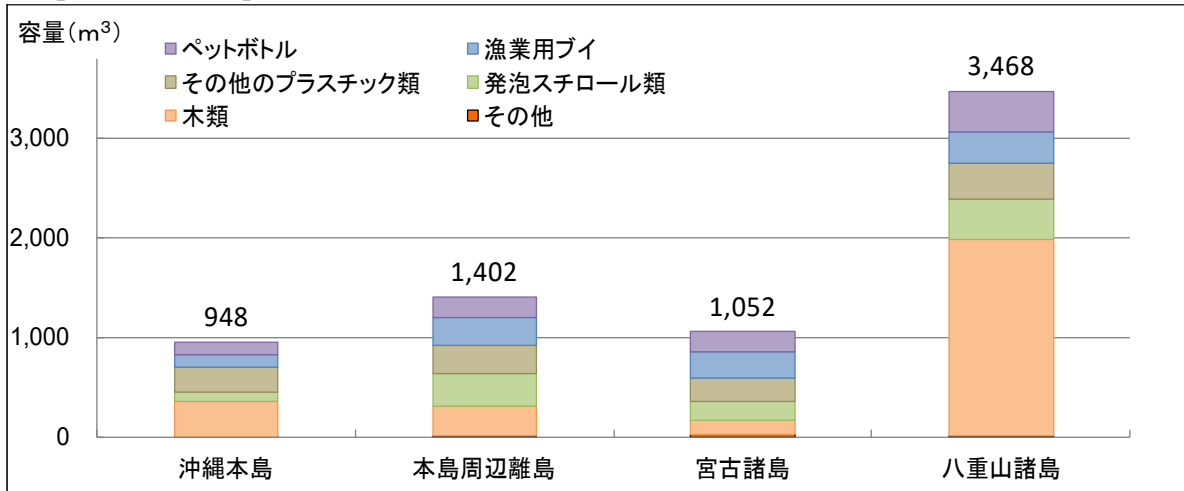
全県一斉清掃は、新聞広告やホームページ上での情報提供、市町村の協力による住民への周知等を行い、全県一斉清掃参加人数は、基準値の5.7万人から平成29年度には7.2万人とほぼ計画通りに増加したが、平成30年度は主な活動時期である土曜日、日曜日に台風襲来が重なったため参加人数は4.9万人にとどまり、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、国の補助金を活用し、漂着の状況等を調査するとともに、海岸漂着物の発生抑制対策及び回収・処理に取り組んでいる。

海岸漂着物に関する調査では、漂着物の現存量調査を行うとともに、経年変化を把握する漂着量モニタリングを実施した。その結果、平成29年度から平成30年度の県全体の現存量は約6,871m³であり、その半分を八重山諸島が占め、ペットボトルの過半を海外製のものが占めていた。【図表3-1-2-3】【図表3-1-2-4】

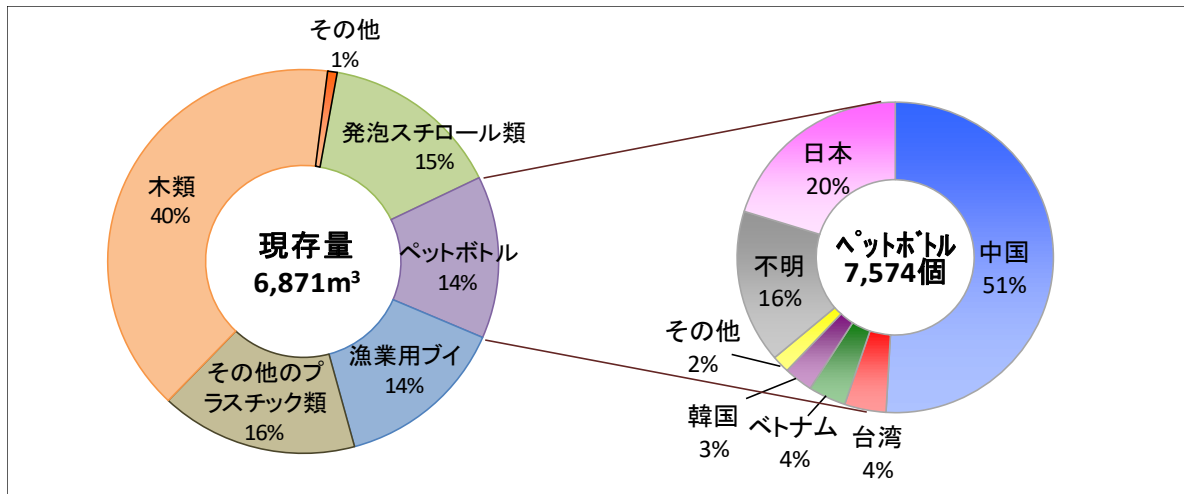
加えて、流出源調査として河川のごみ量調査を実施したところ陸域からの影響も確認されたほか、マイクロプラスチックに関する調査では、調査した13海岸全ての砂浜からマイクロプラスチックが確認されるとともに、海岸に生息する生物の体内からマイクロプラスチックが見つかった。

【図表3-1-2-3】 海岸漂着物現存量の地域分布



出典：沖縄県環境部「平成29年度、平成30年度海岸漂着実態詳細調査」

【図表3-1-2-4】 海岸漂着物の種類及び発生国内訳



出典：沖縄県環境部「平成29年度、平成30年度海岸漂着実態詳細調査」

海岸漂着物の回収処理では、平成23年度から海岸管理者、市町村と連携して海岸漂着物の回収処理を実施した。その結果、平成30年度までに約3万m³（約4,500トン）の漂着物を回収処理した。また、住民及び回収事業者に向けた海岸清掃マニュアルを策定し、関係者の役割分担や危険漂着物等の回収方法を周知した。海岸漂着物の中には、内容物が不明な廃ポリタンク、注射針などの医療系廃棄物や電球などの危険・有害な漂着物も確認され、同マニュアルに沿って回収・処理を行った。【表3-1-2-5】

【表3-1-2-5】平成23年度から平成30年度海岸漂着物回収実績

上段:m³ 下段:(トン)

年度	地 域					
	本島及び周辺離島			宮古	八重山	全地域 合計
	北部	中部	南部			
H23	785 (165)	664 (119)	1,463 (139)	1,703 (276)	3,818 (581)	8,433 (1,280)
H24	1,748 (281)	280 (51)	882 (83)	606 (73)	1,622 (201)	5,138 (689)
H25	594 (105)	31 (7)	534 (47)	170 (66)	1,144 (150)	2,473 (373)
H26	1,500 (261)	4 (0)	515 (46)	1,216 (209)	2,392 (239)	5,627 (755)
H27	549 (48)	3 (3)	128 (10)	441 (57)	417 (70)	1,539 (189)
H28	333 (40)	16 (4)	181 (16)	144 (13)	1,049 (60)	1,724 (133)
H29	913 (107)	0 (0)	72 (4)	119 (8)	1,270 (407)	2,374 (527)
H30	1,074 (112)	0 (0)	271 (22)	936 (320)	1,201 (143)	3,483 (596)
合計	7,497 (1,120)	998 (184)	4,046 (367)	5,336 (1,021)	12,914 (1,850)	30,791 (4,542)

注1：海岸管理者及び市町村等の回収量の合算である。

注2：端数処理の関係上、合計値は一致しないことがある。

出典：沖縄県環境部環境整備課調べ

発生源対策としては、県内小中学生などを対象とした教材の作成及び環境教育の実施、中国・台湾の民間団体や自治体との連携・情報交換を目的とした海外交流事業などを実施した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m ³ 】 (H22年度)	10.1年 【34,563m ³ 】 (H29年度)	10.3年 【101,000m ³ 】
不法投棄件数(1トン以上)	140件 (H22年度)	123件 (H29年度)	70件
全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (H22年度)	4.9万人 (H30年度)	10.0万人

(課題及び対策)

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進については、多数の有人島を抱える本県は、廃棄物の海上輸送等に伴ってごみ処理コストが高くなることから、効率的なごみ処理体制の検討や新たなリサイクル技術の導入などを図り、循環型社会の構築に取り組む必要がある。

不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進については、廃棄物の不法投棄

等の不適正処理や、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となる。

このことから、引き続き、監視体制の更なる強化を図るとともに、適正処理や環境美化に対する事業者や県民の意識向上を図る必要がある。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、海岸漂着物は回収しても繰り返し漂着するため、継続して回収・処理を行う必要がある。

また、漂着物の処理ができない離島もあり、海上輸送費がかさみ、処理コストが高くなることがあるほか、漂着物に付着する塩分の影響により、焼却施設による処理が困難になる場合がある。

海岸漂着物の発生源は、国内・国外由来のもののほか、道路側溝や河川を經由して流出するものもあり、県内における対策も重要である。

このことから、本県の観光資源である美しい海浜の景観を守り、サンゴ礁、干潟等における生物の多様性を確保し、自然豊かな環境を保全するため、海岸漂着物問題を重要性を増した課題として位置付け、海岸漂着物や有害物質による周辺環境及び生態系への影響について調査を実施する必要がある。

また、効率的な回収処理体制の構築、継続的な回収処理の実施、ボランティアによる海岸清掃活動・修学旅行生の環境学習・企業のCSR活動等を促進する必要がある。

さらに、ポイ捨てなど海岸漂着物の発生につながる行為の防止、プラスチック製品の使用削減など発生源対策について、積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) 低炭素島しょ社会の実現

世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現し、地球温暖化対策の推進や環境技術の革新を進め、温室効果ガスが最大限抑制された環境モデル地域の形成を目指すため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「クリーンエネルギーが普及していること」は、5.2ポイント上昇し、県民満足度が向上している。

また、「温室効果ガスの排出量の抑制」は、平成22年度実績値1,368.4万t-CO₂をピークに減少し、平成27年度実績値では1,239万t-CO₂まで減少していたが、平成28年度実績値では1,270.6万t-CO₂と前年度から31.6万t-CO₂増加しており、目標値の達成に向けて進展しているものの更なる取組が必要である。

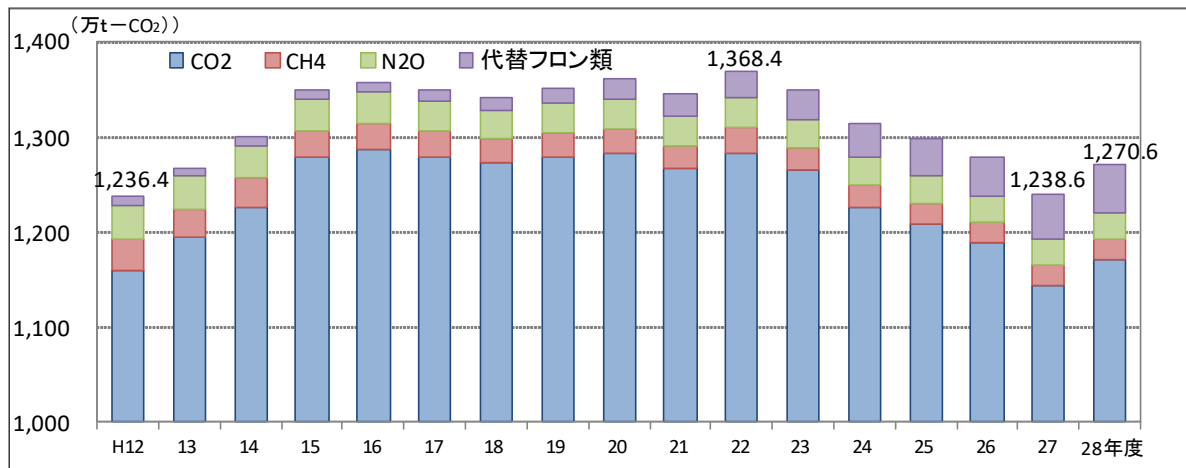
<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
クリーンエネルギーが普及していること	18.0% (H24年県民意識調査)	23.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
温室効果ガスの排出量の抑制	1,381万t-CO ₂ (H20年度)	1,270.6万t-CO ₂ (H28年度)	1,233万t-CO ₂

注1：温室効果ガス排出量については年度別統計データの誤差が含まれている。

注2：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-1-3-1】 温室効果ガス排出量の推移



出典：沖縄県環境部「沖縄県地球温暖化実行計画進捗管理報告書」（平成31年3月）

低炭素島しょ社会の実現に向けては、地球温暖化対策を推進するとともに、クリーンエネルギーなどの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進し、温室効果ガスの排出が少ない地域経済社会を形成する必要がある。

また、低炭素社会の実現に向けた先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を図る必要がある。

このため、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築や国の政策と連動した省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取組を進めるとともに、クリーンエネルギーの安定的な供給等を推進する必要がある。

また、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るとともに、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組むなど、沖縄らしい低炭素社会を実現するための取組を行う必要がある。

ア 地球温暖化防止対策の推進

(成果等)

地球温暖化防止に向け、産業部門、民生部門、運輸部門ごとの具体的な取組を促進するとともに、二酸化炭素の吸収源対策、環境教育等を推進し、温室効果ガスの排出削減を図るための取組を行った。

産業・民生部門における低炭素化の促進について、一括交付金（ソフト）を活用し、平成24年度から5年間観光施設等に対する省エネルギー設備等の導入を支援するなど、総合的エコ化促進のための取組を行った。これにより年間約6,539トンの二酸化炭素削減効果が見込まれている。

また、県内で開発した「省エネ型デマンド制御システム」を実際の店舗に設置し、効率的な電力消費となるよう実証を行うとともに、家庭用太陽光発電設備に対する導入補助を平成21年度から5年間実施し、再生可能エネルギーの普及拡大に寄与してきた。

さらに、クリーンかつ安全、低コストなエネルギーであるLNG（液化天然ガス）の県内への普及促進を行っている。

本県の特性に応じた地球温暖化対策のため、沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会を開催し、同計画の進捗管理を行うとともに、地球温暖化対策に関する講演会やイベント、パネル展示を実施し、県民等に対し、普及啓発や情報提供を行った。

これらの取組や平成27年度からの製造業における石油精製の中止などにより、産業部門における二酸化炭素排出量は、基準値の219万t-CO₂から平成30年度報告値（平成28年度実績値）には147.1万t-CO₂となり、現時点で目標値を達成している。

また、民生家庭部門における二酸化炭素排出量は、基準値の298万t-CO₂から減少傾向にあり、平成30年度報告値（平成28年度実績値）には251.6万t-CO₂となり、目標値を達成する見込みである。

一方、民生業務部門における二酸化炭素排出量は、基準値の313万t-CO₂から減少傾向にあり、平成30年度報告値（平成28年度実績値）には290.5万t-CO₂となり、観光客数の増加に伴うホテルや旅館等からの排出量が増加傾向にあり、部門全体として横ばいの状態であることから、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

運輸部門の低炭素化の推進については、一括交付金（ソフト）を活用し、ノンステップバスの導入やIC乗車券システムOKICAのモノレール及びバスでのサービス開始に加え、バスレーンの延長など、自家用車利用から公共交通への転換を促す取組を行った。

また、今後は、沖縄都市モノレール延長事業やパークアンドライド駐車場の整備に伴い、自家用車利用から公共交通機関への転換が更に図られることが期待される。

これらの取組などにより、運輸部門における二酸化炭素排出量は、基準値の365万t-CO₂から平成30年度報告値（平成28年度実績値）には377.4万t-CO₂となり、自動車保有台数の増加や観光客数の増加に伴う航空機発着回数の増加等により基準値よりも増加しており、目標値の達成に向けた進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
産業部門における二酸化炭素排出量	219万t-CO ₂ (H20年度)	147.1万t-CO ₂ (H28年度)	214万t-CO ₂
民生家庭部門における二酸化炭素排出量	298万t-CO ₂ (H20年度)	251.6万t-CO ₂ (H28年度)	242万t-CO ₂
民生業務部門における二酸化炭素排出量	313万t-CO ₂ (H20年度)	290.5万t-CO ₂ (H28年度)	257万t-CO ₂
運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO ₂ (H20年度)	377.4万t-CO ₂ (H28年度)	324万t-CO ₂

注) 二酸化炭素排出量については年度別統計データの誤差が含まれている。

(課題及び対策)

地球温暖化対策の推進については、沖縄県地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、引き続き温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。

産業部門の中で特に温室効果ガスの排出量が多い製造業や建設業分野において設備機器の省エネ化などが必要であるが、投資コストの負担などが課題となっていることから、コスト支援に取り組む必要がある。

また、二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、民生部門、運輸部門が高くなっている。

観光客1人当たりの二酸化炭素排出量は減少傾向にあるものの、近年の急激な観光客数の増加に伴って、二酸化炭素排出量が増加することが予想されることから、引き続き各部門における取組の強化が求められている。

このことから、LED照明など省エネルギー設備改修等による二酸化炭素排出量削減事例を積極的に情報発信するほか、各種啓発活動等による環境適応車の普及促進、エコドライブの推進、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築の推進、公共交通機関の利用促進並びに観光施設や商業施設への省エネルギー設備の導入促進等、関係機関が連携して取り組む必要がある。

あわせて、近年、国により自転車活用推進法の制定、及び自転車活用推進計画が策定されるなど自転車利用拡大の機運が高まっており、多様な交通手段の確保として、自動車からの交通分担、公共交通機関と連携した自転車の利用促進に取り組む必要がある。

また、二酸化炭素の吸収源対策のため、公園、街路樹等の都市緑化及び県民主導による身近な環境の緑化を推進する必要がある。

さらに、我が国の中期目標である2030年度の温室効果ガス26%削減（2013年度比）を見据えながら、国の政策と連動した省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入の取組を進め、沖縄らしい低炭素社会を目指していく必要がある。

このことから、再生可能エネルギーの普及拡大と効率的な活用を図るべく、引き続き本実証やその他の実証について取り組んでいく。

加えて、本県は亜熱帯性気候に属し、また地理的・地形的条件が他都道府県と異なるため、地球温暖化による影響を独自に予測・分析し、それに合った適応策を検討する必要がある。

イ クリーンエネルギーの推進

（成果等）

本県は地理的・地形的及び需要規模の制約によりエネルギーの多くを化石燃料に頼らざるを得ない状況にあることから、エネルギーの安定供給に配慮しつつ、沖縄の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図るための取組を行った。

クリーンエネルギーの普及促進等については、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄本島及び宮古島において天然ガスの試掘事業を実施した。天然ガスの賦存が確認できたことにより、市町村とも連携して有効利活用に向けて取り組んでおり、平成29年度には、県から宮古島市に試掘権を譲渡した。

また、クリーンエネルギーの安定的な需給システムの構築や普及に向けた取組を促進するため、太陽光発電設備及び風力発電設備を設置し、系統の安定化対策に関する実証研究の実施や、宮古島内の電力需給のコントロールを目指した全島EMS（エネルギーマネジメントシステム）実証、太陽光発電と蓄電池システムを組み合わせた来間島再生可能エネルギー100%自活実証を行った。

この結果、天候に左右されやすい電源である再生可能エネルギーを制御し、更なる普及拡大に向けての成果や知見が得られている。

このほか、波照間島では、再生可能エネルギーを安定的に最大限導入する手段として、再生可能エネルギーの余剰電力を有効に活用するモーター発電機（MGセット）を国内で初めて電力系統に取り入れ、一時的ではあるが、島内の全電力を再生可能エネルギーで供給することができた。

海洋エネルギーについては、海洋エネルギーの研究開発の促進を目的に、久米島町にある海洋深層水研究所敷地内に設置した海洋温度差発電実証試験設備において、連続発電運転及び要素試験等の実証試験を実施し、今後の技術開発につながる様々なデータを取得することができた。

地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の普及開発については、県立総合教育センターに実証用機器を設置し、実証試験を実施した。また、県内企業向けの講習会及び先進地研修を実施した。

これらの取組などに加え、平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されて以降、太陽光発電設備等の導入が急速に進展しており、クリーンエネル

ギー推定発電量【世帯換算】は、基準値の 134×10^6 kWh【約3万7,000世帯分】から平成30年度には 582×10^6 kWh【約16万1,700世帯分】となり、進展している。

また、再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】は、基準値の約5万8,000kW【8万4,000t-CO₂】から平成29年度には約36万9,102kW【45万7,452t-CO₂】となり、進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】	134×10^6 kWh 【約37,000世帯分】 (H22年度)	582×10^6 kWh 【161,700世帯分】 (H30年度)	961×10^6 kWh 【約266,900世帯分】
再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】	約 58,000kW 【84,000 t-CO ₂ 】 (H23年度)	約369,102kW 【457,452t-CO ₂ 】 (H30年度)	約 684,000kW 【1,006,000 t-CO ₂ 】

(課題及び対策)

クリーンエネルギーの普及促進等については、本県は、エネルギーの大部分を化石燃料に依存しているため、他地域に比べて発電に伴う温室効果ガスの排出量が多いことから、クリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図る必要がある。

また、クリーンエネルギーの一層の普及に当たっては、電力系統への接続制限等の課題がある。

このことから、島しょ社会の持続的発展を推進するアイランド・スマートグリッドのシステムの確立に向け、引き続き再生可能エネルギーの普及拡大と効率的な活用を図るための実証等に取り組む必要がある。

また、海洋エネルギーは有望なエネルギー源となり得る可能性があるが、技術開発や経済性等の課題もあり、十分に活用されていない状況にあることから、海洋温度差発電実証事業で取得してきたデータを大学や研究機関等に提供するなど、関係機関と連携し技術開発を促す必要がある。

地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の普及開発については、本取組で得られた温暖地用地中熱エネルギー活用の実証結果等を踏まえ、県内での地中熱エネルギー活用の普及に取り組み、クリーンエネルギーの利用を推進していく必要がある。

ウ 低炭素都市づくりの推進

(成果等)

低炭素都市づくりを推進するため、都市計画の主体である市町村と連携し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、都市と自然との共生に取り組んだ。

コンパクトな都市構造の形成については、公共交通機関の整備として、モノレール延長整備について軌道桁、地下構造物、駅舎及び自由通路等のインフラ部の整備を実

施している。

また、公共交通の利用促進に向けた取組として、モノレール車両案内表示器及びモノレール駅周辺の案内板を4か国語表記にするなど、外国人観光客向けの利用環境を整備した。

これらの取組などにより、モノレールの乗客数は、基準値の3万5,551人/日から平成30年度には5万2,355人/日となり、目標値を達成している。

さらに、乗合バスについては、ノンステップバスの導入やIC乗車券システムの開発・運用開始、バスレーン延長を行うなど、利用者の利便性向上を図った。

これらの取組などを行ったものの、乗合バス利用者数は、依然として自動車への依存が高いことや市街地の拡大等を背景として、基準値を下回っており、進展遅れとなっている。

交通流対策については、平成30年3月に沖縄西海岸道路（浦添北道路）及び浦添西原線（港川道路）を暫定供用するなど、ハシゴ道路ネットワークの構築を推進しているほか、平成24年度に沖縄地方渋滞対策推進協議会で特定された主要渋滞箇所(191箇所)において、短期的な対策として、右折車線の設置等による交差点改良を行う渋滞ボトルネック対策を推進している。

これらの取組などにより、主要渋滞箇所数は、平成30年度には186か所に減少しており、目標値の達成に向けて着実に進展している。

都市と自然の共生については、県営及び市町村営の都市公園において、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向け、用地買収や園路整備、休養施設等の整備を行った。

また、県民の暮らしや活動の場となる都市の環境の向上を図り、県土の発展を推進するため、広域的な都市圏を対象にみどりの望ましい姿と実現のための方針を定めた沖縄県広域緑地計画を改定した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (H24年度)	4市町村 (H30年度)	5市町村
モノレールの乗客数	35,551人/日 (H22年度)	52,355人/日 (H30年度)	50,984人/日
乗合バス利用者数	80,745人/日 (H18年度)	72,161人/日 (H29年度)	130,274人/日
主要渋滞箇所数	191箇所 (H24年度)	186箇所 (H30年度)	181箇所
都市計画区域内緑地面積	62,536ha (H18年度)	75,056ha (H23年度)	69,013ha

(課題及び対策)

低炭素都市づくりの推進については、本県の既成市街地の多くはエネルギー消費が非効率な都市構造及び交通体系となっていることから、人・モノが効率的に行き交う低炭素都市づくりを推進する必要がある。

また、本県の地域特性を踏まえたエネルギー利用の抑制、効率化により、都市における温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。

さらに、周辺地域の開発が進み大型商業施設等の立地が見込まれることから更なる温室効果ガスの削減が必要となる。

このことから、低炭素都市づくりを推進するため、無秩序な都市の拡大を抑制し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造の形成を図るため、市町村の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導、土地利用の複合化等を促進する必要がある。

沖縄都市モノレールは公共交通の基軸として自動車から公共交通への転換を促す重要な役割を担っているが、乗客数が予測を上回るペースで増加しており、乗り残しが散見される。今後も乗客数は増加することが想定されているため、車両の輸送力増強や車両基地の一部増築など、需要に合わせた整備が必要である。

また、乗合バス利用者の減少は、自動車依存度が高いことや市街地の拡大等が課題として挙げられることから、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るほか、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組む必要がある。

都市と自然の共生については、温室効果ガスの吸収源となる森林や緑地の存在量が不足していることから、都市と自然が調和した効率的、効果的な都市構造の形成を図る必要がある。

さらに、増加傾向にある建築物からの温室効果ガスの排出量を削減するため、先導的な低炭素建築物・住宅の整備を促進させる必要がある。

このことから、自然景観に配慮した風景づくりを推進し、その取組を明確にした市町村景観計画の策定や景観条例の策定を促進する。また、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定を促進するとともに、環境保全機能を有する緑地の保全や都市緑化等を推進する必要がある。

(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造

先人達により守り伝えられてきた沖縄の文化を次世代に継承するために、県民一人ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化を支えることのできる環境づくりを推進するため、一括交付金を活用するなど、伝統文化の保全・継承、しまくとうばの普及・継承、伝統芸能の発信、文化交流の推進、沖縄空手の発信等の各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること」は22.8ポイント増加し、「県民が文化芸術にふれる機会が増加していること」は6.6ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること	16.1% (H21年県民意識調査)	38.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
県民が文化芸術にふれる機会が増加していること	25.9% (H21年県民意識調査)	32.5% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造に向けては、沖縄の風土と伝統に根ざした個性豊かな文化の形成を図るため、沖縄文化の源流を確認できる環境づくりに努める必要がある。

また、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤の形成に取り組むほか、魅力的な沖縄文化の発信・交流に取り組み、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとりと安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できる地域社会を形成する必要がある。

このため、沖縄文化の基層であるしまくとうばや伝統的な行事・食文化の保存・普及・継承に向けた取組を推進するとともに、先人の英知が刻まれた貴重な文化財を適切に保護し、後世に引き継ぐための取組を推進する必要がある。

また、伝統芸能や伝統工芸の伝承者の養成、文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実、県立芸術大学の教育機能の充実を図るなど担い手の育成を図るとともに、文化芸術創造活動を支える仕組みを充実させ、伝統芸能等を発信する新たな拠点づくりに取り組む必要がある。

さらに、高校生の海外派遣など国内外における文化交流を推進するとともに、沖縄空手会館を拠点に沖縄を発祥の地としチムグクルを育む沖縄空手を発信するなど沖縄文化を国内外に強力に発信するための取組を行う必要がある。

ア 沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり (成果等)

沖縄の地理的特性や歴史過程を経て醸成された固有の文化や歴史的遺産、伝統的な生活様式等の独自の価値を再認識できるよう、沖縄文化の源流を確認できる環境を構築するための取組を行った。

しまくとぅばの保存・普及・継承については、沖縄文化の基層であるしまくとぅばを普及継承するため、効果的な普及推進方策等について、有識者や普及団体等関係者で検討を行う「しまくとぅば普及推進専門部会」を平成25年度に設置し、10カ年の取組方針を記した「しまくとぅば普及推進計画」を策定した。

また、文化庁が開催した、危機的な状況にある言語・方言サミット等に参加し、地域の研究者や文化団体等としまくとぅば普及推進における全国的なネットワークを構築した。

さらに、県民がしまくとぅばに親しめるような環境づくりとして、県民大会や語やびら大会等を開催するとともに、普及ソングや普及ツールを作成し配付するとともに、県内でしまくとぅばの普及継承に取り組む団体等の自主的な活動を支援した。

あわせて、平成29年度には、沖縄県文化協会への委託により、「しまくとぅば普及センター」を設置し、各関係団体との連携のもと、各地域での人材育成講座や出前講座などを実施した。

学校教育においては、教員の指導力向上のため、県立総合教育センターにおいて、「うちなーぐち指導実践講座」等を開催するとともに、教員が授業で直接指導する際に活用できるよう、平成26年度に副読本「高校生のための郷土のことば」を県立学校77校に配付した。

また、平成27年度には「しまくとぅば読本」を県内の全小学校5年生、全中学校2年生に配付するなど、しまくとぅば教育推進のための環境整備を行った。

さらに、各学校における独自の取組として、運動会や学芸会等の学校行事やクラブ活動等にしまくとぅばを取り入れ、しまくとぅばに触れる機会を創出する取組を行った。

あわせて、地域のしまくとぅばを話せる人材を、国語や総合的な学習の時間等を中心にボランティアとして活用するなど、しまくとぅばを次世代へ継承する取組を行った。

これらの取組などにより、県民の「しまくとぅば」に対する気運醸成は一定程度図られているものの、しまくとぅばを聞く機会や話す機会が減っていることなどから、しまくとぅばを挨拶程度以上、話す人の割合は、8.2ポイント低下し、進展が遅れている。

伝統行事の伝承・復元については、平成28年度に「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画（沖縄食文化創生プロジェクト）」を策定し、沖縄の伝統的な食文化の普及啓発活動を担う「琉球料理传承人」を46人育成するなど、沖縄の伝統的な食文化の保存・普及・継承に取り組んだ。

また、沖縄県各地で収録された方言による伝承話音源3万3,000件のデータベース構築及び優良民話のデジタル動画コンテンツの制作・公開を行い、伝承話に関する調

査研究につなげるとともに、子供から大人まで楽しく鑑賞できるようにし、無形文化遺産のひとつである伝承話資料の保存・継承・活用に取り組んだ。

このほか、豊年祭等、各地の伝統行事を保存・伝承するため、市町村や実行委員会、保存会等が実施する各種調査や映像記録の作成に要する経費を一部助成した。

文化財の適切な保全については、貴重な文化財を継承していくため、文化財の調査を始め、保存・活用、貴重な歴史史料の編集・刊行等に取り組んだ。

指定文化財の適切な保存・活用については、保存会等が行う無形文化財（芸能、工芸等）の記録作成を支援し、国選定保存技術「結髪」の映像記録集「きからじの世界（小波則夫）」等の映像記録を作成した。

また、組踊、琉球舞踊、琉球歌劇等の無形文化財を鑑賞する機会が少ない県内児童生徒を対象とする鑑賞会を行うとともに、ワークショップ等を開催したことで児童生徒の関心を高めることができた。

さらに、記念物の保存・活用のため、国指定・県指定の史跡・名勝において、城跡の石垣や石畳道の修復工事、芝張り等の植栽工事、案内板等の設置工事等を実施した。

これらの取組などにより、史跡等への訪問者数は、整備が進むにつれ増加し、基準値の327.7万人から平成30年度には401.9万人となり、現時点で目標値を達成している。

文化財の指定については、平成30年5月には、新たな文化財として史跡「田名グスク」の指定を始め、無形文化財（芸能）の「沖縄伝統音楽野村流」、「沖縄伝統音楽安富祖流」、「沖縄伝統音楽箏曲」、工芸技術「琉球漆器」の保持者が追加認定された。

これらの取組などにより、文化財の指定件数は、基準値の1,345件から平成30年度には1,413件となり、目標値の達成に向けて進展している。

埋蔵文化財の調査については、駐留軍用地跡地の利用に伴う分布調査として、宜野湾市西普天間住宅地区の確認調査を行い、埋蔵文化財の分布状況を把握した。

また、南城市サキタリ洞遺跡や石垣市白保竿根田原洞穴遺跡の発掘調査を行うことにより、2万年前の保存状態が良好な旧石器人骨を発見し、日本人の起源を知る上で重要な成果を得た。

これらの調査成果の発信を目的とした展示会、講座、遺跡見学会等のイベントを実施し、平成30年度までに10万7,900人を超える参加者を集め、貴重な文化財を広く周知する機会を創出した。

戦災文化財の復元については、円覚寺跡保存整備事業を実施しており、現在、三門の復元に向け計画的に作業を進めている。

国外に所在する沖縄関係文化財の調査については、福建省において福建師範大学やその他地域で管理されている琉球人墓碑を調査し、平成24年度から27年度までの間に47基の大きさや表面の文字情報などのデータを収集することができた。

このほか、琉球王国文化遺産の集積・再興のため、平成27年度から琉球王国の崩壊や先の大戦で失われた琉球王国時代の美術工芸品の模造復元を行った。復元品とその

過程で得られた知見を県民や工芸品製作者等へ公開し、琉球王国文化への認識を深める取組を行うとともに、当時の手わざの調査研究及びその伝承に取り組んだ。

史料の編集・刊行については、先人達の多様な歩み、成果を現在及び未来へ提供するための基礎資料として「沖縄県史」及び約500年にわたる外交関係往復文書「歴代宝案」を編集・刊行している。

平成28年度には、「歴代宝案校訂本」全15冊の刊行を終え、平成29年度には「沖縄県史 各論編 沖縄戦」を刊行し、それぞれシンポジウムを開催し、沖縄の歴史に対する県民の関心を高めることができた。

また、資料の保存と今後の公開に向けてデジタル化を行っている。

貴重な歴史的資料である琉球政府文書の適切な保存については、資料の劣化度に応じて紙力強化等の修復措置を施し、平成30年度末までに約9万6千簿冊のデジタル化を行い、約1万7千簿冊をインターネットで公開することにより、これまで公文書館の利用が困難であった離島や遠隔地における資料の閲覧が可能となった。平成30年度はインターネット閲覧件数が約2万4千アクセスであり、多くの県民等に利用されている。

さらに、戦後の米国統治下(琉球政府時代)の資料として米国国立公文書館に所蔵されている沖縄に関する写真や動画を収集する取組を進めており、平成30年度までに約6千点を収集した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
しまくとぅばを挨拶程度以上、話す人の割合	58% (H25年度)	49.8% (H30年度)	82%
市町村文化協会会員数	12,854名 (H23年度)	15,295名 (H30年度)	20,000名
史跡等への訪問者数	327.7万人/年 (H22年度)	401.9万人/年 (H30年度)	390.0万人/年度
文化財の指定件数	1,345件 (H23年度)	1,413件 (H30年度)	1,450件

(課題及び対策)

しまくとぅばの保存・普及・継承については、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承することは極めて重要であるが、その語り手が徐々に少なくなっており、しまくとぅばを聞く機会や話す機会が減っている。

このことから、中核的機能を担う「しまくとぅば普及センター」を活用し、関係機関が連携することで、保存・普及・継承に向けた取組をより一層推進する必要がある。

伝統文化である空手の保存・継承を確実にを行うためには指導者・後継者の育成を図るとともに、沖縄県民が空手に接する機会を創出する必要がある。沖縄県内において

は中学校で8割以上、高等学校で約5割の学校が空手を体育科目に採用しているが、今後は感性を育む大切な時期である幼少期において伝統文化に慣れ親しむ観点から小学校においても運動会や学習発表会、自由時間等を活用して沖縄空手を体験する機会を設ける必要がある。また、沖縄空手会館を遠足等の野外学習の場として積極的に利用し沖縄空手を見て・触れて・体感する取組を推進する必要がある。

伝統行事の伝承・復元については、各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事を始め伝統的な生活文化が徐々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少してきているため、これら伝統行事等の伝承・復元等に向けて取り組む必要がある。

中でも、沖縄の伝統的な食文化は、若い世代を中心とした伝統料理離れが進み失われつつあるため、保存・普及・継承を図り次世代へ継承するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組む必要がある。

文化財の適切な保全については、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を始め、沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財を適切に保護し、後世に引き継いでいく必要がある。

イ 文化の担い手の育成 (成果等)

ユネスコ無形文化遺産である組踊などの沖縄の伝統文化を次世代に継承するため、沖縄文化を担う後継者を育成するとともに、豊かな感性と創造性をもった人材育成に取り組んだ。

伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者の養成については、保存会等が行う後継者育成のための若手実演家・技術者を対象とした実技研修等に要する経費を一部補助するとともに、実技研修を効果的に実施できるよう研修規模や研修内容の見直しに関する助言を行った。

このことにより、保存会等が高度な技術や芸能の伝承を効率的に行うことができるようになり、伝承者の養成及び国・県指定無形文化財（芸能、工芸）の保存・承継へとつながった。

これらの取組などにより、伝承者養成・技術錬磨事業における伝承者養成数（累計）は、基準値の1,519人から平成30年度には1万1,194人となり、目標値を達成見込みである。

創造的芸術文化の発展を担う人材の育成については、文化芸術の鑑賞機会・公演機会や県立芸術大学の教育機能の充実を図るための取組を行った。

文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実については、国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術の感動を体感できる環境づくりを行うため、離島を含む県内各地域において、重要無形文化財保持者による舞台公演や芸術性の高いクラシック音楽の鑑賞機会を提供するための取組を行った。

また、県民の多様な文化芸術活動の奨励及び鑑賞機会の提供を目的に開催している沖縄県芸術文化祭において、公募展を実施し、本展と併せて各市町村や団体等が実施する行事等を連携事業として開催するとともに、広報活動等を展開するなど全県的に

文化芸術の機運を高めるための取組を行った。

これらの取組などにより、沖縄県芸術文化祭参加者数は、基準値の6,290人から平成30年度には8,090人となり、目標値の達成に向けて進展は遅れているものの、参加者は増加している。

さらに、伝統芸能等の若手実演家を育成するため、国立劇場おきなわにおいて、若手実演家による伝統芸能公演の開催を支援し活躍の場を提供した。伝統芸能公演における集客率の向上を図るため、伝統芸能を県民等がよりわかりやすく鑑賞できるよう、演目の前に内容や見所の解説を行った。

あわせて、離島・へき地の児童生徒に対して、国内有数の芸術団体による舞台芸術鑑賞機会を提供した。公演の開催に当たっては、児童生徒が関心を持つよう実技指導などのワークショップを行ったことで、児童生徒の豊かな感性を育むことができた。

これらの取組などにより、文化庁等提供事業芸術鑑賞児童生徒数は、1万人前後で推移しており、基準値の1万1,834人から平成30年度には1万1,881人となり、基準年より増加しているものの進展遅れとなっている。

県立芸術大学の教育機能の充実については、平成25年度に美術工芸学部及び音楽学部の全ての学生を対象にアートマネジメント関係の講座を開設し、文化芸術を様々な視点からプロデュースする人材の育成に取り組んだ。平成28年度からは、新たに音楽学部にもアートマネージャーの育成を目的とした音楽文化専攻を設けた。

また、大学院修士課程修了以上の研究実績を有する等一定の要件を満たし、研究活動の継続を希望する卒業生を附属研究所共同研究員として受け入れることで、研究活動を支援するとともに、学生が自らの進路をデザインするカリキュラムを設置するなど、芸術家としての自立を促す芸術大学のインキュベーション機能を強化した。

さらに、教員を対象に学生の就職・進路支援のあり方について学ぶキャリアカウンセリング研修を実施するとともに、文化芸術関係の企業を招いての合同企業説明会を開催した。

これらの取組などにより、県立芸術大学卒業生の就職率(起業含む)は、基準値の58.0%から平成31年3月卒においては67.3%となり、目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
伝承者養成・技術錬磨事業における伝承者養成数(累計)	1,519人 (H23年度)	11,194人 (H30年度)	15,301人
沖縄県芸術文化祭参加者数	6,290人 (H22年度)	8,090人 (H30年度)	10,000人
沖縄県高等学校総合文化祭、中学校総合文化祭等への参加者数	11,600人/年 (H23年度)	12,199人/年 (H30年度)	12,500人/年
文化庁等提供事業芸術鑑賞児童生徒数	11,834人 (H23年度)	11,881人 (H30年度)	13,000人
県立芸術大学卒業生の就職率(起業含む)	58.0% (H23年度)	67.3% (H31年3月卒)	65%

(課題及び対策)

伝承者の養成については、若い世代の伝統文化に対する関心が低下しており、伝統文化の後継者が不足しているため、伝統芸能や伝統工芸の技術や技芸の修練と研鑽を支援するなど、伝承者養成に長期的・継続的に取り組む必要がある。

文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実については、子どもたちを始め多くの県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会が十分ではないため、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりが必要である。

県立芸術大学の教育機能の充実については、アートマネジメントなど芸術に関連した分野への就業又は起業を促すカリキュラムの設置などにより、教育機能を充実していくことが求められている。

ウ 文化活動を支える基盤の形成

(成果等)

沖縄独自の歴史が育んできた文化の保全・継承や芸術文化創造活動等を持続可能なものとするため、社会全体で文化活動を支える基盤を形成するための取組を行った。

文化活動を支える基盤の形成については、文化芸術活動拠点の活用・充実を図るため、博物館・美術館において、調査研究や資料収集を進めるとともに、展覧会や文化講座、学芸員講座、バックヤードツアー等を開催した。

また、博物館・美術館の魅力を高めるため、館内に電子看板やタブレットを設置したことで利用者の利便性が向上したほか、博物館常設展示室の展示改善や沖縄近現代美術史デジタル年表の作成、スマートフォン等による展覧会情報の発信を強化するなど、県民等が訪れやすい環境づくりを行った。

これらの取組などにより、県立博物館・美術館の入場者数は、基準値の45万2,502人から平成30年度には50万4,894人となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、国立劇場おきなわを活用し、伝統技能保持者の活躍の場を提供することで、若手実演者の育成を図るとともに、県民が伝統文化に触れる機会を創出した。

これらの取組などにより、国立劇場おきなわの入場者数は、基準値を下回っているものの、6万人前後で推移している。

あわせて、地域の文化資源を活用した文化・芸能団体の活動の持続的発展を図るため、団体等が開催する文化イベント等を支援した。

加えて、文化芸術の有識者や専門人材の目利きのもとで、支援する活動の選定や事後評価に基づく助言指導等を行う「アーツカウンシル機能」を取り入れた支援体制を構築するなど、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組んだ。

これらの取組などにより、県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数は、基準値の14万9,527人から平成30年度には、文化芸術関連イベント111件に対し支援（後援）を行ったところ、16万7,671人となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、平成21年3月に閉館した県立郷土劇場に代わる施設のあり方について検討を行い、国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する計画を取りまとめた。現在、当該計画を踏まえ、浦添市をはじめとする関係機関と施設整備場所について協議を継続している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県立博物館・美術館の入場者数	452,502人 (H22年度)	504,894人 (H30年度)	500,000人
国立劇場おきなわの入場者数	62,497人 (H23年度)	58,417人 (H30年度)	64,000人
県が支援した文化芸術関連イベントの 来場者数	149,527人 (H23年度)	167,671人 (H30年度)	147,000人
県文化協会加入率	63.4% (H23年度)	65.8% (H30年度)	70.7%

(課題及び対策)

文化活動を支える基盤の形成については、県内には伝統芸能の実演家やアーティストが活躍できる場が少なく、その力が生かしきれていないなど、文化芸術創造活動を支える仕組みが十分とはいえないことから、関係機関が連携し、文化芸能活動を支える仕組みを充実させる必要がある。

また、文化芸術活動の拠点となる国立劇場おきなわ、県立博物館・美術館等については、県民等が利活用しやすい環境づくりに取り組む必要があり、加えて、伝統芸能等を発信する新たな拠点づくりにも取り組む必要がある。国立劇場おきなわは、県民や観光客に対して公演プログラムの魅力を十二分に周知できていないこと等が課題として挙げられることから、広報の強化に取り組む必要がある。

地域の文化は、文化関係団体をはじめとした多様な主体の参画により支えられ発展していくことから、文化関係機関相互が連携し情報交換等を行いながら、文化の保全・継承・発展に対する県民の関心や意識を高めるなど、社会全体で文化活動を支える環境を構築する必要がある。

エ 文化の発信・交流

(成果等)

沖縄文化の発展や他文化に対する理解を育むため、多彩な沖縄文化を内外に発信するとともに、文化交流を推進するための取組を行った。

国内外における文化交流の推進については、高校生を台湾、アメリカ（ハワイ）、ドイツに派遣し、書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行った。交流先の先生や生徒達との相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることができたことで生徒達の向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながった。

これらの取組などにより、文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数（累計）は、基

準値の10人から平成30年度には535人となり、目標値を達成見込みである。

国内外における沖縄文化の発信力の強化については、沖縄空手を広く学べる機会を創出するため、指導者を海外に派遣し空手セミナーや演武公演を開催したほか、県内においては、沖縄空手国際セミナーを開催するとともに、10月25日の「空手の日」を記念して、国際通りにおいて記念演武祭を開催した。平成28年10月の演武祭においては、過去最多の3,973人による形の演武を行った。

平成29年3月には、沖縄空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに、国際大会等の開催や研修生の受入体制の強化を図り、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信するための拠点施設として、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄空手会館を供用開始した。

同年6月には、国内外から来訪する空手愛好家と町道場をつなぐ沖縄空手案内センターを沖縄空手会館内に設置するとともに、同年10月の「空手の日」においては、沖縄空手会館の特別道場で奉納演武を開催した。

これまで多くの国と地域から参加があり、「平和の武」であり守礼の心を育む沖縄空手の魅力とともに、「空手発祥の地・沖縄」を発信することができた。

これらの取組などにより、県外・海外からの空手関係者来訪数は、基準値の80人から平成30年度には7,169人となり、目標値の達成が見込まれる。

また、本県の文化・芸能を活用した観光コンテンツのプロモーションを行うとともに、海外の日本旅行情報発信サイトや旅行代理店等と連携を図り、舞台公演ガイドの多言語化を実施した。

さらに、平成30年度には、沖縄県に所在する国及び県指定文化財についてまとめた「みんなの文化財（埋蔵文化財編）」を刊行し、沖縄の歴史・文化の普及・啓発に役立てることができた。

このほか、本県文化を国内外へ発信し交流するため、文化・芸能面から沖縄の魅力を発信する取組として、海外における観光プロモーション活動と連携の上、沖縄芸能の歌舞団を海外へ派遣した。沖縄の古典舞踊や創作舞踊、地域に根付いている伝統芸能や歌舞劇などの舞台公演を実施したことで、沖縄への関心を高めることができた。

また、地理・自然・歴史・文化などのつながりから県域を越えて各分野で交流が行われている沖縄－奄美群島間において、両地域の連携・交流を更に促進するため、平成28年7月から両地域間の航空路及び航路運賃を支援し低減を図った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数(累計)	10人 (H23年度)	535人 (H30年度)	700人
県外・海外からの空手関係者来訪数	80人 (H24年度)	7,169人 (H30年度)	9,400人
県が支援した文化交流イベントの来場者数	14,960人 (H23年度)	34,419人 (H30年度)	40,000人
世界エイサー大会の来場者数	64,900人 (H23年度)	1,500人 (H30年度)	6,000人

(課題及び対策)

国内外における文化交流の推進と発信力の強化については、文化は交流により育まれ、互いの文化を理解しあうことにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動まで幅広い取組を強化していくことが必要である。

また、沖縄は魅力的な文化資源に恵まれているが、こうした文化資源の魅力を効果的に発信していくための基盤が不十分であり、郷土文化の地域間交流及び国際大会における県独自の文化プログラムの実施を図るとともに、「琉球歴史文化の日（仮称）」を制定し、沖縄文化の更なる普及、継承、発展及び発信に努めていく必要がある。

沖縄を代表する伝統文化のひとつである空手を将来に渡って確実に保存・継承していくためには、指導者及び後継者の育成を図るとともに、沖縄空手を支える道場や空手関係団体の運営基盤強化に取り組む必要がある。

また、世界に1億3千万人いるともいわれる空手愛好家を対象に、指導者派遣事業や空手の日記念演武祭、世界レベルの大会を着実に実施することにより「空手発祥の地・沖縄」をSNS等を活用して強力に発信し認知度の更なる向上を図る必要がある。

さらに、多言語に対応した沖縄空手案内センターによるコーディネートを引き続き行うほか、空手に特化した専門ガイドの育成や武道ツーリズムの造成、空手専用アプリの開発、長期滞在型宿泊施設を整備すること等により世界中の空手愛好家の受入体制の強化を図るとともに、これらの取組を通してユネスコ無形文化遺産の登録に向けた県民機運の醸成を図る必要がある。

特に、武道ツーリズムについては国も強力に推進していることから、感動体験型商品として本県の歴史と風土を重ね合わせた空手のルーツを巡るコースや体験プログラムなど沖縄空手ならではのオリジナル商品を企画開発し、空手を目的とした一般来訪者の交流人口も拡大させることにより、本県のリーディング産業である観光産業はもとより商工業等関連産業へも幅広く波及効果を高める「空手関連産業」という新たな沖縄型産業の創出を図る必要がある。

(5) 文化産業の戦略的な創出・育成

伝統工芸産業の持続的な成長発展を図るとともに、沖縄の個性豊かな文化資源の戦略的な産業利用を促進し、新たな成長産業として育成することにより、文化振興と産業振興が相乗効果を生み出す環境を整備するため、一括交付金（ソフト）を活用するなど、文化財等を活用した風景づくり、伝統工芸産業の継承・発展、文化産業を支える人材の育成等の各種施策を展開した。

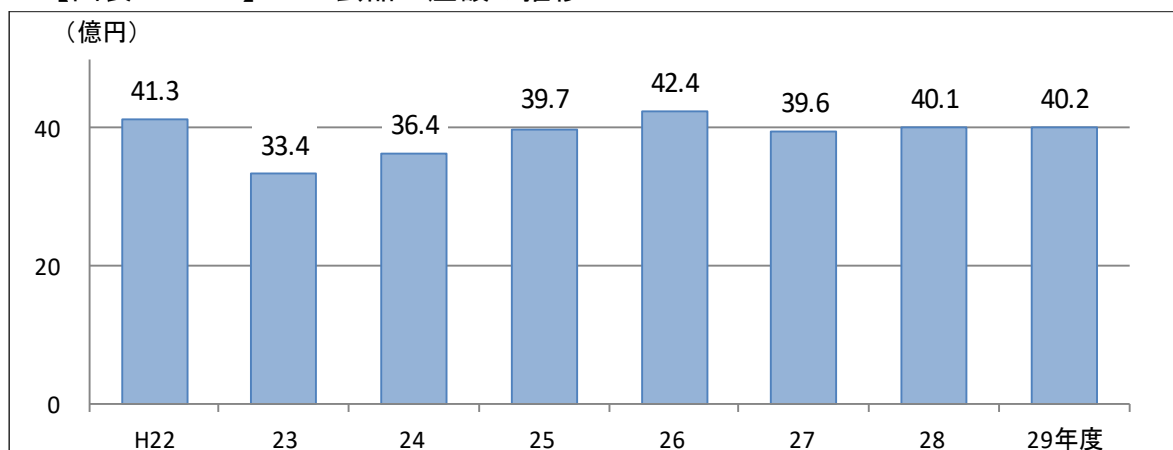
【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること」は3.1ポイント増加し、県民満足度は向上している。「工芸品生産額の増加」は、基準年と比較し、1.1億円減少し、40.2億円となっている。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること	25.6% (H24年県民意識調査)	28.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
工芸品生産額の増加	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	65.0億円

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-1-5-1】 工芸品生産額の推移

文化産業の戦略的な創出・育成に向けては、地域文化資源の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高める必要がある。

また、文化資源や芸能人材を活用した文化コンテンツを創出し、産業化を促進する必要がある。

このため、県内を始め県外・国外との相互交流を推進するなど地域外からの再評価

・発掘を促進するとともに、文化財等を活用した歴史的風景と調和する風景づくりを推進するなど地域文化資源の特性に応じたまちづくりに取り組む必要がある。

また、伝統工芸事業者等の経営基盤の強化や安定した製品供給体制の確立に取り組むとともに、感性型製品の開発や振興拠点施設の整備に取り組む必要がある。

さらに、文化産業を支える人材の育成や創作活動拠点の整備、資金供給システムの整備など文化コンテンツ産業の振興を図る必要がある。

ア 文化資源を活用したまちづくり

(成果等)

沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源を再評価するとともに、これらを最大限活用して文化の薫り高いまちづくりを推進するための取組を行った。

文化資源を活用したまちづくりについては、地域文化資源の発掘及び相互交流を推進するとともに、地域文化を活用したまちづくりの促進に取り組んだ。

地域文化資源の発掘及び相互交流の推進については、地域の伝統行事等の保存継承や活用を図るため、文化公演を開催し、地域の伝統行事の発信及び活性化を図るとともに、地域の伝統芸能を1所に集め、国立劇場おきなわで披露する公演を行い、他地域との比較や交流を行った。

また、県内各地で開催されている様々な伝統芸能・地域行事をはじめとした文化関連イベント情報を一元化し、情報発信ツールとしてWebサイトを開設した。

これらの取組などにより、伝統行事の伝承・復元等に関する公演等の入場者数（累計）は、平成30年度には5,258人となり、目標値の達成が見込まれている。

このほか、地域文化の掘り起こしを図るため、文化行政連絡会議において、県や民間団体等が実施する助成事業の活用を促したところ、市町村と文化関係団体の連携による、演劇やダンス、シンポジウム、展示会等趣向を凝らした文化芸術イベントが増加した。

地域文化を活用したまちづくりの促進については、文化の社会貢献に関するシンポジウム等の開催支援を行うとともに、沖縄らしい文化的な歴史遺産、風土自然と共生する憩いの場を創出する公園整備に取り組んだ。

また、技術者の育成及び古民家の保全・再生・利用の促進を目的に、沖縄の伝統木造住宅等文化的建造物の保存修理等を紹介するシンポジウムを開催した。シンポジウムの参加人数は平成25年度の172人から平成30年度の215人と年々増加傾向にある。

これらの取組などにより、県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数は、基準値の521人/年から平成30年度には15,375人/年と大幅に増加しており、目標値を達成している。

このほか、文化芸術団体の特色ある文化資源を活用した事業に対して支援を行ったことにより、各地域がもつ文化資源の再発見へとつながり、地域が誇りを持って地域資源を効果的に活用したまちづくりを行うことに寄与した。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
伝統行事の伝承・復元等に関する公演等の入場者数(累計)	0人 (H23年度)	5,258人 (H30年度)	6,021人
県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数	521人/年 (H23年度)	15,375人/年 (H30年度)	13,000人/年

(課題及び対策)

地域文化資源の発掘及び相互交流の推進については、文化資源は人々を魅了し惹きつける力を持っているが、こうした文化資源の持つ様々な価値や魅力に地域の人々が気づかないことも少なからずあるため、地域外との交流を通じて地域文化の掘り起こしを図っていく必要がある。

地域文化を活用したまちづくりの促進については、県内では、一部市町村においてエイサーや地域の食文化を活用した地域づくりが進められているが、更なる地域活性化を目指し、地域の個性豊かな文化資源を取り入れたまちづくりの取組を推進することが必要である。

**イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興
(成果等)**

長い歴史・風土の中で培われてきた染織物、陶器、漆器などの伝統工芸品の技術・技法を継承するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、生産基盤の強化や消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発、新たな販路開拓等を促進するための取組を行った。

伝統工芸産業の継承・発展については、伝統工芸を継承し、持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、後継者等人材の育成や二次加工技術者の養成として、産地組合が実施する後継者育成事業に対する支援や、高度な技術者を養成するための研修事業の実施、工芸縫製品等の製造技術者の養成など、多様な工芸人材を育成した。

また、県工芸士の認定や織物検査事業に取り組むことにより、工芸品製造者の生産意欲向上や伝統工芸品の品質の維持、ブランド力の向上に寄与するとともに、原材料安定確保の仕組みづくりのため、関係機関との連携や情報集積に取り組んだ。

感性型ものづくり産業の育成については、現代のニーズに対応した工芸製品の開発を支援するため、工芸事業者に対し、流通やマーケティング、試作品開発、販路開拓等に関する支援を行うとともに、本県の工芸品を活用した工芸縫製品、金細工製品を製造する技術者を養成するため、技術講習会を実施した。

また、工芸技術に関する試験研究を実施し、その成果を工芸産地や関連事業所へ移転することで、生産技術の向上、新商品開発の検討、製品の品質向上に寄与した。

これらの取組などを行ったものの、工芸品生産額は、工芸品の製造に必要な良質な原材料の不足と後継者不足などから、平成29年度は40.2億円と進展遅れとなっている。

工芸産業従事者数は、基準値の1,707人から平成29年度には1,791人となり増加しているが、進展遅れとなっている。

従事者一人当たりの工芸品生産額は、平成29年度は2,244千円となり、進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
工芸品生産額	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	65.0億円
工芸産業従事者数	1,707人 (H22年度)	1,791人 (H29年度)	2,000人
従事者一人当たりの工芸品生産額	2,422千円 (H22年度)	2,244千円 (H29年度)	3,300千円

(課題及び対策)

伝統工芸産業の継承・発展について、本県の多様で豊かな伝統工芸を継承・発展させていくためには、技術・技法の継承と高度化、後継者の育成、原材料の安定確保、販路の開拓等が必要であるが、工芸事業者等の経営基盤は脆弱であり、独自で対応することが困難な状況にある。

このことから、伝統工芸事業者や産地組合の経営基盤の強化、製造技術の向上や工程の見直し等による安定した製品供給体制の確立等に取り組む必要がある。

感性型ものづくり産業の育成について、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるためには、ブランド戦略の構築やICTを活用した情報発信の強化、消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発や振興拠点施設の整備が求められている。

このことから、産地と試験研究機関等との連携による製品開発力の強化を図るとともに、伝統工芸産業の中核施設の整備を推進する必要がある。

ウ 文化コンテンツ産業の振興

(成果等)

沖縄の個性豊かで多様性のある文化資源や芸能人材を活用し、その魅力を最大限に生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図るための取組を行った。

文化コンテンツ産業の振興については、文化資源を活用した新たな観光コンテンツを創出するため、舞台公演の観光コンテンツとしての定番化に向け、ブラッシュアップを図るとともにプロモーションや情報発信に取り組んだほか、組踊りをはじめとする沖縄の伝統芸能を活用した修学旅行及びMICEメニューの開発等を実施した。

これらの取組を通じ、舞台公演の演出家の掘り起こしや文化団体の担当職員等の育成につながるとともに、国際的な演劇祭で披露した沖縄芸能公演が高い評価を得たことにより沖縄への関心が高まった。

また、文化資源を活用した新産業を創出するため、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。

沖縄本島や離島を舞台に撮影された映画が、国内航空路線や海外TVでも放映されたことで、沖縄への興味や関心を喚起し、観光誘客を促進するとともに、県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成にもつながった。

さらに、県内の団体等が行う文化資源を活用した取組やアーツマネジメントを含め広く沖縄文化の継承者を育成するなど、これまで155件の取組に対し支援を行った。

これらの取組などにより、文化コンテンツ関連産業事業所数は、基準値の257事業所から平成28年度には261事業所となり、目標値を達成している。

また、観光客の「文化観光」の比率は、基準値の10.8%から平成29年度には11.8%となり、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
文化コンテンツ関連産業事業所数	257事業所 (H21年度)	261事業所 (H28年度)	258事業所
県が支援したビジネスの事業化件数 (累計)	3件 (H23年度)	21件 (H30年度)	30件
観光客の「文化観光」の比率	10.8% (H24年度)	11.8% (H29年度)	30.0%
観光客の「娯楽・入場費」の消費単価	7,831円 (H22年度)	6,485円 (H29年度)	9,000円

(課題及び対策)

文化コンテンツ産業の振興については、本県には、琉球舞踊や空手などの世界に誇る優れた文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めていることから、文化資源の多くを観光をはじめとする産業化につなげる必要がある。

このことから、事業の自走化促進が図れるよう、人材の育成及びビジネスを支える総合的な環境の整備が必要である。

また、文化の産業化に当たっては、守るべき伝統文化を大切に継承しつつ、エンターテインメント性など新たな魅力が備わった文化コンテンツを創造し、伝統文化と新しい文化が相乗効果を生み出していくことが重要である。

(6) 価値創造のまちづくり

先人たちが創り、守り、育ててきた沖縄らしい風景を県民共有の財産として、次世代に引き継ぐとともに、人々を惹きつける魅力的なまちづくりを目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「自分の住む町の景観、町並みが美しいこと」が8.2ポイント、「公園や親しめる自然などがまわりにあること」が2.5ポイント増加し、県民満足度は向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
自分の住む町の景観、町並みが美しいこと	30.1% (H21年県民意識調査)	38.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
公園や親しめる自然などがまわりにあること	43.3% (H21年県民意識調査)	45.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

価値創造のまちづくりについては、沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める礎にするとともに、花と緑にあふれる潤いある県土の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進する必要がある。

このため、良好な景観創出のための仕組みづくりや景観資源の保全・再生・利用を図るとともに、県民一体となった全島緑化、都市、道路、郊外及び農山村の緑化を推進する必要がある。

ア 沖縄らしい風景づくり

(成果等)

自然、歴史、伝統文化に育まれた地域の景観資源を保全・再生し、それを最大限生かした個性豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景づくりを目指し、景観創出や景観資源の保全等に関する取組を行った。

良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村の景観行政団体（景観計画の策定等風景づくりの主体となる行政機関）への移行促進のため、勉強会や研修会を開催し、担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組むとともに、景観法に基づく手続や良好な地域景観の形成に係る助言等を行った。

これらの取組などにより、市町村景観行政団体数は、平成23年度の21団体から平成30年度の34団体へと増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、公共事業における景観評価システムについては、平成29年度から本格的に運

用を開始した。さらに、景観に配慮した土木・建築技師の人材育成のため、専門家等による研修会を実施した。

これらの取組などにより、景観アセスメント数は45件（平成30年度）となり目標値の達成に向けて進展している。

景観資源の保全・再生・利用については、都市景観の向上や観光振興のため電線類を地中化する無電柱化に取り組んだ。これまで無電柱化推進計画の合意路線を対象に無電柱化を実施していたが、平成24年度以降は一括交付金を活用し要請者負担方式も併せて実施している。

これらの取組などにより、無電柱化整備延長は平成30年に154.7kmとなり、目標値を達成する見込みである。

また、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るため、国場川・小波津川などの19河川にて自然環境に配慮しつつ護岸工事等の整備を行った。

これらの取組などにより、自然環境に配慮した河川整備の割合は平成30年度に67.8%となり、目標値の達成に向けて着実に進展している。

さらに、各地域が有する自然、歴史、風土等を生かした沖縄らしい良好な景観の形成に向けて、歴史景観と調和する都市公園の整備や古民家の保全・継承等の取組を行った。

都市公園の整備については、効果の早期実現のため、一部完成した公園の部分的な供用にも取り組んだが、地権者等との調整や文化財の発掘調査などの影響もあり、歴史景観と調和する都市公園の供用面積が、平成22年度の基準値 32.0haより増加しているものの、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
市町村景観行政団体数	21団体 (H23年度)	34団体 (H30年度)	41団体
景観地区数	3地区 (H23年度)	8地区 (H30年度)	24地区
景観アセスメント数	0件 (H23年度)	45件 (H30年度)	80件
無電柱化整備延長(良好な景観形成)	109km (H23年)	154.7km (H30年)	173.2km
自然環境に配慮した河川整備の割合【再掲】	63.2% (H23年度)	67.8% (H30年度)	70.2%
景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (H23年度)	9,693m (H30年度)	10,080m
歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (H22年度)	35.0ha (H30年度)	56.9ha

(課題及び対策)

良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村や地域住民が方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が必要である。

また、沖縄らしい風景づくり、景観形成を推進するに当たっては、良質な公共空間の創出により地域の景観形成を先導するとともに、良好な景観形成に資する専門的な知識を有する人材育成や技術開発を行う必要がある。

景観資源の保全・再生・利用については、観光地や市街地において、電柱等が景観形成を阻害していることから、無電柱化の推進が必要である。

また、河川や海岸などの水辺環境においては、水と緑の貴重な空間や憩いの場としてのニーズが高まっていることに加えて、景観を構成する重要な要素であることから、これらに配慮した良好な水辺環境・景観の創出が必要である。

さらに、景観を形成する古民家、集落は都市化や老朽化などで失われつつあるため、古民家等の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等が必要である。

イ 花と緑あふれる県土の形成**(成果等)**

亜熱帯の特性を生かした花や緑であふれる魅力的な県土の形成、潤いと安らぎある「緑の美ら島」の創生を目指し、都市緑化や郊外・農山緑化など、効率的かつ総合的に緑化の取組を行った。

県民一体となった全島緑化の推進については、地域住民等との協働による緑化を推進するため、沖縄県植樹祭、緑化コンクール、緑の少年団育成等による普及啓発や企業・学校・自治会・市町村等への花苗の提供、地域住民等による「花と緑の名所づくり」への支援、市町村・企業等の緑化活動による二酸化炭素の吸収量を評価・認証する「沖縄県CO₂吸収量認証制度」を実施した。

これらの取組などにより、県民による緑化活動件数は、平成23年度の55件から平成30年度の62件と7件増加しており、目標値を達成する見込みである。

都市、道路、郊外及び農山村の緑化については、地元自治会、関係者等とも協力しながら円滑な都市公園整備に努め、さらに一部完成した公園では部分的な供用開始に取り組んだ。

しかし、都市計画区域における一人当たりの都市公園面積については、計画区域内の人口が増加していることなどから、ほぼ横ばいにとどまっており、目標値の達成状況は進展となっている。

また、主要道路の沿道等におけるアメニティ空間を創出するため、国際通りや首里城等の観光地へアクセスする道路に加え、平成30年度までに主要道路285kmにわたって緑化・植栽管理を実施しており、目標値を達成する見込みである。

その他、郊外及び農山村等の緑化として、県民の森や平和創造の森公園の施設整備、維持管理等に取り組んだ。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県民による緑化活動件数	55件 (H23年度)	62件 (H30年度)	65件
都市計画区域内緑地面積 【再掲】	62,536ha (H18年度)	75,056ha (H23年度)	69,013ha
都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人 (H22年度)	10.9㎡/人 (H29年度)	11.2㎡/人
主要道路における緑化延長	0km (H23年)	285km (H30年)	300km

(課題及び対策)

県民一体となった全島緑化の推進については、行政のみならず、地域住民、企業等との協働による県民一体となった緑化を推進するとともに、沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用した、それぞれの地域にふさわしい緑地の創出が必要である。

都市、道路の緑化については、主要な道路及び観光地へのアクセス道路等の沿道空間において、道路緑化及び植栽管理強化による沖縄らしい風景の創出や沿道等の周辺環境に配慮したアメニティ空間を創出する必要がある。また、郊外及び農山村の緑化については、良好な自然環境、営農環境と調和を図りながら、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の整備を行う必要がある。

(7) 人間優先のまちづくり

すべての人にとって暮らしやすさを実感できる沖縄を実現するため、身近な場所で充実した活動ができる生活圏の形成や交通弱者に配慮した交通手段の確保など、人に優しいまちづくりを推進するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「公共交通機関が利用しやすいこと」が、市街地の拡大による人口の分散化や渋滞によるサービス水準の低下等もあり0.9ポイント減少し、「身近な場所に生活に必要な施設（商業施設、医療施設など）があること」が、大型商業施設の出店に伴う既存商店街の衰退等もあり4.4ポイント減少し、県民満足度は低下した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
公共交通機関が利用しやすいこと	40.8% (H21年県民意識調査)	39.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
身近な場所に生活に必要な施設(商業施設、医療施設など)があること	61.1% (H21年県民意識調査)	56.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

人間優先のまちづくりについては、高齢者や障害者を始め、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせる環境づくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組む必要がある。

このため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、安全で快適な生活環境の創出や住民参加のまちづくりの推進、基幹的な公共交通システムの導入や公共交通利用環境の改善などに取り組む必要がある。

ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進 (成果等)

高齢者や障害者を始め、誰もが安全かつ安心して暮らせるよう、人に優しいまちづくりを目指して、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入に取り組んだ。

ユニバーサルデザインの導入については、高齢者や障害者等を始め、すべての人が安心して生活し、社会参加ができる地域社会を実現するため、多数の者が利用する公共施設等におけるバリアフリー化を促進した。

これらの取組などにより、沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数（累計）については、平成30年度までに1,406件となっており、目標値の達成に向けて進展している。

また、県営住宅のバリアフリー化については、県営住宅を建て替える際、沖縄県公

営住宅等の整備に関する基準を定める条例により室内の段差解消、便所や浴室の手すり設置等を行っているため、県営住宅のバリアフリー化率は平成22年度の22.8%から平成30年度は29.0%と改善が進んでおり、目標達成見込みである。

さらに、都市公園のバリアフリー化については、地元自治会、利用者等の協力も得ながら、公園内施設におけるバリアフリー化の優先度を勘案し整備を推進したことで、都市公園のバリアフリー化率は平成22年度の25.6%より増加している。しかし、経年劣化の著しい施設や危険度判定調査等で改善が必要と判断された施設の整備も並行して行っているため、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

あわせて、日常生活や社会参加を困難にする障害の除去を図るため、手話通訳者等養成研修、手話通訳者や盲ろう者向け通訳介護員の派遣等を実施したほか、観光バリアフリーに対する意識啓発等を図るため、沖縄観光バリアフリーセミナーを開催した。外国人観光客が利用しやすい環境づくりとしては、「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール」の策定など、市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援した。

このほか、公共交通機関のバリアフリー化については、交通弱者を含む全ての人が利用しやすい環境づくりのため、乗降性に優れるノンステップバスを導入した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数(累計)	518件 (H23年度)	1,406件 (H30年度)	1,800件
全住宅のバリアフリー化率	32.5% (H20年度)	31.5% (H25年度)	48.7%
県営住宅のバリアフリー化率	22.8% (H22年度)	29.0% (H30年度)	30.4%
都市公園のバリアフリー化率	25.6% (H22年度)	30.1% (H29年度)	39.4%
バリアフリー化のための浮き桟橋設置港湾数	20港 (H23年度)	23港 (H29年度)	27港
ノンステップバス導入率	1.3% (H22年度)	70.1% (H29年度)	70.0%

(課題及び対策)

ユニバーサルデザインの導入について、まちづくりにおいては、バリアフリー化にとどまらず、女性の社会参加や児童の人権尊重、増加する外国人への配慮等への対応として、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づくりが求められている。

また、沖縄県福祉のまちづくり条例施行により、新しい施設のバリアフリー化は進

んでいるが、施行以前に整備された施設及び日常生活で利用する小規模施設はバリアフリー化が未了である施設が残っている。また、住宅から施設、施設から施設の線（経路）や施設を含む面（まち）のバリアフリー化が課題となっている。

このため、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、観光地、建築物、道路、公園、公共交通機関などの施設を整備する必要がある。

イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進 （成果等）

歩いて暮らせる環境の創出を目指して、安全で快適な生活環境の創出や住民参加のまちづくりの推進に関する取組を行った。

安全で快適な生活環境の創出については、公共施設の整備や防災機能の改善によって都市機能の更新を図るため公園整備を行った。それにより都市公園は増加しているものの、市街地等の人口が集中している区域（D I D地区）の広がりが大きいため、歩いて行ける身近な都市公園（街区公園）箇所数は、平成29年度 3.0か所/100haと基準値より下回っており、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

また、歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりのため、平成25年度に指定された事故危険箇所の整備や防護柵の設置、滑り止め舗装等の交通事故対策を行い、交通安全の確保・向上を図るとともに、国道449号（名護市屋部地内）や、県道12号線（読谷村喜納）等の歩道未整備箇所や狭あい箇所、通学路等において歩道の整備を行った。その結果、事故危険箇所の年間事故発生件数は、平成24年の22件から平成28年は9件と13件減少しており、目標値を達成している。

さらに、快適な歩行空間を確保するため、道路の緑化や除草等の適切な管理を行うとともに、無電柱化整備を推進した。これらの取組などにより、無電柱化整備総延長は、平成30年度に154.7kmとなり、目標値を達成する見込みである。

あわせて、効果的な都市機能の更新を図るため、地権者から土地の一部を提供してもらい、道路、公園等の公共施設を整備する「土地区画整理事業」を行った。これにより、良好な宅地の利用増進、健全な市街地形成が図られた。

市街地再開発事業では、密集した老朽建築物を除去し、高度利用及び共同化による耐火建築物や道路等の整備改善、防災機能の確保、都市機能の更新を図るため、平成27年度から山里第一地区（沖縄市）の整備に着手し、平成30年4月には「パーチェ山里」が完成した。

同様の問題を抱える農連市場地区（那覇市）においても、平成28年12月に学校棟、平成29年6月に北工区住宅棟が完成した。平成29年10月には市場棟「のうれんプラザ」が供用され、旧那覇農連市場の移転が行われるなど、「相対売り」を象徴するマチグラー文化の継承が図られている。

モノレール旭橋駅周辺地区（那覇市）においては、平成30年9月、バスターミナルや商業施設、県立図書館などが入居する北工区が完成し、土地の合理的利用かつ健全な高度利用が図られている。

住民参加のまちづくりの推進については、住民の関心を高めるため、市町村景観行政担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組むとともに、主体的に景観施策を展開できる景観行政団体への移行促進に向けて、都市計画法に基づく手続や良好な地域景観の形成に係る助言等を市町村に対して行った結果、景観行政団体数は年々増加している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
歩いていける身近な都市公園(街区公園)箇所数	3.2箇所/100ha (H22年度)	3.0箇所/100ha (H29年度)	3.3箇所/100ha
事故危険箇所の事故発生件数	22件/年 (H24年)	9件/年 (H28年)	9件/年
県管理道路の歩道必要箇所設置率(通学路等)	0% (H24年)	23.7% (H30年)	35%
無電柱化整備総延長(歩行空間の確保) 【再掲】	109km (H23年度)	154.7km (H30年度)	173.2km
土地区画整理事業により整備された宅地面積	1,885ha (H24年)	2,035ha (H30年)	2,137ha
再開発事業により整備された延べ床面積	239,909㎡ (H24年)	347,373㎡ (H30年)	377,809㎡
住民参加による地区計画策定数	42地区 (H23年度)	65地区 (H30年度)	76地区

(課題及び対策)

安全で快適な生活環境の創出については、戦後の復興期に、適切な都市計画が実施されなかつた歴史的背景から、密集市街地や非効率な道路網が形成されるなど都市構造に歪み抱えており、その改善が求められている。

このため、都市機能の低下が見られる地区については、老朽建築物の除去、敷地の統合、公共施設の整備、防火機能の改善など、土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより都市機能の更新を図る必要がある。

また、狭あいな通学路や歩道のない生活道路等において、十分な歩行空間が確保されていない危険な状況もあることから、交通弱者である高齢者や子供など歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりが必要である。加えて、亜熱帯性気候に起因して植栽の成長速度が速く、歩行の妨げとなる状況が見られることから、道路緑化と併せて、ボランティアの活用推進など、効率的・効果的な管理を行う必要がある。

住民参加のまちづくりの推進については、都市の質向上を図り、住民にとってより身近で分かりやすいまちづくりを進めるため、住民の関心を高める必要がある。

ウ 人に優しい交通手段の確保 (成果等)

人に優しい交通手段を確保するため、基幹的な公共交通システムの導入に取り組むとともに、公共交通利用環境の改善、多様な交通手段の確保等に取り組んだ。

基幹的な公共交通システムの導入については、平成24年度から平成25年度に鉄軌道のルートや事業スキーム等を検討した。その結果、特例的な制度の創設により事業採算性確保の可能性があることが示された。

構想段階における計画案づくりは、平成26年度から県民や市町村等との情報共有や学識経験者等で構成される専門委員会での審議を踏まえながら、5つのステップで段階的に検討を進めてきた。平成30年5月、県は、鉄軌道導入に当たってのおおむねのルートを含む概略計画及びフィーダー交通ネットワークのあり方、計画段階以降の課題や取組方針等についてとりまとめた「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定した。

また、モノレール延長整備については、幸地 I C（仮称）の実施設計や用地買収を行った。加えて、延長区間第4駅に隣接するパークアンドライド駐車場の整備については、実施設計や用地買収を完了し本体工事を行っている。

さらに、平成30年10月には、屋内のバス待合所や多言語のデジタル案内板を備えた新たな那覇バスターミナルが開業した。

公共交通利用環境の改善については、バス離れへ対応するため、一括交付金を活用した公共交通利用環境改善事業や交通体系整備推進事業などを行っている。平成24年度からノンステップバスの導入に取り組んでおり、平成30年度時点で215台導入された。同じく平成24年度から「わった～バス党」を活用した広報活動、平成25年度から沖縄本島路線バス総合案内システム「バスなび沖縄」の配信を行っている。加えて、平成26年度からはモノレール及び乗合バスにおいて改札機や運賃箱にタッチするだけで自動精算できる I C 乗車券システム O K I C A のサービスが開始された。このほか、平成26年度及び30年度には基幹バス導入に向けたバスレーン延長（国道58号・久茂地～伊佐間）、平成28年度から平成30年度には基幹バス導入に向け、那覇～コザ間の全45バス停のうち14バス停に停車する急行バスの実証実験などを実施した。

ノンステップバス導入率については、平成29年度 70.1%と目標値を達成しているものの、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度 7万2,161人と基準値を下回っており、進展遅れとなっている。

また、モノレールの利用を促進するため、車内案内表示器及び駅周辺サインの4か国語表記、ユニバーサルデザイン化を行ったほか、沿線施設と連携した外国人観光客向けパンフレットの作成、モノレールとの乗り継ぎを意識したバス実証実験などの環境整備を行った結果、利用者の利便性が向上し、平成30年度のモノレールの乗客数は5万2,355人/日となり、目標値を達成している。

多様な交通手段の確保については、自動車に頼らないライフサイクルへの転換、自転車利用促進を図るため、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への支援を行った。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
ノンステップバス導入率【再掲】	1.3% (H22年度)	70.1% (H29年度)	70.0%
乗合バス利用者数【再掲】	80,745人/日 (H18年度)	72,161人/日 (H29年度)	130,274人/日
モノレールの乗客数【再掲】	35,551人/日 (H22年度)	52,355人/日 (H30年度)	50,984人/日

(課題及び対策)

基幹的な公共交通システムの導入について、本県は鉄道を有していない唯一の県であり、戦後、沖縄戦により壊滅した沖縄県営鉄道の復旧は行われず、広大な米軍基地の存在、無秩序な市街地の形成及び自動車交通量の増加などが、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせている。このことから、「骨格性」、「速達性」、「定時性」等の機能を備えた基幹的な公共交通システムの導入が求められている。

このため、広域交流拠点の那覇と北部の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道の導入については、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら、実現に向けて取り組む必要があるほか、鉄軌道・フィーダー交通等の連結による南部・中部・北部の有機的な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進する必要がある。

公共交通利用環境の改善について、沖縄本島の公共交通の骨格であるバス交通は、これまで利用者数の減少が続いていたことに加え、運転手不足が顕在化していることから、バス路線の確保・維持が大きな課題となっており、利便性向上も急務となっている。

このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備などによる基幹バスシステムの導入や、公共交通への利用転換を図るTDM（交通需要マネジメント）施策の推進、新たな交通手段とICT技術を活用したシームレスな移動環境の検討、乗務員など必要な人材の確保、開発が進む自動運転技術を応用した運行支援など、持続的な公共交通サービスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。

また、沖縄都市モノレールの沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備を図り、効果的・広域的な利用を推進する必要がある。加えて、定時・定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成することにより、那覇都市圏の交通渋滞緩和を図るとともに、県民及び観光客へモノレール需要を喚起し、自動車から公共交通への転換を促進させる必要がある。

多様な交通手段の確保については、環境や人にやさしい自転車利用環境の整備や、高齢者等 交通弱者の移動制約にも配慮した交通システムや交通環境の構築が必要である。

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

(1) 健康・長寿おきなわの推進

県民一人ひとりが健康意識を高め、食生活や運動などに係る健康づくりの取組を県民一体となって推進し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、男女とも平均寿命日本一を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準値と比較し、「平均寿命日本一」では、平成27年に平均寿命を男性が1.63年延伸し80.27年、女性が0.56年延伸し87.44年となったものの、全国平均の伸びが男性1.98年、女性1.26年と沖縄県を上回ったことから、男性の全国順位は基準年の25位から36位へ、女性は1位から7位と後退している。

「身近にスポーツに触れる（親しむ）機会が増えていること」は0.5ポイント減少し、県民満足度が低下した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
平均寿命日本一	男性: 78.64歳 (25位)	男性: 80.27歳 (36位)	男性: 81.46歳
	女性: 86.88歳 (1位) (H17年)	女性: 87.44歳 (7位) (H27年)	女性: 88.20歳
身近にスポーツに触れる(親しむ)機会が増えていること	29.6% (H24年県民意識調査)	29.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

健康・長寿おきなわの推進に向けては、健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土等の良さを再評価し、生活習慣病の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進し、平均寿命及び健康寿命の延伸を図る必要がある。このため、県民一体となった健康づくりの取組や食育の推進を図り、健康的な生活習慣の定着を促進する必要がある。

また、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けては、県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツや競技スポーツ、県民がスポーツに触れる機会を創出するスポーツコンベンションを推進する必要がある。

ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくり

(成果等)

健康・長寿に資する沖縄の食文化、風土、コミュニティの良さを再評価し、生活習慣病等の予防や心身ともに健康であり続けるための健康づくりを推進する取組を行った。

健康づくり活動の促進については、社会全体で健康づくりに取り組む必要があるため、地域において健康づくり活動を行う団体「チャーガンジューおきなわ応援団」の参加数の増加に努めた。これらの取組などにより、チャーガンジューおきなわ応援団参加団体数は、平成30年度には94団体と、目標値の達成に向けて進展している。

20～64歳の年齢調整死亡率（全死因）は、男女とも平成17年に比べ平成27年は減少しているが、全国平均に比べると減少幅が小さく、全国との差が拡大しているとともに、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。更なる改善に向けて、従業員の健康づくりに取り組む事業所に対し、事業費の補助や健康づくりに関する普及啓発を行っている。

生活習慣病予防対策については、地域で活動する食生活改善推進員の育成支援やエネルギー表示等を行う栄養情報提供店の増加など、食生活改善をサポートする体制づくりに取り組んだ。その結果、成人肥満率については、基準値と比べて、女性40～60歳代が7.1ポイント改善しており目標値の達成状況は進展している一方、男性20～60歳代は2.1ポイントの改善にとどまっており、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

歯科保健対策については、歯科保健指導マニュアル作成や研修会開催等による乳幼児期・学齢期のむし歯予防対策のほか、歯周病予防や歯の喪失予防に関する普及啓発等に取り組んだ。これらの取組などにより、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合は、基準値の12.9%から26.8ポイント改善し平成28年で39.7%となり、現時点で目標値を達成している。

喫煙対策については、喫煙が健康に与える影響に関する普及啓発や禁煙治療を行っている医療機関の情報提供を行うとともに、禁煙施設認定推進制度による受動喫煙対策に取り組んだ。喫煙率は、男性が5.6ポイントの改善、女性では改善がみられない状況であり、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

介護予防対策については、元気な高齢者等の増加を図るため、理学療法士、作業療法士等の職能団体と連携し、地域包括支援センター等を中心に介護予防ケアマネジメントの向上や住民の通いの場づくり等に取り組んだ。これらの取組などにより、介護認定を受けていない高齢者の割合は、平成30年度で82.1%と、基準値と比較して0.2ポイント改善しており、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
チャーガンジューおきなわ応援団参加団体数	57団体 (H22年度)	94団体 (H30年度)	120団体
朝食欠食率	20歳男性:29.4% (H18年)	20歳男性:31.3% (H28年)	20歳男性:20.0%
	30歳男性:26.0% (H18年)	30歳男性:31.8% (H28年)	30歳男性:20.0%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
20歳～64歳の年齢調整死亡率(全死因) (※参考値 全国比)	男性:323.3 (1.16倍) (H17年)	男性:265.4 (1.23倍) (H27年)	男性:203.7
	女性:145.2 (1.13倍) (H17年)	女性:129.7 (1.21倍) (H27年)	女性:100.8
成人肥満率 (男性20～60歳代) (女性40～60歳代)	男性:42.0% (H15-H18年度)	男性:39.9% (H28年度)	男性:25.0%
	女性:36.9% (H15-H18年度)	女性:29.8% (H28年度)	女性:25.0%
80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合	12.9% (H18年)	39.7% (H28年)	30.0%
喫煙率	33.5% (H18年)	27.9% (H28年)	男性:20.0%
	7.7% (H18年)	9.2% (H28年)	女性:5.0%
介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (H23年度)	82.1% (H30年度)	82.0%

(課題及び対策)

健康づくり活動の促進については、主体となる県民一人ひとりが健康の大切さを自覚し行動することが重要であり、社会全体としても引き続き健康づくりに取り組むことが必要である。また、平均寿命の延伸及び健康寿命の延伸につながる総合的な取組を推進することで「健康・長寿おきなわ」の復活を図る必要がある。

生活習慣病等の予防対策については、男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題となっている。このため、生活習慣病予防についての知識を普及させるとともに、県民が自ら食生活の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活を実践できるよう働きかけていく必要がある。また、生活習慣病を中心とした疾病の早期発見早期治療が重要であることから、特定健診受診率向上に向けた環境整備、啓発活動、人材育成等を図ることが必要である。

介護予防対策については、介護予防を効果的に進めていくとともに、介護保険法改正に伴う、新しい地域支援事業の円滑な実施や住民の通いの場づくりの形成が必要である。また、介護保険制度における地域支援事業などを充実させるため、地域包括支援センター職員に対する研修など人材育成を推進するとともに、リハビリテーション専門職の広域派遣等により市町村の介護予防事業を支援する必要がある。

さらに、在宅療養にある高齢者等においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、在宅医療介護連携による要介護状態の重度化防止に向けた取組を進めていく必要がある。

イ 「スポーツアイランド沖縄」の形成 (成果等)

県民がスポーツに親しみ健康の維持・増進が図られる生涯スポーツの推進や競技スポーツにおけるトップアスリートの育成、県民がスポーツに触れる機会の創出を図るとともに、地域振興にも寄与するスポーツコンベンションを推進する取組を行った。

生涯スポーツの推進については、県民が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの創設・運営を支援した。総合型地域スポーツクラブは、平成30年度において34市町村で65クラブが育成されており、全市町村に占めるクラブ育成率は82.9%と、全国平均の80.8%を上回っている。スポーツ実施率（成人、週1回以上）は、平成30年度で41.4%となり基準値から前進しているが、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

競技スポーツの推進については、沖縄県選手の競技力向上を図るため、(公財)沖縄県体育協会と連携し、各競技団体の課題解決に向けた取組を支援する企画提案型競技力向上対策事業、コーチ招聘事業、トップレベル選手育成事業等に取り組んだ。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成強化に取り組んでいる。

国民体育大会総合順位については、平成30年度は43位となっており、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

スポーツコンベンションの推進については、県民がスポーツに触れる機会（観る、参加する）を創出するため、スポーツコンベンションの広報・誘致活動、県外・海外での見本市出展等による観光の誘客促進、スポーツイベントに係るモデル事業への支援等に取り組んだ。また、沖縄のスポーツ環境の認知度を高めるため、チーム・団体の円滑な受入れを行うワンストップ機能を持った「スポーツコミッション沖縄」を設置し、平成27年4月から稼働している。これらの取組などにより、スポーツコンベンションの県内参加者数については、平成29年度に10万4,473人と、現時点で目標値を達成している。

スポーツ・レクリエーション環境の整備については、県民がスポーツに親しみ、健康な体をつくり、健康・長寿を達成するため、拠点となる沖縄県体育協会スポーツ会館の整備、県立武道館や奥武山庭球場等の整備、総合公園、運動公園等の整備を行った。これらの取組などにより、県立社会体育施設の平均稼働率並びに利用者数（奥武山総合運動場のみ）は、平成30年度に利用者数64万6,000人、平均稼働率73%と、基準値より前進しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、芝生管理の専門的知識を有する人材を育成し、グラウンド芝生環境の向上を図るなど、スポーツ・レクリエーション環境の整備及びスポーツコンベンションに対応した施設の充実を図ったことで、サッカーキャンプの件数も過去最高となった。

沖縄県総合運動公園陸上競技場については、J2規格に準拠したスタジアムの整備を行ったことから、施設機能が向上した。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
スポーツ実施率 (成人、週1回以上)	39.0% (H24年度)	41.4% (H30年度)	65.0%
国民体育大会総合順位	40位台	43位 (H30年度)	30位台前半
スポーツコンベンションの県内参加者数	66,739人 (H22年度)	104,473人 (H29年度)	102,000人
運動等の目的で利用できる都市公園 (運動公園、総合公園等)の面積(1人 あたり)	6.0㎡ (H22年度)	6.1㎡ (H29年度)	6.5㎡
県立社会体育施設の利用者数(奥武山 総合運動場のみ)	平均稼働率:68% 472,000人 (H23年度)	平均稼働率:73% 646,000人 (H30年度)	平均稼働率:84% 770,000人

(課題及び対策)

生涯スポーツの推進については、本県におけるスポーツ実施率が41.4%と、全国平均値の51.5%と比べて10.1ポイント低い状況にあるため、県民のスポーツ参加を促進する環境整備が課題となっている。このため、総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実させ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会を実現していくことが必要である。

競技スポーツの推進については、トップレベル選手の育成、指導者対策、ジュニア強化対策等が課題となっている。このため、小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や、各競技団体の主体的な課題解決を支援する取組、県外チーム招待やコーチ招へい、県外合宿等の各種事業の展開、優秀な指導者の養成・確保、競技団体及び中体連・高体連と連携した少年種別の継続した強化支援を図る必要がある。

スポーツコンベンションの推進については、県民のスポーツに触れる機会（観る、参加する）を創出するため、更なるスポーツコンベンション誘致が必要であるが、野球場等施設の老朽化や附帯設備等の充実、離島における実践相手の確保、サッカーキャンプにおける新規受入れ可能なグラウンドの整備などが課題となっている。このため、施設整備や整備水準の向上など、市町村等と連携しながら課題解決に向けて取り組む必要がある。

また、「スポーツコミッション沖縄」については、多言語対応による効果的な情報発信や市町村・競技団体等との連携などが課題となっているため、体制強化を含め課題解決に取り組む必要がある。

スポーツ・レクリエーション環境の整備については、各種スポーツコンベンションに対応した施設の充実を図るほか、地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設等の有効活用や公共スポーツ施設等の整備・充実を図る必要がある。また、老朽化の進んだ既存施設については、施設利用者の安全の確保のための対策を計画的に進める必要がある。

(2) 子育てセーフティネットの充実

沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「安心して子供を産み育てられる環境が整っていること」が17ポイント、「保育所や学童保育所を利用しやすいこと」が16.3ポイント、「仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること」が9.7ポイント、「少年の非行や犯罪が少なくなること」が9.7ポイント、「子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること」が3.8ポイント、「収入が着実に増えること」が7.7ポイント増加し、県民満足度は向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
安心して子供を産み育てられる環境が整っていること	16.5% (H21年県民意識調査)	33.5% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
保育所や学童保育所を利用しやすいこと	12.7% (H21年県民意識調査)	29.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること	14.4% (H21年県民意識調査)	24.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
少年の非行や犯罪が少なくなること	12.7% (H21年県民意識調査)	22.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること	23.0% (H24年県民意識調査)	26.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
収入が着実に増えること	10.0% (H24年県民意識調査)	17.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

子育てセーフティネットの充実に向けては、沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、関係機関との連携を充実し、母子保健の充実、保育所入所待機児童の解消等に向けた地域における子育て支援、仕事と生活の調和やひとり親家庭への支援、子ども・若者の育成支援、要保護児童等への支援に取り組む必要がある。

また、子どもの貧困対策については、子どものライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに、県民運動の展開などに取り組む必要がある。

ア 母子保健、小児医療対策の充実 (成果等)

すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる環境をつくるため、子どもや親の健康の保持・増進に取り組んだ。

妊産婦を支える体制づくりについては、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査が公費で14回受診できる体制を整備するとともに、市町村や関係機関と連携し、妊婦による早期の妊娠届出を促進し、妊婦健康診査の受診回数増加に取り組んだ。

また、平成26年に低体重児出生の要因を分析するために専門家による調査事業を実施した結果、妊婦の喫煙とやせ等が低体重児出生に影響していることが明らかとなり、その結果を市町村や産科医療機関等へ周知するとともに、モデル市町村において、産科医療機関と連携した「喫煙妊婦」と「やせ妊婦」に対する保健指導に取り組んだ。

このほか、妊娠・出産など女性特有の様々な悩みに対応するための女性健康支援センターにおける相談支援、児童・生徒に対する安全な妊娠・出産の知識を普及するための養護教諭等を対象とした研修会を行った。

また、医師や助産師等による不妊に悩む方に対する相談支援、医療保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成し、経済的な負担軽減を図った。

乳幼児の健康の保持・増進については、市町村や医療機関等と連携した乳幼児健康診査システムの構築及びこのデータの分析結果に基づく保健指導を実施したほか、新生児の心身障害の発現を最小限に抑えるため、新生児を対象とした公費負担による先天性代謝異常等検査を実施した。

また、子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、子どもの健全な発育・発達を図るため、市町村が実施する子どもの医療費助成への支援を平成6年から開始した。

さらに、在宅の人工呼吸器を装着した難病患者（児）の安全確保のため、予備電源等の物品の購入等を支援したほか、子どもの心の問題や児童虐待、発達障害に対応するため、県内拠点病院や県立病院等と連携した支援体制を構築した。

小児救急電話相談については、休日・夜間（19時～23時まで）の子どもの急な病気への対応や医療機関への受診について看護師による相談を行う電話相談窓口を平成22年に設置した。その結果、相談件数は、平成30年度実績で1万3,153件となっており、小児保護者からの評価の声も高く、子育て支援に寄与している。

これらの取組などにより、妊産婦への支援を行っているものの、晩婚化等に伴い母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増えていることなどから、低体重児出生率（出生百対）は、平成29年には11.1となっており、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。また、周産期死亡率（出生千対）は、平成29年には3.5となり、平成22年の基準値4.1から0.6ポイント改善し目標を達成したが、今後も引き続き、周産期医療体制を充実強化していくことが必要である。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
低体重児出生率(出生百対)	11.2 (H22年)	11.1 (H29年)	9.5
周産期死亡率(出産千対)	4.1 (H22年)	3.5 (H29年)	3.8

(課題及び対策)

母子保健、小児医療対策の充実については、安心して妊娠・出産ができる環境を整備するなど、母子保健の向上を図る必要がある。また、小児救急医療における軽症患者の時間外受診が多いことから、症状に応じて適切に医療機関を受診できる環境整備に取り組む必要がある。

妊産婦を支える体制づくりについては、妊娠期に必要な妊婦健康診査について、市町村や関係機関の理解を深め、さらなる事業活用を図るとともに、市町村や産科医療機関における喫煙妊婦等の保健指導の拡大・定着を図る必要がある。

また、妊産婦や新生児の急変時に適切に対応するため、本島全域を範囲とした搬送体制を構築するとともに、新生児蘇生法や母胎救命システムの普及に取り組む必要がある。

さらに、妊娠に悩む女性や女性特有の心身の悩みを抱える女性を支援するため、女性健康支援センターの周知拡大を図るとともに、児童・生徒が将来子どもを望んだときに安心・安全に妊娠、出産ができるよう、教職員等への妊娠・出産に関する正しい知識等の普及拡大に取り組む必要がある。

乳幼児の健康の保持・増進については、乳幼児健康診査の受診率向上のため、母子健康手帳交付時の保健指導における妊婦の乳幼児健康診査に関する理解を深めるほか、市町村や関係機関の母子保健職員に対する当該診査の理解を深める取組を実施する必要がある。

また、新生児の心身障害の発現を最小限に抑えるため、引き続き、新生児を対象とした公費負担による先天性代謝異常等検査を実施するとともに、当該検査の精度を維持するため、外部精度管理を実施する必要がある。

このほか、子ども医療費助成について、通院の対象年齢の拡大を検討する必要があるほか、人工呼吸器を装着した難病患者（児）の在宅療養を支える環境づくりのため、貸与機材の使用状況等を調査する必要がある。

また、子どもの心の問題や児童虐待、発達障害への対応を強化するため、県内拠点病院や県立病院等と連携した支援体制に加え、県内各圏域の保健所や児童相談所を中心としたネットワークを構築する必要がある。

小児救急電話相談については、保護者等の不安解消と小児救急医療機関の負担軽減

を図るため、平成30年度から相談時間を平日は19時から翌朝8時まで、土日祝日は24時間対応に拡充した。今後は、さらなる電話相談の活用促進のための広報啓発に取り組む必要がある。

イ 地域における子育て支援の充実 (成果等)

地域における子育て支援の充実や働く親の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組んだ。

新たな子育て支援については、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図るため、平成24年度から一括交付金（ソフト）を活用し、保育所の創設や老朽改築などの保育環境整備を実施するとともに、認可外保育施設の認可化の促進支援を行ったことで、平成31年4月1日には、保育定員が2万6,858人（412か所）増え、6万375人（805か所）となった。また、保育士試験の回数の増加や離島での実施、潜在保育士の復職支援、離職防止の支援等により、保育士の確保に取り組んでいる。

一方、出生率、合計特殊出生率共に全国1位であることや、女性の就業増加や保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まり等から、依然、待機児童が発生している。

このため、市町村においては、平成30年度から令和元年度末までの2か年間で約7,000人の保育の量を拡大する子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行ったほか、県においても、市町村と連携して「黄金っ子（くがにっこ）応援プラン」を見直し、保育所等の定員を拡大し、待機児童の解消に向けて取り組んだ。

これらの取組などにより、保育所入所待機児童数（顕在・潜在）は、平成23年の9,000人から、平成31年には3,260人に減少しており、目標値の達成に向けて進展している。

また、放課後児童クラブは年々設置数が増加しているものの、全国と比べ民間施設を活用した民立民営の放課後児童クラブが多いことから、利用料が割高となっており、クラブに登録できない児童が多い。

このことから、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進するため、放課後児童クラブの整備に要する経費を支援したほか、コーディネーターの配置によるクラブ立ち上げのノウハウや補助金等活用の助言を行った。また、市町村が行うクラブへの運営費等に対して支援を行った。

これらの取組などにより、公的施設等放課後児童クラブ新規設置数は、平成30年度は12か所となり、目標値の10か所を達成しており、放課後児童クラブ平均月額利用料は、平成22年の1万1,000円から平成30年は9,169円に低減され、目標値の9,000円未満を達成見込みである。また、放課後児童クラブ登録児童数は、平成30年は1万9,324人となっており、目標値の2万1,000人以上を達成見込みである。

多様なニーズに対応した子育て支援については、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、幼稚園教育が推進された歴史的背景から午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことに対応するため、預かり保育の実施拡大と拡充に向けて、公立幼稚園を運営す

る市町村に対して研修会を実施するなどの支援を行ったほか、預かり保育などに取り組む私立幼稚園等に対する助成を行った。

仕事と家庭の両立支援については、働く親のワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業に対するセミナーの開催や専門家派遣等により企業のワーク・ライフ・バランスの取組支援を行い、子育てと仕事の両立についての普及啓発に取り組んだ。

これらの取組などにより、預かり保育実施率（公立幼稚園）は、年々増加傾向で推移し、平成30年度は85.3%となり、目標値を達成している。

このほか、多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、病児保育事業、夜間保育事業等に対して交付金等を措置し、運営支援を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
保育所入所待機児童数(顕在・潜在)	9,000人 (H23年)	3,260人 (H31年)	0人 (維持)
公的施設等放課後児童クラブ新規設置数	11か所 (H24年)	12か所 (H30年)	10か所
放課後児童クラブ平均月額利用料	11,000円 (H22年)	9,169円 (H30年)	9,000円未満
放課後児童クラブ登録児童数	10,804人 (H23年)	19,324人 (H30年)	21,000人以上
預かり保育実施率(公立幼稚園)	62.1% (H22年度)	85.3% (H30年度)	80.0%

(課題及び対策)

新たな子育て支援については、保育所入所待機児童が全国と比べて多く、保育所等の増設による潜在需要の掘り起こし等による保育ニーズの高まりや、子ども・子育て支援新制度の施行等に伴い、新たに確保を要する保育の定員を約7,000人と見込んでいる。このため、平成30年度より沖縄県待機児童対策協議会を設置し、引き続き市町村と連携して、保育所整備、認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。

待機児童の解消に必要な保育士については、平成27年度から令和元年度までの5年間で約3,250人と見込んでおり、平成30年度までに約3,160人の保育士を確保したところであるが、待機児童の解消を図るには、引き続きその育成、確保が課題である。

このため、修学資金や就職準備金の貸付け、市町村が行う保育士確保の取組の支援、潜在保育士の復職支援等に取り組むほか、保育士の処遇改善、労働環境改善に向

け取組を強化する必要がある。

放課後児童クラブは、着実に増加しているものの、クラブに登録できていない児童が多数発生しているほか、全国と比べ利用料が割高であることから、引き続き、市町村と連携し、公的施設を活用したクラブの設置を促進する必要がある。

また、放課後児童健全育成事業においては、登録できない児童の解消を図るため、平成27年度以降の新設クラブへの賃借料補助事業が新設された一方で、既存の国立民営クラブに対して家賃補助を行う事業はなく、その負担は利用料へ転嫁され、本県におけるクラブの利用料は割高な状況となっている。全国と比べ国立民営のクラブが多い本県においては、既存クラブに対する支援の拡充を図る必要がある。

さらに、放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっていることから、支援員の処遇改善やキャリアアップの取組を推進する必要がある。

多様化するニーズに対応した子育て支援については、更なる充実を図るため、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の職員に対し、定期的に幼児教育、障害児教育、保護者支援等を内容とするキャリアアップ研修や放課後児童支援員資質向上研修等を実施し、保育の質の向上を図るとともに、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などの子育て支援の充実を図る必要がある。

仕事と家庭の両立支援については、働く親の仕事と子育ての両立のため、事業主の職場環境改善の意識を更に高める必要があるほか、男性の育児や家事への参加・協力などの重要性を周知するため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に取り組む必要がある。

また、離島・過疎地における定住条件の整備を図るためには、子育て環境の充実が重要であることから、離島・過疎地を含む県内市町村で、地域の実情に応じた多様な子育て支援体制を確保する必要がある。

ウ 子ども・若者の育成支援 (成果等)

子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、豊かな可能性が発揮できるよう、子ども・若者の育成支援に取り組んだ。

支援ネットワークの構築については、本県の若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施した。また、ニート等の若年無業者対策として、知識・技能や実践能力の習得訓練を実施することで、平成24～30年度において計467人が就職や公共職業訓練への移行、進学等につながった。

さらに、平成25年から子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関からの取組報告や課題の共有を図るとともに、平成26年度から子ども・若者総合相談センターの運営委託を行い、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供及び助言を行った。

これらの取組などを行ったが、若年無業者率（15～34歳人口に占める割合）は、全

国と同様に増加傾向にあり、平成27年度は1.95%となり、基準値を0.04ポイント上回って増加しており、全国も同様に平成27年度に1.56%と平成17年度の1.2%から0.36ポイント増加している。全国との差は0.71%から0.39%に改善されているものの、進展遅れとなっている。

児童生徒の不登校やいじめ、その他の問題行動については、学校における生徒の支援体制を構築し、未然防止や早期発見を図るため、平成7年度から中学校2校、高等学校1校へスクールカウンセラーの配置、平成20年度から4市2町へスクールソーシャルワーカーの19人の配置、平成24年度から中学校へ中学生いきいきサポート相談員（後に小中アシスト相談員）の配置を行った。

その後、配置拡充を図り、平成30年度は、スクールカウンセラーは397校に108人、スクールソーシャルワーカーは県内6教育事務所に20人、小中アシスト相談員は103校に48人配置し、問題を抱える児童生徒を支援した。

また、不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等を支援するため、平成24年度から一括交付金を活用し、支援を必要とする県立高等学校13校に対し、臨床心理士・社会福祉士等の資格を持った就学支援員を派遣し、生徒823人への支援を行ったほか、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図った。

これらの取組などにより、登校復帰率は、平成29年度は小学校20.7%、中学校36.3%、高校39.8%となっており、小学校を除き基準値と比べ増加傾向にあり、目標値の達成に向け進展している。一方、小中高校不登校率は、児童生徒を取り巻く環境の変化など様々な理由により増加傾向にあり、平成29年度は小学校0.78%、中学校3.70%は基準値を上回って増加している一方、高校は2.76%に減少している。

非行少年を生まない社会づくりについては、これを実現するため、青少年への深夜はいかい防止及び未成年者飲酒防止等の県民総ぐるみの運動を展開してきた。また、非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上、スクールサポーター、少年補導職員等による非行少年の立ち直り支援・健全育成事業を推進し、不良行為少年の数は年々減少している。

これらの取組などにより、刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成30年は799人となり、既に目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)	1.91% (H17年)	1.95% (H27年)	1.50%
小中高校不登校率	小 0.37% (H22年度)	小 0.78% (H29年度)	小 0.47%
	中 2.60% (H22年度)	中 3.70% (H29年度)	中 3.01%
	高 2.97% (H22年度)	高 2.76% (H29年度)	高 1.60%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
登校復帰率	小 28.3% (H24年度)	小 20.7% (H29年度)	小 35.0%
	中 27.8% (H24年度)	中 36.3% (H29年度)	中 40.0%
	高 33.0% (H24年度)	高 39.8% (H29年度)	高 40.0%
刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (H23年)	799人 (H30年)	971人以下

(課題及び対策)

本県は、ニートや不登校の比率が全国と比べて多い状況にあり、ひきこもり、いじめ問題も含め、これらの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者について、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等が連携し総合的に支援する体制を整備する必要がある。

非行少年を生まない社会づくりについては、刑法犯少年に占める中学生の割合が全国一高く、低年齢層の非行が多いことや、未成年者による深夜はいかい、飲酒及び喫煙が課題となっている。このため、幼稚園児や小学生、保護者などを対象とした非行防止教室の充実や、未成年者による深夜はいかい、飲酒及び喫煙を防止するための県民総ぐるみ運動を引き続き展開するなど、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。

エ 要保護児童やひとり親家庭等への支援

(成果等)

要保護児童等への支援やひとり親家庭等の自立支援に取り組んだ。

要保護児童等の支援については、児童虐待の未然防止・早期発見に努め児童の健全育成を図るため、要保護児童対策地域協議会の全市町村への設置や養育支援訪問事業の実施に向け、各市町村と連携し取り組んだ。

また、児童養護施設等を地域の社会的養護の支援拠点と位置づけ、特別なケアが必要な被虐待児等の要保護児童やその里親等が抱える課題に対するきめ細やかな支援体制を構築したほか、市町村要保護児童対策地域協議会の担当職員の資質向上に向け、各種研修を実施し専門性の強化を図った。

これらの取組などにより、要保護児童対策地域協議会の設置市町村数は、全41市町村となり、既に目標値を達成している。

ひとり親家庭等の自立支援については、就労や生活基盤の安定を図るため、就職を希望するひとり親家庭の母等に対し、就労支援講習会、就業支援相談及び就業紹介等の実施や高等職業訓練促進給付金等の給付を行ったことで受講者等の資格取得及び就職へとつながった。

また、職業能力の開発を必要とする者に対しては、専修学校等の民間教育訓練機関

を活用した職業訓練を行い早期就職を支援した。

さらに、ひとり親家庭等に対する医療費の助成、ひとり親家庭の待機児童に対する認可外保育施設利用料の支援、ひとり親家庭の高校生等の通学費負担軽減を行うとともに、事業効果の把握を行っている。

加えて、既存の母子生活支援施設のほか、新たな支援策として、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就労支援、子育て支援、子どもへの学習支援等の総合的な支援を実施した。

これらの取組などにより、就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）は、平成30年には740世帯となっており、目標値を達成見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村 (90.2%) (H24年)	41市町村 (100.0%) (H30年)	41市町村
就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯 (H23年)	740世帯 (H30年)	800世帯

(課題及び対策)

要保護児童等の支援については、国が示した「新しい社会的養育ビジョン（平成29年度）」や「児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策（平成30年度）」を踏まえ、引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援、養育支援訪問事業の実施市町村数の増加、県民に対する児童虐待の通告義務の広報・啓発の推進等に取り組むとともに、里親委託の推進、支援体制の強化、児童養護施設等の機能強化を促進する必要がある。

また、児童虐待を予防する観点から、児童相談所の職員体制や専門性向上のための取組の強化、学校や警察、市町村、DV相談機関など関係機関との連携強化、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置促進等を図る必要がある。

加えて、特別なケアを必要とする要保護児童やその家庭等への社会的養護体制の充実に向け、離島や北部地域を含めた県内全域をカバーする支援体制の構築が必要である。

ひとり親家庭等の自立支援については、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、生活状況は厳しい状況にある。

このため、母子家庭等への医療費助成を継続するとともに、受給者の利便性の高い受給方法を検討するほか、ひとり親家庭の待機児童に対する認可外保育施設の利用料を支援するため、引き続き、市町村及び関係機関と連携し、取組を推進する必要がある。また、ひとり親家庭の高校生等への通学費負担軽減による事業効果の分析を行い、今後の事業のあり方を検討する。さらに、養育者世帯を含むひとり親家庭の支援制度について効果的な周知広報を行い、対象となる家庭に必要な情報が行き届くよう取り組むほか、就労や生活基盤の安定を図るため、託児支援サービス付きの技能習得講座の実施や就業相談等に引き続き取り組み、ひとり親家庭等の自立支援を促進する

必要がある。

新たな支援策として、一括交付金（ソフト）を活用して実施している民間アパートを活用した総合的支援策については、国に事業の制度化を求めるなど事業の継続実施に取り組む必要がある。

オ 子どもの貧困対策の推進

（成果等）

平成27年度、本県では全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した結果、子どもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。

このため、平成28年3月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、貧困状態で暮らす子どもと保護者に支援者がつながる仕組みを構築するとともに、子どものライフステージに沿った切れ目のない総合的な施策を展開した。

また、計画に基づき子どもの貧困対策を推進するため、30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置したほか、国、県、市町村を始め、教育・医療・福祉の関係団体、経済・労働関係団体等からなる「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し、県民運動として対策に取り組んだ。

支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり適切な支援機関につなげるため、市町村においては、子供の貧困対策支援員を配置し、地域の子どもの生活実態等の把握や、学校及びNPO等の関係機関との情報共有、子どもを支援につなげるための取組を行った。県においては、支援員研修会や成果報告会を開催したほか、支援員への指導助言等を行う支援コーディネーターを配置し、支援員の資質向上や配置人数の増加を図った。

また、養育支援が必要な家庭等を訪問してアドバイス等を実施し、養育環境を安定させるため、養育支援訪問事業の未実施市町村に対する働きかけや支援を行った。妊娠期から子育て期にわたる支援を行う母子健康包括支援センターについては、平成31年4月時点で6市町村が設置している。

さらに、生活に困窮する地域住民が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう支援する民生委員・児童委員制度の普及啓発に努めたほか、民生委員・児童委員の資質向上のための研修実施や、民生委員・児童委員協議会への支援コーディネーターの派遣等による活動環境の改善を目的とした民生委員活動活性化事業の実施により生活困窮者等への支援の強化に取り組んだ。

このほか、困難を抱える子ども・若者を支援する団体に対して助成し、不登校・ひきこもり等の子ども・若者を支援につなげ、社会に出る足がかりを作るとともに、圏域ごとに研修を実施し、複数の分野の支援者同士が相互理解を深めるなど、ネットワークの構築を図った。

教育と福祉の連携を図るため、教職員に対する研修等により、学校現場での子どもの貧困に起因する課題や県・市町村の事業、子供の貧困対策支援員等との連携などについて理解を深めてもらい、福祉との関係強化を図った。

県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発促進については、県民一体

となった子どもの貧困解消に取り組むことを目的として、平成28年に沖縄子どもの未来県民会議を設立した。平成30年度には会議への参加団体が115団体に拡大するなど、県民運動として子どもの貧困対策を推進してきた結果、企業や県民から1億円を超える寄付が寄せられ、寄付金を財源として児童養護施設を退所する者等を対象とした子どもに寄り添う給付型奨学金事業などを実施し、同事業では、累計で40人の子どもたちの進学を支援することができた。

また、子どもの貧困問題に関する普及啓発として、イベント等を開催し、沖縄県の厳しい現状に対する県民の理解を深め気運醸成につなげることができた。

これらの取組などにより、平成30年度の困窮世帯の割合（小中学生）は25.0%となり、平成27年度調査より4.9ポイント改善したものの、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。また、養育支援訪問事業の実施市町村数は、平成30年度は26市町村となり、目標値を達成見込みである。

乳幼児期の子どもへの支援については、子どもを安心して育てることができる環境の整備として、保育所等の整備を推進し、平成31年4月1日には、保育定員が2万6,858人（412か所）増え、6万375人（805か所）となった。また、保育士試験の回数の増加や離島での実施、潜在保育士の復職支援、離職防止の支援等により、保育士の確保に取り組んでいる。

さらに、就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境を整備する必要があることから、通常の利用時間の前後において延長保育事業を実施する市町村に対して運営支援を行い、安心して子育てができる環境の整備を図った。

これらの取組などにより、保育所入所待機児童数（顕在・潜在）は、平成31年は3,260人となり、目標値の達成に向け進展している。

小中学生期及び高校生期の子どもへの支援については、子どもが安心して学習や生活ができる環境を整備するため、子供の居場所に対する大学生ボランティアの派遣や、居場所利用者に対するアンケート調査等により事業効果を分析し、調査結果の共有や好事例を紹介するなどして、市町村による子供の居場所づくりを支援した結果、平成30年10月1日時点で134か所の子供の居場所が設置されたほか、県立高校5校に支援員が常駐するサポートルームを設置し、生徒の就学継続を支援した。

また、要保護及び準要保護世帯等の小中学生への学習支援を15町村、児童扶養手当受給世帯等の高校生への学習支援を11か所で実施した結果、平成30年度は、支援した生徒のうち中学3年生190人が高校に合格（合格率96.9%）、高校3年生150人が大学等に合格（合格率86.7%）した。

加えて、地域住民等の協力等により、経済的な理由や家庭の事情で家庭学習が困難な生徒や、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対し、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施した。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金の市町村支援事業については、交付を受けた33市町村が、就学援助の拡充を図る事業を実施し、就学援助の対象者や費目の拡大、支給単価の引上げ等に取り組んでいるほか、放課後児童クラブの利用料負担軽減を図る事業についても、15市町村が実施しており、平成27年度以前から実施している5市町村

と合わせると、合計20市町村が負担軽減に取り組んだ。

これらの取組などにより、地域における子どもの学習支援（無料塾等）は、平成30年度は40市町村で実施され、目標値を達成見込みである。

一方、高等学校中途退学率は、経済的な理由などにより平成29年度は2.0%と基準値を上回って悪化し、進展遅れとなっている。

中学校・高等学校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者（以下、「支援を必要とする若者」という。）への支援については、子ども・若者総合相談センターを設置し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者からの様々な相談に応じ、臨床心理士等による心理カウンセリングや助言を行うほか、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供を行っている。

また、地域若者サポートステーションにおいて、困難を有する子ども・若者に対し、基礎生活訓練（日常生活自立、社会参加等）などの社会適応プログラムを実施しているほか、子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関と課題の共有を図るなど、連携した支援につなげた。

さらに、本県の若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施した。

これらの取組などに取り組んだものの、若年無業者率（15～34歳人口に占める割合）は、全国と同様に増加傾向にあり、平成27年度は1.95%となり、基準値より0.04ポイント上回っており、全国も同様に平成27年度に1.56%と平成17年度の1.2%から0.36ポイント増加している。全国との差は0.71%から0.39%に改善されているものの、進展遅れとなっている。

保護者への支援については、県及び11市が平成27年度から実施している生活困窮者自立支援制度への取組の強化により、経済的な困窮や社会的孤立などの課題を抱える世帯の保護者等に対し、総合的な自立相談支援事業や就労準備支援事業のほか、家計改善のための相談支援事業等を実施した。

また、様々な課題を抱えて支援が必要なひとり親家庭に対し、住宅支援を中心に、就労支援、子育て支援等、各家庭の状況に応じた総合的な自立支援等を行った。

さらに、40歳未満の若年求職者を対象に、座学研修と短期雇用による企業での職場訓練を実施し、求職者のスキル向上とミスマッチの解消を図り就職の支援と職場定着支援を行ったほか、就職困難者等に対し、専門の相談員が個別的・継続的に関わり、相談者が就労し、自立するまでの支援を行った。

あわせて、求職中のひとり親家庭の父母を対象に、託児機能付きの研修と求人企業での職場訓練を実施することにより就職の支援を行った。

非正規従業員の正規雇用化を図る県内企業に対しては、従業員研修に係る費用（旅費及び宿泊費）の一部を助成することにより、人材育成の支援並びに正規雇用化を促進した。

県内雇用状況の改善のため、既存の非正規従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業に対し、専門家派遣による正規雇用化の支援を行った。

これらの取組などにより、就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数（累計）は平成30年に740世帯となり、目標値を達成見込みである。正規雇用者数（役員を除く）の割合は61.4%となっていることから、目標値の達成に向け進展しているものの、一層の推進が必要である。

その他の取組として、公営住宅への優先入居については、生活基盤となる住環境の安定を図るため、ひとり親家庭等を含む子どもを扶養する貧困世帯を一般世帯に優先して入居できるよう運用した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
困窮世帯の割合（沖縄県子ども調査）	-	小中学生調査 25.0% (H30年度)	20.0%
	-	高校生調査29.3% (H28年度)	20.0%
乳幼児健康診査の受診率(乳児)	87.6% (H23年度)	90.7% (H29年度)	95.0%
養育支援訪問事業の実施市町村数	12市町村 (H23年度)	26市町村 (H30年度)	31市町村
保育所入所待機児童数(顕在・潜在) 【再掲】	9,000人 (H23年)	3,260人 (H31年)	0人 (維持)
小中高校不登校率【再掲】	小 0.37% (H22年度)	小 0.78% (H29年度)	小 0.47%
	中 2.60% (H22年度)	中 3.70% (H29年度)	中 3.01%
	高 2.97% (H22年度)	高 2.76% (H29年度)	高 1.60%
登校復帰率【再掲】	小 28.3% (H24年度)	小 20.7% (H29年度)	小 35.0%
	中 27.8% (H24年度)	中 36.3% (H29年度)	中 40.0%
	高 33.0% (H24年度)	高 39.8% (H29年度)	高 40.0%
地域等における子どもの学習支援(無料塾等)	4市町村 (H23年度)	40市町村 (H30年度)	41市町村
高等学校中途退学率	1.9% (H23年度)	2.0% (H29年度)	1.4%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
若年無業者率(15～34歳人口に占める割合)【再掲】	1.91% (H17年)	1.95% (H27年)	1.50%
就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)【再掲】	84世帯 (H23年)	740世帯 (H30年)	800世帯
正規雇用者(役員を除く)の割合	59.6% (H25年)	61.4% (H30年)	62.5%

(課題及び対策)

ライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開については、支援を必要とする子どもや保護者につながり、適切な支援機関等へつながることが重要であるため、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターの全市町村での設置を促進するとともに、支援に関わる人材の資質向上に取り組む必要がある。

また、子供の貧困対策支援員については、配置されていない市町村もあるなど、支援が十分でない地域もあるため、各圏域に均衡あるきめ細かな支援に取り組むとともに、支援員の質の向上や活動しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

さらに、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が抱える課題は複合的なことが多く、幅広い分野にわたり支援機関が関わっていることから、効果的に事業を展開するため、庁内及び市町村、関係機関等との連携強化を図る必要がある。

加えて、養育支援訪問事業の未実施市町村に対する働きかけや、民生委員・児童委員制度の周知や担い手の確保及び活動環境の改善による支援の強化など、困難を抱える子ども・若者へ必要な支援が行き届くよう取組を推進する必要がある。

県民運動の展開については、さらなる協働促進を目的に、子どもの貧困問題に関心のある層を取り込み、県民一体となった取組を推進する必要がある。

乳幼児期の子どもへの支援については、待機児童解消を着実に実施するため、引き続き保育所の整備や保育士の確保等を行うほか、多様な保育ニーズに対応するため延長保育の実施を拡大し、地域における子育て支援の充実や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、子育てしやすい環境づくりに取り組む必要がある。

小中学生期及び高校生期の子どもへの支援については、子どもが安全・安心して過ごせる子供の居場所について、居場所づくりが進んでいない地域があることから、子供の居場所や子ども食堂など、困窮世帯の子どもを地域で見守り、支援する拠点を増やすための取組や、居場所等の活動が充実するよう地域の社会福祉協議会等との連携促進や学生ボランティア活動の活性化など、効果的な支援や環境づくりを行う必要がある。

また、子どもに対する学習支援について、市町村やNPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多

様な進学希望に対応した学習支援に取り組む必要がある。

さらに、困難を有する子どもたちに対し、学校・家庭・地域・福祉等の各分野の関係機関が連携し、社会全体で支援する体制を整備する必要があるほか、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちの成長を支える活動を推進するに当たり、支援内容に応じた知識や技術を有する地域人材の確保が必要である。

加えて、生徒・保護者・教職員の相談件数が増加傾向にあり、臨床心理等の専門カウンセリングの必要性がより高まっているため、事業を拡大するとともに、就学支援員（臨床心理士・社会福祉士等）の有資格者の人材確保が必要である。

あわせて、子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組む必要があるほか、子どもたちが安心して学業に励むことができるよう、中学生・高校生のバス通学費等の負担軽減に取り組む必要がある。

支援を必要とする若者への支援については、子ども若者みらい相談プラザsorae等を拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進するとともに、専門的な個別支援を必要とする子どもの居場所や若年妊産婦に対応できる居場所を設置し、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援を行う必要がある。また、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行う必要がある。さらに、児童養護施設等を退所する児童が、夢や希望へ挑戦し自立へとつなげていくため、児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付金や大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、生活や就労の相談支援を行うなどアフターケアを推進する必要がある。

保護者への支援については、経済的な困窮により、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多いことから、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活困窮者やひとり親家庭等に対し、生活に関する相談など個々の状況に応じた支援、職業訓練の実施、就職のあっせんなど、保護者への就労や学び直しの支援に取り組む必要がある。

また、貧困の連鎖を解消するためには、貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、可処分所得の向上に資する施策を展開する必要がある。

このほか、県内企業における雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇へとつなげ、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることに繋げていく必要がある。

本県若年者（15～29歳）の完全失業率は、平成30年平均で6.3%と前年と同水準で推移しており、全国（3.7%）と比べると、いまだ厳しい状況にあるほか、高校・大学の就職内定率や、高卒・大卒者の無業者率、離職率も全国と比べると非常に高い状況にある。また、雇用環境は改善しているものの、雇用のミスマッチや人手不足も顕在化している。

このため、早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図るとともに、総合的

な就職支援を行っていく必要があるほか、離職を余儀なくされた方や長期失業等による就職困難者に対する就職・生活支援を実施する必要がある。

また、求職者が減少するとともに個々に抱える状況が多様化していることから、個々の課題に応じたきめ細かな就職支援を実施し、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。さらに、正規雇用を推進する（推進しようとする）企業の求める支援等について把握、分析し、検討する必要があるほか、正規雇用化をはじめとした従業員の待遇改善等に取り組み、その効果を所得の向上につなげていく必要がある。

公営住宅への優先入居については、ひとり親家庭等を含む子どもを扶養する貧困世帯を一般世帯に優先して入居できるよう、引き続き、制度の運用を行っていく必要がある。

以上のとおり、子どもの貧困問題は子どものライフステージに応じて、様々な課題が山積しており、その解消を早期に図ることは容易ではなく、中長期的に取り組んでいく必要がある。

また、貧困の連鎖を断つためには、子どもに対する支援を始め、保護者に対する生活や経済的な支援など、きめ細かな対策が必要であり、社会政策のみならず経済政策も含めた総合的な政策を講じることで、その効果を所得の向上へとつなげていく必要がある。

言い換えれば、子どもの貧困問題を放置すれば、社会的損失のみならず経済的損失へとつながり、県経済の発展にも影響を及ぼしかねないことから、今後も引き続き、子どもの貧困を解消するための特別な財政措置のほか、必要に応じて効果的な特例制度の創設を検討していく必要がある。

(3) 健康福祉セーフティネットの充実

年齢や障害の有無などにかかわらず、県民だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせること」は1.2ポイント、「障害のある人の社会参加が拡大していること」は1.9ポイント、「介護サービスが充実し、利用しやすいこと」は9.0ポイント増加し、県民満足度が向上したものの10%台から20%台にとどまっている。

また、「良質な医療が受けられること」は10.5ポイント、「救急患者が適切な治療を受けられること」は9.0ポイント、「食の安全・安心が確保されていること」は20.7ポイント増加し、県民満足度が大きく向上した。

健康福祉セーフティネットの充実に向けては、介護・福祉サービスの向上、施設整備の促進、社会参加の促進、医療体制の整備、保健衛生対策等に、引き続き取り組む必要がある。このため、高齢者や障害者の地域生活における支援体制を充実させるほか、福祉施設や公営住宅の整備、耐震化を推進する必要がある。また、地域医療構想を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要がある。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせること	28.0% (H24年県民意識調査)	29.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
障害のある人の社会参加が拡大していること	14.3% (H24年県民意識調査)	16.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
介護サービスが充実し、利用しやすいこと	11.9% (H21年県民意識調査)	20.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
良質な医療が受けられること	28.7% (H21年県民意識調査)	39.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
救急患者が適切な治療を受けられること	29.6% (H21年県民意識調査)	38.6% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
食の安全・安心が確保されていること	27.0% (H21年県民意識調査)	47.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

**ア 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり
(成果等)**

少子高齢化が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、適切なサービスの提供や施設整備を図るための取組を行った。

介護サービス等の充実については、介護人材の養成及び資質向上を図るため、平成25年度から主任介護支援専門員を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けたフォローアップ研修等を実施した。これらの取組などにより、介護支援専門員養成数は、目標値7,000人に対し、平成30年度で6,434人となっているが、平成30年度の実務研修受講試験の受験資格厳格化に伴い、目標達成は厳しい状況である。

また、福祉・介護人材の裾野を広げるため、介護福祉士養成施設等が小中高生等に対して実施している職業講話や介護体験、オープンキャンパス、講演会等を支援し、福祉介護人材の養成・確保に取り組んだ。

さらに、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）や認知症高齢者グループホームに対し、平成24年度から平成30年度まで40施設の整備を支援した。これらの取組などにより、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）及び認知症高齢者グループホーム定員数は、平成30年度で5,969人となっており、目標値の達成に向けて進展している。

高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築するため、沖縄かりゆし長寿大学の運営や、沖縄ねりんピックの開催、地域における老人クラブ活動等を支援した。また、シルバー人材センターの設置を支援している。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについては、地域社会における支え合い体制の構築を図るため、市町村が行う地域の支え合い活動の支援や、地域活動の拠点整備に助成した。

また、認知症高齢者を見守る体制づくりを推進するため、認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成講座を実施した。これらの取組などにより、認知症サポーター養成数は、平成30年度で9万42人と基準値の約4倍以上に増加しており、目標値を達成見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
介護支援専門員養成数	4,735人 (H23年度)	6,434人 (H30年度)	7,000人
介護老人福祉施設(地域密着型を含む)及び認知症高齢者グループホーム定員数	4,929人 (H23年度)	5,969人 (H30年度)	6,491人
介護認定を受けていない高齢者の割合【再掲】	81.9% (H23年度)	82.1% (H30年度)	82.0%
認知症サポーター養成数	19,833人 (H23年度)	90,042人 (H30年度)	108,000人
高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率	26.5% (H20年度)	29.1% (H25年度)	47.1%

(課題及び対策)

本県の総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成30年10月現在で21.1%と、21%を超える超高齢社会の水準となっており、介護サービス提供体制の確保・構築が必要である。今後、他の都道府県よりも緩やかではあるが（全国高齢化率28.1%：平成30年10月現在）、本県でも高齢化率が上昇し、それに伴い介護認定者数や高齢者世帯も増えていくことが見込まれている。

介護サービスの充実については、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。また、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、引き続き介護老人福祉施設等の整備充実を図るとともに、在宅医療介護連携の充実強化を図る必要がある。

さらに、介護事業所において人材の不足感が増していることや、令和7年（2025年）には介護人材が約4,500人不足すると推計されるなど、人手不足が深刻化しているため、多様な人材の参入促進や資質向上のための研修の実施に加え、労働環境の改善や処遇向上のための取組を引き続き推進する必要がある。さらに、将来的な介護人材の不足を見据えた外国人介護人材の受入れに向けた取組を関係機関等とも連携し、推進していく必要がある。

また、介護支援専門員については、離島など確保が困難な地域があることなどから、引き続き研修の充実による資質向上や、法定研修の際の旅費の助成など負担軽減に取り組み、人材確保を推進していく必要がある。

高齢者の社会参加の促進については、高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築していくため、沖縄かりゆし長寿大学校の運営等を通じて高齢者の自主的な取組を支援するとともに、地域活動等へより多くの高齢者が参加できるような取組が必要である。

住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについては、高齢者の権利擁護や高齢者訪問支援活動など高齢者を守るための取組を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、買い物支援を含めた多様な生活支援の確保・提供が必要である。

また、高齢者施設を併設した公営住宅の整備や住宅のバリアフリー化が必要である。

イ 障害のある人が活動できる環境づくり

(成果等)

障害のある人が安心して暮らし、生活が行えるよう地域社会の構築や障害者の自立及び社会参加の支援を図るための取組を行った。

地域生活の支援については、在宅での障害福祉サービス事業者が増加する等その拡充が進む中、障害者のための相談・生活支援の充実を図るため、各圏域に相談支援アドバイザーを配置し、障害者支援に関する研修や、市町村や事業所に対する助言等の支援を行った。これらの取組などにより、福祉施設から地域生活への移行者数は、平成30年で758人となり、目標値を達成見込みである。

発達障害者への支援については、沖縄県発達障害者支援センターを中核的な支援機関として、発達障害児（者）やその家族への相談支援や支援者向け研修、発達障害の普及・啓発活動を行ってきた。また、発達障害児（者）支援協力医療機関リストの作成及び周知や医療機関への研修等に取り組んだ。これらの取組などにより、発達障害児（者）支援協力医療機関数は、平成30年度34機関となり、目標値を達成見込みである。

障害者の雇用・就業の拡大については、福祉施設から一般就労への移行等の雇用拡大を図るため、障害者就業・生活支援センターの生活支援担当職員が相談窓口となり障害者の職業生活を支援したこと等により、就労・職場への定着支援が強化された。

また、工賃向上を図るため、障害者就労支援事業所への経営コンサルタントの派遣や、事業所職員向けに商品開発の研修会を実施するなど、就労施設の経営改善を支援した。これらの取組もあり、障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額は、平成22年度の1万2,892円から平成29年度には1万4,940円と進展しているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

さらに、障害者を対象とした事業所における業務等の訓練や雇用開拓と定着の支援の支援を行ったほか、国・県・市町村が実施している雇用に関する支援制度の情報を一元化し、社会保険労務士による事業主向けの雇用相談及び情報発信を行うとともに、雇用の助成金等の案内冊子を発行し、助成金の活用を促進した。これらの取組もあり、障害者実雇用率は、平成30年で2.73%となり、現時点で目標値を達成している。

障害者の社会参加の促進については、心身の健康作りのため、全国障害者スポーツ大会への派遣や県障害者スポーツ大会の開催、沖縄県スポーツ協会が行う障害者スポーツの推進強化等を支援した。また、平成24年度にNPO法人沖縄県障害者スポーツ協会を設立し、障害者スポーツの普及・啓発活動を行っている。

障害者スポーツ活動団体数は、基準値より進展しているが、余暇をスポーツ活動で過ごす若い世代の障害者が少なくなっているため団体の増加が鈍化しており、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

誰もが活動しやすい環境づくりとして、障害者の権利擁護と普及啓発に関する取組を行った。具体的には、障害のある人に対する理解を深めるため、県民向けに普及啓発イベントを実施したほか、福祉のまちづくりに寄与する取組や活動を行っている個人や企業等の表彰を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
福祉施設から地域生活への移行者数	495人 (H23年度)	758人 (H30年度)	856人
グループホーム等数(障害福祉サービス)	157箇所 (H23年度)	305箇所 (H30年度)	350箇所
「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業」実施市町村数	-	24市町村 (H30年度)	28市町村

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
発達障害児(者)支援協力医療機関数	19機関 (H22年度)	34機関 (H30年度)	35機関
障害者就労系サービス事業所の平均 工賃月額	12,892円 (H22年度)	14,940円 (H29年度)	16,279.1円
障害者実雇用率	1.80% (H23年)	2.73% (H30年)	2.30%
障害者スポーツ活動団体数	22団体 (H22年)	31団体 (H30年)	38団体
登録手話通訳者・要約筆記者の数	49名 (H23年)	112名 (H30年)	199名

(課題及び対策)

地域生活の支援については、障害者自立支援協議会の充実を図るとともに、市町村など身近な地域における相談支援体制の整備促進や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援等が必要である。また、医療費助成等の保健・医療サービスの充実に引き続き努めていくとともに、医療的ケアが必要な在宅の障害児が安心して暮らせるよう支援する必要がある。

社会福祉施設等の整備については、グループホーム等の創設等を推進しているが、圏域ごとに事業所数の偏りがあることから各圏域のニーズ等を勘案して施設整備を進めていく必要がある。また、利用者の安全・安心を確保するため、障害者福祉施設等の改築や耐震化を図る必要がある。

発達障害児(者)への支援については、発達障害児(者)のライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成が必要である。

障害者の雇用・就業の拡大については、障害者が経済的に自立するため、引き続き福祉施設から一般就労への移行等の雇用拡大を図るとともに、福祉的就労の場である就労事業所全体の収入の底上げ(工賃の向上)を図る必要がある。

障害者の社会参加の促進については、誰もが積極的にスポーツレクリエーション、文化芸術活動等を楽しめるよう、情報発信、活動支援、拠点づくりなどの環境整備を、市町村や地域・関係者と連携して推進する必要がある。

障害者の人権の擁護、虐待の防止等については、障害者に対する理解を深めるとともに、施設従事者等の資質向上に関する取組を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。

ウ 県民ニーズに即した保健医療サービスの推進 (成果等)

県民のニーズに即した保健医療サービスの推進に向けては、県内各地域において、適切に医療サービスが提供されるよう、医療体制の整備や医師・看護師等の育成及び確保を図るための取組を行った。

医療提供体制の充実・高度化については、地域医療構想を推進するため、病床機能の分化及び連携等について、地域の医療関係者による協議を行った。また、がん患者・家族等の支援体制の充実させるため、がん罹患経験のある相談員による相談支援を実施した。また、各圏域において適切な医療提供体制を確保するため、宮古・八重山圏域の拠点病院である県立宮古病院、県立八重山病院を新築移転した。

医師の確保と資質向上については、地域医療を支える医師を育成、確保するため、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成並びに県立病院での後期臨床研修医の養成など、様々な取組を行った。これらの取組などにより、医療施設に従事する医師数（人口10万人あたり）は、基準値227.7人から現状値は243.1人と15.4人増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

看護師の確保と資質向上については、認定看護師などの専門性の高い資格取得の支援や民間看護師養成所への運営支援、院内保育所を設置する医療機関への運営費補助などを行った。これらの取組などにより、看護師就業者数（人口10万人対比）は、平成28年で1,023.8人と、全国平均（905.5人）を上回るとともに、目標値の達成に向けて進展している。

また、新人看護職員研修を実施する医療機関への補助や研修責任者等研修、多施設合同研修の実施により研修体制の整備を図ったところ、新人看護職員の臨床実践能力の向上や定着促進につながった。これらの取組などにより、新人看護職員離職率は、基準値14.5%から平成29年には4.8%と大きく改善しており、目標値を達成している。

保健師の確保については、無医地区等における住民の保健指導の強化を図るため、へき地保健指導所の運営を支援した。また、資質向上を図るため、新任保健師への研修会の開催や各保健所による技術的助言・指導を実施した。

救急医療、離島・へき地医療の充実については、ドクターヘリの運営費補助、自衛隊ヘリ等に添乗する医師等の確保に取り組んだ。また、休日・夜間の子どもの急な病気への対応や医療機関の受診について電話相談を行う「#8000」の実施や経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」の配布により救急医療機関の適切な受診を促し、医療従事者の負担軽減に寄与した。加えて、災害時の救急医療活動の迅速な展開を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成や災害医療に関わる各種情報の集約・提供を行う広域災害救急医療情報システムの運用を開始した。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
医療施設に従事する医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (H22年)	243.1人 (H28年)	261人
看護師就業者数(人口10万人対比)	881.2人 (H24年)	1023.8人 (H28年)	1190.7人
新人看護職員離職率	14.5% (H21年)	4.8% (H29年)	6.3%
救急病院数	26施設 (H23年)	26施設 (H29年)	26施設

(課題及び対策)

医療提供体制の充実・高度化については、地域で必要な医療ニーズ等を踏まえ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要がある。また、可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、在宅医療を提供する体制の構築を図る必要がある。

北部医療圏においては、医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による北部基幹病院の整備を図る必要がある。

医師の確保については、圏域や診療科による偏在が課題となっており、病院勤務医の長時間労働などの課題もあることから、大学医学部等における養成を始め、研修の充実や勤務環境の改善など、引き続き医師を確保するための取組が必要である。

看護師の確保については、医療機関からの採用需要に対応できていない状況にある。このため、看護師の養成、修学支援、潜在看護師の復職支援などを実施するほか、院内保育所運営支援など勤務環境の整備を図り、離職防止対策などに取り組む必要がある。

また、医療の高度化、複雑化に伴って専門分化が進む中、特定の分野において専門の知識・技術を有する認定看護師や専門看護師など、多様化する医療ニーズに対応できる人材を育成する必要がある。

離島及びへき地医療については、地域のみで十分な医療を提供できない場合があるため、引き続き沖縄本島の医療機関と離島診療所等との医療連携体制の充実を図る必要がある。

また、観光客の急激な増加に伴い離島及びへき地の医療従事者の負担が大きくなっているため、観光・医療関係団体と連携し、対応策を検討する必要がある。

エ 福祉セーフティネットの形成 (成果等)

福祉セーフティネットの形成に向けては、福祉サービスの質の向上や福祉施設の整備を促進したほか、高齢者や障害者等の日常生活を支える地域福祉の推進に取り組んだ。

福祉サービスの向上については、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を支援する日常生活自立支援事業を実施した。日常生活自立支援事業利用者数は、年々増加し、平成30年度で655人となり、目標値を達成見込みである。

また、福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者への情報提供に資することを目的に、社会福祉法人等が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う福祉サービス第三者評価事業を実施し、平成24年度から平成30年度の間に延べ53施設が第三者評価機関による評価を受けた。

さらに、生活困窮者の自立を支援するため、県及び11市が平成27年度から実施している生活困窮者自立支援制度への取組を強化し、自立相談支援や就労準備支援のほか、住居確保のための給付金の支給や家計改善のための相談支援等を実施した。

地域福祉の推進については、民生委員・児童委員制度について県広報誌や広報番組等で周知を図るなど、担い手の確保を含めた普及啓発に努めたほか、研修内容を充実させることで資質向上を図った。民生委員・児童委員の充足率は、地域における福祉課題の多様化・複雑化等により、民生委員・児童委員の業務量や負担感が増大していることを背景として、基準値より後退し、進展遅れとなっている。

このため、平成29年度から民生委員の担い手の確保と活動環境の改善を目的とした民生委員活動活性化事業を実施し、各地域の民生委員児童委員協議会への支援コーディネーター派遣や、関係機関との連携体制の構築、民生委員の技能向上を図るための体制づくり等を推進しているところである。

また、市町村における避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の策定を促進するため、災害支援制度アドバイザーを県から派遣し、避難支援の具体化に向けた取組への助言や提案、研修会の実施等を行った。これらの取組などにより、避難行動要支援者名簿の作成等の推進については、平成24年度の15市町村（36.5%）から平成30年度には41市町村（100%）となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、沖縄県社会福祉協議会に設置された、ボランティア等の市民活動を推進・支援する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への助成により、ボランティアの普及促進に取り組んだ。これらの取組などにより、県内市町村社協へ登録しているボランティア団体の会員の総数は、平成23年度の1万7,377人から平成30年度には2万4,446人と約1.4倍に増加し、目標値の達成に向けて進展している。

このほか、様々な福祉課題を抱える地域住民に対し相談・支援を行うコミュニティーソーシャルワーカーの育成を推進したことにより、配置市町村数・配置人数は平

成24年度の10市10人から平成30年度には28市町村92人に増加し、目標値の達成に向けて進展している。

住宅セーフティネットについては、住宅に困窮する低額所得者へ住宅を供給するため、平成24年度から平成30年度までの7年間で3,006戸の公営住宅を整備したことで、最低居住面積水準未済世帯の解消に一定の効果をあげている。

公営住宅管理戸数については、県営大謝名住宅団地等の完成、管理が開始されたことにより、目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
日常生活自立支援事業利用者数	477人 (H23年度)	655人 (H30年度)	659人
民生委員・児童委員の充足率	88.2% (H22年)	86.2% (H30年度)	97.8%
避難行動要支援者名簿作成等の推進	15市町村 (36.5%) (H24年度)	41市町村 (100%) (H30年度)	41市町村 (100%)
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数	17,377名 (H23年度)	24,446名 (H30年度)	29,000名
コミュニティーソーシャルワーカー配置市町村数・配置人数	10市 10人 (H24年度)	28市町村 92人 (H30年度)	41市町村 150人
公営住宅管理戸数	29,834戸 (H23年度)	30,038戸 (H30年度)	29,676戸

(課題及び対策)

福祉サービスの向上については、誰もが人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要とする福祉サービスが適切に利用できる支援体制の整備を更に推進する必要がある。また、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活への移行が進み、支援のニーズが高まっているため、よりきめ細やかで多様な権利擁護の仕組みづくりが必要である。さらに、生活困窮者等の潜在的な支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制を強化する必要がある。

地域福祉の推進については、地域において互いに支え合う地域共生社会の実現に向けて、沖縄県社会福祉協議会など関係機関・団体と連携しながら、地域福祉のネットワークづくりを更に推進する必要がある。また、高齢者、障害者だけでなく、様々な困難を抱える方への包括的支援体制の構築に取り組む必要がある。このため、民生委員・児童委員の活動環境の改善や担い手の確保に引き続き取り組むとともに、コミュニティーソーシャルワーカーの配置を促進するための人材育成の取組や、地域においてお互いに支え助け合う地域ボランティアの養成を引き続き推進する必要がある。

さらに、災害時における要配慮者の様々な福祉ニーズに的確に対応するため、避難

生活における生活機能の低下防止などの支援体制を関係機関と連携し早期に構築する必要がある。あわせて、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、引き続き市町村における福祉避難所の指定を促進する必要がある。

住宅セーフティネットの構築については、持ち家率や居住水準が低い状況にあることに加え、低所得者世帯の割合も最も高いことから、公営住宅の整備に取り組む必要がある。また、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう引き続き促進する必要がある。

オ 保健衛生の推進 (成果等)

保健衛生の推進については、県民の保健衛生環境の向上を図るため、食品等の安全・安心の確保、感染症対策や難病対策、自殺対策等の取組を行った。

食品衛生対策については、食品取扱施設を監視指導する職員の知識・技術の向上を目的とした、国及び研究機関が主催する各種講習会・研修会等への職員の派遣や、北部・中部・南部地域の大型飲食店、広域流通食品を製造加工する施設等の重点的な監視指導及び食品の検査を行った。これらの取組などにより、食中毒発生件数は、平成30年度で29件と改善しており、目標値の達成に向けて進展している。

飲料水衛生対策については、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置後の検査受検について指導等を行っている。これらの取組などにより、簡易専用水道の検査受検率は、平成29年度で79.1%となっており、全国平均78.2%を上回っている。

感染症対策については、予防接種の接種率向上を図るため、市町村の従事者を対象に研修会を開催し、普及啓発を行った。麻しん予防接種率は、平成29年で93.6%と基準値より向上しており、目標値の達成に向けて進展している。

難病対策については、難病患者の在宅療養における生活の質の向上を図るため、患者や家族に対して、訪問相談支援や医療相談支援を行った。また、難病患者の経済的自立を支援するため、就労相談支援を行った。この結果、難病患者における就労相談件数は、平成30年で336件となり、目標値を達成している。

自殺対策については、行政及び関係団体による相談体制の充実、従事者研修やゲートキーパー等の人材養成及び普及啓発など、総合的に取組を推進したことで、県内自殺者数は平成24年から6年間連続して300人を下回っている。人口10万人あたりの自殺死亡率は、平成22年の25.5から平成29年には17.0まで改善しており、目標値を達成している。

薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止の啓発活動として、学校、地域等における講習会の開催や街頭キャンペーンを実施した。また、本県においては、薬物依存

症リハビリ施設利用者の経済的負担等の課題があったことから、平成25年度から薬物再乱用防止教室を無料で実施している。

危険生物対策については、ハブ咬症被害を未然に防止するため、ハブの危険性やハブ咬症に関する周知啓発を実施した。これらの取組などにより、ハブ咬症者数は、減少傾向にあり、平成30年で49人と、目標値を達成している。また、ハブ咬症時の治療薬を県内32医療機関に配備し、治療体制を確保しており、ハブ咬症による死亡者数は、平成12年以降、0人を維持している。

動物愛護の推進については、動物の適正飼養の指導啓発したほか、犬猫の安易な引き取り依頼の拒否や、収容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動を実施した。これらの取組などにより、犬猫の合計収容数は減少傾向にあり、平成23年度の7,243頭から、平成29年度には3,027頭まで減少している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
食中毒発生件数	35件 (H22年)	29件 (H30年)	25件
結核患者罹患率 (人口10万対)	18.7 (H22年)	15.7 (H29年)	10.0
麻しん予防接種率	92.2% (H22年)	93.6% (H29年)	95.0%
難病患者における就労相談件数	67件 (H24年)	336件 (H30年)	265件
自殺死亡率 (人口10万人当たり)	25.5 (H22年)	17.0 (H29年)	17.0
ハブ咬症者数	96人 (H21年)	49人 (H30年)	76人
ハブクラゲ刺症被害者数	91人 (H22年)	69人 (H30年)	112人

(課題及び対策)

食品等の安全・安心の確保については、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。また、食品衛生管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）による衛生管理の普及促進を図る必要がある。

また、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び渇水時等の衛生対策を図る必要がある。

感染症対策については、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化を図る必要

がある。

難病対策については、難病患者への支援として、地域における支援体制や就労に関する相談体制を充実させる必要がある。

自殺対策については、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的問題を含む包括的な取組が重要である。このため、行政を始め、民間の関係機関・団体等と連携し、それぞれの役割を分担して総合的な取組を推進する必要がある。

薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止普及啓発活動や再乱用防止対策を推進するとともに、国や警察と連携した取締り活動の強化に取り組む必要がある。

危険生物対策については、ハブ咬症被害の未然防止や危険外来種の駆除対策が大きな課題となっているため、効果的な駆除方法の確立に取り組む必要がある。また、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒をもつ生物による刺咬症事故も発生していることから、引き続き対策を推進する必要がある。

動物愛護管理及び狂犬病対策については、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図り、犬の飼い主を始め、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。

(4) 社会リスクセーフティネットの確立

大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染、犯罪や交通事故等のあらゆるリスクから県民の財産を守り、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「地震、台風などの防災対策が充実していること」は14.8ポイント、「犯罪におびやかされることなく安心な暮らしが確保されていること」は20.0ポイント、「交通ルールが遵守され、マナーが向上し、交通の安全が確保されていること」は9.2ポイント増加し、県民満足度が向上した。

また、「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援環境が充実していること」は3.7ポイント増加し、県民満足度が向上したものの20%台にとどまっている。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
地震、台風などの防災対策が充実していること	18.3% (H21年県民意識調査)	33.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
犯罪におびやかされることなく安心な暮らしが確保されていること	27.1% (H21年県民意識調査)	47.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
交通ルールが遵守され、マナーが向上し、交通の安全が確保されていること	22.2% (H21年県民意識調査)	31.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援環境が充実していること	19.2% (H21年県民意識調査)	22.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

社会リスクセーフティネットの確立については、大規模な自然災害、新型インフルエンザなどの感染症、環境汚染等のあらゆる社会リスクから県民の生命や財産を守るため、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する必要がある。

このため、治安の確保や生活の安寧に必要な対策を講じるほか、感染症や環境汚染、配偶者からの暴力（DV）対策、消費生活安全対策等に取り組む必要がある。

また、大規模な自然災害の発生を想定した防災体制の強化や、河川改修、高潮対策、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等による災害に強い県土づくりに取り組む必要がある。

**ア 安全・安心に暮らせる地域づくり
(成果等)**

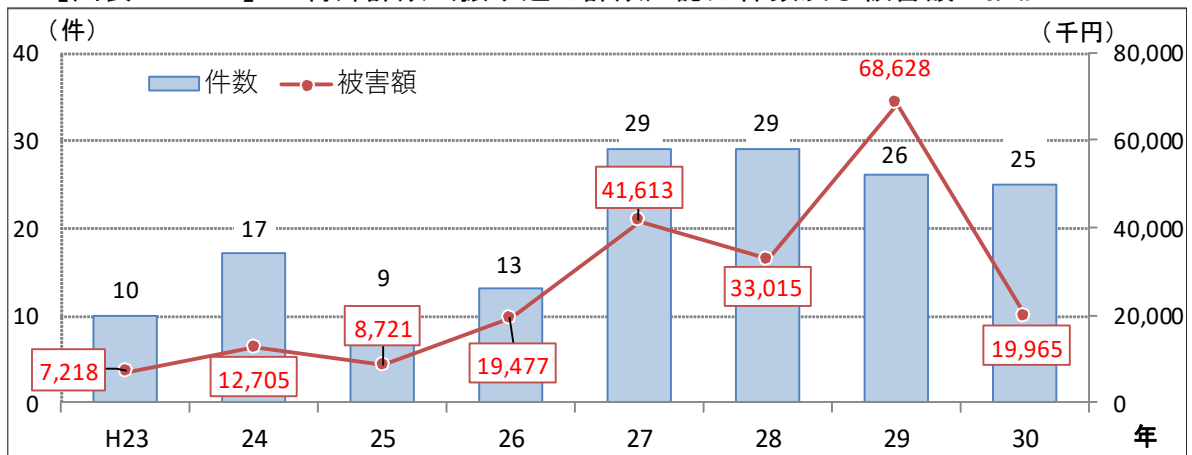
県民を様々な事件・事故等から守るため、地域安全対策や交通安全対策の推進、DV相談機能の充実、消費生活安全対策や健康危機管理体制の強化などに取り組んだ。

地域安全対策については、地域の安全性を高めるため、地域安全マップ指導者講習会や子ども・女性等安全・安心見守り事業、公共施設の防犯・安全点検などを始めとする「ちゅらさん運動」への取組及び県民への普及啓発活動、犯罪抑止対策を推進した。

これらの取組などにより、刑法犯認知件数については、6,878件（平成30年）と基準値の1万2,403件（平成23年）から5,525件減少し、現時点で目標値を達成している。これは、平成15年から16年連続で減少している。

なお、特殊詐欺（振り込め詐欺）の認知件数については、平成27年から横ばいであるが、被害額は減少傾向である。

【図表3-2-4-1】 特殊詐欺（振り込め詐欺）認知件数及び被害額の推移



出典：沖縄県警察本部刑事部捜査第二課調べ

また、サイバー犯罪及びサイバーテロの発生を未然に防止するため、広報啓発活動を推進し、サイバーセキュリティ対策に関する県民の知識の底上げと意識の向上を図った。平成29年には、サイバー犯罪の防犯講演の受講者が過去最多を記録したほか、官民一体となった国際テロ対策を実施した結果、県内において、サイバーテロ及び国際テロの発生は確認されていない。

さらに、暴力団を社会から追放・壊滅し、県民の安全と社会の平穏を確保するため、青少年に対する暴排教室の開催や、行政機関及び事務所を対象とした不当要求責任者講習等を実施するなどして、県民の暴力団排除活動への気運を高めた。

あわせて、警察安全相談体制を強化するため、警察安全相談員を県警本部及び各警察署へ配置したほか、老朽化した警察施設の計画的整備、警察官の資質向上、交番相談員の配置による交番機能の充実・強化のほか、緻密かつ適正な捜査の推進等に資する各種装備資機材の充実・強化を図った。

そのほか、犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施など犯罪被害者を支える基盤を強化するとともに、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」や支援担当者に対する研修会の開催など、犯罪被害者に対する支援等を実施したことなどにより、社会全体で犯罪被害者の支援を行うという気運を醸成した。

DV防止対策等については、女性相談所及び各福祉事務所に配偶者暴力相談支援センターを設置しているほか、DV相談体制の充実を図るため、男性相談の窓口を開設するとともに、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援を可能な限り

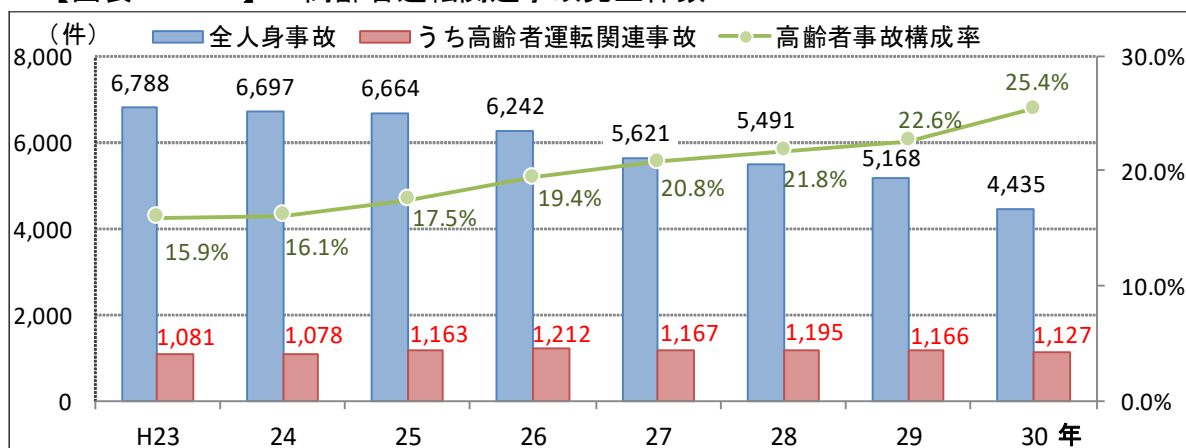
一箇所で提供するための「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を開設した。

交通安全対策の推進については、飲酒運転の取締り体制の強化と各季の交通安全運動や飲酒運転根絶県民大会、高校生による飲酒運転根絶メッセージのラジオCM、交通信号機の集中制御化、事故危険箇所の指定・登録及び滑り止め舗装整備等のほか、運転マナーの向上に向けた交通安全教育を推進するなど、各種交通事故抑止対策を推進した。

これらの取組などにより、交通事故死者数については、平成30年に38人と基準値から7人減少し、進展しているが、近年、高齢者や二輪車事故等が増加傾向にあることから、自動車教習所等と連携し、高齢運転者等に対する安全運転サポート車等を活用したドライビングスクールの開催や二輪車事故防止対策を推進するなどして、目標値の達成に向けた一層の施策推進が必要である。【図表3-2-4-2】

なお、平成30年中の二輪車運転者に係る人身事故件数は1,030件、二輪車運転者に係る交通違反件数は12,420件であり、そのほか、携帯電話使用を原因として発生した人身事故件数は23件、レンタカー運転者に係る人身事故件数は348件であった。

【図表3-2-4-2】 高齢者運転関連事故発生件数



出典：沖縄県警察本部刑事部捜査第二課調べ

水難事故対策の推進については、沖縄県や県警等の各種機関・団体を構成する沖縄県水難事故防止協議会を通して、県民・観光客へ水難事故防止に関する周知啓発等を行うとともに、危険箇所に転落防止柵の設置を行った。

消費生活安全対策の推進については、消費者啓発講座を開催し、消費者トラブルへの対応や消費生活相談事例等を紹介するなど、消費生活の安全確保に関する意識啓発を推進した。

これらの取組などにより、消費者啓発講座受講者数については、平成30年度に1万627人と現時点で目標値を達成している。今後も、消費者教育・啓発のニーズの充実を図るとともに、アドバイザー派遣講座等の開催を重点的に推進することで、更なる受講者の増加を見込んでいる。

健康危機管理体制の強化については、新型インフルエンザなどの健康被害発生時に対応できるよう、毎月の対策委員会や訓練を開催するなど、体制整備を図った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
刑法犯認知件数	12,403件 (H23年)	6,878件 (H30年)	10,000件以下
配偶者暴力相談支援センター設置数	6か所 (H23年)	6か所 (H30年)	8か所
交通事故死者数	45人 (H23年)	38人 (H30年)	33人以下
水難事故発生件数	77件 (H22年)	66件 (H30年)	68件
消費者啓発講座受講者数	8,890人 (H23年度)	10,627人 (H30年度)	10,000人

(課題及び対策)

地域安全対策については、犯罪の起きにくい沖縄県の実現を図るため、警察安全相談体制、人材育成や施設整備、各種装備資機材整備など警察基盤を強化する。

また、犯罪被害者等対策については、犯罪被害者はある日突然犯罪に巻き込まれ、普段の生活や社会活動等を今までどおりに送ることが困難になるなど犯罪被害に苦しむことから、負担軽減及び早期被害回復に向けた各種の支援活動等を推進するとともに、犯罪被害者の支援に関する条例制定の必要性を含め、より効果的な支援施策等を検討する必要がある。

また、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、県民の安心感を更に向上させるためには、社会情勢の変化に伴って多様化する特殊詐欺等の犯罪への取組強化が必要である。

さらに、サイバー空間の脅威が深刻化する中、サイバー空間の治安維持に係る取組を強化するとともに、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図る必要がある。

DV防止対策等については、DV相談件数が増加傾向にあることから、女性相談員の質の向上及び人員体制の強化、市町村及び警察等関係機関との連携を強化するなどDV被害者に対する相談体制の拡充と強化及び適切な支援を実施する必要がある。加えて、DV問題が児童虐待とつながるケースが多く見られることから、女性相談支援機関と児童相談機関の連携をより一層強化する必要がある。

また、性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後からの総合的な支援を速やかに実施するため、「性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）」の設置・運営による支援体制の強化を図る必要がある。

交通安全対策の推進については、事故防止対策として、飲酒運転根絶を図るため「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づいた各種対策を推進するほか、信号機の増設を始

め、老朽化した信号機や道路標識等の新設・更新に取り組む必要がある。

水難事故対策については、県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用に関して、水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が必要である。

消費生活安全対策の推進については、複雑化、多様化する消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発、消費者教育を強化するとともに、事業者の不当な取引行為に対する指導等を強化する必要がある。

健康危機管理体制の強化については、新型インフルエンザなど県域を超えた健康被害の発生や、原因不明の健康被害が発生した場合の初期における対応策を検討し、現在の健康危機管理体制を一層強化する必要がある。

イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化 (成果等)

災害に強い県土づくりを目指して、消防防災体制や危機管理体制の強化を行った。また、建築物や公共施設の耐震化を図るなど、防災減災対策に関する取組を行った。

消防防災体制及び危機管理体制の強化については、避難誘導體制の強化を図るため、学識経験者で構成される「沖縄県津波浸水想定設定検討委員会」において、新たに想定される津波浸水想定図の作成・公表等を行った。

これらの取組などにより、津波高潮ハザードマップ作成市町村数は、平成30年度で38市町村となり、目標値の達成に向けて前進しているが進展遅れとなっている。

また、消防力強化のため、市町村に対して、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、消防団の認知度向上・募集イベントなど消防団員の充実強化を図るための取組を市町村と連携して実施した。加えて、教育訓練として初任科研修、専科教育、水難救助課程等を実施した。

これらの取組などにより、人口1万人あたりの消防団員数は、平成30年に12.1人と基準値より増加しているが、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。高齢化に伴う退団者もいることなどから、引き続き、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

さらに、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（防災行政無線）の再整備・高度化による災害に強い防災基盤の構築など、防災体制を強化した。

輸送手段及び避難地等の確保については、第1次、第2次の緊急輸送道路に指定された県管理道路の区間について、道路法第37条に基づく電柱等の占用制限による無電柱化の推進に取り組むとともに、道路の災害防除を図るため、これまでに国道331号等の緊急輸送道路の落石防止対策・法面崩壊防止対策を行った。

これらの取組などにより、平成30年の道路法面等危険除去箇所数は、35か所となるなど、目標値を達成する見込みである。

生活基盤等の防災・減災対策については、民間住宅耐震診断の支援や鉄筋コンクリート耐震技術者育成を図るなど、民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策を行っ

た。加えて、災害時に応急対策の拠点や避難所となる施設（庁舎、学校等）で、既存の耐震不適格建築物に関しては、耐震診断結果の報告期限等を定めるなど、防災拠点建築物の耐震化を促進した。

これらの取組などにより、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成28年度で91.5%となり、目標値の達成に向けて着実に進展している。

一方、住宅の耐震化率については、85.1%（平成25年）と基準値の82%（平成20年）より向上しているが、本県では木造住宅に比べ耐震診断・改修費用が高い鉄筋コンクリート造住宅の割合が高く、所有者負担が大きいことから、進展遅れとなっている。

また、水道施設整備として、沖縄県企業局や市町村等により基幹管路の耐震化を行ったほか、市街地の浸水対策のため、下水道事業において雨水管きよを整備するなどの取組を行った。

高潮・波浪等への対策としては、海岸保全施設の防護機能を確保するため、北谷町の宮城海岸、名護市の嘉陽海岸などにおいて海岸保全施設の整備を行った。

これらの取組などにより、防護面積（高潮対策等）は、平成30年度で86.7haとなり、目標達成見込みである。

あわせて、防風・防潮林を整備したほか、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策などの取組を行った。

沖縄県は、島しょ県であり、本土から離れ離島が散在するなど防災上不利な地理的条件があるほか、多くの観光客が訪れる等の防災上の特別な配慮が必要な社会条件を有している。そのため県管理空港は、災害時に地域の防災活動の拠点としての役割が求められる。

このようなことから、離島空港施設の耐震化の取組については、「県管理空港の今後の地震・津波対策等の方針」を策定し、「津波避難計画」の策定や「旅客施設耐震設計」を実施するなど、計画どおり進捗しており、目標値を達成する見込みである。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村 (H25年度)	38市町村 (H30年度)	41市町村
消防職員の充足率	53.1% (H21年)	61.9% (H27年)	70.0%
人口1万人あたりの消防団員数	11.7人 (H22年)	12.1人 (H30年)	15.0人
自主防災組織率	8.9% (H23年)	29.9% (H30年)	76.0%
災害時要援護者支援計画策定市町村数	15市町村 (37%) (H23年)	41市町村 (H30年)	41市町村
避難地に位置づけられている都市公園数	257箇所 (H22年度)	299箇所 (H29年度)	303箇所

(4) 社会リスクセーフティネットの確立 イ 災害に強い県土づくりと防災体制の強化

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
離島空港施設の耐震化率	-	0% (H30年度)	17%
港湾臨港交通施設における橋梁の耐震化率	-	42% (H30年度)	67%
緊急物資輸送の拠点港数(耐震岸壁設置港湾数)	4港 (H23年)	6港 (H30年)	6港
道路法面等危険除去箇所数	65箇所 (全体箇所) (H23年)	35箇所 (H30年)	50箇所除去
無電柱化整備総延長(災害時のライフライン確保)【再掲】	109km (H23年度)	154.7km (H30年度)	173.2km
耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8% (H23年)	92.9% (H30年)	93.9%
住宅の耐震化率	82% (H20年)	85.1% (H25年)	95%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.5% (H17年)	91.5% (H28年度)	95%
公立学校耐震化率	79.9% (H24年)	92.9% (H30年)	100%
障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震化基準施設の耐震化率)	69.5% (H22年度)	94.3% (H30年度)	100%
基幹管路の耐震化率(上水道)	23% (H22年度)	25.8% (H29年度)	36%
主要9河川での浸水想定面積	約234ha (H22年)	約234ha (H30年)	約56ha
重要な幹線等の耐震化率(下水道)	17.0% (H22年度)	47.0% (H30年度)	49.8%
下水道による都市浸水対策達成率	53.5% (H22年度)	59.4% (H30年度)	62.1%
防護面積(高潮対策等)	58.9ha (H23年度)	86.7ha (H30年度)	92.7ha
防風・防潮林整備面積	533ha (H23年度)	559.6ha (H30年度)	593ha
土砂災害危険箇所整備率(急傾斜地崩壊対策事業)	13% (H23年度)	16% (H30年度)	16%
土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)	21% (H23年度)	23% (H30年度)	24%
土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)	24% (H23年度)	29% (H30年度)	36%

(課題及び対策)

消防防災体制及び危機管理体制の強化について、本県は他県から遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することが指摘されている。

このことから、大規模災害等に備え、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤を整備する必要がある。

また、消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、人的・物的両面における消防防災体制の強化や救急搬送への受入体制強化が必要である。

あわせて、本県では地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが課題となっていることから、自主防災組織や消防団の強化など避難等に資するソフト対策の充実や各種災害の発生を想定したハザードマップの作成、各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。

輸送手段及び避難地等の確保については、災害発生時に住民が迅速かつ的確な避難行動をとることが重要であるため、避難場所や避難経路の確保及び緊急輸送道路の無電柱化など緊急輸送機能を持つ施設の整備が必要である。

また、避難所へ給与する簡易トイレや毛布等の備蓄物資についても充実させる必要がある。

避難所においては、停電に対応するための非常用電源を備える対策も必要である。あわせて、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、引き続き市町村における福祉避難所の指定を促進する必要がある。

本県は亜熱帯性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることや台風の常襲地帯であることから、河川のはん濫や土砂災害、高潮被害などが発生している。

このため、生活基盤等の防災・減災対策については、予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策、治水・浸水・津波・高潮対策、土砂災害対策等に取り組む必要がある。

予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策について、本県では鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅に比べて耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから、民間住宅の耐震化が立ち遅れているという課題がある。

そのため、民間住宅については、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化を図る必要がある。

さらに、緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を進めるとともに、公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の拠点となる施設から耐震診断・改修を進める必要がある。

あわせて、上水道施設については、災害等で広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新、耐震化が必要である。

都市の浸水対策については、都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少で雨水流出量が増大していることなどから、十分な雨水排除ができる排水設備の整備を進めるとともに、内水ハザードマップの作成などソフト対策も合わせて推進する必要がある。

高潮等対策については、海岸保全施設の新設・改良等による防護機能の確保を図るとともに、防風保安林、潮害防備保安林の整備が必要である。

本土復帰前や復帰当初に整備された海岸保全施設は数多く残っており、築造後相当の年数が経過して老朽化が進展している。

特に、本土復帰前に整備された護岸等は、経験的な設計による簡易な構造や築造時に劣悪な材料が使用されたものなど、本土一般のコンクリート構造の護岸等と比較して、老朽化・防護機能の低下が著しいという特性を有している。

このため、定期点検等により海岸保全施設の状態を的確に把握し、ライフサイクルコストの縮減等を念頭にした予防保全型の維持管理を導入し、施設の計画的な機能回復、耐震対策などに取り組む必要がある。

離島空港における防災対策としては、「県管理空港の今後の地震・津波対策等の方針」に基づき、関係者と調整を図りながら「早期復旧計画、業務継続計画（BCP）」を策定していくとともに、必要に応じて空港施設の耐震化を図っていく必要がある。

そのほか、土砂災害対策については、発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備等、総合的な対策に取り組む必要がある。

沖縄県では本土復帰より、砂防関係施設が整備され、復帰後50年近くを迎え、そのストックは年々増加し、地域の安全・安心の確保等に大きく寄与している一方で、今後、老朽化する施設の数が増加していくことが予想される。

これらを踏まえ、今後、保全対象を守る観点から施設点検により既存の砂防関係施設の健全度等を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的として、維持、修繕、改築及び更新の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

公営住宅にかかる老朽化対策について、島しょ及び台風の常襲地域である本県は塩害の影響が強く、また、復帰後から昭和57年頃までに建設された住棟では、海砂使用により鉄筋コンクリート躯体において塩分混入の可能性が高いため劣化が著しいものもあり、入居者の安全を確保する上からも建替えが急務となっている。

県営住宅の整備は、昭和54年から昭和61年にかけて、整備個数が年間1,000戸を超える大規模な事業が実施された。これら建設ピーク時の県営住宅は、整備から30年から47年が経過しようとしており、全面的改善、建替え等、住宅ストックの維持について速やかな検討を行う必要があり、建替えを実施すべき公営住宅は今後も増加することが予測されるため、計画的な維持保全を実施していく必要がある。

(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

米軍基地から派生する諸問題の解決促進や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集などの戦後処理問題の解決を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

基本施策における「目標とするすがた」の状況について、「米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること」に対する県民満足度は、平成24年は9.1%、平成27年には12.7%となったが、平成30年には11.9%に低下し、10%前後で推移している。

また、「米軍基地から派生する事件・事故の減少」について、日米両政府に実効性のある再発防止策を求めてきたものの、事件・事故（刑法犯や交通事故等を除く）は30件増加し92件となった。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること	9.1% (H24年県民意識調査)	11.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
米軍基地から派生する事件・事故の減少	62件 (H23年)	92件 (H30年)	—

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決については、日米両政府に対し事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的見直し等を求めるとともに、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集の加速化を国に対し強く求めるなど、戦後処理問題の解決を図る必要がある。

このため、米軍基地から派生する事件・事故の防止や米軍基地の運用に伴う環境問題へ対応するとともに、不発弾処理対策の推進、所有者不明土地問題の抜本的解決、沖縄戦没者の遺骨収集に取り組む必要がある。

ア 米軍基地から派生する諸問題への対応**(成果等)**

米軍構成員等による事件・事故や、日常的な航空機騒音被害、演習等による原野火災及び自然環境破壊など、米軍基地から派生する様々な問題が県民生活に多大な影響を与えているため、米軍基地から派生する事件・事故の防止や米軍基地の運用に伴う環境問題への対応など関係する取組を行った。

米軍基地から派生する事件・事故の防止については、全国知事会や渉外知事会、軍転協と連携し、日米両政府に対し、実効性のある再発防止策を講じるよう求めた。

米軍基地の運用に伴う環境問題については、県民の健康保護と生活環境の保全を図る観点から、基地周辺の公共用水域等を継続的に監視することで、在日米軍施設・区域に由来する環境汚染の把握に努めたが、米軍施設内での排水調査は平成26年から実施できていない状況が続いている。そのため、基地排水における排水基準達成率については、平成22年度の88%から平成25年度の100%と目標値を達成しているが、平成26年度以降の達成率は把握できていない。

基地周辺公共用水域における環境基準達成率は、平成22年度から100%を維持しており、目標値を達成している。

これらの取組などにより、すべての調査地点で基地に起因する基準超過は見られず、基地周辺公共用水域等における環境基準達成率は、平成29年度100%と現時点で目標値を達成している。

また、米軍活動に起因する環境問題を解決するため技術的な対応のあり方等を示す「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」及び米軍基地内の環境情報を集約した「米軍基地環境カルテ」、基地内の地形改変状況を可視化した「地形改変状況可視化マップ」を作成した。加えて、米軍活動に起因する環境問題をわかりやすく県民等へ伝えられる人材を育成するため、研修やシンポジウム等を実施した。

さらに、航空機騒音については、騒音の常時監視測定に加え、平成27年度に米軍機から発生する低周波音の状況を把握するため、既存の航空機騒音測定局に低周波音自動測定機能を追加整備し低周波音の観測を開始した。これら調査の結果もとに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減等の要請を実施している。

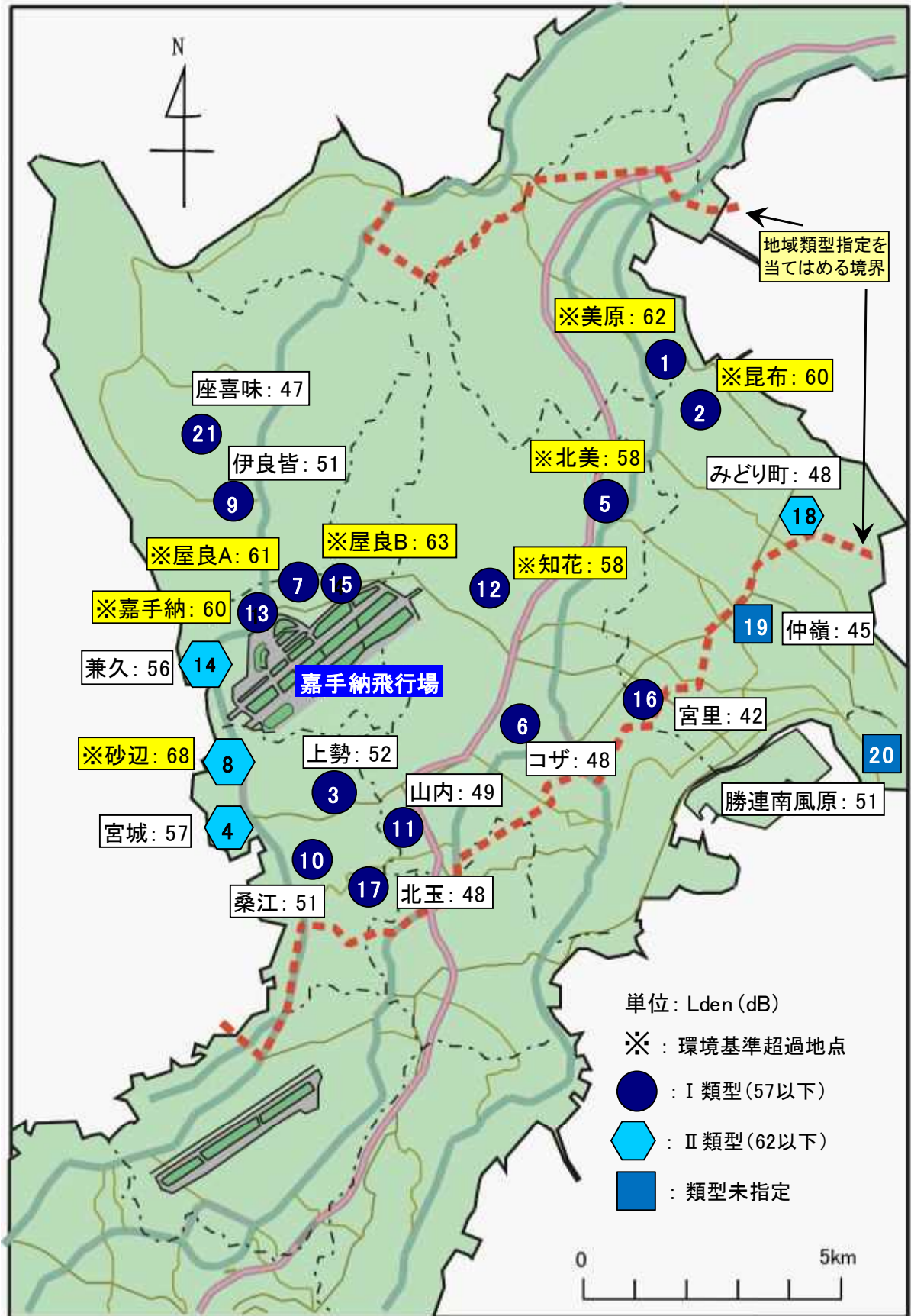
しかしながら、米軍飛行場周辺では環境基準を超過した測定局が平成30年度は10局（嘉手納飛行場周辺8局、普天間飛行場周辺2局）と依然として多くあることや、近年、外来機の飛来による騒音が激化していることなどから、米軍機による騒音が県民の生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にある。

なお、航空機騒音環境基準達成率は、平成30年度68.8%と基準年度から上昇しているが、これは測定局の増設及び環境基準の見直しによる影響を受けたものであり、これらを除いた場合の達成率は54.2%となり、基準年度53%とほぼ横ばいの数値となっている。

<成果指標の状況>

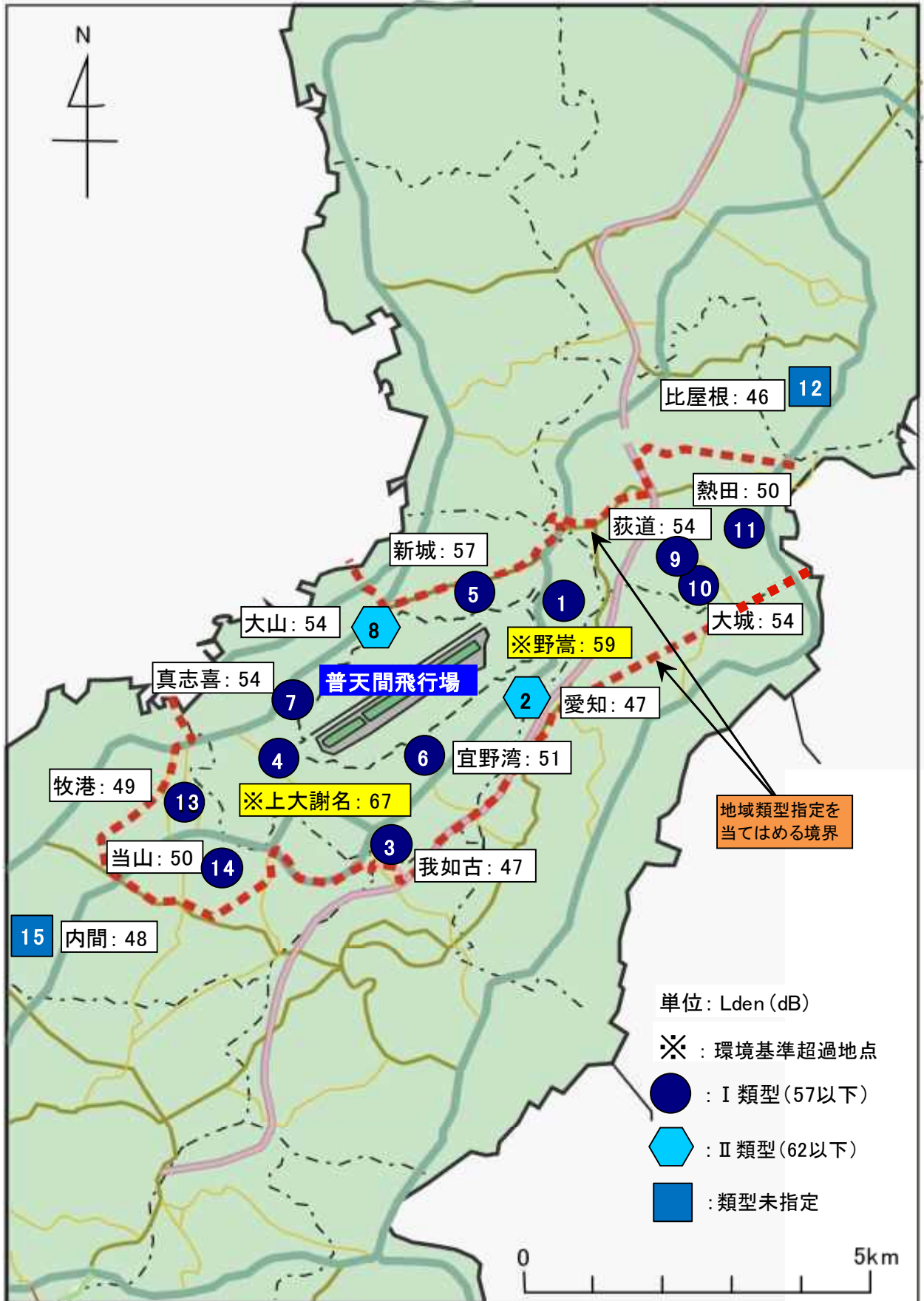
成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
基地排水における排水基準達成率	88% (H22年度)	100% (H25年度)	100%
基地周辺公共水域における環境基準達成率	100% (H22年度)	100% (H30年度)	100%
航空機騒音環境基準達成率	53% (H21年度)	68.8% (H30年度)	80%
<参考> 航空機騒音環境基準達成率 (測定局増設及び環境基準見直しの影響除く)	53% (H21年度)	54.2% (H30年度)	80%

【図表3-2-5-1】 嘉手納飛行場周辺における航空機騒音測定結果



出典: 沖縄県環境部「平成30年度 航空機騒音測定結果」

【図表3-2-5-2】 普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果



出典: 沖縄県環境部「平成30年度 航空機騒音測定結果」

(課題及び対策)

米軍基地から派生する事件・事故の防止について、米軍の演習等に関連する事件・事故、米軍構成員等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を及ぼすことから、米軍構成員等に対する人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱紀粛正を求めるとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講ずるよう求める必要がある。

米軍基地の運用に伴う環境問題について、米軍航空機騒音は、嘉手納飛行場周辺や普天間飛行場周辺で環境基準を超過しており、その他の基地公害についても、油流出事故等による土壌汚染や水質汚濁が発生するなど、県民の生活環境や健康に影響を及ぼしている。

このため、騒音や水質等を継続して調査・監視し、調査結果をもとに米軍等関係機関に要請を行う必要がある。また、米軍活動に起因する環境汚染の未然防止を徹底するための米軍施設内での排水等調査については、平成26年度以降実施できていないことから、引き続き米軍等に対し施設内への立入りを求めていく必要がある。

イ 戦後処理問題の解決

(成果等)

戦後処理問題の早期解決に向けて、不発弾処理対策の推進、所有者不明土地問題の抜本的解決及び沖縄戦没者の遺骨収集に関する取組を行った。

不発弾処理対策については、国からの補助拡大や市町村から県への事業主体の変更による効率的な事業の推進等により、埋没不発弾量（推計）は平成30年に約1,942トンと着実に減少しているものの、埋没情報や発見の減少などから年間処理量が減少しており、目標値の達成に向けて進展している。

所有者不明土地問題については、その実態を把握するため、測量等調査や隣接地主等への情報聴取等を行ったほか、沖縄及び北方対策担当大臣や参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会に対して抜本的解決策の検討等を要望した。

これらの取組などにより、平成30年度末時点の所有者不明土地管理解除率は22.9%（805筆）と、平成23年度末時点の21.8%（742筆）に比べ1.1ポイント（63筆）改善されており、目標値の達成に向けて進展している。

その一方で、戦後70年以上が経過し、土地所有者を証明する書類や資料、証人等の確保が困難を極め、全筆を返還できる見通しは立っていない。

沖縄戦没者の遺骨収骨については、遺骨収集に係る情報一元化の体制整備を図るほか、ボランティア等に対する活動費支援などの取組を行った結果、平成30年度末の沖縄戦没者未収骨柱数（推計）は2,850柱と改善されており、目標値は達成見込みとなっている。一方、遺族や戦争体験者等の高齢化により年々収骨数が減少傾向にあるため、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
埋没不発弾量(推計)	約2,100トン (H23年)	1,942トン (H30年)	約1,835トン
所有者不明土地管理解除率	21.8% (742筆) (H23年度)	22.9% (805筆) (H30年度)	23.5% (825筆)
沖縄戦没者未収骨柱数(推計)	約3,600柱 (H23年)	2,850柱 (H30年度)	約2,650柱

(課題及び対策)

不発弾処理対策については、県民の生命・財産を守るため、引き続きその早期処理を図ることが重要な課題である。

このため、沖縄不発弾等対策中期プログラムに基づき不発弾探査の加速化・効率化を図るとともに、国に対して必要な措置を求めていく必要がある。

所有者不明土地問題については、戦後70年以上が経過し、所有者の特定が難しくなっていることから、国へ立法措置を含めた抜本的解決を求めていく必要がある。

沖縄戦没者の遺骨収集については、その遺族や戦争体験者等の高齢化により難しくなっている。そのため、新たな手法による未収骨情報の収集や、収集活動を若い世代に引き継ぐため学生ボランティア等へ積極的な支援を行うなど、組織的・計画的な取組による遺骨収集の加速化が求められる。

(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化

安らぎと活力ある地域の形成に向けて、高齢社会に対応した住環境の整備、老朽化する社会資本ストックの適正な維持を図るなど、地域特性に応じた生活基盤の充実・強化を推進するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「住環境が良好なこと」が5.3ポイント、「目的地まで円滑に移動できること」が1.2ポイント、「どこでも快適にインターネットにつながること」が0.5ポイント増加し、県民満足度が向上した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
住環境が良好なこと	43.6% (H21年県民意識調査)	48.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
目的地まで円滑に移動できること	30.5% (H21年県民意識調査)	31.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
どこでも快適にインターネットにつながること	36.7% (H24年県民意識調査)	37.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

地域特性に応じた生活基盤の充実・強化については、人口減少や少子高齢化が進む離島、台風常襲地帯である島しょ県沖縄の各地域において、その地域特性に応じた生活基盤の整備を推進するとともに、情報通信基盤の強化による情報格差の是正、情報通信技術を活用した行政サービスの拡充等に取り組み、県民生活の向上を図る必要がある。

このため、住宅の整備、安定した水資源の確保と上水道の整備、下水道の整備、安定したエネルギーの確保、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備のほか、情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進、電子自治体の構築に取り組む必要がある。

**ア 地域特性に応じた生活基盤の整備
(成果等)**

島しょ地域である沖縄県の特性や社会環境の変化に対応した住宅、水道、電気、道路等、生活基盤の整備・拡充に向けて、住宅の整備、安定した水資源の確保と上水道の整備、下水道の整備、安定したエネルギーの確保及び地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に関する取組を行った。

住宅の整備については、公営住宅において、県営大謝名団地、県営南風原団地などで建替事業を行っている。建替事業により新住棟が完成したことから、管理戸数は3万38戸（平成30年度）となり、目標値を達成している。

安定した水資源の確保と上水道の整備については、水道施設の整備として石川浄水場への高度浄水処理施設及び北谷浄水場の整備や送水管布設工事等を行った。

また、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上のため、平成29年度に粟国村で水道用水供給範囲拡大による水道広域化を実施した結果、広域化実施前と比べて水道料金が約50%軽減された。

下水道の整備について、県では那覇、宜野湾、具志川及び西原の4浄化センターにおいて下水道施設の増設及び老朽化施設の改築・更新を行った。加えて、下水道事業実施市町村と連携し、下水道施設整備を促進した。

安定したエネルギーの確保については、電力の安定供給を図るため、電気事業者が主体となり 離島へ電力を供給する送電用海底ケーブルの敷設を行った。

これらの取組などにより、送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、平成30年度においては、3箇所となっており、増加しているものの、目標値に対して進展が遅れている。

地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備については、36市町村において208路線の市町村道整備に取り組んだ結果、市町村道の改良済延長については、平成28年度で4,210.2kmと増加しており、生活基盤の強化、地域活性化及び生活環境の向上に寄与している。今後も、継続的な整備により、目標値を達成する見込みである。

また、金武湾港の整備を行うとともに、伊平屋空港の整備に向けて各種調査を実施した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
公営住宅管理戸数【再掲】	29,834戸 (H23年度)	30,038戸 (H30年度)	29,676戸
最低居住面積水準未満率	9.5% (H20年度)	10.8% (H25年度)	10.8%
水道料金格差(本島広域水道との差: 最大)	2.5倍 (H22年度)	2.5倍 (H30年度)	1.9倍
上水道普及率	100% (H22年度)	100% (H29年度)	100%
汚水処理人口普及率	80.8% (H22年度)	86.1% (H30年度)	91.4%
送電用海底ケーブル新設・更新箇所数	0箇所 (H23年度)	3箇所 (H30年度)	9箇所
県管理道路の改良済延長	1,100km (H21年度)	1,140.5km (H28年度)	1,145km
市町村道の改良済延長	4,044km (H21年度)	4,210.2km (H28年度)	4,264km

(課題及び対策)

住宅の整備については、最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合が平成25年で10.8%と、全国でもワースト2位であることから、同水準を満たしていない世帯の解消に取り組むことが重要である。

安定した水資源の確保と上水道の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進めるとともに、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上を図る必要がある。

下水道の整備については、財政的に脆弱な過疎地域や離島等の町村で、本島中南部に比べ汚水処理施設の整備が遅れているため、人口動態変化を注視し、汚水量の増加に見合った施設を整備する必要がある。

安定したエネルギーの確保については、沖縄県の電力供給体制が本土の電力系統から独立していることに加え、離島が多いなど電力供給に対する構造的な不利性を有しているという課題がある。

このため、効率的な電力活用や再生可能エネルギーの導入等に取り組み、電力の安定的かつ適正な供給を図る必要がある。

地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備については、県民生活を支える道路の整備に当たり、地域の特性を踏まえつつ、地域コミュニティの維持・形成や地域の活性化等へ配慮するとともに、幹線道路網の形成、交通安全等に配慮した整備が必要である。

また、空港及び港湾は、県民の重要な交通インフラのひとつであることから、地域の実情に対応した整備に取り組む必要がある。

イ 高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供 (成果等)

地理的条件にとらわれず、リアルタイムでの情報の入手・共有・発信・活用等を可能にする情報通信技術を活用し、情報格差の是正や行政手続サービスの拡充等に向け、情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進、電子自治体の構築に関する取組を行った。

情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区と都市部との情報格差是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組んだほか、離島及び過疎地域の10市町村において陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の整備を促進した。

これらの取組などにより、超高速ブロードバンドサービス基盤整備率は、平成23年(基準値)の87.3%から平成30年には98.0%へと上昇しており、目標値を達成見込みである。

また、児童・生徒の情報リテラシーの向上については、県立学校へ教育用コンピュータのリース、無線LAN環境の整備、電子黒板の設置などICT活用環境の整備を行ったほか、教育の情報化におけるICT活用促進を図るため、情報モラル教育の充実に資する研修や教育情報化推進リーダーの養成などを行った。

電子自治体の構築については、行政サービスの高度化を図るため、一般住民等を対象とした行政手続のオンライン化に取り組んだ結果、電子申請利用件数（県民向け）が平成30年度で3万7,814件となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、県が保有する各分野における地理空間情報を提供することができる統合型地理情報システム（統合型GIS）を平成25年度に更新し、操作性の向上及び防災関連情報等内容を充実させた。

これらの取組などにより、統合型GISの閲覧件数については、平成23年度の基準より進展している。特に不動産や建築分野などの利用が多いため、目標値の達成に向けて、掲載情報の拡充等を図る必要がある。

このほか、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再構築により行政サービスの高度化を図るなど、情報通信技術の利活用を推進した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
超高速ブロードバンドサービス基盤整備率	87.3% (H23年)	98.0% (H30年)	100.0%
(※参考 基盤利用率)	(30.6%)	(49.9%)	(56.6%)
(※参考 超高速ブロードバンドサービス基盤整備率(離島))	(52.3%)	(91.4%)	(100.0%)
電子申請利用件数(県民向け)	5,910件 (H23年度)	37,814件 (H30年度)	18,000件
統合型GISの閲覧件数	41,354件 (H23年度)	111,928件 (H30年度)	180,000件

(課題及び対策)

情報通信基盤の高度化と地域情報化の促進については、離島地区において、本島から遠隔に位置するという地理的条件や採算性の問題から、民間通信事業者による情報通信基盤の整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化するおそれがあるため、情報格差の是正に向けた情報通信基盤の整備を支援する必要がある。

また、情報通信技術等を活用した教育を促進するため、離島地区を始め、全ての学校において通信回線及び情報通信機器等の整備を行うほか、教員のICT活用能力の向上や教育情報化推進リーダーの養成など教員を支援する体制を整備する必要がある。

電子自治体の構築については、電子申請システムを活用した一般住民向け申請・届出等や統合型地理情報システムで発信する情報の拡充、行政情報の公開と保護のほか、行政手続の迅速性・簡素化等、行政サービスの高度化を図る必要がある。

また、電子自治体構築の推進に不可欠な沖縄県総合行政情報通信ネットワークについては、防災対策に加え、L GWANや住基ネットなど行政情報の増大等、今後とも上昇する地域社会の要求水準に伴い、機能の拡充を図る必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 電気の安定的かつ適正な供給の確保

(目的及び概要)

本土と電力系統がつながっておらず広域融通の枠外に位置することや、電力供給がコスト高とならざるを得ない多くの離島を抱えていること、地理的・地形的及び需要規模の制約により化石燃料による発電に頼らざるを得ないことなど、他地域にはない地理的不利性を有している沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保するための制度として創設された。

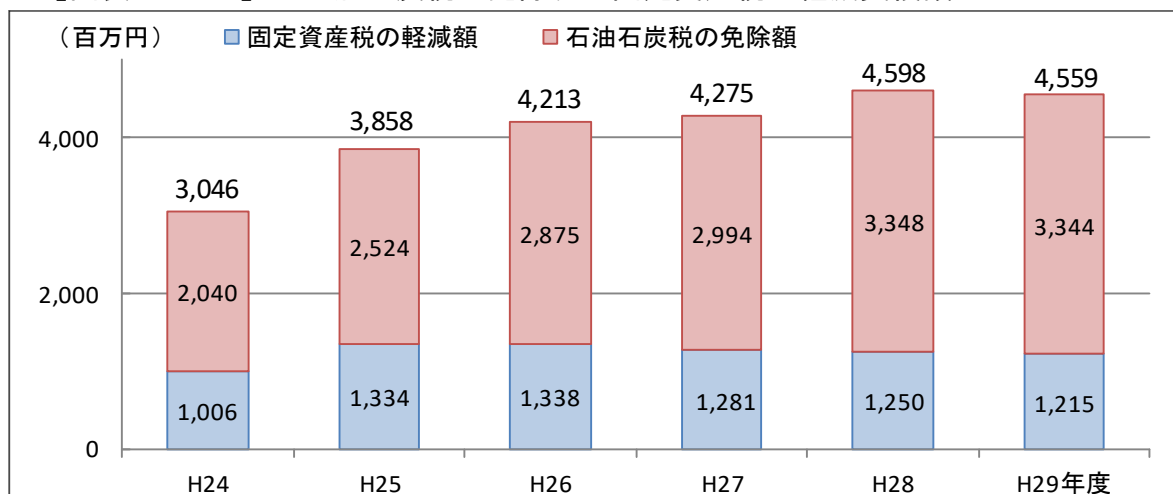
優 遇 措 置 の 概 要	国税	石油石炭税の免除	電気事業法第2条第1項第15号に規定する電気事業者が、沖縄にある事業場において発電の用に供するために石炭等を引き取る場合、当該引き取りに係る石油石炭税を免除する。
	地方税	固定資産税の軽減	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、課税標準を2/3に軽減する。
	その他	一般担保	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄電力株式会社に対する貸付金について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

石油石炭税の免除額は年々増加傾向にあり、固定資産税の軽減額と合わせた実績額は平成29年度で約46億円となっている。

【図表3-2-6-1】 石油石炭税の免除及び固定資産税の軽減実績額



出典：沖縄県商工労働部産業政策課調べ

なお、本制度による税の軽減・免除額については、小売電気料金や沖縄電力株式会社から他の電気事業者への卸電力料金の原価に織り込まれておらず、電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減につながっている。

具体的には、平成24年度から平成29年度までの6年間の平均値をもとに試算すると、

一般家庭のモデルケース（260kWh/月）で月額約140円（0.54円/kWh×260kWh/月）の負担軽減効果がある。

【表3-2-6-2】 電気料金への影響額

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
減免額合計① (百万円)	3,046	3,858	4,213	4,275	4,598	4,559
販売電力量② (百万kWh)	7,314	7,556	7,531	7,649	7,813	7,761
影響額 ①/② (円/kWh)	0.42	0.51	0.56	0.56	0.59	0.59

出典：沖縄県商工労働部産業政策課調べ

また、沖縄振興開発金融公庫が一般電気事業者（平成30年3月末現在の対象事業者は沖縄電力株式会社のみ）に対して融資を行う際、一般担保を設定することが可能となっている。一般担保を設定することにより、担保設定に伴う登記関係事務等が不要となる場合があるなど、事業者の負担が軽減されるとともに、融資の迅速化が図られている。

【表3-2-6-3】 一般担保制度を利用した公庫からの借入額 (単位：億円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
50	150	100	100	100	100

出典：沖縄電力株式会社「沖縄振興開発金融公庫からの借入に関する公告」

(課題及び今後の方向性)

- ・本措置によって電気料金の低減に一定の効果を上げているものの、地理的不利性により依然として他地域と比べて電力の供給コストが高い状況にある。
- ・安定的かつ適正な電気の供給は県民生活や経済活動における重要な課題であるため、本制度の継続が必要である。

【表3-2-6-4】 電源別発電費（1kWhあたり）の比較

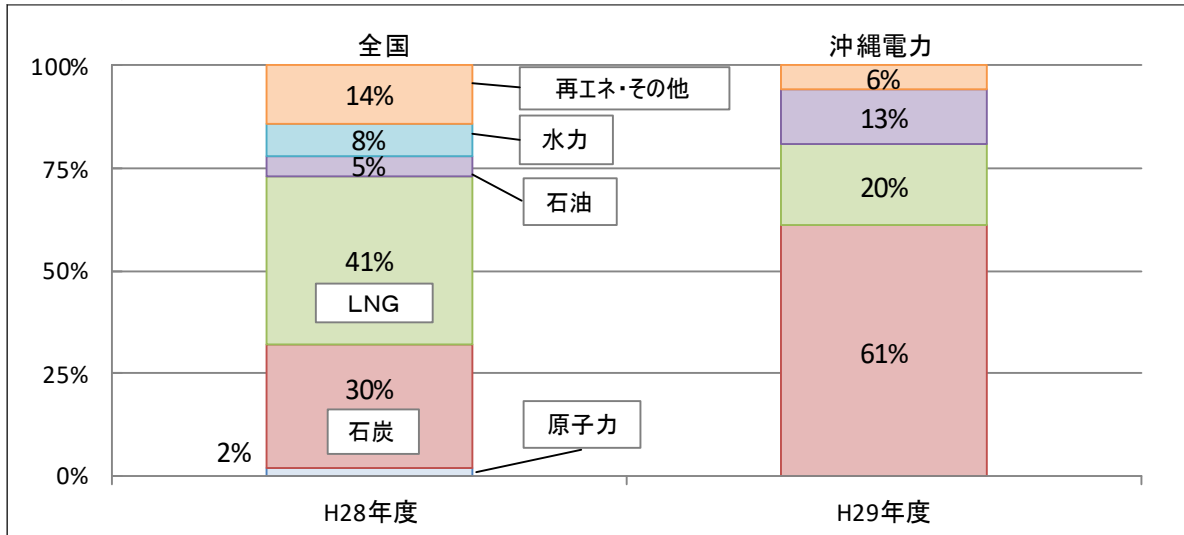
	沖縄電力	電力会社9社平均
水力	なし	5.01円/kWh
原子力	なし	7.16円/kWh
火力	12.93円/kWh	8.65円/kWh

注1：算出方法：電源別発電費÷電源別発電電力量

注2：原子力発電所停止の影響を排除するため、原子力についてはH20-22の3年平均で算出。

出典：沖縄県商工労働部産業政策課調べ

【図表3-2-6-5】 電力会社の発電電力構成比



注1：「再エネ・その他」にLPG（液化石油ガス）を含む。

出典：沖縄電力株式会社「経営参考資料集」

(7) 共助・共創型地域づくりの推進

一人ひとりが世代や性別及び国籍等に関わりなく、お互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会を実現するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「住んでいる地域や社会をよくする活動ができる機会が増えること」は13.9ポイント、「女性が社会活動に積極的に参加し、能力を発揮できること」は15.7ポイント増加し、いずれも県民満足度が向上した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
住んでいる地域や社会をよくする活動ができる機会が増えること	11.1% (H21年県民意識調査)	25.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
女性が社会活動に積極的に参加し、能力を発揮できること	9.1% (H21年県民意識調査)	24.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、ユイマールといわれる相互扶助の精神で支えられてきた地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域が抱える問題も複雑化する中で、一人ひとりが互いに支え合い、地域づくりに主体的に参画し貢献できる活気に満ちた共助・共創の地域社会の実現に取り組む。

このため、県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体による参画と連携を促し、共有する課題の解決に向けて、協働の取組を推進することでコミュニティ機能の強化を図る必要がある。特に地域コミュニティの基盤である農山漁村の活性化のため、交流と共創による地域づくりを推進する必要がある。

**ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進
(成果等)**

県民の社会参加活動の促進については、地域貢献活動等を行うNPO法人の設立手続等に対する支援を行い、平成22年度から平成30年度の間には285法人が設立認証されたほか、NPO法人の運営手続への指導助言を実施した。

また、沖縄県社会福祉協議会に設置された、ボランティアやNPO団体などの活動を推進・支援する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」の活動費等を助成することにより、ボランティアやNPO活動の普及促進に取り組んだ。

これらの取組などにより、平成30年度までのNPO認証法人数が734法人、県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数が2万4,446人となっており、いずれも目標値の達成に向けて進展している。

なお、平成29年度末に活動しているNPO法人のうち、保健・医療または福祉の増進を図る活動は300法人、社会教育の推進を図る活動は285法人、まちづくりの推進を図る活動は266法人となっている。（複数の活動分野を目的とする法人も含む。）

協働の取組の推進については、NPO法人と県の協働の取組推進に向け、沖縄県NPOプラザの運営やNPO法人に関する情報発信、広報啓発に取り組んだほか、NPO法人を対象とした会計、税務などの講座を開催し、NPO法人の運営を支援した。

また、民生委員・児童委員の担い手確保については、地域住民の最も身近な相談・支援のボランティアである民生委員・児童委員制度の普及啓発に努めたほか、民生委員・児童委員の資質向上のための研修の実施や民生委員・児童委員協議会への支援コーディネーターの派遣等による活動環境の改善により、地域住民のつながりや相互支援の強化に努めた。

さらに、市町村において、学習支援活動や登下校安全確保等の教育活動に地域住民をボランティアとして派遣する取組を支援したことで、毎年20万人前後のボランティアが学校支援に参加した。

これらの取組などにより、民生委員・児童委員充足率は、3年に一度の民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われた平成28年度は83.6%であったところ、平成30年度は86.2%となり改善したが、基準値より後退し、進展遅れとなっている。

また、NPOと県の協働事業数は、平成30年度は394事業となり、既に目標値を達成している。

学校支援ボランティア参加延べ数は、平成30年度は21万9千人となり、目標値を達成見込みである。

男女共同参画社会の実現については、女性の地位の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することをに設置された沖縄県男女共同参画センター「ているる」を拠点として、女性団体等と連携や協力し、一般県民や企業向けの啓発講座の実施、女性相談、DV防止に関する広報活動等を実施したことで、男女共同参画に関する意識の醸成に努めた。

地域の活力と成長力の推進については、離島・過疎地域の条件不利性を克服し、バランスのとれた持続的な人口増加を図るため、移住者受入れに取り組む市町村と問題や課題を共有するとともに、市町村の創意工夫を支援するため、平成27年3月に沖縄県移住受入協議会を設置し、県と市町村の連携を強化した。

また、首都圏等において移住相談会を開催するなど、移住する際の注意点や地域の習慣等に関する情報を積極的に発信するとともに、移住体験ツアーを開催し、移住者受入れの課題把握を行った。

加えて、平成28年度からは、移住応援サイトである「おきなわ移住の輪-結-」の運用を通して、移住に関する情報発信を行っている。さらに、フェイスブックやツイッターサイトを開設し、住まい等を含めた移住情報を提供した。

これらの取組などにより、移住応援サイトアクセス数は、平成28年度から平成30年度までの累計で8万7,041回と現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
NPO認証法人数	509法人 (H22年度)	734法人 (H30年度)	758法人
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数【再掲】	17,377名 (H23年度)	24,446名 (H30年度)	29,000名
民生委員・児童委員充足率【再掲】	88.2% (H22年)	86.2% (H30年度)	97.8%
NPOと県の協働事業数	71事業 (H22年度)	394事業 (H30年度)	255事業
学校支援ボランティア参加延べ数	120千人 (H23年度)	219千人 (H30年度)	250千人
移住応援サイトアクセス数	—	87,041 (H30年度)	50,000

(課題及び対策)

県民の社会参加活動及び協働の取組の促進については、社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、地域コミュニティにおける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化しており、地域住民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会を更に拡大することが課題である。

このため、地域における市民活動団体が充実した活動に取り組めるよう、市町村とも連携を図りながらNPO法人化の支援や運営基盤の強化、NPO法人に関する情報公開を引き続き推進する必要がある。

また、民生委員・児童委員については、担い手確保が課題となっている。要因としては、地域住民に民生委員・児童委員の存在や活動内容が正しく知られていないこと、貧困や虐待、生活困窮者の自立支援等、対応する福祉課題の複雑化・多様化により、業務量が増加していることなどが挙げられる。このため、民生委員・児童委員の活動環境の改善や担い手確保に引き続き取り組むとともに、地域住民がお互いに支え助け合う共生社会の実現に向けて地域ボランティアの養成を推進する必要がある。

さらに、地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、各地域住民の地域活動の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う地域コーディネーターと地域連携担当教員の関係強化を図る必要がある。

男女共同参画社会の実現については、女性がライフステージに応じて安心して生活し、様々な分野でその持てる力を十分に発揮できる社会の実現が必要である。

このため、平成29年度に策定した「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」に基づき、男女共同参画の推進に関する諸施策の総合的かつ計画的な実施を図ってきたところであり、引き続き、関係団体と連携し、広報啓発に取り組むほか、男女

共同参画を更に加速させる講演会や研修会の開催などの取組を、市町村を含めた県全体で推進する必要がある。

地域の活力と成長力の推進については、人口が減ると地域社会を支える活動の担い手そのものが減少し、離島などの一部町村では、地域社会の崩壊につながることも懸念されることから、離島・過疎地域を含む県全域でバランスのとれた人口の維持・増加を図るとともに、防犯、伝統・文化の継承など、生活の様々な面での支えあいが可能となるよう、世代のバランスをとり、地域社会の維持・発展を図る必要がある。

イ 交流と共創を支える人材の育成と活動支援

(成果等)

交流と共創を支える人材の育成と活動支援については、グリーン・ツーリズム 実践団体の連携体制の構築と共通の課題に対する検討を行うため、平成28年度に「沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク」を設立した。また、グリーン・ツーリズム実践団体の資質向上に向けた研修会を各地区で開催するなど、実践団体の連携強化と受入体制の品質向上を推進した。加えて、農山村及び離島地域等における、地域住民ぐるみでの農村環境の保全管理活動や地域イベント等に対して支援した。

これらの取組などにより、グリーン・ツーリズムにおける交流人口は、平成22年の4万人から、平成29年には11.6万人に増加し、多面的機能活動取組面積は、平成22年度の9,402haから、平成30年度には2万880haに増加しており、いずれも目標値を達成する見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
グリーン・ツーリズムにおける交流人口	4万人 (H22年)	11.6万人 (H29年)	13万人
多面的機能活動取組面積(取組率)	9,402ha (26%) (H22年度)	20,880ha (54%) (H30年度)	22,000ha (57%)

(課題及び対策)

交流と共創を支える人材の育成と活動支援については、農家の高齢化、後継者 不足等により農山漁村の活力低下が懸念されることから、地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。

また、海に囲まれた沖縄県の新鮮な水産物や漁労技術、自然環境や景観、伝統文化等は農山漁村を特徴づける優れた地域資源であり、交流と共創による活性化の取組が必要である。

さらに、農山漁村の活性化を図るため、地域コミュニティの基盤強化を促進するとともに、農山漁村と県民・観光客等のふれあいの創出、他産業との連携による取組等を推進する必要がある。

このため、地域の魅力ある素材の発掘、担い手や地域リーダーの育成及びその活動支援、地域の活力や魅力を高めるコミュニティ活動の充実など、地域住民の自主的で

創意工夫によるむらづくりを支援するとともに、農山漁村や森林・海域が有する沖縄らしい風景づくり、歴史的・文化的資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持に取り組む必要がある。

また、観光リゾート産業など他産業と連携し、農家民宿を中心とする体験交流プログラムの提供、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農漁業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農山漁村の経済活動を拡充する必要がある。

さらに、県内の人材不足や離島・過疎地域の活性化を図るため、県外の沖縄ファンや沖縄観光リピーターなどの関係人口を増やし、将来の移住につなげていく必要がある。

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備

世界を結ぶ架け橋として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展するための空港、港湾、陸上交通基盤を整備するほか、交通、物流コストの低減、国際的な交通ネットワークの構築を図り、国際的な競争力を強化するため、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

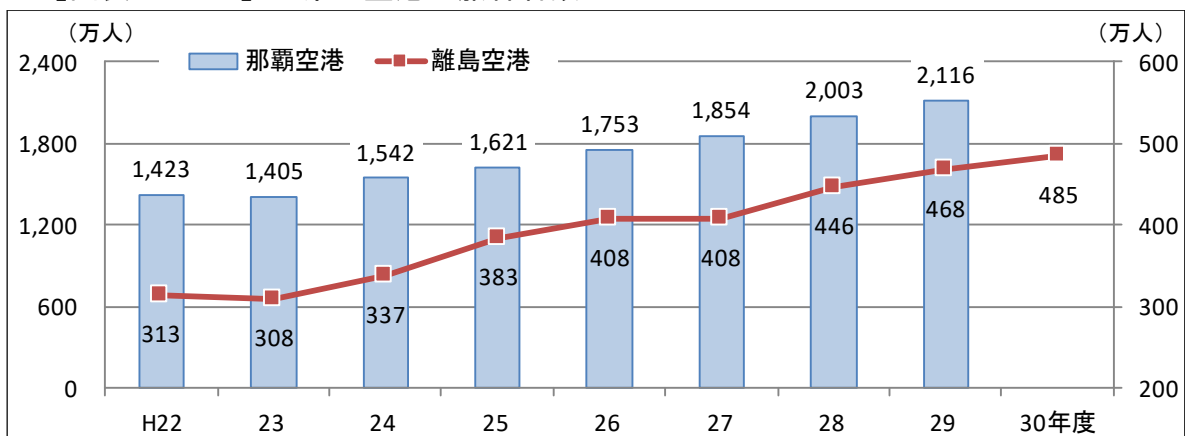
これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「県内空港の旅客者数」が那覇空港で693万人増加し2,116万人、離島空港で172万人増加し485万人となり目標を達成、「那覇空港の海外路線数(就航都市数)」が8路線増加し15路線、「クルーズ船寄港回数(県全体)」が416回増加し528回、「海路による入域観光客数(県全体)」が100万7,400人増加し112万3,800人となった。

「重要港湾の取扱貨物量」は、港湾情勢等の変化などもあり、64万トン減少し2,280万トンとなり、進展が遅れている。

<目標とするすがたの状況>

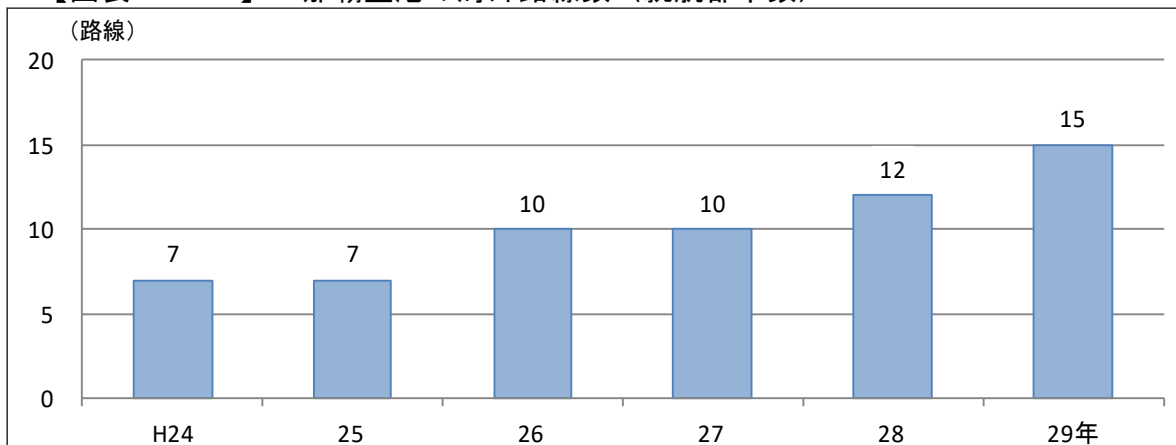
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
県内空港の旅客者数の増加	那覇空港1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H29年度)	2,123万人
	離島空港 313万人 (H22年)	485万人 (H30年度)	426万人
那覇空港の海外路線数(就航都市数)の増加	7路線 (H24年)	15路線 (H30年度)	15路線
重要港湾の取扱貨物量の増加	2,344万トン (H22年)	2,280万トン (H29年度)	2,528万トン
クルーズ船寄港回数・海路による入域観光客数(県全体)	112回	528回	933回
	116,400人 (H23年)	1,123,800人 (H30年)	2,000,000人

【図表3-3-1-1】 県内空港の旅客者数



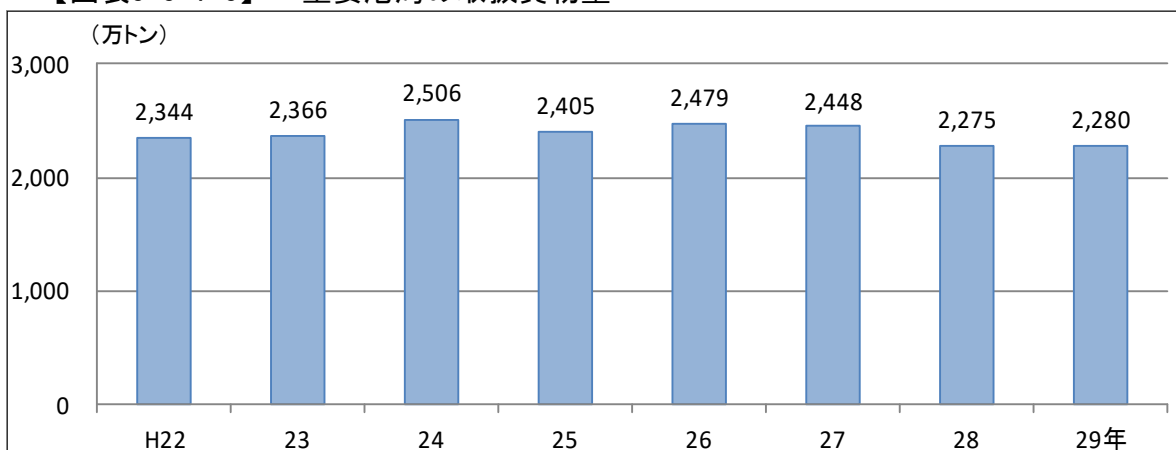
出典：那覇空港は国土交通省「空港管理状況調書」を基に作成、離島空港は沖縄県土木建築部「土木建築部のあらし」

【図表3-3-1-2】 那覇空港の海外路線数（就航都市数）



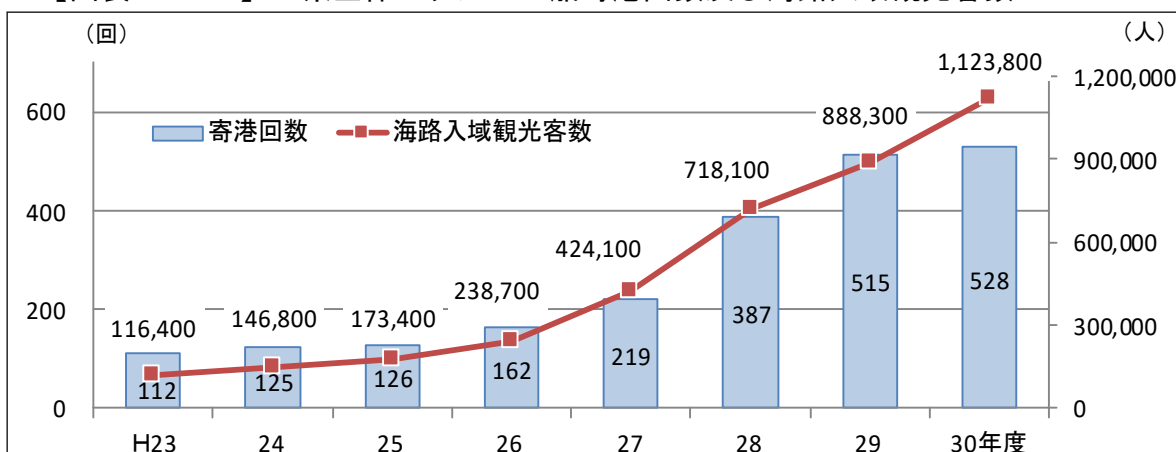
出典：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課調べ

【図表3-3-1-3】 重要港湾の取扱貨物量



出典：国土交通省「港湾統計」を基に沖縄県土木建築部作成

【図表3-3-1-4】 県全体のクルーズ船寄港回数及び海路入域観光客数



出典：寄港回数は各港湾資料を基に沖縄県土木建築部港湾課作成、海路入域客数は沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

自立型経済の構築に向けた基盤の整備については、万国津梁の精神のもと、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進める。また、規制緩和等による交通・物流コストの大幅な低減やアジアを基軸としたネットワークの構築など、強くしなやかな自立型経済の構築に必要な不可欠な条件整備を図り、国際的な競争力を強化する必要がある。

このため、那覇空港の機能強化、離島空港の整備及び機能向上を図るとともに、那覇港、中城湾港等の整備、各拠点を結ぶ道路網の整備のほか、公共交通システムの充実、国際的な交通・物流ネットワークの構築、輸送コストの低減及び物流対策の強化に取り組む必要がある。

ア 国際交流・物流拠点の核となる空港の整備 (成果等)

陸上交通により他県と結ばれていない沖縄にとって、航空機は極めて重要な移動手段であり、航空機が発着する空港は県民の移動や離島からの救急搬送の拠点として、さらには、観光をはじめとする産業振興や交流・物流の拠点として重要な役割を果たしていることから、将来の発展を見据え、那覇空港の機能強化、離島空港の整備及び機能向上に取り組んだ。

那覇空港の機能強化については、滑走路増設整備において、国は環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続きを終え、平成26年1月9日に公有水面埋立法に基づく埋立承認を得るなど、着実に工事を進めている。令和2年に予定している増設滑走路の供用開始により、那覇空港の滑走路処理容量（年間）は13.5万回から18.5万回に増加するとされていたところ、平成31年3月に国において、管制運用方式を工夫することにより24万回とすることが可能と発表された。

また、那覇空港における旅客ターミナルの整備については、国際線利用者の急増に対応するため、平成25年度に国際線旅客ターミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール駅までの移動利便性向上のため、立体連絡通路を整備した。さらに、平成30年度には際内連結ターミナルビルを供用開始し、施設の受入能力が強化されるとともに、それまで別棟だった国内線・国際線・LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、利便性が大幅に向上した。

これらの取組などにより、那覇空港の年間旅客数については、平成22年度の1,423万人から、平成29年度には2,116万人と693万人増加し、目標値を達成する見込みとなっている。

離島空港の整備及び機能向上については、平成25年3月に新石垣空港の供用が開始され、増便や機材の大型化が進んだ。その結果、新石垣空港の年間旅客者数（国際線）は、平成22年度の1.6万人から平成30年度の8.7万人と約7万人増加しており、現時点で目標値を達成している。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の滑走路処理容量(年間)	13.9万回 (H22年)	13.5万回 (H30年)	18.5万回
那覇空港の年間旅客者数	1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H29年度)	2,123万人
離島空港の年間旅客者数	313万人 (H22年度)	485万人 (H30年度)	426万人
新石垣空港の年間旅客者数(国際線)	1.6万人 (H22年度)	8.7万人 (H30年度)	8.0万人

(課題及び対策)

那覇空港の機能強化については、旅客数が年々増加しており、第二滑走路や、国際線と国内線を連結し一体化された旅客ターミナル施設の処理能力を最大限活用する必要がある。

また、新たなニーズに対応できる施設整備や将来を見据えた展開用地の確保等が課題となっていることから、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層の向上や旅客ターミナルの拡充、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空港として機能強化を図る必要がある。

さらに、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いのインフラ整備等が起こらないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。

離島空港の整備及び機能向上について、宮古・八重山地域では、C I Q（人員や貨物の出入国時に必要とされる手続を包括した総称）機能が十分でないなど、国際線受入れのための体制整備が課題となっている。

このため、地域の拠点となる空港については、国際線受入機能の整備に取り組む必要がある。

また、離島空港について、施設の更新整備、機能向上等と併せて、利用者の利便性・快適性の向上に取り組むほか、海外の富裕層をターゲットとした将来的な観光振興の一貫として、プライベートジェット機等の受入体制構築を促進する必要がある。

イ 人流・物流を支える港湾の整備**(成果等)**

島しょ県である本県において、港湾は物流輸送の大部分を支える産業基盤であり、国内外との交流の拠点としても重要な役割を果たしていることから、国際交流・物流拠点や魅力ある港湾を目指し、那覇港、中城湾港の整備、圏域の拠点港湾等の整備に関する取組を行った。

那覇港の整備については、港湾機能の強化を図るため、ガントリークレーンを2基増設したことに加え、冷凍コンテナ電源の整備を行ったことで、2隻同時接岸時にも一般的なサービス水準の施設提供が可能となり、荷役時間が短縮された。加えて、臨

港道路浦添線が平成30年3月に開通したことにより、那覇港と背後圏との物流機能の強化、那覇港や那覇空港と県内各拠点とのアクセス性が向上した。物流の高度化と併せて流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、那覇港総合物流センターを整備し、令和元年5月に開業した。

これらの取組及び入域観光客数の増加等により、那覇港の取扱貨物量については、平成23年の1,004万トンから平成29年には1,216万トンと増加しており、目標値を達成する見込みである。

また、那覇港の観光客受入体制の充実については、泊ふ頭8号岸壁における旅客ターミナル及びボーディングブリッジの整備、新港ふ頭9号岸壁（貨物岸壁）における大型クルーズ船の受入機能の強化、緑地の整備を行うとともに、クルーズ船で寄港した旅行客に対する歓送迎セレモニーの実施等により、観光客の満足度向上を図った。

これらの取組などにより、那覇港におけるクルーズ船寄港回数については、平成23年の56回から平成30年には243回に増加しており、目標値を達成する見込みである。さらに、那覇港の年間旅客者数については、平成23年の59万人から平成29年には165.7万人に増加しており、現時点で目標値を達成している。

中城湾港の整備については、新港地区において、定期船航路の就航実現に向けた実証実験を行ったことなどにより、鹿児島航路と先島航路の定期運航が開始されたほか、京阪航路でも定期航路化を目指して平成29年8月より実証実験を行っている。また、産業支援港湾としての港湾機能向上を図るため上屋建築工事を行い、平成27年度には西ふ頭、平成29年度には東ふ頭に各1棟が供用されているほか、自動車貨物集積拠点の形成を図るため、モータープール等の施設整備を行っている。

これらの取組などにより、中城湾港（新港地区）の取扱貨物量（供用済岸壁対象）については、平成23年の61万トンから平成29年には95万トンと基準値より前進しているものの、平成28年度に供用して間もない東ふ頭の利用が計画を下回っており、進展が遅れている。

また、大型クルーズ船の寄港要請に対応するため、航行の安全性を確認した上で受入体制を構築した結果、平成30年3月には16万総トン級のクルーズ船が寄港するなど、中城湾港（新港地区）におけるクルーズ船寄港回数については、平成23年の2回から平成30年の28回と増加傾向にあり、目標値の達成に向けて進展している。

圏域の拠点港湾等の整備については、本部港において国際クルーズ船が寄港可能となる耐震強化岸壁の整備等を行った。加えて、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港道路等の整備を、石垣港においては岸壁、防波堤の整備をそれぞれ行った。本部港と平良港では国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民の連携が図られているほか、石垣港では平成30年4月にクルーズ船専用岸壁の暫定供用がなされるなど、国際クルーズ船の寄港回数及び旅客数の増加や、地元経済への波及効果が期待されている。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇港の年間旅客者数	59万人 (H23年)	165.7万人 (H29年)	123万人
那覇港の取扱貨物量	1,004万トン (H23年)	1,216万トン (H29年)	1,278万トン
那覇港におけるクルーズ船寄港回数	56回 (H23年)	243回 (H30年)	250回
中城湾港(新港地区)の取扱貨物量 (供用済岸壁対象)	61万トン (H23年)	94.6万トン (H29年)	230万トン
北部、宮古、八重山圏域におけるクルーズ船寄港回数	56回 (H23年)	252回 (H30年)	631回
中城湾港(新港地区)におけるクルーズ船寄港回数	2回 (H23年)	28回 (H30年)	52回

(課題及び対策)

那覇港の整備については、沖縄県の新たなリーディング産業として期待される臨空・臨港型産業の集積に向け、集貨・創貨を促進し流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、国際・国内貨物を取り扱う総合物流センター等の整備、航路網の充実、那覇空港との効率的な機能分担等により国際的な物流拠点にふさわしい港湾機能の強化を図っていく必要がある。

また、本土では長距離トラックから船舶へのモーダルシフトが進んでいることから、那覇港においては外航貨物を輸入、仕分けし、内航貨物へと転換する取組等により、片荷輸送の解消を図る必要がある。

新港ふ頭地区については、那覇港の貨物の7割が集中し、RORO船の大型化や内貿貨物の大型化により、貨物が集中しており、港湾施設の狭あい化により作業効率が低下している。新港ふ頭における、作業効率の低下を解消するため、新たな内外貿ユニットロードターミナル等の整備や既存ふ頭の再編を行う必要がある。

浦添ふ頭地区については、長期構想検討委員会にてユニットロード貨物を中心とした内外貿貨物の物流拠点として位置付けられており、貨物の増加により、整備の重要性が高まっている。浦添ふ頭においても、貨物の増加に対応するため、新たな内外貿ユニットロードターミナルの整備を推進する必要がある。

また、貨物船と旅客船・フェリーの混在、台風時及び冬季風浪時の港内波浪等が問題となっており、利便性の向上や効率的で安全な港の整備が必要である。

さらに、近年の船舶の大型化に対応した岸壁やふ頭用地等の充実、港湾貨物の円滑な輸送を確保する臨港道路等の整備が課題となっている。

このため、防波堤や耐震岸壁、ふ頭用地や上屋、臨港道路等、港湾施設の整備、充実・強化を図る必要がある。

クルーズ船の誘致については、世界及び東アジアのクルーズ需要への対応、旅客の満足度向上や国際クルーズ拠点形成を図るため、新港ふ頭における第2クルーズバースの整備や浦添ふ頭における岸壁・クルーズターミナル整備など、更なるクルーズ船誘致に向けた取組を強化する必要がある。

あわせて、国際海洋リゾート港湾に向け、浦添ふ頭コースタルリゾート地区の形成を推進するほか、観光客の安全性・快適性・利便性の確保など、受入体制の充実、強化に向けた対応が必要である。

中城湾港の整備については、新港地区において、航路サービスが十分でないため、中部圏域の貨物の多くが陸上輸送コストのかさむ那覇港から搬出入しているという課題がある。

このため、那覇港との適正な機能分担、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。

また、クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、港湾関係者や関係自治体等と協議をしながら、安全性・利便性を考慮した施設等の整備を行い、持続可能な受入体制強化を図っていく必要がある。

圏域の拠点港湾等の整備については、本部港（北部）及び平良港（宮古）においては、国際クルーズ船が寄港可能な岸壁やターミナル施設整備、石垣港（八重山）においては第2クルーズ岸壁や大型旅客船ターミナルの整備など、国際クルーズ船の寄港・就航を促進するため港湾機能を強化する必要がある。

ウ 陸上交通基盤の整備 (成果等)

陸上交通は、県民生活や観光客の利便性向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、公共交通機関の整備等、多様なニーズに対応するため、各拠点を結ぶ道路網の整備、公共交通システムの充実に取り組んだ。

各拠点を結ぶ道路網の整備については、平成27年3月に那覇空港自動車道の豊見城東道路、平成29年3月に沖縄西海岸道路の糸満道路が全線供用開始したほか、平成30年3月には浦添北道路及び浦添西原線(港川道路)の暫定供用を開始した。

また、交通渋滞への短期的な対策として、右折車線の設置等による交差点改良（渋滞ボトルネック対策）を推進している。

これらの取組などにより、主要渋滞箇所数は平成30年度に186箇所へ減少しており、目標値の達成に向けて着実に進展している。

公共交通システムの充実については、モノレール延長整備事業に取り組んでおり、首里駅～てだこ浦西駅までの約4.1kmを延長し、令和元年10月1日に開通した。また、てだこ浦西駅周辺においては、沖縄自動車と浦添西原線、都市モノレールが連結する優れた交通結節機能を確保するため、インターチェンジや1,000台規模のパークアンドライド駐車場等の整備を実施しており、自動車から公共交通への転換促進が見

込まれる。

モノレールの乗客数については、観光客の増加やモノレール沿線での都市開発、施設整備等により、平成30年度において5万2,355人/日となり、目標値を達成している。

新たな公共交通システムの導入としては、一括交付金を活用した公共交通利用環境改善事業や交通体系整備推進事業を行っている。平成24年度からノンステップバスの導入に取り組んでおり、平成30年度時点で215台導入された。同じく平成24年度から「わった〜バス党」を活用した広報活動、平成25年度から沖縄本島路線バス総合案内システム「バスなび沖縄」の配信を行っている。加えて、平成26年度からはモノレール及び乗合バスにおいて改札機や運賃箱にタッチするだけで自動精算できるIC乗車券システムOKICAのサービスが開始された。このほか、平成26年度及び30年度には基幹バス導入に向けたバスレーン延長（国道58号・久茂地～伊佐間）、平成28年度から平成30年度には基幹バス導入に向け、那覇～コザ間の全45バス停のうち14バス停に停車する急行バスの実証実験などを実施した。

これらの取組などにより、バスの乗降時間や待ち時間及び所要時間の短縮が図られるなどの利用環境改善効果が現れており、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者数は平成29年度に7万2,161人/日と基準値を下回っており、進展遅れとなっているものの、バスの利用環境改善に係る取組を開始した平成24年度以降は、利用者の減少に歯止めがかかりつつある。

さらに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入については、平成24年度から平成25年度に鉄軌道のルートや事業スキーム等を検討した。その結果、特例的な制度の創設により事業採算性確保の可能性があることが示された。

構想段階における計画案づくりは、平成26年度から県民や市町村等との情報共有や学識経験者等で構成される専門委員会での審議を踏まえながら、5つのステップで段階的に検討を進めてきた。平成30年5月、県は、鉄軌道導入に当たってのおおむねのルートを含む概略計画及びフィーダー交通ネットワークのあり方、計画段階以降の課題や取組方針等についてとりまとめた「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」を策定した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
主要渋滞箇所数【再掲】	191箇所 (H24年度)	186箇所 (H30年度)	181箇所
モノレールの乗客数【再掲】	35,551人/日 (H22年度)	52,355人/日 (H30年度)	50,984人/日
乗合バス利用者数【再掲】	80,745人/日 (H18年度)	72,161人/日 (H29年度)	130,274人/日

(課題及び対策)

各拠点を結ぶ道路網の整備について、道路は県民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしているが、広域交流拠点と各圏域拠点間の有機的な連結が実現していない。また、沖縄は自動車への依存が高く、自動車保有台数の増加、中南部都市圏への人口集中、レンタカー利用の増加等により慢性的な交通渋滞が発生しているという課題がある。

このため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備とともに、本島南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路等の幹線道路網の早期構築が必要である。

公共交通システムの充実については、交通渋滞が慢性化し、乗合バスの定時運行ができずバス離れが進むなど、道路交通サービス低下の悪循環が生じている一方、高齢社会に対応した移動環境や交通手段の確保が課題となっている。

このため、自動車から公共交通への転換を目的に、公共交通の需要喚起、利用促進に努めるほか、自動車と公共交通及び公共交通機関相互の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、骨格軸である鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通が連結する南部・中部・北部の有機的な公共交通ネットワークの構築について、引き続き取組を進める必要がある。加えて、アジアのダイナミズムを取り込みながら、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環を創りあげるため、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道の実現に向け、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えながら取組を推進する必要がある。

エ 国際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化

(成果等)

国際交流・物流拠点の形成に不可欠な国際競争力のある空港・港湾の機能強化を目指して、国際的な交通・物流ネットワークの構築、輸送コストの低減及び物流対策の強化に関する取組を行った。

国際的な交通・物流ネットワークの構築については、国内外とのネットワークの拡充を図るため、空路については、沖縄路線における着陸料、航行援助施設使用料、航空機燃料税の軽減措置が継続されており、貨物便の路線拡充により、平成21年10月にスタートしたANAの貨物ハブ路線（海外5路線）は、再編を経て平成30年10月に海外6路線となった。また、沖縄の国際的な観光拠点としての機能を高めるため、チャーター便や新規路線の就航に向けた誘致活動及び支援の実施、既存便の増便・大型化等の交通ネットワーク拡大を促進した。

これらの取組などにより、那覇空港の国際路線数（就航都市数）は、これまでの東アジア地域に加え、タイやシンガポールといった東南アジア地域への新規就航が実現するなど、平成24年の7路線から平成30年には15路線に増加し、現時点で目標値を達成している。

一方で、那覇空港の国際貨物取扱量については、近年、貨物便の減便等もあり、平

成22年度の15万トンから平成30年度には12万トンに減少し、進展遅れとなっていることから、目標値の達成に向けては更に取組を推進する必要がある。

海路については、国際貨物の増大に向け、平成27年4月に台湾の主要9港湾の管理会社である台湾港務株式会社（TIPC）と那覇港管理組合のパートナーシップ港の覚書が締結された。

また、那覇港を利用する荷主を対象とした実証実験を行った結果、これが契機となり民間企業の業務提携がなされ台湾との定期航路が開設された。これにより、那覇港から世界各国への輸出が可能となった。

中城湾港については、鹿児島航路の実証実験を継続してきたことから固定荷主が付き、平成27年4月には実証実験に協力した船会社が定期運航を開始したほか、先島航路についても別の船会社が平成26年11月から定期運航を開始し、定期船の就航を実現できた。加えて、平成29年8月からは、京阪航路の定期航路化を目指し、実証実験を行っている。

輸送コストの低減及び物流対策の強化については、農林水産物の輸送コスト低減を図るため、本土向けに出荷する農林水産物の輸送費の一部を補助した。その結果、当該取組による農林水産物の県外出荷量は、平成25年度の5万298トンから平成30年度には6万5,113トンに増加した。畜産分野では、物流対策の強化を図るため、流通保管施設を設置し、香港を中心としたアジア市場の量販店等向けにプロモーション活動を実施した結果、県産食肉等の輸出量は平成24年の26.6トンから平成30年には181トンとなった。

また、国際物流拠点産業集積地域において、国際物流拠点の形成を促進するための物流関連施設整備を行った。さらに、県産品輸出事業者に対し、コンテナ借上げ事業による物流支援を実施したことで、初期における価格競争力の優位性を高め、取引拡大及び輸出量増大へつなげることができた。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の国際路線数(就航都市数)	7路線 (H24年)	15路線 (H30年度)	15路線
那覇空港の国際貨物取扱量	15万トン (H22年度)	12万トン (H30年度)	40万トン
那覇港の外貨取扱貨物量	120万トン (H23年)	120.3万トン (H29年)	342万トン

(課題及び対策)

国際的な交通・物流ネットワークの構築については、国際的な観光及び物流の拠点としての機能を高めるため、空港、港湾のインフラ整備と併せて、国内・海外との交通・物流ネットワークの拡充を図っていくことが課題である。

このため、航空路線については、公租公課の軽減措置及び拡充とこれらの利用促進

を図るとともに、那覇空港際内連結ターミナル及び下地島空港国際線等旅客施設の供用開始を契機とした路線誘致活動等、新規航空会社の参入を促進し航空ネットワークの拡充に取り組む必要がある。

また、航路については、各種規制緩和の活用等により沖縄と本土主要港を結ぶ航路網を拡充するほか、アジアの主要港とのネットワーク拡充に取り組む必要がある。

輸送コストの低減及び物流対策の強化については、本土から遠隔地にあるという地理的特性が物流の高コスト化につながり、産業振興における大きな制約要因となっている。

このため、流通・配送拠点の機能強化や活用、物流ルートの多様化、輸送体制の最適化等により物流の効率性を高め、物流コスト低減やリードタイム短縮を図ることが必要である。加えて、C I Qに係る体制の強化を国に求めるとともに、貿易に係る諸手続の簡素化、迅速化を図る必要がある。

(2) 世界水準の観光リゾート地の形成

沖縄の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラム（高付加価値型観光）を戦略的に展開するとともに、安全・安心・快適な観光地としての基本的な旅行環境の整備等により、新たな“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指し、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「観光収入」は3,558億円増加し7,341億円、「入域観光客数」は447.6万人増加し1,000.4万人、うち外国人客数については269.9万人増加し300万人となり、目標値の達成に向けて着実に増加している。

「平均滞在日数」は、国内客、外国空路客ともに伸び悩んでいることに加え、滞在が短いクルーズ客の増加により、0.2日減少し3.59日となり、基準値から後退した。

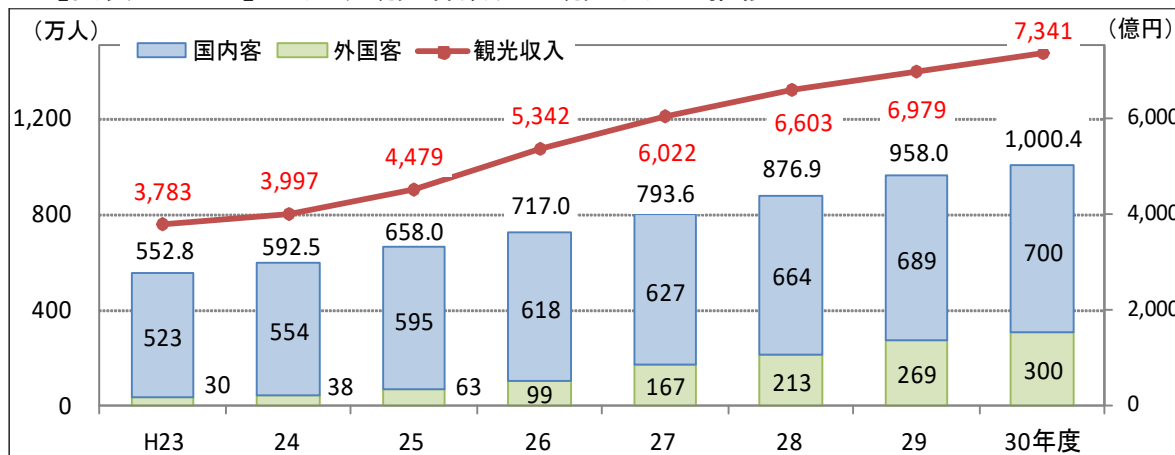
「沖縄旅行に対する観光客の満足度（総合評価が国内：「大変満足」、海外「満足」の比率）」は、国内観光客が6.8ポイント増加し59.1%、海外観光客は54.8ポイント増加し85.9%となった。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
観光収入の増加	3,783億円 (H23年度)	7,341億円 (H30年度)	1.1兆円
平均滞在日数の増加	3.79日 (H23年度)	3.59日 (H30年度)	4.5日
入域観光客数の増加	552.8万人 (H23年度)	1,000.4万人 (H30年度)	1,200万人
(うち外国人観光客数)	30.1万人 (H23年度)	300万人 (H30年度)	400万人
沖縄旅行に対する観光客の満足度の向上(総合評価が国内:「大変満足」、海外:「大変満足・満足」の比率)	国内:52.3% (H21年度) 海外:31.1% (H23年度)	国内:59.1% (H30年度) 海外:85.9% (H30年度)	国内:70.0% 海外:50.0%

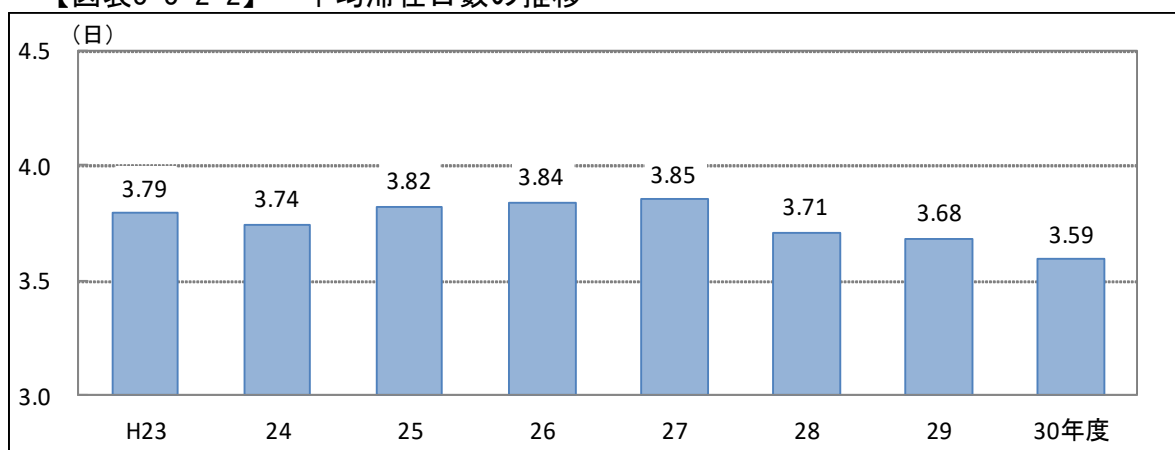
注1：海外観光客の満足度について、平成23年度は「大変満足」の項目がないため「満足」のみ対象としている。

【図表3-3-2-1】 入域観光客数及び観光収入の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

【図表3-3-2-2】 平均滞在日数の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

世界水準の観光リゾート地の形成に向けては、国際的な質の高い沖縄観光ブランドの確立や、消費額の高い富裕層の誘致を始め、付加価値の高い観光商品の造成や観光客の受入体制の整備、観光人材の育成・確保等を展開し、観光の質的転換に取り組む必要がある。このため、「国際旅客ハブ」構想などの推進による欧米等リゾート需要の開拓を始め、離島観光や広域周遊観光の促進により滞在日数の延伸に取り組むとともに、MICEの振興、地産地消の促進などを通じて沖縄観光の高付加価値化を図る必要がある。

ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立 (成果等)

沖縄が持つ様々な資源を活用し、環境共生型観光や文化資源活用型観光、スポーツツーリズム、ウェルネスツーリズムなど、従来の沖縄観光に付加価値を加えた魅力あふれる観光を推進し、世界に誇れる沖縄観光ブランドを形成するための取組を行った。

環境共生型観光の推進については、自然環境に配慮した安全性の高い高品質なエコツーリズムを推進するため、コーディネーター育成研修会、世界自然遺産登録などエコツーリズムに関する国内外の情勢や諸課題をテーマとした研究大会の開催等を通じて情報発信を行った。

また、環境負荷低減の取組指針が各市町村に必要であることから、市町村を対象とする説明会を開催し、環境保全のためのルール作りを促進した。さらに、自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを強化するため、市町村が行う保全ルールの看板設置や保全ルールのパンフレット作成を支援した。

世界自然遺産登録を目指している国頭村、大宜味村、東村のやんばる3村においては、地域固有の資源を持続可能な形で活用した観光による地域振興を図るため、3村が一体となり「やんばる森林ツーリズム推進全体構想」を策定した。

さらに、観光客の増加に伴って顕在化した課題に対応し、世界水準の観光リゾートの形成を実現するためには、安定的かつ持続的な財源確保が求められることから、観

光振興を目的とする法定外目的税導入に向けて取り組んだ。制度の導入に向けて、有識者及び観光関連団体等で構成する委員会を設置し、制度設計等について検討を重ねている。

沖縄独自の観光プログラムの創出については、観光客の平均宿泊日数や一人当たりの観光消費額向上のため、ボトム期対策として、閑散期のイメージ改善に向けたプロモーション、モデル実証事業による商品造成を行ったほか、地域の観光を推進する県内観光協会へのアドバイザー派遣、市町村や関係団体等とのネットワーク構築、セミナーやワークショップ開催、人材育成等を行った。

また、観光客がダイビング等の観光サービスを安心して利用できるよう、経営者向けセミナーの開催及びガイドダイバー養成等の人材育成を行ったほか、世界的な博覧会を沖縄で開催し、外国人ダイバーの誘客に取り組んだ。さらに、着地型・滞在型観光の推進するため、沖縄が持つ様々な地域観光資源を活用した沖縄独自の観光商品（高付加価値型観光）の開発、着地型体験観光メニュー、外国人向けエンターテインメント、教育分野における新たな旅行プログラムの開発等を支援した。

これらの取組などにより、エンターテインメント創出・観光メニューの商品造成数（累計）は、平成30年度で125件となり、目標値の達成を見込んでいる。

スポーツコンベンションの推進については、受入スポーツ施設の環境整備を図る必要があるため、芝生の専門的管理技術を有する人材を育成した。モデル事業や巡回支援事業により、各市町村等への芝生管理に対する認識の向上に努めた結果、グラウンド芝生環境は向上し、施設の充実を図ることができ、サッカーキャンプの誘致件数は、平成24年度の9件から平成30年度は過去最高の28件となった。

また、スポーツキャンプ等の誘致・受入れをワンストップで行う窓口として「スポーツコミッション沖縄」を設立し、各種相談や誘致活動を実施するなど、受入支援体制を強化した。これらの取組などにより、スポーツキャンプ合宿の実施件数・県外・海外参加者数については、平成29年度で実施件数が407件と現時点で目標値を達成しており、県外・海外参加者数が1万1,649人と増加しており、目標値を達成する見込みとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
旅行中に行った活動(エコツアー)	1.3% (H23年度)	2.4% (H29年度)	2.2%
エンターテインメント創出・観光メニューの商品造成数(累計)	12件 (H23年度)	125件 (H30年度)	170件
沖縄へのリピート回数(沖縄旅行の回数で2回目以上の比率)	—	21.8% (H30年度)	23.5%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
スポーツコンベンションの開催件数・県外・海外参加者数	460件 (H22年度)	631件 (H29年度)	700件
	75,056人 (H22年度)	71,495人 (H29年度)	73,000人
スポーツキャンプ合宿の実施件数・県外・海外参加者数	228件 (H22年度:実施件数)	407件 (H29年度:実施件数)	400件
	6,542人 (H22年度:県外・海外参加者数)	11,649人 (H29年度:県外・海外参加者数)	13,000人

(課題及び対策)

観光リゾート産業の更なる振興に向けては、沖縄の重要な観光資源である自然環境や「沖縄らしい」風景・景観の保全・再生を図りつつ、文化、スポーツ、医療・健康サービスを観光資源として利活用し、沖縄観光の魅力の再構築を図るなど、世界水準の観光リゾート地としてのブランドイメージを高めることが重要な課題である。また、観光消費額の向上に向け、滞在日数の延伸につながるメニューや高価格帯の観光商品の発掘・開発を促進する必要がある。

環境共生型観光の推進については、沖縄の貴重な自然環境と観光振興を持続的に両立させるため、沖縄独自の環境負荷低減の取組指針策定や、市町村や地域が主体となって行う自然環境等の保全に配慮した観光地づくりの強化が課題である。このため、自然環境の保全と持続的な利用を目的とした保全利用協定締結の普及に取り組むほか、観光面でのプロモーション支援等を実施する必要がある。

観光プログラムの創出については、観光客の平均滞在日数の延伸や一人当たりの観光消費額向上のため、多様な旅行ニーズに対応した着地型観光・滞在型観光の推進、広域周遊ルートの開発、沖縄型特定免税店制度の推進等に取り組む必要がある。

また、国内市場への多様な魅力の訴求や、欧米等リゾート需要の受入れ等のため、沖縄本島における取組に加え、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域の活用に向けた離島の認知度向上と受入環境の整備を図る必要がある。

スポーツコンベンションの推進については、スポーツキャンプ等を誘致するため、受入スポーツ施設の充実やスポーツの種目・レベルに合わせた施設環境の整備を図る必要がある。また、沖縄におけるスポーツの企画、運営、宣伝、支援に係る人材育成などの受入体制整備も課題となっている。このため、質の高い競技環境にするための助言を行うスポーツ施設設備改善アドバイザーを派遣するほか、スポーツマネジメント人材の育成に取り組む必要がある。

このほか、「スポーツコミッション沖縄」や受入市町村と連携し、スポーツキャンプ・合宿が継続・発展して実施できるよう連携を強化する必要がある。

イ 市場特性に対応した誘客活動の展開 (成果等)

人口減少社会を迎えた日本の社会構造の変化に適切に対応するとともに、成長著しいアジア諸国をはじめとした海外からの観光客を誘客するため、マーケティングに基づく国際観光ブランドの定着を図るとともに、戦略的なプロモーション活動を推進した。

国内誘客については、新たな観光需要の創出を図るため、季節ごとに観光誘客ターゲットを特定し、WEBや各種メディア、航空会社が持つ媒体を活用したプロモーション、航空会社と連携した路線拡大や需要喚起を目的とするイベント開催のほか、FAMツアー（現地訪問視察）などの実施による観光商品の造成を推進した。また、直行便就航地を中心に、メディアやイベントを活用したプロモーションを展開し、地方路線の利用促進を図った。また、世界水準の観光リゾート地としてのブランドイメージを高めるため、これまで海外で活用してきた沖縄観光ブランドのキーコピーである「Be. Okinawa」を国内においても活用し、イメージ動画の発信など、沖縄観光のブランド戦略を推進した。

リゾートウェディングについては、国内外でのブライダルフェアへの出展や広報媒体を活用した認知度向上及び潜在需要の掘り起こしを実施した。県内チャペル数の増加と相まって、リゾートウェディング実施組数は、平成23年の8,872組（うち海外256組）から平成29年には1万7,288組（同2,066組）となり、過去最高を記録した。平成28年度からは、ハネムーンやシニア世代の結婚記念旅行も対象を拡大したカップルアニバーサリーツーリズムを推進しており、国内外から幅広いカップルが訪れる旅行先としてのブランド力強化に取り組んでいる。

これらの取組などにより、入域観光客数（外国人除く）については、平成30年度には700万人に増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

修学旅行については、東京、大阪で商談会を開催するとともに、地方都市において説明会を開催するなど、沖縄への誘致活動を行った。また、新たな市場として、海外からの教育旅行誘致を目指し、アジア各国での現地セールス活動や、学校関係者のFAMツアーを実施した。

これらの取組などにより、修学旅行者数については、平成29年は43.2万人と、国内の小中高校生徒数の減少や国内他地域の競合が激しくなる中において、基準値を下回っており進展が遅れているものの、一定規模の実績を維持できている。

定着化を目指し、沖縄観光ブランドのキーコピーである「Be. Okinawa」を活用したイメージ動画の発信など、沖縄観光ブランド戦略を推進した。

海外からの効果的な誘客活動の展開を図るため、日本政府観光局（JNTO）の海外事務所や各国観光協会、MOU（相互連携協定）を締結したシンガポールのチャンギエアポートグループとの連携を強化し、重点市場（台湾、韓国、中国、香港）や、戦略開拓・新規市場（東南アジア、北米、欧州、オーストラリア、ロシア）の旅行博において沖縄観光ブースを出展し、プロモーション活動を行った。

また、海外事務所や委託駐在員がウチナーネットワークも活用しつつ現地における経済情報やビジネスニーズ等を広く収集し、沖縄県内関係機関に対し情報提供・情報

交換を行い、誘客可能性の高い国・地域を絞り、（一財）沖縄観光コンベンションビューローなどと連携し国際観光展に出展するなどの活動を展開した。これらの取組などにより、重点市場や戦略開拓市場（タイ、シンガポール等の東南アジア）において航空路線の新規就航及び既存路線の増便につながった。

さらに、欧米等からの誘客を強化するため、那覇空港の充実した国内・国際路線網を活用し、沖縄を拠点に日本やアジアでの周遊型旅行を提案する「国際旅客ハブ」構想を発表し、同構想に基づき航空会社と連携したプロモーションを実施した。

クルーズ船誘致については、船社訪問や展示会出展、ポートセールスなどを実施したほか、乗客の満足度向上を図るため、シャトルバス支援や受入団体への支援、歓送迎セレモニーの実施など、乗客のニーズに合った受入体制強化を推進した。その結果、寄港回数や入域乗船客数の増加につながった。

これらの取組などにより、外国人観光客数のうち空路来訪者数は、円安の継続により訪日旅行需要が高まったこと等も影響し、平成30年度で180.3万人と平成23年度比で9.9倍に増加しており、目標値の達成を見込んでいる。また、海路来訪者数についても、クルーズ船の寄港回数の増加により、平成30年度は119.7万人となり、目標値の達成に向けて進展している。

外国人観光客の満足度向上を図るため、多言語で観光案内等を行う多言語コンタクトセンターの運営や、飲食店や宿泊施設などのメニュー、ホームページ等の翻訳に係る費用の支援、緊急医療体制整備に係る医療通訳育成研修など、受入体制構築に係る取組を実施した。また、外国人観光客の急なケガや病気などの医療受診に対応するため、平成30年4月に24時間365日医療通訳サービスを多言語で対応するコールセンターを開設した。

これらの取組などにより、沖縄旅行に対する外国人観光客の満足度（旅行全体の評価が「満足」の比率）は、平成30年度で85.9%となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、国内外の富裕層の獲得に向けては、誘致戦略を策定するため、富裕層旅行市場の実態や県内での受入状況についての調査を実施し、受入れに当たっての課題を抽出した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
入域観光客数(外国人除く)	522.6万人 (H23年度)	700万人 (H30年度)	800万人
修学旅行者数	45.2万人 (H23年)	43.2万人 (H29年)	45.2万人
外国人観光客数	30.1万人 (H23年度)	300万人 (H30年度)	400万人
（うち空路来訪者数）	18.2万人 (H23年度)	180.3万人 (H30年度)	200.0万人
（うち海路来訪者数）	11.9万人 (H23年度)	119.7万人 (H29年度)	200.0万人

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄旅行に対するリピーターの満足度 (旅行全体の評価が「大変満足」の比率)	51.7% (H21年度)	48.1% (H29年度)	60.0%
沖縄旅行に対する外国人観光客の満足度 (旅行全体の評価が「満足」の比率)	31.1% (H23年度)	85.9% (H29年度)	50.0%

(課題及び対策)

国内誘客については、我が国が少子高齢化の進行による人口減少社会へ突入したため、量的拡大は厳しさを増すものと想定される。沖縄観光のリピーター率は約85%と高く、一方で、沖縄を一度も訪れたことのない方々も多いことから、新たな観光需要を開拓する余地は十分残されている。このため、新規需要開拓に向けたプロモーション活動を展開するとともに、沖縄観光ブランドの「Be. Okinawa」を浸透させることにより沖縄観光のブランド化を図る必要がある。

海外誘客については、アジアからの観光客が増加傾向にあるが、欧米地域の観光客は全体の約2.5%にとどまっており、海外における沖縄の認知度は依然として低い状況にある。このため、市場ごとに認知度や直行便の有無等による優先順位を付け、効果的で戦略的なブランディング活動及びプロモーション活動を展開する必要がある。

また、「国際旅客ハブ」構想や拡大するアジアのクルーズ市場の拠点となるための「東洋のカリブ」構想を柱として、空と海の両方からの誘客を拡大するための取組を推進する必要がある。

国内外の富裕層の誘客に当たっては、富裕層市場における沖縄の認知度を高める取組と併せて観光関連事業者と連携し、質の高いサービスを提供できる体制を構築し、観光関連産業の高付加価値化につなげる取組を推進する必要がある。

目まぐるしく変化する多様な観光ニーズに対応するためには、プロモーションやマーケティングにおいてICTを活用し、観光情報の発信、観光客のトレンドや満足度の把握等に努めていくことが必要となっている。

ウ 大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興

(成果等)

沖縄観光に”ビジネスツーリズム”という新機軸を打ち出し、ビジネス目的の来訪を促す観光施策を強化するとともに、ビジネスイベントを通じてアジアの活力を取り込む新たな施策を展開し、戦略的なMICE振興を推進することにより、国際的なMICE開催地としてのブランド確立を目指すための取組を行った。

マーケティングに基づくプロモーションの展開については、戦略的なMICE振興施策の推進を図るため、国内外のMICE市場動向調査や競合地とのマーケットリサーチを行い、M (Meeting) / I (Incentive) / C (Convention) / E (Exhibition/Event) ごとに重点誘致分野と重点取組事項を定めた沖縄MICE振興戦略を策定した。観光リゾート地としての優位性や県内の先進研究を踏まえ、沖縄が主催者にど

のような価値を提供できるかを表現した沖縄MICEブランドを制作し、MICE開催地としての沖縄の都市ブランド力向上に取り組んだ。県外・海外市場における知名度向上や沖縄開催の魅力発信に向けて、MICE見本市・商談会への出展や誘致セミナーを開催したほか、FAMツアー（現地訪問視察）などによる誘致・広報事業を実施した。

主催者に対しては県民向け公開講座の開催を促し、MICEを通じた国際交流や最新研究分野の情報収集等社会的効果の創出に取り組むとともに、MICE主催者や参加者の満足度の向上を図るため、シャトルバスや開催経費の負担軽減、空港等での開催歓迎支援メニューを提供した。また、歴史的建造物など会議・レセプションの開催場所として特別感や沖縄らしさを演出できる施設（ユニークベニュー）、自然・文化・芸能など沖縄の魅力を生かした体験プログラム、沖縄オリジナルのMICE商品の開発を促進した。

1,000人以上のMICE開催件数は、県内最大のMICE施設である沖縄コンベンションセンターの稼働率が高く、大規模なMICE需要を取り込めていない状況が続いているため、平成30年において85件にとどまっているが、目標達成に向けて進展している。

県外・海外からの参加者が300名以上のインセンティブ旅行件数については、国内からのインセンティブ旅行が増加したため、平成30年は44件となっており、目標値を達成している。

MICE開催による直接経済効果は、平30年で243億円となり、目標値の達成に向けて進展している。

大型MICE施設の整備に向けては、早期の供用開始に向けて需要・収支見込みの精度向上に取り組んだほか、大型MICEエリア振興に関する協議会等を開催し、大型MICE受入環境整備に向けた港湾計画、都市計画及び交通計画の見直しに係る関係部局や地元自治体と情報共有等を行い、平成30年2月に港湾計画変更の公示が行われた。さらに、大型MICE施設への移動利便性向上に資する、道路整備事業の進捗状況の確認や利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた課題整理等を行った。

平成29年7月には、経済界・産業界、大学、MICE関連事業者、観光関連事業者、行政機関、産業支援団体等の産学官で構成する沖縄MICEネットワークを設立し、MICE関連情報の発信、MICE誘致・受入れに関する総合支援機能、MICEを活用した産業振興への取組を行う体制を整備した。あわせて、MICE振興の意義や地域にもたらすメリットについて住民理解を促す県民及び事業者向け講演会や広報を行い、地域全体でMICEを歓迎する機運の醸成に取り組んだ。

MICEに関わる人材の育成・確保については、基礎知識の習得、誘致から開催までの実践的なノウハウの習得など、事業者の段階に応じたセミナーを開催した。また、県民やボランティアなどMICE開催・受入れを支える人材を育成するため、MICEに関する県民理解の醸成を図るセミナーや広報活動を行った。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
1,000人以上のMICE開催件数	—	85件 (H30年度)	134件
県外・海外からの参加者が300名以上のインセンティブ旅行件数	—	44件 (H30年)	40件
MICE開催による直接経済効果	—	243億円 (H30年度)	413億円
ICCA基準による国際会議の件数	—	12件 (H30年度)	20件
JCCB基準による国内会議の件数	—	32件 (H30年度)	50件

(課題及び対策)

プロモーションの展開については、国内外の各地域において、MICEの誘致競争が年々拡大している中、他の競合地と差別化を図り、国際的なMICE開催地としてのブランドを確立することが重要な課題である。このため、本県に比較優位のあるIT、物流、MRO等の分野で「アジアの橋頭堡（ビジネスのジャンプ台）」としてビジネスネットワークの拡大に取り組むほか、企業のCSR活動につながるMICEコンテンツの開発など、欧米等を中心に高まっている高次元のニーズに応えていく必要がある。

大型MICE施設の整備に向けては、アジアを中心にMICE開催需要が増加する一方、既存施設では機能・規模不足で対応できず、機会損失が発生していることから、大規模展示場等を備えた大型MICE施設の整備を着実に推進する必要がある。また、大型MICE施設の整備や安定的な運営に向けては、空港や宿泊施設からの交通利便性を確保するとともに、周辺エリアに宿泊施設・商業施設等を誘致する必要がある。さらに、大型MICE施設を核として創出された賑わいを、東海岸サンライズベルト一帯に連鎖させる必要がある。

これら課題に対応するため、大型MICE施設の早期整備の実現に向け沖縄振興特別推進交付金を活用すべく、国との協議を重ねてきたが、同交付金の制度終期までに整備を完了させることが困難な状況となったことから、整備財源の確保策を中心に、事業のあり方について再検討を行うべく調査事業を実施し、スケジュールも含めて今後の進め方を整理することとした。

MICEに関わる人材については、県内にはMICE専門の事業者が少なく、多様なニーズに対応できる人材の育成・確保が課題となっている。このため、MICEの開催・運営を担う事業者の高度化を図るとともに、県民や学生、企業等を対象とした普及イベント等の啓発活動や基礎知識を習得するための基礎講座を実施し、MICEビジネスに取り組む幅広い民間事業者を発掘・育成する必要がある。

また、MICE誘致や開催支援の中心的役割を担う（一財）沖縄観光コンベンショ

ンビューロースタッフのスキル向上やより実践的なプログラムにより、高度専門人材の育成に取り組む必要がある。

MICEの推進については、国の「観光ビジョン実現プログラム2018」に位置付けられていることも踏まえ、「沖縄MICE振興戦略」で示した大型MICE施設の整備を含む各種施策を通じて、国際的なMICE開催地として発展しつつ、国の政策にも貢献できるよう、引き続き関係機関の理解と協力を得ながら、その推進を図っていく。

エ 観光客の受入体制の整備 (成果等)

世界水準の観光地としてふさわしい舞台づくりを推進するため、交通基盤の整備による観光客の移動の円滑化、観光まちづくりの推進、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備、ユニバーサルデザインの推進、県民のホスピタリティの向上等に努めた。

那覇空港における旅客ターミナルの整備については、平成25年度に国際線旅客ターミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール駅までの移動利便性向上のため、立体連絡通路を整備した。さらに、平成30年度に際内連結ターミナルビルを供用開始したことで、それまで別棟だった国内線、国際線、LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、施設の機能及び利便性が大幅に向上した。これらの取組などにより、那覇空港の年間旅客者数は、近年のアジアからの急激な観光入域客数の伸びや、LCC路線の就航などもあり、平成29年度で2,116万人となり、目標値を達成する見込みとなっている。

那覇港については、港湾の安全性・快適性・利便性を確保するため、泊ふ頭8号岸壁における旅客ターミナル及びボーディングブリッジの整備や新港ふ頭9号岸壁（貨物岸壁）における大型クルーズ船受入機能の強化、船客待合所の耐震改修工事を行ったほか、臨港道路新港1号線の整備、臨港道路浦添線の整備を行った。また、国際的な海洋性リゾート地を形成するため、那覇港において、緑地の整備、クルーズ船で寄港した観光客に対する歓送迎セレモニーを実施したほか、本部港については国際クルーズ船が寄港可能な水深-9.0mの耐震強化岸壁（延長L=220m）の整備等を、石垣港においては防波堤、岸壁の整備を、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港道路、緑地等の整備をそれぞれ行った。

本部港、平良港においては、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民が連携し、クルーズ拠点の形成を図ることとしている。当該整備により、各圏域における国際クルーズ船寄港回数及び旅客数の増加が図られ、地元への経済波及効果が期待される。

これらの取組などにより、クルーズ船寄港回数・海路による入域観光客数（県全体）については、近年のアジアからの乗船客が大幅に伸びており、平成30年で寄港回数528回、海路客数112万3,800人と、目標値の達成に向けて進展している。また、那覇港の年間旅客者数は、クルーズ船乗船客数の増加により、平成29年で165.7万人となり、現時点で目標を達成している。

陸上交通基盤の整備については、平成27年3月に豊見城東道路が全線開通となったことにより、那覇空港と本島内の観光地のアクセス性が向上した。現在、那覇空港と沖縄自動車道を連結するための小禄道路の整備が進められている。

二次交通機能については、レンタカー対策として、那覇空港からレンタカー営業所までの路線バス運行実証調査を行い、民間の自走化につなげたことにより、那覇空港の接車帯における混雑緩和が図られた。

観光まちづくりの推進については、離島観光のイメージを高めるため、宮古・石垣・久米島の離島空港において、草花による緑化を行い、花で彩られた空港の景観形成に取り組んだ。

外国人観光客の受入体制については、県内ホテル、コンビニ及び大型ショッピング施設等の決済インフラ整備（海外カード対応ATM及び外貨両替機の導入）支援を行ったほか、観光事業者等に対して通信インフラ整備（Wi-Fi機器の導入）を支援した。案内標識の設置に当たっては、道路案内標識の表示内容を点検し、国・県の道路管理者等による沖縄ブロック標識適正化委員会を開催し、積極的に情報提供、共有を図った上で、計画通りに案内標識を設置した。

「しょうがい者・こうれい者観光案内所」の運営団体との継続した連携の下、観光バリアフリーに関するプロモーションを実施した。取組の結果として、同案内所の問い合わせ件数は開所時の平成19年と比較して平成30年は約13倍となっており、国内外においてバリアフリー観光地としての認知度が高まった。

このほか、中高年や外国人等に対応するため、観光関連事業者等を対象としたバリアフリーセミナーを開催しバリアフリーを推進するとともに、観光地等の外国語表記を統一する「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール」の策定など、市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援した。

これらの取組などにより、外国人観光客の満足度（案内表記）については、平成30年度は79.7%となり、基準値より前進しているが、進展が遅れている。また、外国人観光客の満足度（両替利便性）については、平成30年度で73.8%と向上しており、現時点で目標値を達成している。

このほか、国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の整備を促進するため、観光地形成促進地域制度を含めた「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を活用し、経済団体や個別企業等へのきめ細かな周知活動を行った。

ホスピタリティの向上については、多様化する観光需要に対応するため、新たな観光資源を活用した観光メニュー造成のためのアドバイザー派遣、セミナー開催等を行い、地域における観光メニューの充実を図った。また、安全・安心・快適な観光地の形成に向けた官民一体の取組として、「沖縄県観光危機管理基本計画」、「沖縄県観光危機管理実行計画」を策定するとともに、セミナー、ワークショップ等の開催、地域・事業者等の取組支援を行った。さらに、観光客を受け入れる県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高揚させるため、県民が異文化等への理解を深め、外国人観光客をうとういむち（おもてなし）の心でお迎えするプロジェクト「ウェルカムんちゅになろう」の取組を行い、めんそーれ沖縄県民運動推進協議会では、街の景観向上に向

けたフラワーアイランドの推進や、クリーンアップキャンペーンを実施した。このほか、県民の観光・コンベンションの意識の高揚を図るため、「めんそーれ沖縄」県民宣言を策定し、県民への周知を行った。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の年間旅客者数【再掲】	1,423万人 (H22年度)	2,116万人 (H29年度)	2,123万人
那覇港の年間旅客者数【再掲】	59万人 (H23年)	165.7万人 (H29年)	123万人
クルーズ船寄港回数・海路による入域 観光客数(県全体)	112回 116,400人 (H23年)	528回 1,123,800人 (H30年)	933回 2,000,000人
道路状況(渋滞状況等)に対する観光 客満足度(国内客、「大変満足」の比率)	22.8% (H21年度)	23.2% (H27年度)	23.6%
外国人観光客の満足度(案内表記)	71.7% (H23年度)	79.7% (H30年度)	90.0%
外国人観光客の満足度(両替利便性)	52.6% (H23年度)	73.8% (H30年度)	70.0%
観光振興計画等を策定した市町村数	19市町村 (H23年度)	37市町村 (H30年度)	33市町村
観光アクセス道路の緑化延長	0km (H23年)	80km (H30年)	80km
クリーンアップキャンペーン参加者数	8,280人/年 (H23年度)	22,490人/年 (H30年度)	20,700人/年

(課題及び対策)

那覇空港については、観光客の増大に対応できるよう那覇空港の第二滑走路や国際線と国内線の旅客ターミナルビルをつなぐ連結施設の処理能力を最大限に活用する必要がある。

港湾については、大型クルーズ船に対応した岸壁や旅客ターミナル、二次交通結節機能の整備等による安全性・快適性・利便性の確保、マリーナや人工ビーチ等の整備を始め、国際的な海洋性リゾート地にふさわしいウォーターフロントの整備や憩いの場として緑陰の創出が必要である。また、クルーズ船運行会社に対し、更なる寄港拡大に向けた分散化等の取組を働きかけるとともに、県内港湾における拠点化を推進する必要がある。さらに、クルーズ利用客が県内市町村を周遊することができる観光ルートの開発及び利用を促進し、貸切りバスの稼働向上等を図ることにより、クルーズ観光による経済効果をより一層高める必要がある。

陸上交通基盤については、観光客の移動の円滑化を図るため、渋滞緩和や広域交流拠点と主要観光地との結節性向上に資する体系的な幹線道路網の整備や、自動車と公

公共交通、公共交通機関同士の結節機能を向上させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。また、入域観光客数1,200万人の目標達成を見据え、増加傾向にある国内観光客と急激に増加している外国人観光客に対応するため、公共交通の利便性・満足度の向上を図るなど、二次交通機能の拡充に取り組む必要がある。

観光まちづくりの推進については、沖縄らしい風景づくり、憩いの場やレクリエーション施設の整備に加え、空港、港湾の緑化など、国際的な観光リゾート地にふさわしい観光まちづくりに市町村と連携して取り組む必要がある。

宿泊施設については、観光客数の増加とともに右肩上がりに増加してきたが、県が目標とする1,200万人の入域観光客が平均滞在日数4.5日を過ごすためには、現状の宿泊容量では不足することが見込まれる。このため、客室単価を適正に確保しつつ宿泊施設の供給量を着実に増加させていく必要がある。

人に優しい観光地づくりについては、中高年や外国人の観光客増大に対応するため、公共施設や観光拠点施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などに取り組む必要がある。

外国人観光客の受入体制については、多言語表記による観光案内板の整備などが観光客数の拡大に追いついていないことや、国際的な観光地に比べ脆弱な決済インフラ、通信インフラの改善が課題である。このため、観光案内サインの整備やキャッシュレス化の促進に向けた取組を行うほか、無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）の環境整備を推進する必要がある。

県民生活や自然環境に影響が生じる諸問題については、市町村や観光協会等から情報を収集し、課題を整理した上で地域と連携を図りつつ、対応を検討する必要がある。

ホスピタリティの向上については、観光客を受け入れる県内各団体のみならず県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高揚させることが今後ますます重要となってくる。このため、「めんそーれ沖縄県民運動」等を展開し、県民のホスピタリティの向上に努める必要がある。

オ 世界に通用する観光人材の育成

(成果等)

国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保し、国際観光地としての沖縄の評価を高めるための取組を行った。

観光人材の育成については、沖縄観光の満足度を高めるため、(一財)沖縄観光コンベンションビューローが設置している観光人材育成センターにおいて、接遇、歴史・文化講座等の基礎セミナーを出前講座形式で実施した。また、観光関連企業が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学にたけた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。これらの取組などにより、観光人材育成研修受講者数については、平成30年度で1,585人となり、目標値に向けた進展が遅れている。

通訳案内士の育成については、沖縄振興特別措置法により定められた沖縄特例通訳案内士を育成するため、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施した。これらの取組などにより、地域通訳案内士登録者数（累計）は、平成30年度末で687名となっており、目標値を達成する見込みである。外国語対応能力に対する外国人観光客の満足度は、基準値から20.1ポイント上昇し、平成29年度で60.3%となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、次世代を担う児童生徒に対し、沖縄における観光産業の重要性について理解を深め、魅力ある職業の一つとして認識を促していく必要があることから、副読本として観光学習教材を作成し、県内小学校4年生に配布した。また、観光教育に取り組む学校等に対し、出前講座等の支援を行ったことで観光教育の推進が図られた。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光人材育成研修受講者数	1,742名 (H24年度)	1,585名 (H30年度)	1,900名以上
地域通訳案内士登録者数(累計) ※基準年は旧制度の「地域限定通訳案内士」と 「沖縄特例通訳案内士」の登録者数合計	98名 (H23年度)	687名 (H30年度)	700名以上
外国語対応能力に対する外国人観光客の満足度	40.2% (H23年度)	60.3% (H29年度)	60.0%

(課題及び対策)

観光人材の育成については、アジア市場の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材の育成を促進する必要がある。また、沖縄観光の満足度を高めるため、観光客に直接対応する観光産業従事者等の対応力向上を図るとともに、持続的な観光振興を担う経営人材の育成を図る必要がある。

観光人材の確保については、観光関連産業での深刻な人手不足に対応するため、高付加価値観光を推進し、処遇改善や生産性向上等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組む必要がある。また、入管法改正や国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉え、多様な人材の確保について検討する必要がある。

外国人観光客への対応については、通訳案内士の不足に加え、ガイドニーズの多様化に伴う対応が十分でないことが大きな課題となっている。このため、地域通訳案内士の資格取得者に対するスキルアップ研修の実施や旅行業者等とのマッチング会の実施により、就業機会の確保を支援する必要がある。

カ 産業間連携の強化 (成果等)

農林水産業、製造業、情報通信関連産業、健康・医療関連産業など他産業との連携を強化し、沖縄観光の更なる魅力の向上を図るとともに、他産業への経済波及効果を高めるための取組を行った。

観光リゾート産業と多様な産業との連携については、直売所の活性化と観光産業の連携による県産食材の消費拡大を図ることを目的に、直売所からホテル・学校給食等への供給実証など、直売所とホテルや飲食店等が連携した取組を実施した。このことで、誘客や販路拡大へとつながり、直売所売上高も順調に増加した。また、県産農林水産物の生産、流通又は販売に関わる人材に対して、販売方法や商品価値の伝え方等のスキルを習得するための地産地消コーディネーター養成講座等を実施し、地産地消推進のための人材を育成した。

観光土産品の開発・販売促進については、リピーターや外国客などターゲットを明確にしたニーズの把握に努めるとともに、地域資源を活用した付加価値の高い商品、沖縄らしさを表現したデザイン、機能性や時代性を取り入れた感性型製品等の開発に取り組む県内事業者を対象に支援を行った。また、魅力的な商品開発のための研修や販路開拓、商品開発に必要な機材整備等の各種支援を実施し、新商品の完成や新たな販路獲得、国際認証取得等につながった。さらに、観光客による県産食材・県産品の消費拡大を図るため、飲食店と連携したキャンペーン、物産PR・販売イベント等を実施した。

観光客一人当たりの土産品等購入費は、外国人観光客数及び外国人観光客一人当たりの購入費の増加により、平成30年度は1万6,056円と基準値より増加しているが、目標値に向けて進展が遅れている。目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。宿泊業（飲食部門）における県産品利用状況は、観光産業や観光・物産イベント等における地産地消・県産品の利用促進に取り組んだが、価格や安定供給の面から利用が進まず、基準値を下回って減少しており、目標値に向けて進展が遅れている。目標値の達成に向けてより一層の推進が必要である。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光客一人当たりの土産品等購入費	16,526円 (H23年度)	16,056円 (H30年度)	21,000円
観光土産品に対する満足度 (国内客、「大変満足」の比率)	33.2% (H21年度)	33.8% (H30年度)	40.0%
宿泊業(料飲部門)における県産品利用状況	42.8% (H21年度)	37.8% (H29年度)	50.0%

(課題及び対策)

観光に関する実態調査については、観光客や観光産業における現状や課題等を的確に把握し、より良い政策立案等につながるよう、新たな調査手法等の検討を行う必要

がある。また、新たなビジネスモデルの実証実験やビッグデータを活用したマーケティング等を円滑に実施できる環境を整える必要がある。

観光リゾート産業の更なる高度化に向けては、ものづくり産業、農林水産業、情報通信関連産業等、多様な産業との有機的な連携を強化し、観光産業がもたらす県経済全体への波及効果を高めていく必要がある。

域内調達の促進については、観光業界における県産品の利用や地産地消の推進、県内事業者の活用などに取り組む必要がある。

観光土産品については、観光客に選ばれる魅力的な商品の開発・販売の促進や観光土産品の域内調達率の向上、各事業者の習熟度に合わせた支援が課題となっている。このため、沖縄らしさを感じられる地域特産品の開発やブランド化、農商工連携等を含めた事業者間の連携を促進し、産業間相互の振興に努める必要がある。また、アジア展開や外国人観光客等の増加を踏まえ、食嗜好やパッケージなど新たなニーズ・課題に対応した商品開発、デザイン開発等に取り組む必要がある。

体験型観光の推進については、グリーン・ツーリズム等を通じた、農山漁村地域と都市との地域間交流や農山村地域の所得向上等に向けた取組強化が必要である。

【主要な関連制度の成果等】

(1) 観光地形成促進地域

(目標及び概要)

国内外からの観光客の誘致、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を推進する制度として創設された。

対象地域		沖縄県内全域
対象施設		①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 ④集会施設 ⑤販売施設（県知事の指定が必要）
優 遇 措 置 の 概 要	国税	①投資税額控除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の設備のうち一定の対象施設の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、一定割合（建物・建物附属設備、構築物：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除する（ただし、控除額は法人税額の20%以内、超過する部分は4年間繰越可能。対象となる取得価額は20億円が上限。）。
	地方税	②不動産取得税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産取得税を免除する。
		③事業税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額で、その新設又は増設に係る合計額が1,000万円を超える場合、対象施設を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
		④固定資産税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。
		⑤事業所税の軽減 那覇市において、対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1億円を超える場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
	その他	⑥融資 貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

税制優遇措置については、地方税を中心に適用実績が伸びてきている。

これまで教養文化施設（沖縄料理の調理体験施設）やスポーツ・レクリエーション施設（体育館）等において税制優遇措置が活用されており、今後は販売施設や水族館等の新設において活用が見込まれている。

【表3-3-2-3】 観光地形成促進地域における税制優遇措置の活用実績

（単位：件、百万円）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
不動産取得税	0	0	1	2	0	0	1	1	2	21	1	0.2
固定資産税	1	3	1	3	1	1	2	1	6	15	7	15
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
合計	1	3	2	5	1	1	3	2	8	36	11	19

注1：法人住民税は、投資税額控除による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

これら優遇措置により、国内外からの観光旅客の来訪に資する観光関連施設の整備が促進されており、沖縄県の入域観光客数は順調に増加を続けている。平成30年実績では入域観光客数が985万人となり、世界有数のリゾート地であるハワイ（平成30年の入域観光客数989万人）と肩を並べる水準にまで達している。

（課題及び今後の方向性）

観光客数は順調に増加している一方、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでいる（それぞれ平成30年実績でハワイが19万5千円、8.93日、沖縄は7万4千円、3.64日）。

観光リゾート地としての国際競争力を一層高めるため、引き続き本制度を活用し、文化体験、スポーツ、健康及びMICE等の各種コンテンツに係る投資を促し、多様な観光需要を取り込んでいく。

魅力ある宿泊施設の増加が滞在日数の増加、観光消費額の増加につながることを踏まえ、対象施設の拡充など、観光の高付加価値化に向けた制度の見直しを検討する。

【表3-3-2-4】 観光客1人あたり観光消費額の推移 (単位：円、%)

項目 年度	総額	宿泊費		交通費		土産・買物費		飲食費		娯楽・入場費		その他	
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
H24年度	67,459	18,310	27.1	9,847	14.6	16,002	23.7	14,336	21.3	7,206	10.7	1,757	2.6
H25年度	68,062	18,347	27.0	9,922	14.6	16,079	23.6	15,626	23.0	6,647	9.8	1,441	2.1
H26年度	74,502	22,317	30.0	10,897	14.6	16,378	22.0	16,830	22.6	6,604	8.9	1,476	2.0
H27年度	75,881	23,217	30.6	10,298	13.6	17,149	22.6	16,791	22.1	6,986	9.2	1,440	1.9
H28年度	75,297	22,766	30.2	10,350	13.7	16,436	21.8	16,711	22.2	6,667	8.9	2,367	3.1
H29年度	72,853	22,269	30.6	9,861	13.5	17,320	23.8	15,304	21.0	6,271	8.6	1,827	2.5
H30年度	73,374	23,241	31.7	9,841	13.4	16,056	21.9	16,129	22.0	7,178	9.8	929	1.3

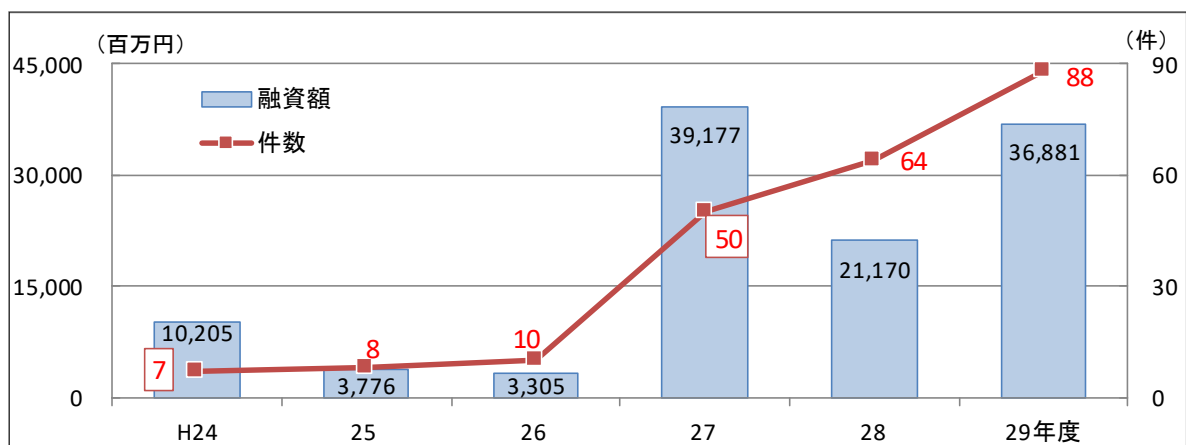
注1：四捨五入のため、総額が一致しない場合がある。

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

沖縄振興開発金融公庫において、国又は沖縄県の観光関連施策に基づく整備地域にて、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者に対し、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（沖縄観光リゾート産業振興貸付）を整備している。平成27年度に創設した本制度は、これまでの制度（沖縄観光・国際交流拠点整備貸付）を再構築し、従来の大型施設整備事業者に対する資金供給に加え、観光リゾート産業の量的拡大・高付加価値化に取り組む中小・小規模事業者へ支援を拡大している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計227件、1,145億1400万円が活用されており、本制度については、県の観光施策推進に寄与している。

【図表3-3-2-5】 沖縄振興開発金融公庫の沖縄観光リゾート産業振興貸付による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(2) 沖縄型特定免税店制度**(目標及び概要)**

沖縄におけるショッピング観光の魅力を向上させ、観光競合地との優位性を確保することで観光客の誘致拡大と観光収入の増加を図るための制度として創設された。

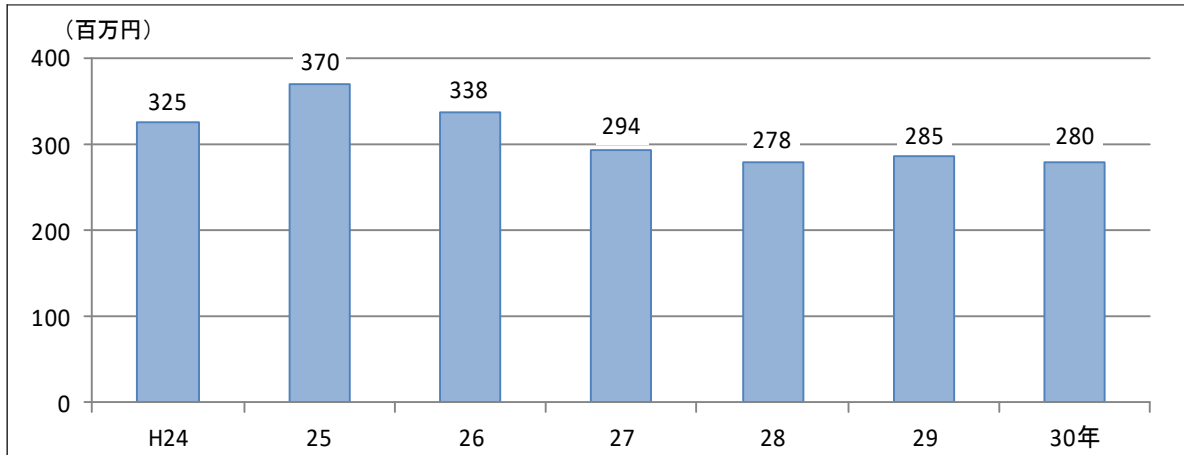
<p>優遇措置の概要 (関税の免除)</p>	<p>沖縄県から出域する旅客が個人的用途に供するために特定の販売施設において輸入品を購入し、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、その引き取りに係る関税が免除される（ただし、免税適用は購入額20万円まで。）。</p>
<p>特定の販売施設</p>	<p>1 空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分）</p> <p>2 観光地形成促進地域内で以下の要件を満たす特定販売施設*（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分）</p> <p>(1) 特定小売施設及び特定飲食施設及び付帯施設（観光に関する情報を提供する施設等）が一体的に設置される施設</p> <p>(2) 小売業、飲食業の業務を行う事業者が特定小売施設及び特定飲食施設を設置すること</p> <p>(3) 特定小売施設及び特定飲食施設の床面積の合計がおおむね2千平方メートル以上</p> <p>(4) 専ら免税物品を販売する店舗の床面積の合計がおおむね1千平方メートル以上</p> <p>※特定販売施設（空港・港湾外店）に設置される店舗は、旅客ターミナル施設等との連携を図ることにより、当該旅客ターミナル施設等において物品の円滑な引渡しが確保できるものでなければならない。</p>
<p>免税対象品目</p>	<p>輸入品（保税物品）全般</p>

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成24年度以降は、平成25年度の3億7千万円をピークに、毎年度3億円程度の関税が免除されている。

【図表3-3-2-6】 沖縄型特定免税店制度による関税免除実績



出典：沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課調べ

沖縄県文化観光スポーツ部実施の調査により、特定免税店来訪者とそれ以外の国内観光客の平均消費額（土産・買物費）を比較すると、特定免税店来訪者が年平均8,738円程度上回っている。

特に土産・買物費での大きな差が生じていることを踏まえれば、免税商品の購入が1人あたり消費額を押し上げていると推察される。

【表3-3-2-7】 国内観光客1人あたり消費単価における特定免税店来訪者と全体平均との比較

(単位：円)

年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
免税店 来訪者	総消費額	74,825	-	-	92,295	74,935	79,535	82,505
	(うち土産・買物費)	(22,184)	-	-	(26,828)	(20,685)	(22,961)	(19,339)
国内客 平均	総消費額	68,008	67,323	72,613	74,083	74,763	72,284	76,734
	(うち土産・買物費)	(15,493)	(14,789)	(13,836)	(14,478)	(13,914)	(13,821)	(13,186)
差額	総消費額	6,817	-	-	18,212	172	7,251	5,771
	(うち土産・買物費)	(6,691)	-	-	(12,350)	(6,771)	(9,140)	(6,153)

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(課題及び今後の方向性)

沖縄におけるショッピング観光の魅力を一層高めるため、出国者向けの空港型市中免税店に対する沖縄型特定免税店の優位性を高めるなど制度の拡充を検討する。

(3) 航空機燃料税の軽減措置

(目標及び概要)

航空機燃料税の軽減により路線の確保及び航空運賃の低廉化を図り、沖縄県における観光リゾート産業の振興や国際物流拠点の形成を推進するための制度として創設された。

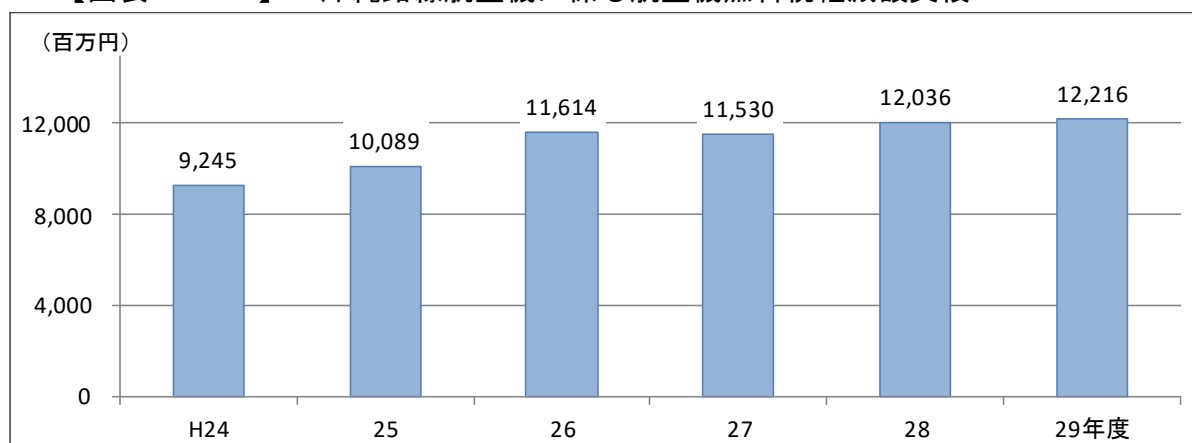
<p>優遇措置の概要 (航空機燃料税の軽減)</p>	<p>対象となる沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、1キロリットルにつき9,000円に軽減する。 本 則：26,000円/kℓ 全国特例：18,000円/kℓ (全路線) 全国特例：13,500円/kℓ (一部の離島路線) 沖縄特例：9,000円/kℓ</p>
<p>対象路線</p>	<p>1 沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機 2 沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機</p>

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

沖縄路線の増加により軽減額も増加傾向にある。直近では120億円程度が軽減されており、沖縄振興税制の中で最も軽減額が大きい制度となっている。

【図表3-3-2-8】 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税軽減額実績



出典：国税庁「税務統計」を基に沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課作成

航空機燃料税の軽減により、沖縄路線の旅客航空運賃の単価 (円/km) は他路線と比べて低くおさえられており、観光客の誘致に資する制度となっている。

【表3-3-2-9】 航空運賃 (旅客) に対する影響

路線	区間距離	航空運賃	円/km
羽田－那覇	1,687km	46,090円	27.3
羽田－札幌	894km	37,790円	42.3
羽田－福岡	1,041km	41,390円	39.8

出典：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課調べ

(課題及び今後の方向性)

国内観光客のリピーター率が年々上昇しているため、新たな顧客層の開拓に向け、本制度をインセンティブとして離島と本土を結ぶ航空路線の拡充を促していく。

(4) 沖縄特例通訳案内士**(目標及び概要)**

沖縄における観光ニーズの特殊性や外国人環境客の受入体制充実の重要性に鑑み、総合特別地域として指定を受けた地域と同様に通訳案内士等を補完するガイドの存在が必要であることから、総合特別地域における通訳案内士法の特例として同様の制度的に枠組みを構築することにより、通訳案内士等を補完しつつ全体として沖縄観光の振興を図る制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域
措置の概要	沖縄特例通訳案内士は、一定の研修を終了した者が報酬を得て通訳案内を行うことが可能であるが、全国制度においては、資格の取得には試験の合格が必要とされている。
研修を実施する地域	沖縄本島地域、宮古地域、八重山地域
対象言語	英語、中国語、韓国語

平成30年1月4日に改正通訳案内士法が施行され、これまで沖縄振興特別措置法等の各種特例法等に基づき特例的に認められてきた地域ガイド制度が、全国的な統一制度「地域通訳案内士制度」として新たに創設されたことにより、沖縄振興特別措置法から沖縄特例通訳案内士制度に関する規定が削除された。

(活用実績及び効果)

外国人観光客の増加による通訳案内士の不足に対応するため、平成25年度から平成29年度までに、合計413人の沖縄特例通訳案内士を育成した。これにより、外国人観光客の量的拡大や、多様化・高度化するニーズに対する受入体制の強化が図られ、通訳案内士不足の解消に一定の成果を上げた。

また、沖縄限定通訳案内士は、沖縄の地理、歴史、文化、さらに産業、経済、政治といった分野に至る幅広い知識、教養をもって沖縄を紹介することで沖縄への理解を深めてもらう重要な役割を担っており、外国人観光客の満足度や再訪意識の向上にも寄与した。

【表3-3-2-10】 沖縄特例通訳案内士登録数の推移 (単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
英語	—	42	26	14	18	7	107
中国語	—	59	50	55	63	32	259
韓国語	—	18	11	5	7	6	47
合計	—	119	87	74	88	45	413

注1：平成25年度から育成研修を開始。

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(課題及び今後の方向性)

未就業者が多いことや、改正通訳案内士法において無資格ガイドが解禁されたことに伴う観光の質の低下が懸念されることから、就労機会の確保のためのフォローアッ

プ支援や、スキルアップ研修の実施により、資格の有効活用や無資格ガイドとの差別化を図る。

外国人観光客の増加と多様化するニーズに対応するため、地元関係団体との連携やテレビ、ラジオ、新聞等、メディア活用による広報活動を行い、全国制度を活用し人材の育成に取り組む。

(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化

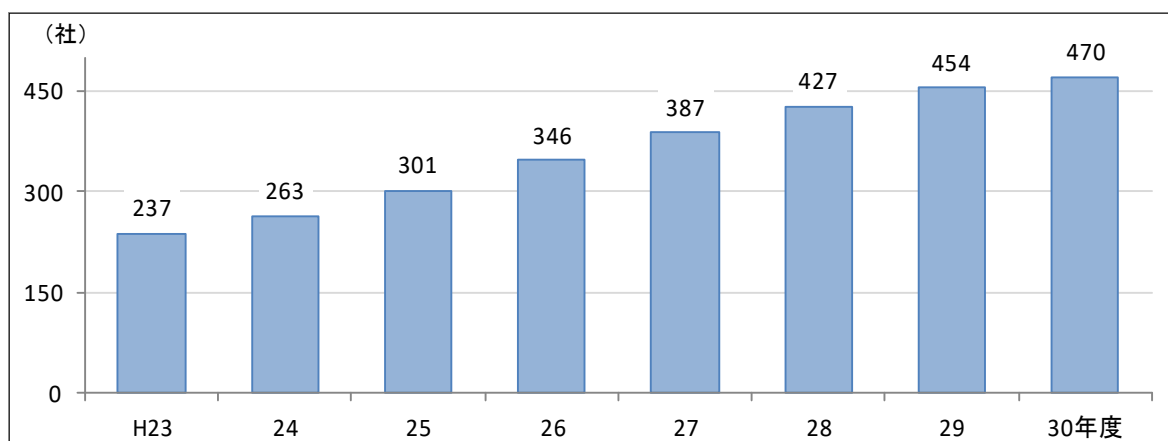
東アジアの中心に位置し、豊富な若年労働者を有するなど本県の特徴を最大限に生かした、アジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として我が国とアジアの架け橋となることを目指し、一括交付金（ソフト）等を活用して、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、「県外から立地した情報通信関連企業数」が470社で基準年から233社増加、「県全体の情報通信関連産業の売上高」及び「県全体の情報通信関連産業の雇用者数」は、それぞれ推計により、4,361億円で879億円の増加、4万5,495人で1万3,650人の増加となっており、目標値の達成に向けて着実に増加している。

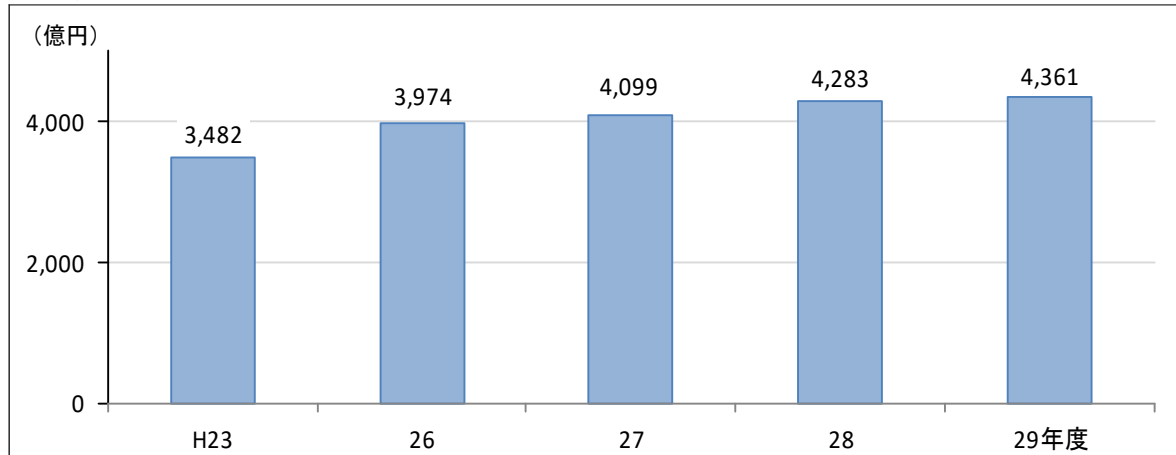
<目標とするすがたの状況>

項 目 名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
情報通信関連企業の立地数の増加	237社 (H23年度)	470社 (H30年度)	560社
情報通信関連産業の売上高の増加	3,482億円 (H23年度)	4,361億円 (H29年度)	5,800億円
県内情報通信関連産業の雇用者数の増加	31,845人 (H23年度)	45,495人 (H29年度)	55,000人

【図表3-3-3-1】 情報通信関連企業の立地数の推移

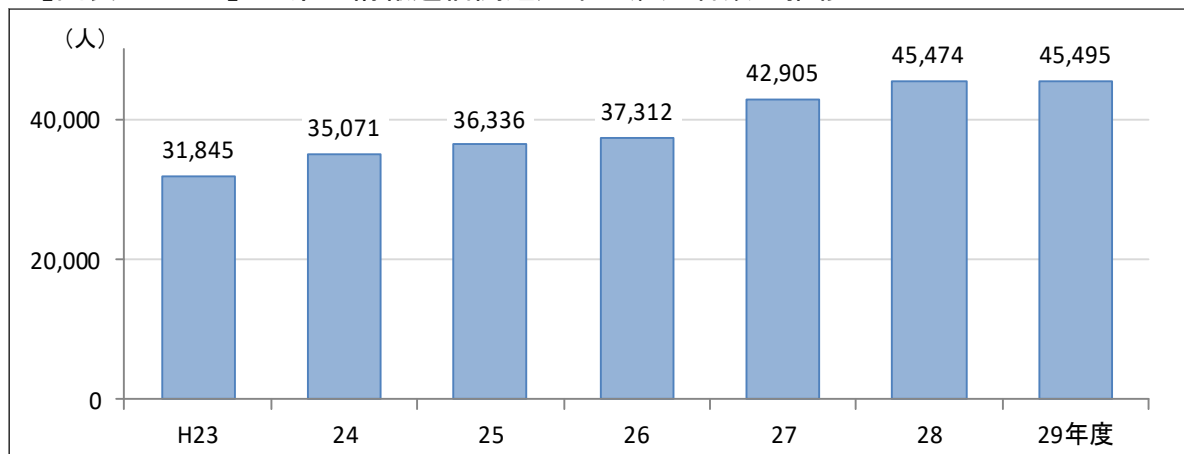
出典：沖縄県商工労働部「平成30年 沖縄へ立地した情報通信関連企業について」

【表3-3-3-2】 情報通信関連産業の売上高の推移



出典：沖縄県商工労働部情報産業振興課調べ ※アンケート調査に基づく推計

【図表3-3-3-3】 県内情報通信関連産業の雇用者数の推移



出典：沖縄県商工労働部情報産業振興課調べ ※アンケート調査に基づく推計

情報通信関連産業の高度化・多様化については、アジアにおける国際情報通信拠点化に向け、より一層の国内外の情報通信関連企業・人材・知識の集積を促進するとともに、産業の高付加価値化に取り組む必要がある。このため、沖縄 I T 津梁パークを中核に国内外からの企業立地の促進、他産業と連携した新サービスの創出促進や海外展開の推進等による県内企業の高度化・多様化の促進、高度 I T 人材の育成など多様な情報系人材の育成・確保や、通信ネットワーク等の情報通信基盤の整備などを通じて、情報通信関連産業の高度化・多様化を図る必要がある。

ア 情報通信関連産業の立地促進

(成果等)

国内企業のみならずアジアなど海外からの企業及び人材の誘致・集積を推進するため、情報通信産業振興地域及び特区制度の利活用促進、情報通信関連企業の誘致に取り組んだ。

情報通信産業振興地域制度及び特区制度については、説明会や企業誘致セミナーの開催、展示会への参加を通して周知活動を行った。これにより同制度の利用企業数は増加傾向にある。

情報通信関連企業の誘致については、企業の立地につながる情報収集や情報提供、国内外における企業誘致セミナー等のプロモーション活動を行った。高付加価値の技術・サービスを提供する業種をターゲットとしたプロモーション活動を行った結果、本県のビジネス環境の認知度が向上し、コンテンツ制作業やソフトウェア開発業等の企業の集積が進んでいる。

これらの取組などにより、情報通信関連企業の立地数については、目標値を達成する見込みである。一方で、立地企業による雇用者数については、立地する企業がコールセンター業等の労働集約型からソフトウェア開発業などの知識集約型にシフトしつつあることから、基準値より前進はしているが、年間の雇用者数の伸びは鈍化しており、進展遅れとなっているため、目標の達成に向けて一層の推進が必要である。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
情報通信関連企業の立地数	237社 (H23年度)	470社 (H30年度)	560社
立地企業による雇用者数	21,758人 (H23年度)	29,403人 (H30年度)	42,000人

(課題及び対策)

沖縄がアジア有数の国際情報通信ハブとして成長していくため、より一層の国内外の情報通信関連企業・人材の集積を促進することが重要である。

情報通信産業振興地域制度等については、更なる利活用促進に向けた行政間（国、県、市町村）の連携を図るとともに、効果的なプロモーションを継続展開する必要がある。

情報通信関連企業の誘致については、これまで豊富な若い人材を背景に雇用拡大を目的として誘致活動を進めてきたが、経済状況や労働市場の変化に伴い、大企業の機能移転や新ビジネス・新サービスを展開する企業を視野に誘致活動を展開する必要がある。このため、情報通信産業振興地域制度等や県内情報通信基盤の周知を強化するとともに、高度IT人材の育成、県内における国内外ビジネス交流拠点の形成に取り組む必要がある。

イ 県内企業の高度化・多様化

(成果等)

アジアのダイナミズムを取り込む流れを構築するため、県内情報通信関連企業の海外におけるプロモーション活動や、県内企業の高度化・多様化を促進する事業に取り組んだ。

県内情報通信関連企業の海外におけるプロモーション活動等への支援については、海外で開催される展示会やマッチングイベントへの参加機会の確保を始め、経営者の派遣や海外企業の経営者招へいなどを通じた人的ネットワークの構築に取り組むと

もに、海外市場をターゲットとした商材やサービスの開発に取り組む企業への支援事業を展開した。

これらを契機として、海外IT企業との業務提携や海外における法人設立などが進みつつある。

国際研究開発・技術者交流の促進については、本県に拠点を置く国際IT研究開発機関（一般社団法人沖縄オープンラボラトリ等）が行う研究開発等の活動を支援した。これにより、同機関が最先端の研究機関として国際的にも存在感を高めており、沖縄のITブランド力の向上につながっている。

これらの取組などにより、海外に法人を設立した県内IT企業数は、目標値26社に対し、平成29年度で10社となっていることから、進展遅れとなっており、目標値達成に向けて一層の推進が必要である。

県内企業の高度化・多様化支援については、モバイル機器検証拠点となる施設の整備やクラウドサービスに係る基盤整備等に取り組んだことにより、県内情報通信関連企業の高付加価値化が進んでいる。また、新たなビジネスモデルの創出を促進するため、観光や医療等の他産業の効率化・高度化に寄与するクラウドコンピューティング技術を活用したシステムやサービス等の開発を支援した。

また、IT活用による産業の成長戦略を構築し、県内産業全体の生産性と国際競争力を向上させるための司令塔となる「一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター」の設立に向けた調査検討を行い、平成30年度に設立した。

これらの取組により、ソフトウェア業の1人あたり年間売上高については、平成30年には1,124万円と基準値より増加したが、進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
海外に法人を設立した県内IT関連企業数	6社 (H23年度)	10社 (H29年度)	26社
他産業連携型の新規ビジネス件数(累計)	—	35件 (H30年度)	50件
ソフトウェア業の1人あたり年間売上高	853万円 (H22年)	1,124万円 (H30年)	1,450万円

(課題及び対策)

アジア経済戦略構想を踏まえ、早急にアジアのダイナミズムを取り込むため、県内情報通信関連企業の海外展開や更なる高度化・多様化を支援するアジア展開施策を強化し、推進する必要がある。

また、事業実施により得られたノウハウや県内情報通信関連企業のニーズを踏まえ、これまでに構築した人的ネットワークの拡充や活用方法、ハンズオン支援の方法等について検討し、企業の海外ビジネス展開をサポートする必要がある。

沖縄がアジア有数の国際情報通信ハブとして成長していくためには、国内外の企業、ビジネス、技術者等の集積・交流が活発となることが重要であり、国際会議、見

本市等の誘致・開催や国際的・先端的な研究開発を促進し、ビジネス環境の充実化を積極的に図る必要がある。

県内情報通信関連産業の高度化・多様化の促進については、従来の下請中心の受注型ビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換が重要であり、そのための人材の確保・育成や研究開発等の取組を促進する必要がある。

近年、A I、I o T、ロボット等の新技術の活用による第4次産業革命の展開が、速いスピードでグローバルに展開している。県内においても、新技術を活用した産業の高度化、新ビジネス創出、利便性・効率性の高い社会システムの構築など、社会の様々な場面で新技術・イノベーションの効果的な活用（Society5.0の実現）を進めていく必要がある。このため、Society5.0やデータ駆動型社会に耐えうる未来創造の情報産業インフラの整備や人材確保の検討を行う必要がある。また、沖縄I Tイノベーション戦略センターの活用により、県内情報通信関連産業における新技術の導入やイノベーション創出を支援し、同産業の高付加価値化や新ビジネス創出等を促進するとともに、観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど、様々な産業において新技術の活用を促進し、生産性の向上を図る必要がある。さらに、A I、I o T等の新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証試験、ビッグデータを活用したマーケティング等を円滑に実施できる環境を整え、国内外の先端的な開発プロジェクトや新ビジネス展開の動きを沖縄に取り込んでいく必要がある。

ウ 多様な情報系人材の育成・確保 (成果等)

人材育成については、高度I T人材の育成を始め、ソフトウェア検証人材の育成や将来のI T産業振興に資する人材の育成など幅広いI T人材の育成に取り組むとともに、企業において即戦力となるI T技術者を確保するための支援を実施した。また、本県とアジアのビジネスの架け橋となる人材の育成に取り組んだ。

高度I T人材の育成については、県内I T関連産業の振興を担う人材を育成し、付加価値の高い業務を受注する体制を構築するため、システム開発業務等の講座等を実施する団体を支援し、県内エンジニアの知識や技術力の高度化・強化を図った。

幅広いI T人材の育成については、日常の誘致活動や企業フォローを通じて企業の人材ニーズを把握し、w e b開発やS E M（サーチエンジンマーケティング）技術、ソフトウェア検証、デジタルコンテンツ分野等の人材育成事業を実施する企業・団体を支援したことにより、業界での雇用が促進され、企業の集積に一定の効果があつた。また、情報通信関連産業全体の魅力を発信し、将来の産業の担い手となる人材の育成を育成するため、学校や企業、業界団体等と連携し、小中学生向けのワークショップや、高校生向けの授業を活用した出前講座の実施に取り組んだ。

県内I T企業向けのエンジニア確保支援については、U J I ターン希望者を対象とした専用サイトを開設・運用するほか、首都圏におけるマッチングイベントを開催し即戦力確保につなげる取組を実施している。

アジアと日本のビジネスを結びつけるI T人材の育成については、I T環境を備え

た研修施設であるアジア I T 研修センターを整備するとともに、アジア各国から I T 技術者や経営者等を招へいし、県内情報通信関連企業において O J T 研修を実施するなど人的ネットワークを強化した。

これらの取組などにより、情報通信関連産業の新規雇用者数の累計については、平成29年度で1万5,850人となっており、目標値の達成に向けて着実に進展している。

I T 関連国家資格取得者数の累計については、平成30年度で5,286人となっており、進展している。情報通信関連産業を取り巻く環境は変化が激しく、企業が求める人材も国家資格の枠組みにとらわれず多様であることから、国家資格取得へのニーズが低下していると考えられるため、本県では国家資格の取得に関連する講座の他、県内情報通信関連企業のニーズに応じた多彩な講座の開催を支援しており、年間千人前後が受講している。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
情報通信関連産業での新規雇用者数(累計)	2,200人 (H23年度)	15,850人 (H29年度)	23,000人
IT関連国家資格取得者数(累計)	791人 (H23年度)	5,286人 (H30年度)	8,000人
大学・専門学校・高専等の情報系人材輩出数(累計)	約4,900人 (H23年度)	46,020人 (H30年度)	50,000人

(課題及び対策)

全国的に I T 技術者が不足する中、本県においても I T 技術者の不足が深刻な状況となっている。このため、U J I ターンによる技術者の確保等、企業の人材確保の仕組みを構築する必要がある。

高度 I T 人材の育成については、高度技術系 I T 人材の育成に加え、経営人材やプロデュース人材の育成が課題となっている。また、育成には時間を要するため、並行して即戦力となる人材の確保が必要である。

第四次産業革命 (Society 5.0) の動きにより、将来的な高度 I T 人材の需要増加が見込まれるため、高度な I T スキルの習得支援等の取組強化が必要である。また、県内各産業で経営戦略や新技術導入等を決定する経営・企画関連人材においても、I T 利活用の推進等に向けたセミナー等の実施や、これらの人材と先端 I T に関連する人材、技術、アイデア等との交流機会の創出に取り組む必要がある。さらに、A I、I o T やロボット等の先端 I T 技術の利活用セミナー開催や、先端 I T 企業や研究機関との交流等を推進することで、これらの導入や利活用に必要な高度 I T スキル習得者の増加を図る必要がある。

幅広い I T 人材の育成については、教育機関との連携強化を通じて、I T リテラシーの向上、エントリーレベルの人材育成等の幅広い取組を行い、情報通信関連産業

を支える県内人材を充実させる必要があり、これらの実現のためには県民の情報通信関連産業に対する理解や就業マッチングの働きかけも必要となっている。

多様なスキル習得の環境づくりに向け、オンライン教育システムの利用環境の整備、インターンシップや海外留学の受入機関の充実や支援体制の強化に取り組む必要がある。

I T人材の育成環境を強化するため、Eラーニング講座の充実を図る等、多様な学習環境づくりに取り組むこととしている。

I T関連国家資格取得者数（累計）については、企業ニーズを踏まえた人材育成事業において、I T国家資格の他、民間資格等の取得を支援する講座を実施しており、一定の効果を上げている。継続した支援をすることで、国家資格取得者の増加につなげる必要がある。

アジアと日本のビジネスを結びつけるI T人材の育成については、アジアとの交流促進による海外I T人材の集積、国内外の県系人ネットワークの活用、ブリッジ（架け橋）となるI T人材の確保・育成を図る必要がある。特に、国際的・先進的なI Tビジネスの創出・誘致には、高度で実践的な技術を有するI T人材が不可欠である。

アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成を促進する必要がある。

エ 情報通信基盤の整備 (成果等)

情報通信関連業の集積のため、国内外に向けた情報通信基盤の拡充、情報通信産業集積拠点「沖縄I T津梁パーク」の整備に取り組んだ。また、離島地域等の条件不利地域においては民間通信事業者による情報通信基盤整備が進まず、都市部との格差が恒常化することが懸念されることから、情報通信基盤の整備に取り組んだ。

国内外に向けた情報通信基盤の拡充については、沖縄への立地を希望する情報通信関連企業等に対して、通信コストの低減化支援や、県内と国外を結ぶ既存海底光ケーブル（沖縄G I X回線）の活用を促進した。また沖縄G I X回線を超える、首都圏ー沖縄ーアジアを高速・大容量・低価格で結ぶ海底光ケーブル「沖縄国際情報通信ネットワーク」の整備に取り組み、平成27年度に供用開始した。

クラウドサービス提供に係る基盤整備については、県内のデータセンターを高速光回線で接続する「沖縄クラウドネットワーク」や、非常用発電設備や免震装置を備えたデータセンターの「沖縄情報通信センター」を整備した。また、「沖縄情報通信センター」、「沖縄クラウドネットワーク」及び「沖縄国際情報通信ネットワーク」の3事業をパッケージ化し、沖縄クラウド空間として企業誘致セミナー等で周知を図ったことで、他施策の効果も相まり立地企業が増加している。

これらの取組などにより、沖縄国際情報通信ネットワークの利用通信容量数については、平成30年度に102Gbpsとなっているが、進展遅れとなっている。

沖縄I T津梁パークについては、入居企業数が順調に推移しており、企業集積施設についても、企業誘致セミナー等でのプロモーションを通して、民間の資金やノウハウを活用する施設整備の事業スキームを広く周知したこと等により、平成30年度まで

に5棟が供用開始され、新たに1棟の整備に着手している。沖縄IT津梁パークには、平成30年9月末時点でソフトウェア開発等の企業28社が立地しており、同施設の整備が情報通信関連企業の集積に一定の成果を上げている。

これらの取組により、沖縄IT津梁パーク企業集積施設数については、平成30年度に5棟となっており、目標に向け進展している。

離島地域等の条件不利地域における情報通信基盤の整備については、都市部との情報格差是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るため、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組み、平成28年度に供用開始した。これにより、先島地区、久米島地区では既設ケーブルを活用して2ルート化することで、高度化かつ強じん化された情報通信基盤を構築した。また、離島及び過疎地域の市町村における陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境整備を進めており、県内の条件不利地域においても高度な情報通信技術の利活用が可能となる基盤が整いつつある。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄国際情報通信ネットワークの利用通信容量数	—	102[Gbps] (H30年度)	600[Gbps]
沖縄IT津梁パーク企業集積施設数	0棟 (H22年度)	5棟 (H30年度)	10棟

(課題及び対策)

国内外に向けた情報通信基盤の拡充については、新たに構築された国際海底光ケーブルネットワークや沖縄クラウドネットワーク等の通信基盤を連携・拡充することで、高速・大容量・低価格の情報通信ネットワークサービスを提供し、アジア有数の国際情報通信のハブ化を加速させる必要がある。

沖縄IT津梁パークについては、集積施設（利便施設等）を拡充する必要があるなど、立地環境が課題となっている。このため、民間資金の活用により、利便施設等の整備を促進する必要がある。

離島地域等の条件不利地域における情報通信基盤の整備については、民間通信事業者による整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化することが懸念されており、市町村等の関係機関と連携して整備を進める必要がある。このため、今後も計画的に、離島及び過疎地域の市町村における陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の整備に取り組む必要がある。また、大東地区については、中継伝送路（海底光ケーブル）を段階的に整備し、2ルート化による安定性を確保する等、情報通信環境の強じん化を図る必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 情報通信産業振興地域・特別地区

(目的及び概要)

成長著しい情報通信関連企業の沖縄県への集積及び情報通信関連産業の高付加価値化を促進することで、沖縄県における民間主導の自立型経済の構築を目指す制度として創設された。

対象地域	情報通信産業特別地区	名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市	
	情報通信産業振興地域	上記5市村に加え、本部町、金武町、恩納村、読谷村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、豊見城市、南城市、八重瀬町、糸満市、宮古島市、石垣市	
対象事業	情報通信産業特別地区	【特定情報通信事業】 ①データセンター ②インターネット・サービス・プロバイダ ③インターネット・エクスチェンジ ④バックアップセンター ⑤セキュリティ・データセンター ⑥情報通信機器相互接続検証事業	
	情報通信産業振興地域	上記6事業に加え、 ①情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業 ②電気通信業 ③映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業 ④放送業（有線放送業を含む） ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理・提供サービス業 ⑦インターネット付随サービス業 ⑧情報通信技術利用事業	
優遇措置の概要	国税（法人税）	①所得控除	情報通信産業特別地区において新設された法人で、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、対象となる所得金額の40%を控除できる。
		②投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が100万円を超える（建物等は1,000万円を超える）場合、一定割合（建物・建物附属設備、構築物：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、超過する部分は4年間繰越可能。対象となる取得価額の合計額は20億円が上限。）。
	地方税	③不動産取得税	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する

	の免除	減価償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産取得税を免除する。
	④事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	⑤固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える（機械・装置、器具・備品は、これらの取得価額の合計額が100万円を超える）場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。
	⑥事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
その他	⑦融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

所得控除制度の活用要件となっている事業認定については、平成14年度の特区創設以降12年間認定実績がなかったが、平成26年度税制改正により対象事業の追加や必要従業員数等の要件が緩和され、徐々に認定企業が増加している。

【表3-3-3-4】 情報通信産業特別地区における事業認定実績 (単位：社)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
認定法人	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	1	3

出典：沖縄県商工労働部「情報通信産業振興計画実施状況報告書」

国税の優遇措置のうち、所得控除については事業認定が必要なため適用実績は僅少であるが、今後は認定法人数の増加に伴い適用実績も増加する見込みである。投資税額控除は毎年10件以上の活用があり、対象地域・特区内企業の設備投資のインセンティブとなっている。

また、地方税の優遇措置についても活用件数が年々増加傾向にあり、特に固定資産税の減免については年100件以上の活用実績があがっている。

【表3-3-5】 情報通信産業振興地域における税制優遇措置の活用実績 (単位:件,百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
投資税額控除	11	853	11	680	13	693	15	860	21	709	17	538
事業税	11	115	11	146	15	218	11	247	11	211	16	83
不動産取得税	1	14	3	30	4	101	1	13	3	12	3	26
固定資産税	58	212	77	237	85	281	100	280	104	258	108	291
事業所税	2	1	2	1	3	5	3	6	3	5	9	5
法人住民税	12	148	11	118	13	120	16	118	21	91	18	69
合計	96	1,344	115	1,212	133	1,418	147	1,525	163	1,286	172	1,013

注1：法人住民税は、所得控除又は投資税額控除による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

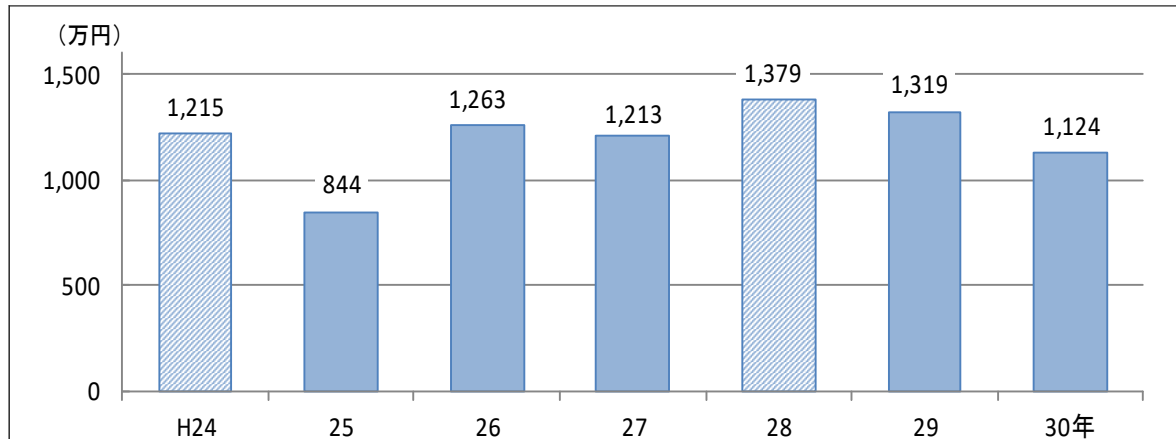
出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

これら優遇措置が沖縄県内への投資誘因となり、情報通信関連業の立地企業数とその雇用者数は着実に増加している（図表3-3-3-1、3-3-3参照）。また、設備投資等が情報通信関連産業の高度化等につながっており、情報通信関連産業の生産額も上昇している（図表3-3-3-2参照）。特にソフトウェア業一人当たりの年間売上高においては、平成25年から平成30年にかけて1.3倍以上増加した。

【図表3-3-6】 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高



注1：両統計は調査方法が異なるため、比較対象としては参考値である。

出典：平成25年～27年及び平成29～30年は経済産業省「特定サービス産業実態調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

平成24年及び28年は総務省「経済センサス-活動調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

(課題及び今後の方向性)

情報通信産業振興特別地区の制度を活用した所得控除の活用が少ない状況であることから、継続して制度の周知を図るとともに、今後の新たな沖縄振興税制全体の議論も踏まえ、関係団体や関連部局と連携の上、効果的な特区・地域税制のあり方について、検討を行っていく必要がある。

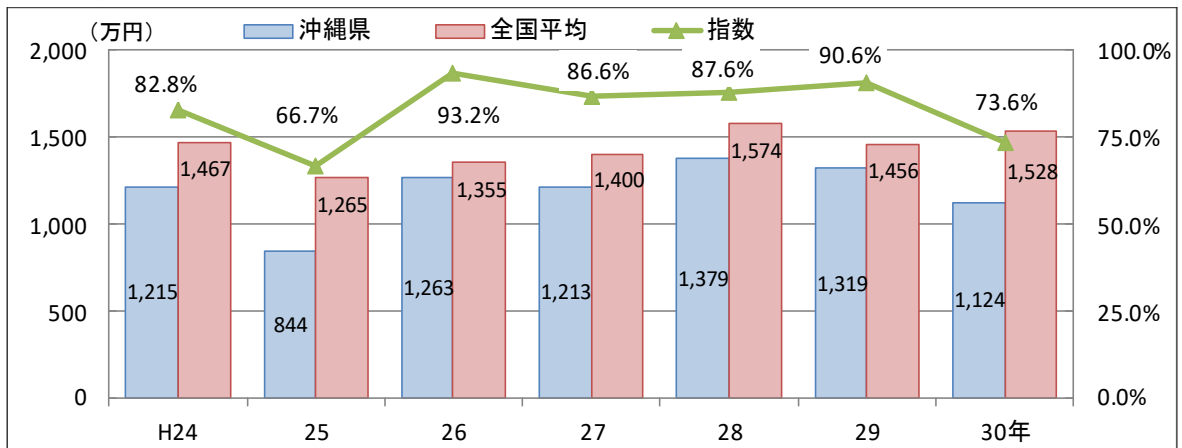
また、ソフトウェア業一人当たりの年間売上高は増加傾向にあるが、近年伸び悩ん

であり、全国平均と比較すると各年において平均を下回る状況であることから、引き続き産業の高度化に向けた取組が必要である。

変化の早い情報通信産業において、特定事業の専門要件等が制度のインセンティブを薄めている可能性がある。

「第四次産業革命」の進展というグローバル規模の潮流や、沖縄を「ビジネスの実験場」として位置づけている新沖縄発展戦略を踏まえ、AI、IoT等の先進的な技術を用いる企業の立地を促進する制度内容への拡充を検討し、産業の高度化・高付加価値化を一層推進する。

【図表3-3-3-7】 ソフトウェア業一人当たりの年間売上高（全国平均との比較）



注1：両統計は調査方法が異なるため、比較対象としては参考値である。

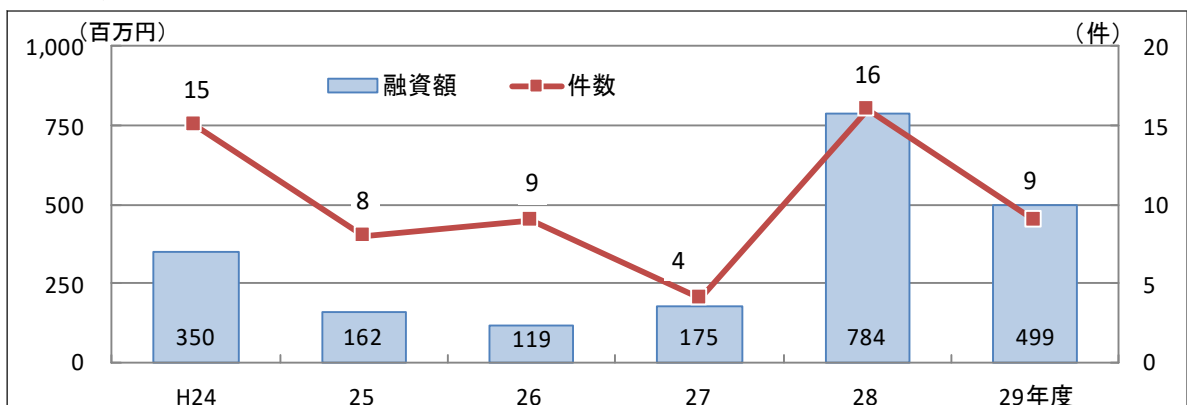
出典：平成25年～27年及び平成29～30年は経済産業省「特定サービス産業実態調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

平成24年及び28年は総務省「経済センサス-活動調査」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成。

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において情報通信産業振興地域内で情報通信関連事業を行う者及び情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う者に対し、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（沖縄情報通信産業支援貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度の6年間で累計61件、20億8,900万円が活用されており、本制度は県の情報通信関連産業の振興を後押ししている。

【図表3-3-3-8】 沖縄振興開発金融公庫の沖縄情報通信産業支援貸付による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成

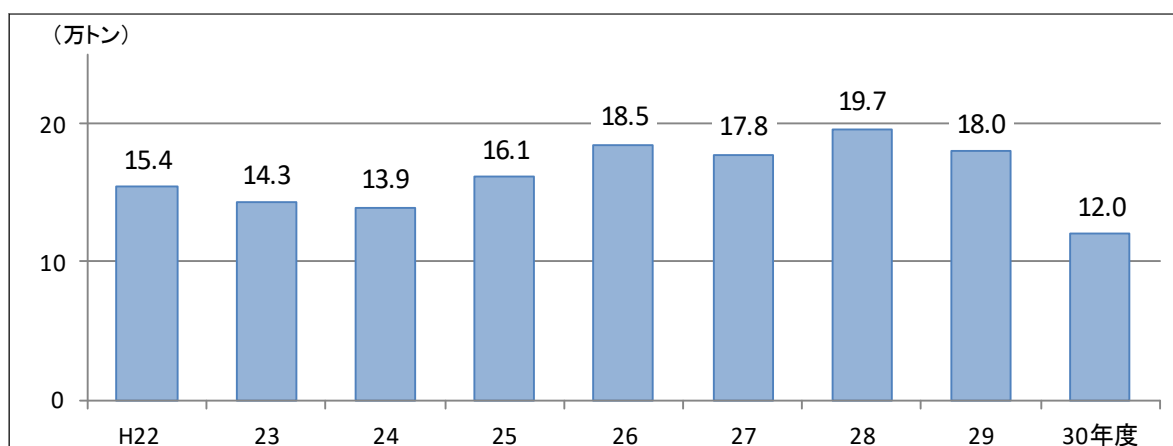
那覇空港の航空物流機能の更なる拡充及び那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、本県の国際物流機能を高めるとともに、これらの物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図り、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点を形成するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「那覇空港の国際貨物取扱量」は近年、貨物便の減便等により3.0万トン減少し12.0万トンとなっており、目標値の達成に向けては更に取組を推進する必要がある。「製造品移輸出額（石油製品除く）」は46億94百万円増加し712億71百万円となり、目標値達成に向け前進した。また、「那覇港の外貨取扱貨物量」は、当初目指していた、中国を発着する北米・欧州航路の貨物を対象としたトランシップによる貨物増大が、中国の急激な港湾整備等世界情勢の変化により実現していないため、基準値から横ばいの120万トンとなっている。

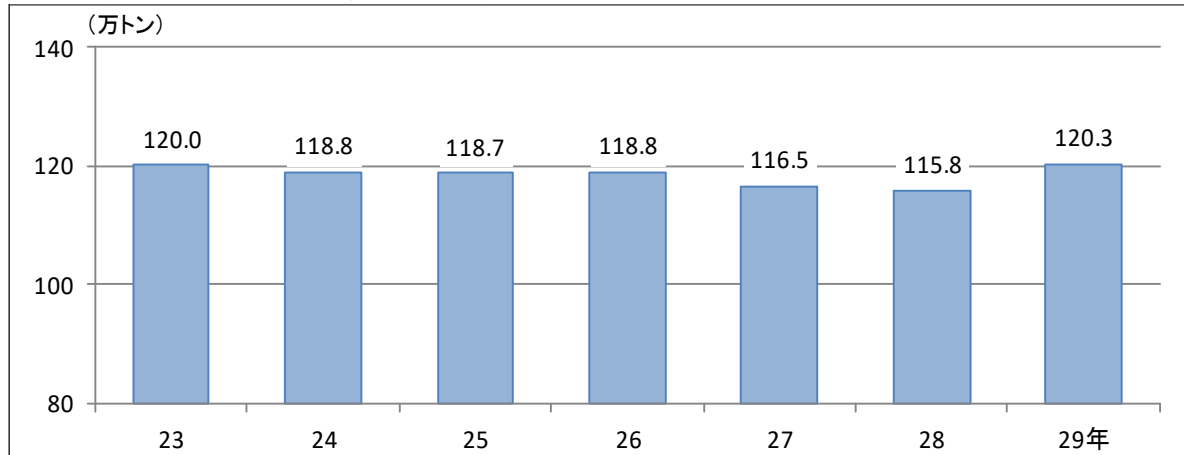
<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
那覇空港の国際貨物取扱量の増加	15万トン (H22年度)	12万トン (H30年度)	40万トン
那覇港の外貨取扱貨物量の増加	120万トン (H23年)	120万トン (H29年)	342万トン
製造品移輸出額(石油製品除く)の増加	66,577百万円 (H22年度)	71,271百万円 (H28年度)	80,000百万円

【図表3-3-4-1】 那覇空港の国際貨物取扱量の推移

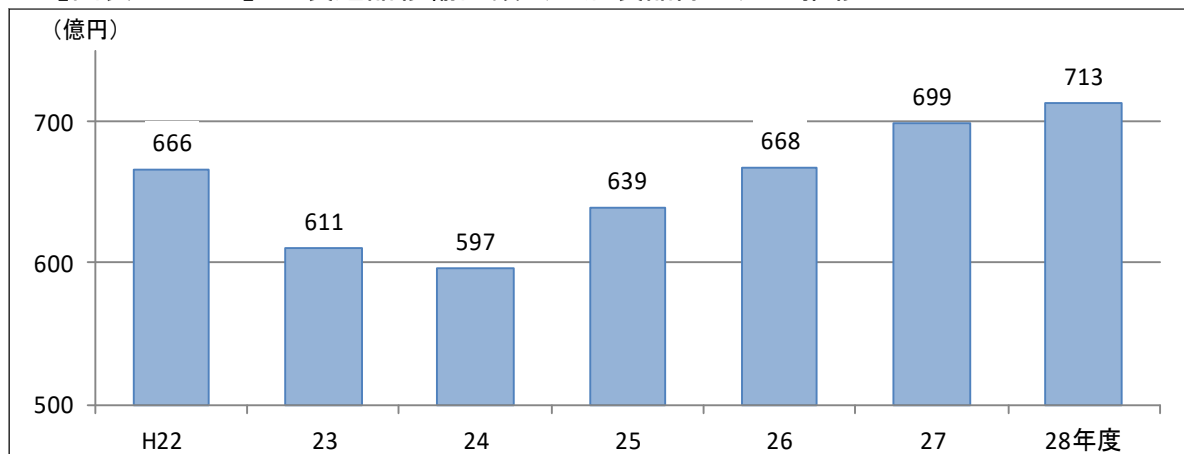
出典：国土交通省「空港管理状況調書」

【図表3-3-4-2】 那覇港の外貿取扱貨物量の推移



出典：国土交通省「港湾統計」を基に那覇港管理組合作成

【図表3-3-4-3】 製造品移輸出額（石油製品除く）の推移



出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」及び「沖縄県産業関連表」を基に沖縄県商工労働部ものづくり振興課作成

アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成に向けては、那覇空港の航空物流機能の更なる拡充や那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、東アジアの中継拠点として本県の国際物流機能を高めるとともに、この物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積を図る必要がある。

このため、空港・港湾の国際物流機能の強化を推進するとともに、臨空・臨港型の集積促進、県内事業者等による海外展開の促進に取り組む必要がある。

ア 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成

(成果等)

臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成のため、航空物流機能の強化、港湾機能の強化、企業集積施設の整備を図るとともに、臨空・臨港型産業の集積促進に取り組んだ。

航空物流機能の強化については、国による那覇空港滑走路増設整備が、環境影響評価法に基づく環境アセスの手続きを終え、平成26年1月に公有水面埋立法に基づく埋立て承認を得るなど、令和2年3月末の供用開始を目指し、工事を進めている。また、

那覇空港における国際航空貨物便の就航促進を図るため、国に対し着陸料等の軽減措置継続の要望を行い、適用期限が延長された。

これらの取組などにより、那覇空港の海外路線数（貨物便）は、基準値の5路線から、平成30年度は6路線に増加しているが、進展遅れとなっていることから、目標値の達成に向けては更に取組を推進する必要がある。

また、国内外の航空機整備需要の増大が見込まれること等を踏まえ、那覇空港内において航空機整備施設を整備し、平成30年11月から供用開始した。本県では、航空機整備事業を起点とした航空関連産業クラスターの形成に向け、関連する産業の拡大及び誘致を図っている。あわせて、人材育成については、沖縄工業高等専門学校において、今後、同クラスター関連企業等における需要の高まりを踏まえ、平成27年度より国立高専初となる「航空技術者プログラム」を新規開設しており、航空関連産業に従事する技術者の人材育成が期待されている。

港湾機能の強化については、国際流通港湾としての那覇港の機能充実を図るため、平成26年から平成27年に、ガントリークレーンを2基増設した。これにより2隻同時接岸時にも一般的なサービス水準による施設提供が可能となり、荷役時間が短縮された。また、那覇港総合物流センターについては、那覇港において集貨・創貨を促進することによる取扱貨物量の増加を目指し、物流の高度化を図るとともに、流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、令和元年5月に供用を開始した。今後、更なる輸出貨物の増加に向けて、第2期・第3期の物流センターの整備に向けて検討を進めているところである。また、片荷輸送の解消及び輸出貨物量増加に向けて、那覇港から貨物を輸出する荷主を対象に、海上輸送費の一部を支援する実証実験を行った。このことなどを契機として民間企業の業務提携がなされ、那覇港から世界各国への輸出が可能となる台湾との定期航路が開設された。また、新規の国際航路を開設する外航船社に対して、費用の一部を支援する実証実験を行った。このことなどにより、既存航路の再編による那覇と香港を直接結ぶ新規航路が開設され、これまで4～7日程度要していた輸送日数を、2日程度にまで短縮した。

中城湾港の整備については、上屋建築工事を行い一時保管及び荷さばき場不足の解消、産業支援港湾としての機能の向上が図られた。また、鹿児島航路の実証実験を行った結果、固定荷主が付き、平成27年4月には実証実験に協力した船会社が定期運航を開始した。さらに、京阪航路の定期航路化を目指し、平成29年8月から、実証実験を行っている。

企業集積施設の整備については、国際物流拠点産業集積地域旧那覇地区において、ロジスティクスセンターを整備し、平成27年4月に供用が開始された。さらに、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区において、平成24年度から、同地区内の用地取得に要した経費への助成を行う支援制度導入するとともに、平成25年度から平成29年度の間、賃貸工場を合計22棟整備した。これにより、企業の立地に係る初期投資の負担軽減を図った。これらの取組などにより、国際物流拠点産業集積地域旧那覇地区及び旧うるま地区における臨空・臨港型産業の新規立地企業数（累計）については、平成29年度には82社が立地しており、雇用者数については、平成29年度に1,287人となっている。また、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区及び旧那覇地区内立地企

業の搬出額についても、立地が進んだこともあり、平成24年度の約98億円から平成29年度の約196億円へと約2倍に増加した。

臨空・臨港型産業の集積を促進するため、企業誘致・海外展開支援、輸送コストの低減を推進した。

企業誘致・海外展開支援については、国際物流拠点を形成し、企業の立地を促進するため、国内外において企業誘致セミナーを開催したほか、各種展示会への出展や小規模説明会も開催し、その中で沖縄に関心を持った企業を招へいした視察ツアー等を実施した。また、企業集積のための税制優遇制度である国際物流拠点産業集積地域制度については、制度の周知や、税理士会と連携したワンストップ相談窓口の設置による活用促進に取り組んだ。

輸送コストの低減については、企業の搬入搬出輸送費を助成しており、企業誘致のインセンティブとなっている。また、港湾からの、輸出貨物やトランシップ貨物（積替え貨物）を増加させるため、貨物を増加させる荷主や寄港する船主に対して、輸送や寄港に要する費用の支援に取り組んだ。さらに、海外からの投資や企業誘致を促進するため、県内の投資環境や企業情報、商習慣、ビジネスに関する法規制など、海外企業が投資や立地を検討する際に必要となる情報について、ワンストップでサポートする窓口を設置した。

これらの取組などにより、臨空・臨港型産業における新規立地企業数（累計）については、平成29年度には178社となっており、臨空・臨港型産業における雇用者数については、平成29年度に2,859人となっている。各種誘致施策等により新規立地企業数（累計）は、基準値より進展はしているが、割高な物流コストや産業用地の確保等課題もあるため、引き続き目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の国際貨物取扱量【再掲】	15万トン (H22年度)	12万トン (H30年度)	40万トン
那覇空港の海外路線数 (貨物便)	5路線 (H23年度)	6路線 (H30年度)	10路線
那覇港の外貨取扱貨物量【再掲】	120万トン (H23年)	120.3万トン (H29年)	342万トン
中城湾港(新港地区)の取扱貨物量 (供用済岸壁対象)【再掲】	61万トン (H23年)	94.6万トン (H29年)	230万トン
臨空・臨港型産業における新規立地企業数(累計)	47社 (H23年度)	178社 (H29年度)	260社
臨空・臨港型産業における雇用者数	663人 (H23年度)	2,859人 (H29年度)	5,400人

(課題及び対策)

沖縄に競争力のある国際物流拠点を形成し、発展していくには、高いレベルのイン

フラ整備、空港と港湾の効率的な機能分担の実現、物流コストの低減など、国際物流拠点としての空港及び港湾の機能を世界水準にまで高めていくことが重要な課題である。また、今後拡大するアジア経済の成長、発展に対応するためには那覇空港、那覇港湾の「拡張性」を抜きにして国際物流拠点は形成できない。このため、周辺的那覇軍港、自衛隊基地及び那覇港エリア等の活用を含めた土地利用を推進していく必要がある。

航空物流機能の強化については、滑走路増設事業の令和元年度末供用に向け、事業が円滑に推進されるよう、本県においても引き続き諸課題について関係機関と協力し取り組む必要がある。また、国際的な空港間競争の中で、那覇空港の国際貨物取扱量を更に増大させ、競争力のある国際物流拠点を形成し発展させていくためには、物流先進国と同等の物流コストの低減、国際物流ネットワークの強化に取り組むとともに、空港の機能を世界水準に高めていく必要がある。国際物流ネットワークの強化に向けては、路線拡充及び新規路線の誘致のため、航空会社に対し、引き続き要請・誘致活動等の積極的な取組を行う必要がある。また、着陸料及び航行援助施設利用料については、単年度の措置となっていることから、軽減措置の延長を要望する必要がある。さらに、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点としての機能を拡充するための必要な展開用地の確保に向けて取り組む必要がある。

航空関連産業クラスターの形成に向けては、まず起点となる航空機整備事業において、国内外の航空機整備需要を取り込む必要があることから、整備量の拡大を図るため海外エアラインを含めた新たな顧客獲得に向け、インセンティブの強化・創出等の支援に取り組む必要がある。また航空機整備関連のパーツや装備品の保管、修理を行う事業者等のニーズを把握し、必要な用地の規模についても情報を収集し、那覇空港及び那覇空港周辺用地の活用検討について、関係省庁及び関係市町村と産業用地確保に向けた調整を図る必要がある。さらに、国家戦略特区制度の活用等、規制改革を推進し、競争力のあるクラスター拠点の機能強化を図る必要がある。あわせて、航空関連産業に関する企業の誘致や従事する人材育成等の強化のため、国内外の展示会への出展や各種イベント開催、プロモーション活動等を行うとともに、関係機関とも連携を図りながら航空関連産業を担う人材の育成に取り組む必要がある。

港湾機能の強化については、新たなリーディング産業として期待が高まる臨空・臨港型産業の集積を図り、国際物流拠点の形成を促進するため、関連施設の整備や物流機能の強化等により、海上輸送と航空輸送が連結したシーアンドエアーの実現を目指す必要がある。また、課題となっている片荷輸送の解消や高い海上輸送コストの低減については、物流効率化のための施設整備や物流コストの低減などに取り組み、集貨・創貨による輸出貨物の増大を図る必要がある。さらに、船舶に係る安い公租公課及び各種規制緩和措置をもとに那覇港及び中城湾港において国際・国内航路のネットワーク拡充に取り組む必要がある。

那覇港においては、北米、台湾以外の国際航路が少ないため、航路拡充に向けて、関係機関と連携して外航航路誘致に必要な施策を推進する必要がある。外航船社の誘致のため、船社及び荷主への支援（寄港助成、トランシップ貨物への助成）について、引き続き取り組む必要がある。また、今後更なる輸出貨物の増加を目指し、第2

期、第3期の物流センター整備等の取組を推進する必要がある。

また那覇港は、東アジアの中心に位置する優位性を生かすため、取扱貨物量が増大している高雄港（台湾）等のアジアのハブ港湾と連携することにより、中継拠点港（サブハブ）としての地位確立を図ることが重要である。このため、那覇港におけるガントリークレーンの増設等の港湾施設整備を進めるほか、総合物流センターをはじめとする物流関連施設の整備を推進するなど、更なる港湾機能の向上を図る必要がある。また、国際コンテナターミナル等の物流機能の高度化を図り、RORO船とコンテナ船との内外貿トランシップの実現を推進する必要がある。

中城湾港・新港地区については、定期船航路拡充を始め、産業支援港湾としての港湾機能の向上を図り、那覇港との適正な機能分担を図る必要がある。

企業集積施設の整備については、国内を含めたアジア全体を市場とするパーツセンターやリペアセンター、セントラルキッチン等の臨空・臨港型産業の集積に向け、老朽化し企業ニーズを満たせなくなった旧那覇地区1・2号棟を、企業ニーズに即した新たな機能（保冷・冷蔵倉庫）に対応できる高機能施設として再整備することで、輸送環境の充実や24時間運用の国際ハブ空港として必要な周辺環境を整備する必要がある。また、国際物流拠点機能の拡充を図るための用地拡充や、米軍提供施設用地の使用などを円滑に進めるため、沖縄防衛局等をはじめとする関係機関と連携を図る必要がある。さらに、旧那覇地区物流施設整備に向けた検討及び関係機関等との調整に取り組む必要がある。賃貸工場の整備については、製造業及び関連産業の集積を促進するため、これまで整備してきた賃貸工場の入居状況や、今後、本県への立地を検討している企業等の意見及び要望を踏まえた施設仕様を検討し、引き続き、整備を進める必要がある。

企業誘致については、国際物流機能を活用し、アジア市場に向けて高付加価値製品を展開する企業を集積するため、先端技術を有する内外の製造業等を沖縄に引き込む戦略を検討し、企業誘致セミナーや視察ツアー等、プロモーション活動を行う必要がある。また、企業の集積を促進するため、輸送コスト・雇用・設備投資に係る助成制度の充実を図るほか、立地企業に対するワンストップサービスでの創・操業支援体制の強化や、国際物流拠点産業集積地域制度の周知及び利用促進に、引き続き取り組む必要がある。また、海外投資家等を対象とした相談窓口の設置や、県内企業と海外企業との経済連携を強化するための支援体制構築に継続して取り組むことで、日本とアジアをつなぐビジネス交流拠点の形成を推進する必要がある。

イ 県内事業者等による海外展開の促進 （成果等）

県内事業者等による海外展開の促進については、海外における商談や見本市出展、プロモーション活動等に対する支援に加え、商品の輸出に係るコンテナ輸送費の支援等、総合的な支援を行うとともに、ジェットロ沖縄貿易情報センターと連携した県内企業の海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会等を開催した。また、海外事務所の設置や委託駐在員の配置を行うなど、県内事業者の海外展開等に係る支援を行った。これにより、香港や台湾では現地で開催される商談会等に県内企業が単独で

参加するケースが増えており、香港等での知名度向上とASEAN・中国地域への販路拡大が進みつつある。さらに、世界最大級の市場である中国は参入障壁が高く、これまで県産品が本格的に輸出されることは少なかったが、トップセールスの実施や、百貨店での県産品プロモーション活動、広州や廈門における展示会出展等により、海外事務所と現地事業者との協働関係が促進された。

これらの取組などにより、製造品移輸出額（石油製品除く）については、平成28年度に712億7,100万円となっており、進展遅れとなっている。

農林水産物の販路拡大については、国内外における県産食肉の需要拡大とブランド力の強化として、香港において県産豚肉流通保管施設を設置・稼働するとともに、現地のブランド推進員と連携し、香港のハイミドル量販店向けに豚肉の販促を実施するなど、県産食肉の輸出量の増加を図っている。また、香港やシンガポール、台湾等において、県産和牛やモズク、沖縄黒糖など定番化や販路拡大の可能性の高い品目を中心に、海外見本市への出展サポートやマーケティング等に取り組んだ結果、商談成約や認知度向上につながった。

これらの取組により、沖縄からの農林水産物・食品の輸出額については、平成30年度に33億1,300万円となっており、目標値を達成した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
製造品移輸出額 (石油製品除く)	66,577百万円 (H22年)	71,271百万円 (H28年度)	80,000百万円
沖縄からの農林水産物・食品の輸出額	1,583百万円 (H22年)	3,313百万円 (H30年)	2,636百万円
沖縄から輸出される飲食料品の輸出額	1,150百万円 (H23年)	3,190.9百万円 (H30年)	2,205百万円

(課題及び対策)

国内市場が縮小傾向にある中、中国などアジア諸国の経済成長を取り込んでいくことが重要な課題となっている。

県内事業者等による海外展開の促進については、県産品の海外市場における知名度がいまだ高くないため、県産品ブランドの確立や、ブランドイメージの保護・活用と定番商品化に向けた取組が課題となっている。このため、引き続きジェトロ沖縄貿易情報センターと連携して、海外展開に取り組む県内企業を対象に、海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会開催等の支援を行う必要がある。また、引き続きフェア開催等とともに、商品輸送に係るコンテナ輸送費の支援を行うことで、商流と物流の両面から海外展開を促進する必要がある。

県内事業者等が海外展開に取り組む際、専門的知識を有する人材が乏しい状況にあるため、引き続き海外事務所等による補完・支援態勢の強化が求められている。このためジェトロ沖縄貿易情報センターとの更なる連携強化を図るとともに、沖縄と海外

のネットワークにより沖縄が海外展開の橋頭堡となる「プラットフォーム沖縄」の構築に向けて、海外事務所の体制強化や新たな委託駐在員の配置を検討する。

県内の輸出商社や輸出事業者の販路拡大のため、他の都道府県産品と連携したジャパンブランドの活用により、沖縄県産品の認知度を高めていく必要がある。

農林水産物の販路拡大については、更なる輸出の拡大に向けて、県産農林水産物のブランディングにより価格競争に陥らないような需要を喚起するとともに、アジア市場において他県の農産物との競合が激化していることなどから、他産地との差別化を図る必要がある。このため県内事業者等の、マーケティング調査、プロモーションなどを支援することで海外販路拡大を促すとともに、海外市場のニーズ等を踏まえた県産農林水産物のブランディングによる差別化や、現地において常時県産品を取り扱う定番の販路先を拡大するための取組が必要である。

【主要な関連制度】

(1) 国際物流拠点産業集積地域

(目標と概要)

アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、国際競争力のある物流拠点の形成、及び物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等の集積を図ることで、民間主導の自立型経済の構築を図るための制度として、平成24年度に自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に統合する形で創設された。

対象地域		宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）	
対象事業 (国際物流拠点産業)		①製造業 ②特定の機械等修理業 ③こん包業 ④特定の無店舗小売業 ⑤倉庫業 ⑥航空機整備業 ⑦道路貨物運送業 ⑧特定の不動産賃貸業 ⑨卸売業 ※上記のうち、①～⑥は「特定国際物流拠点事業」。	
優 遇 措 置 の 概 要	国税 (法人税、 所得税)	①所得控除	国際物流拠点産業集積地域において新設され、国の事業認定を受けた法人で、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から特別事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、対象となる所得金額の40%を控除できる。
		②投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が100万円を超える（建物等は1,000万円を超える）場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、超過する部分は4年間繰越可能。対象となる取得価額の合計額は20億円が上限。）。
		③特別償却	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が100万円を超える（建物等は1,000万円を超える）場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：25%、機械・装置：50%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる取得価額の合計額は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。
	国税 (関税)	④選択課税制度	国による事業認定を受けた事業者で、税関長による保税許可を受けた者は、特定の品目を除き、課税方法を原料課税又は製品課税から選択できる。
		⑤保税許可 手数料の軽減	国による事業認定を受けた事業者で、税関長による保税許可を受けた者は、保税蔵置場等の許可手数料が1/2に軽減される。
			⑥不動産取得税 の免除

地方税		あった場合に限る。)に係る不動産取得税を免除する。
	⑦事業税の免除	特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	⑧固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える（機械・装置は、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。
	⑨事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
その他	⑩融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）による事業認定については、保税蔵置場等の許可取得を要件としているが、製造業等において物流部門のアウトソーシングが進み、自社で保税許可を保有し続ける企業が減少したことに加え、事業認定による優遇措置の効果が小さいことから、結果として事業認定企業数が減少している。一方で、平成26年度税制改正により特別事業認定の要件が大幅に緩和されたことで、特別事業認定企業数は徐々に増加している。

【表3-3-4-4】 国際物流拠点産業集積地域における事業認定及び特別事業認定実績（単位：件）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定
新規	2	1	0	0	0	0
失効	3	1	3	1	1	0
累計	20	4	17	3	16	3
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定
新規	3	2	1	0	2	2
失効	4	1	2	1	2	0
累計	15	4	14	3	14	5

注1：失効には、「保税許可期間満了による事業認定の失効」や「事業認定の失効による特別事業認定の失効」、「期限到来による特別事業認定の失効」などが含まれる。

出典：沖縄県商工労働部「国際物流拠点産業集積計画の実施状況について」

税制優遇措置のうち国税については、特に投資税額控除は活用実績の伸びが大きく、平成29年度には適用額が1億円に達した。所得控除についても、特別事業認定を受ける企業の増加に伴い活用実績が着実に増加し、平成29年度の適用額は2億円を超えている。

さらに地方税においても固定資産税の免除実績等が大きく増加しており、新規立地企業だけでなく既存企業の新たな設備投資にもつながっている。

【表3-3-4-5】 国際物流拠点産業集積地域における税制優遇措置の活用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	1	16	0	0	2	18	3	72	3	98	4	216
投資税額控除	1	12	2	13	3	5	3	23	11	64	28	100
特別償却	0	0	0	0	0	0	2	41	2	14	6	187
事業税	4	2	4	1	4	1	4	8	5	10	10	15
不動産取得税	6	35	0	0	2	7	2	1	2	1	7	26
固定資産税	11	6	20	10	25	12	28	14	29	15	60	46
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3	2	0.4
法人住民税	2	3	2	2	5	2	8	7	16	12	38	25
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25	74	28	26	41	45	50	166	69	214	155	615

注1：法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

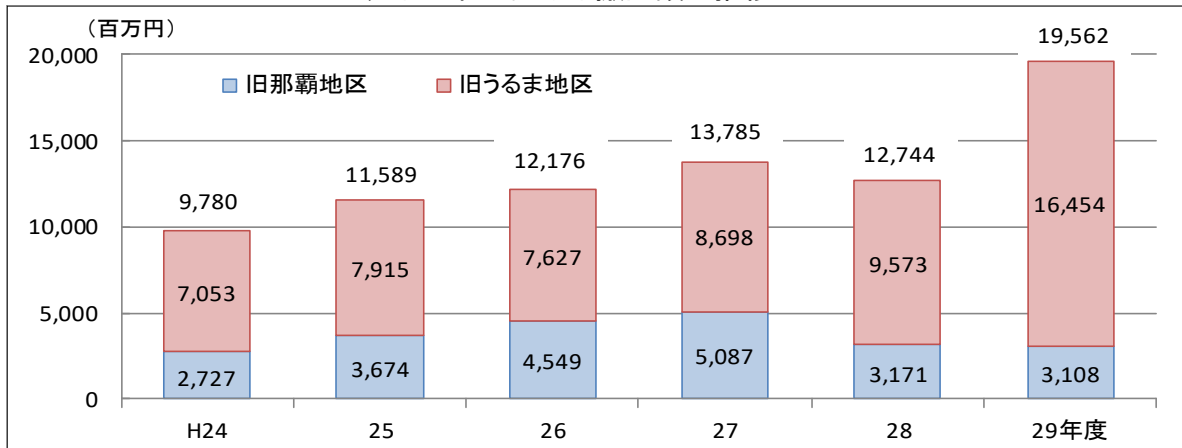
法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

国際物流拠点産業集積地域においては、那覇空港や那覇港の物流機能向上に加え、本制度による優遇措置が後押しをすることで県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。

また、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区及び旧那覇地区内立地企業の経済活動の状況を示す搬出額は、医療機器製造や産業機械製造分野において、独自技術と品質の高さにより業界内で高いシェアを獲得している企業の立地が進んだこともあり、平成24年の約98億円から平成29年の約196億円へと約2倍に増加した。

【図表3-3-4-6】 国際物流拠点産業集積地域（うち、旧うるま地区及び旧那覇地区）に立地する企業における搬出額の推移



出典：沖縄県商工労働部企業立地推進課調べ

(課題及び今後の方向性)

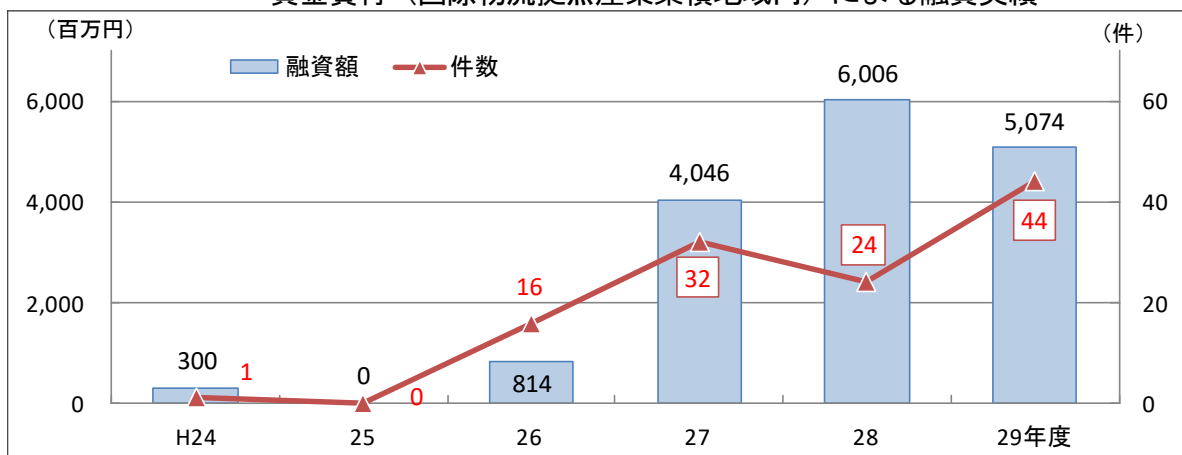
製造業等においては物流部門のアウトソーシングが一般化しており、自社で保税許可を取得・保有することが必ずしも物流量の増加に直結するわけではないことから、企業が自ら保税許可を取得することを事業認定要件としているスキームの見直しを検討する。

総合物流業や航空機整備関連業等についても対応できるよう、業界の変化等に即して制度の見直しを行い、国際物流拠点産業の集積を一層推進する。

(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

沖縄振興開発金融公庫において国際物流拠点産業集積地域内で国際物流拠点産業事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計17件、162億4000万円が活用されており、本制度は、国際物流拠点の形成を支援している。

【図表3-3-4-7】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（国際物流拠点産業集積地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成

沖縄の地域に根付き世界に開かれた“知の交流拠点”の形成を目指し、「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等が核となり、様々な施策を通じて産学官が連携することにより、そこから生み出される研究成果等を活用して新事業・新産業を創出する国際的な「知的・産業クラスター」を形成するため、各種施策を実施した。

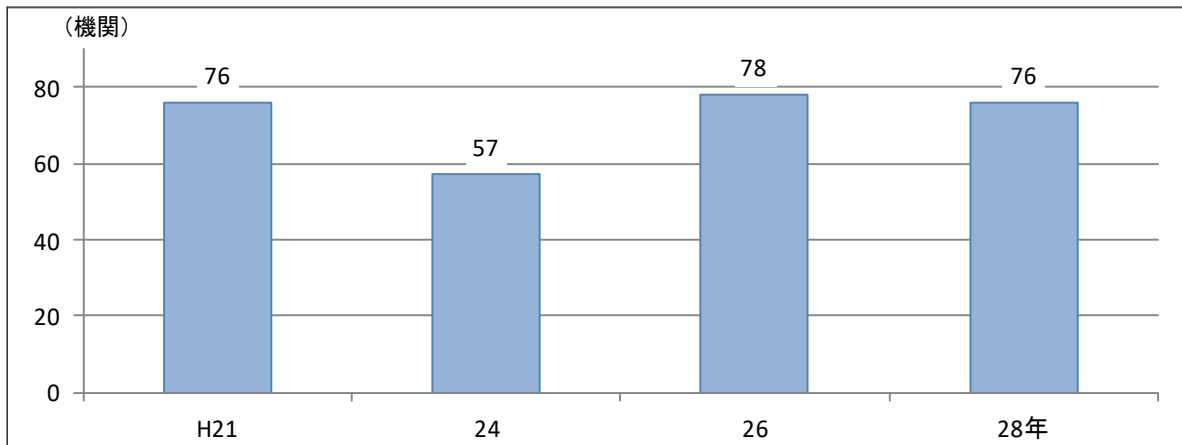
【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、「学術・開発研究機関」は基準年から横ばいの76機関となっている。「海外との研究ネットワーク」については基準年から34件増加して124件となり、既に目標値を上回っている。

<目標とするすがたの状況>

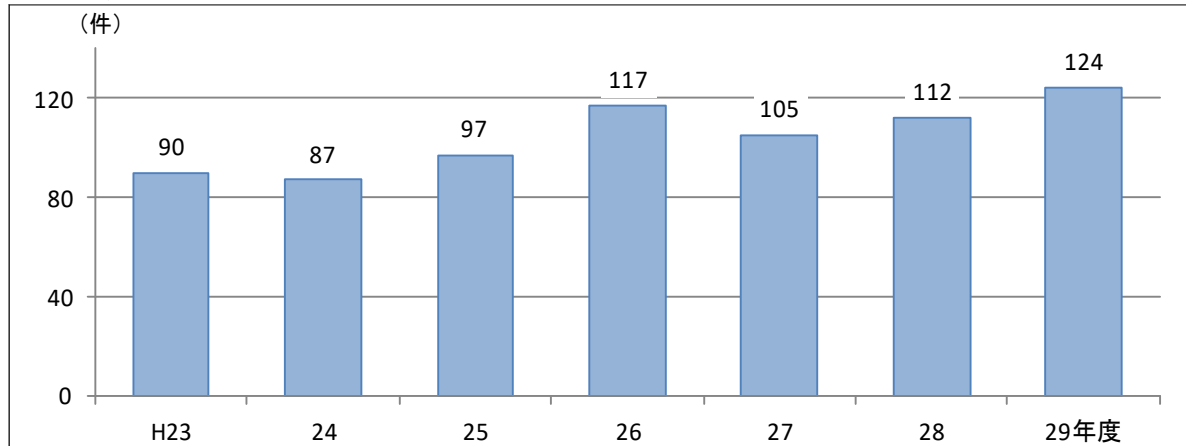
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
学術・開発研究機関の集積	76機関 (H21年)	76機関 (H28年)	81機関
海外との研究ネットワークの拡大	90件 (H23年度)	124件 (H29年度)	110件

【図表3-3-5-1】 学術・開発研究機関数の推移



出典：平成21年及び26年は総務省「経済センサス基礎調査」、平成24年及び28年は総務省「経済センサス活動調査」

【図表3-3-5-2】 海外とのネットワーク数の推移



出典：沖縄県企画部科学技術振興課調べ

科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成に向けては、最先端の研究開発に必要な施設・設備等の充実強化を図るとともに、国内外の研究機関や民間企業等の集積及び国際研究ネットワークの構築により、県内研究機関の活性化を推進する必要がある。また、科学技術を担う人づくりとして、優れた研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化や産業振興に結びつける専門コーディネータ、研究者などの人材育成に取り組む必要がある。

このため、研究開発・交流の基盤づくり、知的・産業クラスター形成の推進に向けた県内研究開発の活性化、研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化、科学技術を担う人づくりに取り組む必要がある。

ア 研究開発・交流の基盤づくり

(成果等)

研究開発・交流の基盤づくりのため、沖縄科学技術大学院大学の周辺環境の整備、研究機関や企業の集積拠点整備、国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進に取り組んだ。

大学院大学の周辺環境の整備については、研究開発・交流の基盤づくりのため、大学院大学内のバス停整備や光ファイバーの整備など、交通基盤、情報通信基盤、生活支援環境等の整備を行い、外国人研究者等が快適に暮らせる居住環境や利便性の向上に寄与した。

これらの取組による生活環境整備等の効果もあり、自然科学系高等教育機関の研究者数については、平成23年度の751人から、平成30年度には862人と111人増加しており、目標値を達成する見込みとなっている。また、自然科学系高等教育機関の外国人研究者数については、平成23年度の110人から、平成30年度には252人と142人増加しており、目標値を達成する見込みとなっている。

研究機関や企業の集積拠点整備については、研究開発型ベンチャー企業や研究機関等が連携する研究開発や事業化のための中核施設として、平成25年に沖縄ライフサイエンス研究センターの供用が開始された。動物実験が可能な設備の整備など研究基盤

の高度化を図ったこと、入居企業に対する高度な研究機器の操作指導や、県内外展示会における研究開発型企业等を対象とした誘致活動等により、入居率は順調に上昇している。

さらに、企業等が研究機器などを活用し健康バイオ関連の研究を行うインキュベーター施設として整備された沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターについては、平成26、27年度に研究機器等を整備するなど、バイオ関連企業等の研究開発及び事業化に対する支援基盤を強化した。県内企業がセンターに設置された最先端の機器等を活用し高度な研究開発を行い、特許取得や新商品開発につながった。

またこれらの取組もあり、県内のバイオ関連企業数も順調に増加しており、一定の成果が生じている。

国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進については、海外との研究ネットワーク構築に向けて、県内のゲノム解析基盤（機器・人材等）など、沖縄の強みを生かし、感染症対策、先端医療及び生物資源利用の分野に係る4件の国際共同研究を支援し、平成29年度では国内外の大学、医療機関、民間企業等154機関（国内133機関、国外21機関）との連携強化が図られた。

また、ライフサイエンスやエネルギー、先端医療技術、感染症等をテーマにセミナー、シンポジウム等を開催したほか、県内で開催される国際会議への支援、科学技術系の展示会出展などにより、国内外に向けて県内高等教育機関等の研究成果が広く情報発信された。

自然科学系の国際セミナー等開催数については、平成23年度の16件から、平成30年度には47件と31件増加しているが、目標値に対し進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	H33目標値
自然科学系高等教育機関の研究者数	751人 (H23年度)	862人 (H30年度)	863人
自然科学系高等教育機関の外国人研究者数	110人 (H23年度)	252人 (H30年度)	311人
自然科学系の国際セミナー等開催数	16件 (H23年度)	47件 (H30年度)	82件

(課題及び対策)

沖縄科学技術大学院大学の周辺環境の整備については、知的・産業クラスターの形成に向けて、国内外から優れた研究機関・研究者の集積を促すような魅力ある研究環境等を整備する必要がある。

研究機関や企業の集積拠点整備については、今後、増大が見込まれる研究開発型ベンチャー等が入居するインキュベーター施設や、国際的な共同研究、産学官による共同研究等が行えるよう、計画的に研究施設の充実を図るとともに、企業の入居・定着に向けた支援を行う必要がある。企業の入居・定着に向けては、入居者や関係企業等へ

のヒアリングや研究動向等を踏まえ、必要とされる機能の検討に取り組む必要がある。

国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進については、沖縄科学技術大学院大学等を核に、大学、県立試験研究機関、民間企業及びこれらの先端研究を支える企業等の集積を図り、国際的な研究拠点としての地位確立を目指して、国内・海外にある研究機関との研究ネットワークの基盤を構築していく必要がある。

県内の高等教育機関等から生み出される研究成果を国内外へ発信していくための交流・情報発信の拠点の形成に取り組むとともに、研究途中のテーマについても進捗状況を公表し、県民が研究の方向性やプロセスを理解し、関心を高められるように広報戦略を工夫する必要がある。

イ 知的・産業クラスター形成の推進 (成果等)

知的・産業クラスター形成の推進に向けた研究開発の活性化のため、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等を核とした先端的な共同研究の推進、研究開発ベンチャー等による新事業の創出、先端医療技術の研究基盤の構築に取り組んだ。

先端的な共同研究の推進については、知的・産業クラスターの形成に向け、県内大学等の研究シーズと県内外企業の研究ニーズとのマッチングによる共同研究の支援及び、沖縄のゲノム解析基盤（機器・人材等）を活用した、健康・医療向上及び生物資源利用の分野に係る研究開発等の国際共同研究事業、亜熱帯・島しょ地域に適した分散型エネルギーシステムの創生に向けた研究事業等に対して支援を行い、国内外の大学や研究機関等とのネットワークの充実・強化を図った。

研究開発ベンチャー等による新事業の創出については、大学等の研究シーズに基づく大学発ベンチャー企業を創出するため、中核技術の研究開発とビジネスモデル構築を支援した。バイオ産業分野においては、沖縄科学技術大学院大学との微生物を活用した産業排水の浄化技術の共同研究開発を行い、民間企業と県内研究機関の共同研究・交流が活発に行われるようになった。さらに、新たな産業を創出することが期待される中小・ベンチャー企業等による、研究開発・事業化の取組に対して、研究開発費の補助やハンズオン支援を実施した。

これらの取組により、県内大学発のベンチャー企業が設立されるなどの成果が現れており、研究開発型ベンチャー企業数については、平成30年度には61社と、現時点で目標値を達成している。

先端医療技術の研究基盤の構築については、先端医療技術・感染症に関する研究開発等の基盤構築に向け、大学や研究機関、民間病院等による共同研究事業に対する支援を行い、県外大学病院から核となる再生医療技術の技術移転を受けるとともに、研究ネットワークの充実・強化が図られた。また、再生医療製品の開発等に向けた企業との共同研究のための拠点を整備するとともに、医療情報を集積し、データ分析する

ことにより、ベンチャー企業等の製品開発を加速する仕組みを構築した。

これらの取組により、先端医療分野における研究実施件数（累計）は、平成30年度には19件となっており、目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県内における共同研究実施件数	87件 (H23年度)	186件 (H30年度)	265件
研究開発型ベンチャー企業数	32社 (H23年度)	61社 (H30年度)	56社
先端医療分野における研究実施件数 (累計)	3件 (H23年度)	19件 (H30年度)	19件

(課題及び対策)

先端的な共同研究の推進については、知的・産業クラスターの形成に向け、国や民間の研究機関の集積に加え、研究開発型企業の集積を促進し、県内における試験研究や研究開発の活性化を図っていくことが重要である。このため、先端的な科学技術研究を行う大学や公的研究機関との研究ネットワークの充実・強化、沖縄科学技術大学院大学等と連携した共同研究等を促進し、企業と研究機関との交流の強化を図るとともに、これまでに構築された研究ネットワークの充実・強化や生物資源の更なる活用を図る必要がある。

研究開発型ベンチャー等による新事業の創出については、バイオ関連分野をはじめとする研究開発型ベンチャーは順調に増えてきているが、一般的に基礎研究から実用化までの期間が長く、こうしたベンチャー企業にとって開発リスクが高いことが課題であることから、うまく産業に結びついていないのが現状である。さらに、バイオ・医療関連産業等の高次元のニーズに対応する産業の集積を加速するとともに、県内においても第4次産業革命の波に対応した技術開発が必要とされている。このため、関係支援機関と連携した多角的かつ柔軟な、研究開発、事業化、規模拡大等の時期に応じた段階的な支援が必要である。

先端医療技術の研究基盤の構築については、今後成長が見込まれる健康・医療分野において、国内で唯一の亜熱帯性気候に属し、アジア太平洋諸国に隣接している沖縄の地域特性を生かし、アジア地域における研究拠点を形成することが求められている。このため、再生医療などの先端医療技術や、感染症予防ワクチンなど創薬の研究開発の基盤構築を図り、産学官連携による研究開発支援を一層充実させていく必要がある。

あわせて、当分野は、高付加価値産業として期待されていることから、西普天間住宅地区跡地を中心とした沖縄健康医療拠点の形成などを契機に活性化を図り、観光、IT等続く本県の基幹産業へ育成することが必要である。さらに、成長著しいアジアにおいては、糖尿病患者の増加など健康長寿面の問題が増加してきていることから、本県の健康・医療産業を輸出型産業として育成していくことにより、本県のみな

らずアジア圏域の健康寿命の延伸につなげていくことも必要である。

ウ 研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化 (成果等)

研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化のため、産学官共同研究開発への支援に取り組むとともに、特許等の産業財産権の保護・活用の普及啓発や、県立試験研究機関における研究開発に取り組んだ。

産学官共同研究開発への支援については、沖縄科学技術大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果を産業利用するため、産学連携による研究開発プロジェクトを平成27年度までの4年間で延べ48件採択し、県内中小企業と学術機関とのマッチングによる共同体的研究開発を支援した。生活環境や安全安心など県民の生活の向上に結びつくプロジェクトを支援し、一部は商品化につながった。

また、県内企業の研究開発型企業への転換を促進するため、県内中小企業の研究機器購入に対して補助を行うとともに、法人税額が控除となる研究開発税制の周知を図った結果、3年間で12社の県内企業が研究開発型企業に転換した。

県内大学等との共同研究に取り組む民間企業数（累計）は、県内中小企業と学術機関とのマッチングによる共同体的研究開発を支援したことなどにより、平成28年度で520社となっており、目標値を達成する見込みである。

産業財産権の保護・活用の普及啓発については、海外進出を目指す県内中小企業の特許権や商標権等の外国出願で生じる費用の補助を実施し、海外展開支援を行ったほか、県内の特許等保有企業と県外企業との知財マッチング支援を行うなど、県内企業の産業財産権の創造・保護・活用を促進した。

これらの取組もあり、県内からの特許等出願件数（累計）については、平成29年度に5,384件となっている。企業活動のグローバル化などにより外国出願が増加している全国の傾向と同様に、本県における国内出願件数は増加傾向にあることから、進展している。

県立試験研究機関における研究開発については、県立試験研究機関の研究開発レベルを向上させるため、国や独立行政法人等の研究機関への技術研修や国際学会への職員派遣を実施し、研究員の研究開発能力の底上げを図るとともに、沖縄県試験研究評価システムにより企業等産業界のニーズを踏まえた研究テーマを設定し、外部評価員の意見を取り入れて重点研究課題等を選定するなど、沖縄県の産業振興に寄与する研究開発に取り組んでいる。

ものづくり分野においては、地場産業の振興を図るため、付加価値の高い製品・技術の共同研究開発に取り組み、泡盛原料米特性の迅速かつ簡易な測定方法の確立などの研究成果が得られた。

農林水産業分野においては、これまでの研究により、ゲノム解析技術を用いた「アグーブランド豚肉」の判別技術を開発するなど、おきなわブランドの産地保護に寄与する成果も得られている。また、化学合成農薬の低減技術開発として、病害虫管理の取組を生産者自身が評価できる総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標を策定したほか、病害虫発生等の環境要因の解明等に取り組んだ。

これらの取組により、県立試験研究機関における研究成果の技術移転件数（特許許諾件数）（累計）が平成30年度には16件となっており、目標値を達成する見込みとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県内大学等との共同研究に取り組む民間企業数(累計)	54社 (H22年)	520社 (H28年度)	600社
県内からの特許等出願件数(累計)	651件 (H23年)	5,384件 (H30年)	7,476件
研究成果の技術移転件数(特許許諾件数) (累計)	2件 (H23年度)	16件 (H30年度)	20件以上

(課題及び対策)

研究成果等の技術移転の推進については、沖縄科学技術大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果と、産業界が持つ事業化ノウハウと融合させることが不可欠であり、産学官連携による研究開発や、担い手となる県内企業の研究開発力向上、地場産業の高度化などに一体的に取り組むことで、その実現を図る必要がある。このため、本県の科学技術振興の中核機関である公益財団法人沖縄科学技術振興センターのコーディネート機能等の充実・強化を図り、同センターを起点とした技術移転の促進を図る必要がある。また、産学官連携の裾野を広げるためには、大学や公的研究機関の研究成果や技術シーズを産業界にわかりやすく発信する取組が求められる。

県立試験研究機関における研究開発の推進については、地場産業の振興に結びつけるため、研究開発レベルの向上に加え、企業ニーズ等を見据えた研究開発が求められており、産学官連携など企業の事業化ノウハウの活用や研究機関相互の連携などによる付加価値の高い製品・技術の開発に取り組む必要がある。県内企業のニーズ等にきめ細やかに対応するため、研究員のキャリアやスキルを向上させるととともに、県立試験研究機関として重点的に取り組む課題を選定し、研究に取り組む必要がある。

特許等の産業財産権の利活用について、意識の高い企業も増加しつつあるが、依然として十分とはいえないため、産業財産権の創造・保護・活用に向けた普及啓発に取り組む必要がある。

エ 科学技術を担う人づくり

(成果等)

科学技術を担う人づくりのため、科学技術の発展を担う人材の育成、科学技術と産業界を結ぶ人材の育成に取り組んだ。

科学技術の発展を担う人材の育成については、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、科学技術・産業振興を担う人材を育成するため、つくば先端研究施設へ毎年30人以上を派遣したほか、「科学の甲子園」に毎年8人、海外サイエンス短期

研修に毎年25人の高校生を派遣した。また、スーパーサイエンスハイスクール指定を受けた県立球陽高校では、「国際性豊かで主体的な探究心と論理的思考力・表現力を身に付けた人材の育成」をテーマとして、生徒たちが課題研究に取り組んだ。さらに、出前講座等を実施することにより、多くの児童や生徒の科学技術に対する関心を高めた。

これらの取組もあり、理系大学への進学率は、平成30年3月卒業生は18.5%となり、基準年に比べて4.7ポイント改善し、目標値を達成見込みである。また、「科学の甲子園の全国大会」の県予選として実施する「沖縄科学グランプリ」参加校数についても、平成30年度に21校となり、基準年に比べて7校増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

科学技術と産業界を結ぶ人材の育成については、学術機関及び金融機関へ公募の研修生を派遣し、産学連携の実状を学ばせることで、産学（産産）連携コーディネーターを育成した。これまでの取組により、平成26年度までで合計6人のコーディネーターが育成された。なお、育成されたコーディネーターは、沖縄科学技術大学院大学や（公財）沖縄県産業振興公社等において、習得した知識、経験、ネットワークを活用して、産学（産産）連携のコーディネート活動を行っており、技術移転や新産業の創出等に寄与している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
理系大学への進学率	13.8% (H23年3月卒)	18.5% (H31年3月卒)	20.0%以上
科学技術にかかる体験型講座開催数 (年間)	44件 (H23年度)	226件 (H30年度)	200件以上
「沖縄科学グランプリ」参加校数	14校 (H23年度)	21校 (H30年度)	25校

(課題及び対策)

科学技術の発展を担う人材の育成について、理数系大学等への進学者を増やすことは、本県のみならず全国的な課題であり、初等中等教育の段階から、子どもたちに科学（数学、理科）の楽しさや奥深さを体験させ、科学に対する興味や関心を高めていくことが重要である。そのため、県内研究機関等の連携により、地域において科学にふれる機会を創出し、子どもの成長に応じた多様な科学教育プログラムを幅広く実施していく必要がある。

また、科学技術の力で世界をリードするためには、将来の研究活動を担う創造性豊かな優れた若手研究者を育成・確保し、世界で活躍できる環境づくりを行うことが重要である。

科学技術と産業界を結ぶ人材の育成については、産業技術力を維持し持続的に発展していくため、産業界等社会のニーズを踏まえ、その変化に対応できる人材が必要であり、育成人材等を活用したコーディネート機能の強化を図ることが重要である。

(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

成長可能性を秘めた新産業の芽を育て、既存産業との相乗効果により成長する産業として発展させるため、自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等、沖縄の強みであるソフトパワーの産業利用による新産業の創出を目指すとともに、環境関連産業の集積、将来の産業化を見据えた海洋資源調査・開発の支援拠点形成、さらには県経済に投資を呼びこむ金融関連産業の高度化・多様化を目指し、各種施策を実施した

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・新産業が生み出されていること」は1.3ポイント増加し、県民満足度が向上したものの20%前後にとどまっている。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・新産業が生み出されていること	18.5% (H24年県民意識調査)	19.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出に向けては、人々に豊かさをもたらし、成熟社会の発展に不可欠な“文化”、温暖な気候に適した“スポーツ”、観光リゾート産業等との連携による相乗効果が期待される“健康”など、沖縄の強みであるソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出を図る必要がある。このため、環境関連産業の戦略的展開、海洋資源調査・開発の支援拠点形成、金融関連産業の集積促進、MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出に取り組む必要がある。

また、本県の優位性を生かした新たな産業については、移輸出型産業としての育成を図るとともに、他産業との連携を強化することで、地域経済の好循環を図る必要がある。

ア 沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出**(成果等)**

沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出のため、文化産業の創出、スポーツ関連産業の振興、健康サービス産業の振興に取り組んだ。

文化産業の創出については、文化資源を活用した新たな観光コンテンツの創出に向けて、舞台公演を観光コンテンツとして定番化するため、ブラッシュアップを図るとともにプロモーションや情報発信に取り組んだほか、組踊をはじめとする沖縄の伝統芸能を活用した修学旅行及びMICEメニューの開発等を実施した。これらの取組により、舞台公演の演出家の掘り起こしや文化団体の担当職員等の人材育成が図られた。また、文化の産業化を図る取組として、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に

対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。映画制作分野については、沖縄本島や離島を舞台に撮影された映画が、国内航空路線や海外TVでも放映されたことで、沖縄への興味や関心を喚起し、観光誘客を促進したほか、県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成にもつながった。

これらの取組などにより、文化コンテンツ関連事業所数については、平成28年で261事業所となっており、目標値を達成している。

スポーツ関連産業の振興については、平成26年度に振興に向けた戦略を構築するための検討委員会を立ち上げ、実態の把握や調査・分析を行い、スポーツと観光、健康づくり・リハビリテーション、ものづくり等との連携・融合による産業化に向けた「スポーツ関連産業振興戦略」を構築した。平成27年度から平成29年度まで、同戦略に基づいたモデル事業とスポーツビジネスコンテストを実施し、スポーツ関連ビジネスの事業化に向けたモデル事業としてこれまでに13件の支援を行った。

これらの取組などにより、スポーツ関連ビジネスモデル実施事業者数については、平成30年度に22事業者と目標値に向けて進展しているが、令和3年度の目標値達成に向けてさらなる施策の推進が必要である。

健康サービス産業の振興については、沖縄エステティック・スパの国内外における市場拡大を図るため、人材育成及び沖縄スパブランドの核となるオリジナル施術（手技）、沖縄の地域資源であるゲットウを活用したマッサージオイルを商品化し、沖縄スパのブランド化を図るとともに、各種イベントと連携した体験ブースの出展等、国内外へのプロモーション活動に取り組んだ。また、ブランド化に向けて創設した「沖縄エステティック・スパ」認証施設については、平成27年度で29施設となっている。

これらの取組などにより、沖縄エステティック・スパ利用県外観光客市場規模（エステ・スパを行った人×総消費単価）については、平成30年度は213.4億円となっており、目標値を達成する見込みだが、より一層の推進が必要である。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
文化コンテンツ関連事業所数	257事業所 (H21年度)	261事業所 (H28年度)	258事業所
スポーツ関連ビジネスモデル実施事業者数	4事業者 (H23年度実績)	22事業者 (H30年度)	32事業者
沖縄エステティック・スパ利用県外観光客市場規模(エステ・スパを行った人×総消費単価)	170億円 (H24年度)	213.4億円 (H30年度)	232億円

(課題及び対策)

文化産業の創出については、本県には、琉球舞踊や空手などの世界に誇れる優れた文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めているが、文化資源の多くが産業化に結びついておらず、文化を産業化するノウハウをもった人材の

育成やビジネスを支える環境を整備する必要がある。

スポーツ関連産業の振興については、観光、健康、ゲーム、ファッション等といった周辺産業と融合が進みポテンシャルの高い分野であるが、産業化に結びついていない。また、沖縄県は温暖な気候のもと年中スポーツができる環境に恵まれ、プロ野球のキャンプやスポーツイベントが盛んであるものの、スポーツそのものを生かしたビジネスは少ない状況にあることから、スポーツを有望な産業資源として捉え、既存産業との連携・融合により関連ビジネスを多数創出していく必要がある。

健康サービス産業の振興については、沖縄の健康資源を活用した健康増進プログラム等の商品化に際し、健康増進に資する科学的根拠や検証結果の利活用を進める必要があるほか、観光客等に向けた国内外でのプロモーション活動の取組が必要である。

イ 環境関連産業の戦略的展開 (成果等)

環境関連産業の戦略的展開のため、環境配慮型資材の活用推進、先端的な環境サービス（商品、技術等）の開発推進に取り組んだ。

環境配慮型資材の活用推進については、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品「ゆいくる材」（沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、品質・性能、環境への安全性等の評価基準に適合するものとして知事が認定した資材）の原則使用の徹底や、「ゆいくる材」の利用促進について、県・市町村の公共工事関係者に対し説明会等を行ったほか、国の発注機関に対しても利用促進の依頼を行うとともに、県民環境フェアでのパネル展示等で広く広報活動を行い、民間工事においても「ゆいくる材」を積極的に利用するよう周知した。この取組が、コンクリート殻及びアスファルト殻の再資源化率が約99%となることの一助となった。

先端的な環境サービス（商品、技術等）の開発推進については、微生物等を活用した土壌汚染の浄化処理技術開発事業により、県内において土壌浄化処理技術をもつ企業等が育成された。これにより、既に返還された西普天間住宅地区跡地や、今後返還されることが予想される駐留軍用地跡地等において、県内企業が浄化処理を行うことが可能となった。また、廃棄物や水処理等の島しょ型環境システムを海外島しょ地域に対して展開予定の県内企業4社を支援した。海外における自社技術の実証試験は、今後の海外展開に向けた足がかりとなった。

平成29年度からの新たな取組として、県内企業がハワイ等へ海外展開するのを促進するため、県内企業2社にマーケティング調査等に必要な旅費等の支援を行った。エネルギー関連産業において海外展開する企業数の実績については、現在取組が始まったばかりで、JICAやハワイ等と連携した県内エネルギー関連企業の海外展開の可能性調査や、支援体制構築検討調査を実施している段階であるが、今後マーケティング調査に係る経費の補助などを引き続き行い、海外展開を支援することで、県内企業の海外進出を目指している。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
エネルギー関連産業において海外展開する企業数	—	1社 (H30年度)	1社

(課題及び対策)

環境配慮型資材の活用推進については、安定的な需要を確保するため、公共工事における環境配慮型資材（ゆいくる材）の積極的な利用が必要である。

このため、環境配慮型資材・工法について、資材製造業、建設産業、環境コンサルタント等との連携により、沖縄の自然環境に適合した資材・工法等の開発を促進するとともに、県内で実施する環境配慮型・自然再生型の公共事業等での積極的な活用を促進し、建設分野における省資源化・低炭素化並びに沖縄の自然環境の復元・再生を促進する必要がある。

一方で、原料となるコンクリート廃材不足により、ゆいくる材の生産が一時中止となる状況が生じたため、建設工事から搬出される廃材を、一定の品質が認定されたゆいくる材へ再資源化することをより一層促進するなどの対応が必要となっている。

先端的な環境サービス（商品、技術等）の開発推進については、環境関連産業を創出し戦略的な展開を図るため、企業等のエコロジー製品や環境サービスの開発、技術力強化と経営・営業スキル向上への取組の支援が必要である。また、県内エネルギー関連企業の海外展開のため、再生可能エネルギーの普及が急速に進むハワイや、著しい経済成長によりエネルギー需要が増えているアジアのマーケットに参入できる県内企業の発展や育成を行うとともに、県内で培われた商品の参入を支援する必要がある。

ウ 海洋資源調査・開発の支援拠点形成

(成果等)

海洋資源調査・開発の支援拠点形成については、平成26年度に海洋資源関連産業の可能性調査を実施したところ、本県における海洋資源の調査・開発支援拠点の形成には産業創出につながる研究やその成果の蓄積が不足していることや、海洋人材の不足が指摘された。このため、拠点形成に向けた取組として、県民への海洋に関する情報発信、研究機関や関連企業の誘致、人材育成など長期的・戦略的な取組を行っているところである。

これらの取組により、沖縄県が実施する海洋資源に関する講習会・イベント等への累計参加者数は、平成30年度で8,315人となり、増加しているものの、目標値に対し進展が遅れている。

平成30年12月末に海底熱水鉱床の開発計画に関する国の総合評価報告書が公表されたが、亜鉛主体の海底熱水鉱床については、現時点では様々な課題があり、収支はマイナスとなる見込みとなっている。そのため国では、質・量ともにより経済性の高い鉱床の探査や効率性・経済性を向上させる要素技術・システムの確立に取り組み、開発の可能性を模索しているところであり、現時点では拠点形成の見通しが立っていない。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄県が実施する海洋資源に関する講習会・イベント等への累計参加者数	3,600人 (H28年度)	8,315人 (H30年度)	21,600人
海洋資源利活用に向けた研究等への事業化累計支援数	—	0件 (H30年度)	5件

(課題及び対策)

陸域の資源が乏しい我が国にとって、海洋資源の開発は国益に資する重要な分野であることから、国や各種研究機関等と連携しながら、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点の形成に向けた取組を推進する必要がある。

このため、関係機関等との連携を密にしながら、国が実施する調査や試験等に協力するとともに、海洋鉱物資源の産業利用に向けた技術開発や資源探査など、国のプロジェクトの動向を注視していく。海洋鉱物資源開発に関する国の計画に沿って、将来の産業化や海洋資源を活用した新たな産業の創出に向けて、海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するためにどの分野でどのような形で関わることができるのかを、庁内の関係各課と情報共有を行いながら離島も含めた県内全域を対象に検討し、取組を進めていく必要がある。

エ 金融関連産業の集積促進

(成果等)

金融関連産業の集積に向けては、金融関連産業の集積促進とともに、金融関連産業の人材育成・確保に取り組んだ。

金融関連産業の集積促進については、経済金融活性化特別地区での金融ビジネスの更なる集積や高度化・多様化を促進するため、国内外においてセミナー等を開催し、沖縄における上場支援機能や立地企業の事業展開の事例を通して、沖縄県内の企業との連携可能性や経済金融活性化特別地区の投資環境について周知を図った。

また、金融関連産業は成長産業に対する投融資や資金の供給など、実体経済のサポート役としての役割も有していることから、県内ベンチャー企業等の資金調達の仕組みを整備するため、ベンチャー企業の育成や上場の支援を行う機関に対して支援を行うとともに、その設立や活動への補助を行い、経済金融活性化特別地区内におけるビジネス創出の可能性調査を実施した。

金融関連産業の人材育成・確保については、経済金融活性化特別地区内での金融ビジネスの高度化・多様化を促進するため、求職者や特別地区内企業就業者向けの資格取得講座、将来の金融人材を育成する中高生向け講座等について支援した。

これらの取組により、平成30年度において、経済金融活性化特別地区立地企業数(金融関連企業)については18社、経済金融活性化特別地区立地企業雇用者数は505

人で基準値より前進しているが、金融業の顧客となる産業の集積が十分でないこと等により進展遅れとなっており、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

一方で、これまでの取組により経済金融活性化特別地区制度の周知が進んだことで、新たに対象産業に加わった情報通信産業を含めると、平成24年度から平成29年度までの6年間で企業数は34社から42社へ、雇用者数は1,005人から1,082人に増加した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
経済金融活性化特別地区立地企業数 (金融関連企業)	10社 (H23年度)	18社 (H30年度)	30社
経済金融活性化特別地区立地企業雇 用者数	470人 (H23年度)	505人 (H30年度)	770人

(課題及び対策)

金融関連産業の集積促進については、引き続き企業誘致を図るとともに、経済金融活性化特別地区制度を活用したビジネスモデルの創出に向けた取組を支援する必要がある。ビジネスモデルについては、キャッシュレス決済、地域通貨、仮想通貨、ソーシャルレンディング等のサービスやその関連分野など、県内金融機関等との連携を図りながら、より事業化の可能性の高い取組を検討する必要がある。

また、金融関連産業は情報通信技術との親和性も高く、成長産業に対する投融資や資金の供給など、実体経済のサポート役としての役割も期待されることから、情報通信産業等との連携を図りながら、企業立地基盤の整備を進め、一層の産業集積促進に取り組む必要がある。このため、名護市等関係機関との連携を強化し、課題の整理や今後の方向性について共有しながら立地促進に取り組む必要がある。

金融関連産業の人材育成・確保については、金融関連産業の集積促進と業務の高度化・多様化へ対応するため、引き続き、企業が求める金融人材の育成・確保に取り組む必要がある。また、人材育成事業については、講座等受講者の金融関連企業への就業実績が僅少であり、名護市や大学等教育機関との連携によるビジネスマッチング会の開催等、就業につなげるための取組を強化していく必要がある。

オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出 (成果等)

MICEを活用した新たな産業振興については、国内外の展示会開催地の調査や主催者への誘致活動を実施した。また、MICEに関わる人材の確保・高度化を図るため、MICEの誘致から開催までの実践的なノウハウの習得など、事業者を対象としたセミナーを開催した。さらに、県民やボランティアなどMICE開催・受入れを支える人材を育成するため、MICEに関する県民理解の醸成を図るセミナーや広報活動を行った。

これらの取組により、MICE開催による経済波及効果（間接効果）は、平成30年に291億円となっており、目標値に向けて進展が遅れている。また、沖縄MICEネットワーク会員数については、平成30年度に244団体となっており、既に目標値を達成している。

MICE限定制度の導入検討については、展示会・商談会開催時に海外から商品を日本国内に持ち込む際の通関手続の簡素化、MICE参加者の出入国手続の迅速化に向けた調査を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
MICE開催による経済波及効果(間接効果)	—	291億円 (H30年)	506億円
沖縄MICEネットワーク会員数	—	244団体 (H30年度)	130団体

(課題及び対策)

MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出については、欧米を中心に地域の環境問題・社会福祉等社会的課題の解決に関わるプログラムへのニーズが高まっており、それらに対応できるプログラムを開発し、主催者ニーズに応えることで、開催地の魅力を向上させる必要がある。また、MICEは求められるサービスレベルが高く、またそのニーズも多種多様であることから、人材の質的向上を図る必要がある。また、MICEビジネスの拡大に向け、MICEに係る基礎的な知識を有する人材の育成が必要である。

一方で観光客の増加等により、関連する分野において人手不足が顕著になっている。観光人材の確保については、観光関連産業での深刻な人手不足に対応するため、高付加価値観光を推進し、処遇改善や生産性向上等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組む必要がある。また、入管法改正や国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉え、多様な人材の確保について検討する必要がある。

MICE限定制度の導入検討については、国内他都市において常設保税展示場の認定を受けた施設が2019年（令和元年）に開業予定であることから、その効果などを調査・分析し、検討を進めていく必要がある。

地方税	⑤不動産取得税の免除	償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。
	⑥事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	⑦固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える(機械・装置、器具・備品は、これらの取得価額の合計額が100万円を超える)場合、新たに課されることとなった翌年度以降5年度分、固定資産税を免除する。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成14年度に創設された金融業務特別地区では、金融関連産業のみが対象であったことや認定要件が厳しかったこと等もあり、事業認定を受けた企業は平成25年度までの12年間で金融業1件のみ(平成19年度に認定、平成22年度に失効。)であった。

平成26年度に経済金融活性化特別地区が創設され、対象事業の追加や認定要件の緩和等がなされると、認定企業数は4年間で金融関連産業2件、情報通信関連産業2件、製造業1件の計5件に増加した。

【表3-3-6-1】 経済金融活性化特別地区における事業認定実績 (単位：件)

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
認定法人数	0	0	0	0	2	2	2	4	1	5	0	5
金融関連産業	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	0	2
情報通信関連産業	—	—	—	—	1	1	0	1	1	2	0	2
観光関連産業	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・水産養殖業	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業等	—	—	—	—	0	0	1	1	0	1	0	1

注1：平成25年度までは金融業務特別地区の実績。

出典：沖縄県企画部「経済金融活性化計画実施状況報告書」

税制優遇措置の活用についても、平成26年度に本制度が創設されたことで企業立地や設備投資が促進され、平成27年度以降は幅広い措置で活用実績があがっている。

【表3-3-6-2】 経済金融活性化特別地区における税制優遇措置の活用実績 (単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
所得控除	0	0	0	0	0	0	1	7	3	65	2	20
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	3	92	2	68	4	34
特別償却	—	—	—	—	0	0	0	0	1	11	1	1
エンジェル税制	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
事業税	2	1	2	7	3	8	1	0	2	5	4	10
不動産取得税	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0.2	0	0
固定資産税	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13	7	13
法人住民税	0	0	0	0	0	0	4	13	6	11	7	5
個人住民税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2	1	2	7	3	8	9	128	20	173	25	83

注1：法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

注2：平成24～25年度は金融業務特別地区の実績。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

本制度等を活用した企業誘致により、金融・情報通信関連産業を中心に企業立地が進んでいる。年度によって増減があるものの、平成24年度から平成29年度までの6年間で企業数は34社から42社へ、雇用者数は1,005人から1,082人へと増加した。

なお、制度が創設された平成14年度当時（企業数17社、雇用者数232人）と比較すると、企業数は約2.5倍、雇用者数は約4.7倍と大幅に増加している。

【表3-3-6-3】 経済金融活性化特別地区における立地企業数及び雇用者数の推移
(金融関連産業及び情報通信関連産業)

(単位：社、人)

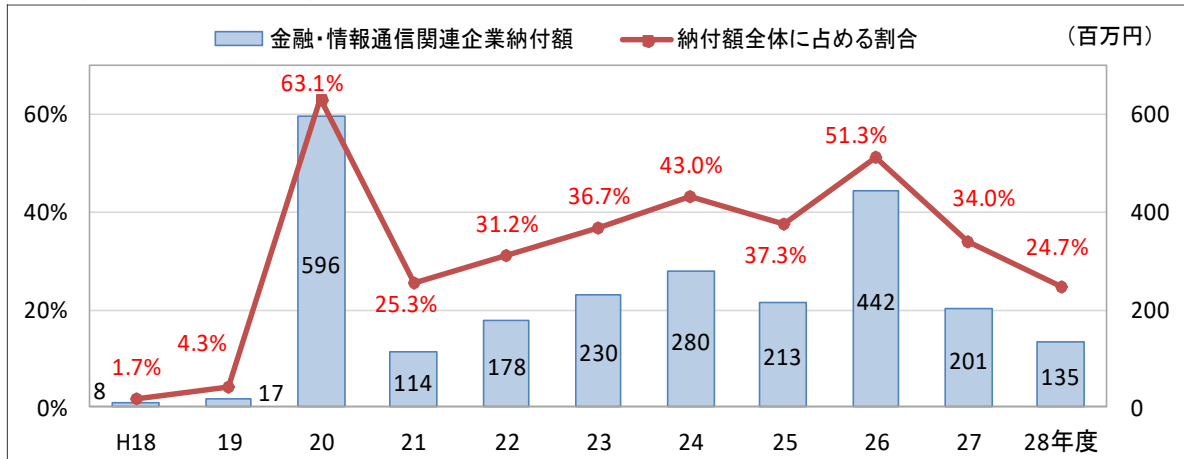
項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
立地企業数	34	34	41	40	36	42
雇用者数	1,005	1,042	1,095	1,100	1,046	1,082

注1：名護市が「国際情報通信・金融特区構想」を立てた平成11年度以降に名護市へ立地し、各年度末現在で継続して立地している金融・情報通信関連企業の累計。

出典：名護市「進出企業一覧」を基に沖縄県商工労働部情報産業振興課作成

平成28年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業36社が納付した法人市民税額は、約1億3,500万円となっている。名護市における平成28年度の法人市民税納付件数は計2,087件、納付総額は5億4,600百万円であるため、全体の1.7%の企業が法人市民税納付総額の約25%を占めている状況であり、金融・情報通信関連の進出企業が名護市経済に与える影響は大きなものとなっている。

【図表3-3-6-4】 名護市における法人市民税の納付状況（平成28年度）



出典：沖縄県企画部企画調整課調べ

（課題及び今後の方向性）

エンジェル税制については、事業認定が活用要件となっていることや、進出企業の多くが県外企業の100%子会社であり現時点で他者から出資を募る予定がないことなどが、活用実績がない理由と考えられる。このため、立地企業の効率的な資金調達及び事業拡大に資する仕組みとなるよう制度の見直しを検討する。

立地企業からは人材の確保及び育成が事業拡大のボトルネックになっているとの声があがっているため、これら課題を解決するための方策を検討する。

税の優遇制度は企業誘致インセンティブとして有効であり、県内企業等のニーズや今後の新たな沖縄振興税制全体の議論を踏まえつつ、関係団体や関連部局と連携の上、効果的な特区・地域税制のあり方について検討を行っていく必要がある。

(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興

亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できる持続的な農林水産業の振興と、農林水産業の6次産業化など新たな取組によって付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業の振興を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、農業産出額が野菜、果樹及び肉用牛の生産が増加したことにより81億円増加し1,005億円、林業産出額がきのこ類等の生産量の増加により4億円増加し15億円、また、漁業産出額がモズク等養殖生産量の増加により35億円増加し209億円となった。その結果、農林水産業産出額は120億円増加し1,229億円となった。

一方で、「第1次産業就業者数」は高齢化や担い手の減少等が大きく影響し、基準年と比較して、4,576人減少した。

なお、新規就農者数は、毎年目標300人の増加に対し、年平均333人（H24年～H30年）の増加で推移している。

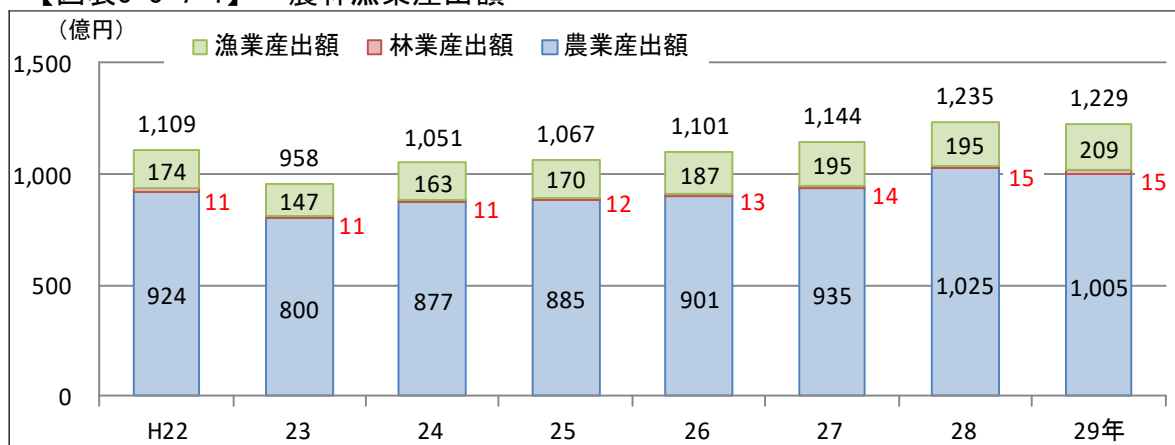
あわせて、「県産食材を購入（消費）する機会が増えていること」は0.7ポイントと僅かに増加した。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
農林漁業産出額の増加	1,109億円 (H22年)	1,229億円 (H29年)	1,540億円
(農業産出額)	924億円	1,005億円 (H29年)	1,220億円
(林業産出額)	11億円	15億円 (H29年)	20億円
(漁業産出額)	174億円	209億円 (H29年)	300億円
第1次産業就業者数の確保	28,713人 (H22年)	24,137人 (H27年)	24,500人
県産食材を購入(消費)する機会が増えていること	37.2% (H24年県民意識調査)	37.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：各産出額、就業者数は沖縄県農林水産部「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に基づく。

【図表3-3-7-1】 農林漁業産出額



出典：沖縄県農林水産部農林水産総務課作成

本県では、亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興を図るため、戦略品目の生産拡大による おきなわブランドの確立、安定品目の生産供給体制の強化、物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進、農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化のほか、担い手の確保・育成、農林水産技術の開発と試験研究機関の整備、沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備、農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化など各種施策に取り組んでいる。

ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備 (成果等)

おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備に向けて、戦略品目の生産拡大、安定品目の生産供給体制の強化に取り組んだ。

戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立については、園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位平準化等を図るため、台風災害等に対応した栽培施設導入への支援を野菜49.5ha、花き84.1ha、果樹11.8haで実施した。加えて、ゴーヤー等の技術実証展示ほの設置等を実施した。

これらの取組などにより、平成29年の園芸品目の生産量（野菜）と生産量（果樹）は、作付面積、生産量、販売額とも増加基調にあるものの、すいか、キャベツ等一部重量品目で減少したことから、野菜が5万8,511トン、果樹が1万6,105トンとなり、平成22年より増加しているが、目標値に対し進展遅れとなっている。

この中で、果樹においては、主力のピンアップルやマンゴー、シークワサー等多くの品目で生産量が増加基調となっている。

また、花きについては、主力のキク類において、高齢化の進展に伴い生産者は減少しているものの、一戸あたりの作付面積は増加傾向にある。しかし、気象災害による不安定な出荷、輸入品との競合により全体的な生産量は伸び悩んでいる状況にあり、平成29年の生産量（花き）は29万2,492千本となり、進展遅れとなっている。

畜産については、優良種雄牛の確保や肉用牛拠点産地の認定、原種豚の生産・譲渡等を実施したが、高齢化等に伴う農家戸数の減少などから、平成30年の家畜頭数は

14万79頭となり、進展遅れとなっている。一方で、1戸当たりの飼養頭数は全ての畜種で増加傾向にあり、生産規模は着実に拡大している。また、本県を代表するアグーブランド豚については、平成26年度まで出荷頭数が増加傾向で推移していたが、近年は横ばいであり、平成29年度は約35,000頭となっている。

森林・林業については、森林の公益的機能の高度発揮や地域振興を図る観点から、持続的な林業生産活動を行うため、環境に配慮した収穫伐採方法の検討、パンフレット制作等の各種プロモーション実施による県産木材の利用拡大、きのこ類の栽培施設の整備などを行った。

これらの取組などにより、特用林産物生産量については、平成27年まで増加傾向にあったが、他県産との競合に伴い価格競争が生じたことから、生産量及び販売量の調整が行われたことなどにより、平成29年は1,295トンに減少しており、進展遅れとなっている。

安定品目の生産供給体制の強化については、さとうきびの増産及び生産の効率化を図るため、さとうきび生産総合対策事業や種苗対策事業、さとうきび増産基金等を活用し、ハーベスタ等 農業機械の整備、優良種苗の安定供給、病虫害対策やかん水対策等に取り組んだ。

これらの取組などにより、さとうきびの生産量については、回復基調にあるものの、農家の高齢化や担い手不足、気象災害などの影響により、平成30年度74.3万トンとなり、進展遅れとなっている。

また、水産資源の持続的利用を目指した資源管理型漁業を推進したほか、つくり育てる漁業を振興するため、放流用及び養殖用種苗の早期量産技術や省力化技術の開発に取り組んだ。

さらに、養殖業者に対して養殖衛生管理指導や防疫指導を行った。加えて、本県の特産品であるオキナワモズクの高付加価値化と消費拡大を図るため、機能性成分（フコイダン、フコキサンチン）に着目した品種育成と加工技術の開発、オキナワモズク由来のフコイダンを含む商品の特定保健用食品としての表示許可申請などを行った。

これらの取組と併せて全国的にモズクの需要が高まり、生産量が増加したことなどから、海面養殖業生産量は、平成30年で2万3,527トンと目標達成に向けて進展している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
園芸品目の生産量(野菜)	54,000トン (H22年)	58,511トン (H29年)	92,900トン
園芸品目の生産量(花き)	331,000千本 (H22年)	292,492千本 (H29年)	499,000千本
園芸品目の生産量(果樹)	15,800トン (H22年度)	16,105トン (H29年度)	20,500トン

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
拠点産地数	94産地 (H23年度)	120産地 (H30年度)	150産地
家畜頭数	162,157頭 (H22年)	140,079頭 (H30年)	155,885頭
特用林産物生産量	1,204トン (H22年)	1,295トン (H29年)	1,770トン
さとうきびの生産量	82.0万トン (H22年度)	74.3万トン (H30年度)	85.1万トン
海面養殖業生産量	9,677トン (H22年)	23,527トン (H30年)	33,938トン

(課題及び対策)

戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立について、園芸品目の生産においては、市場へ計画的・安定的に出荷できる拠点産地を育成しつつ、既存産地への支援を継続し、園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位平準化を図る必要がある。加えて、台風等自然災害に対応した栽培施設の整備や既存施設の保守点検・補強等の支援を強化する必要がある。

さらに、キク類において、一戸あたりの作付面積が増加傾向にあるため、機械整備による省力化も併せて取り組んでいく必要がある。

畜産業においては、独自に県優良種雄牛の造成、高能力の系統造成豚や優良種豚の導入を行い、亜熱帯性気候の特色を生かしたおきなわブランドを確立するとともに、食肉を市場に安定的に供給するための体制を確立する必要がある。また、酪農、養鶏については、酪農の後継牛の確保や養鶏・養豚の飼料の高止まり等が大きな課題となっており、引き続き経営安定対策等を推進する必要がある。

さらに、日本が参加する経済連携協定等の新たな国際環境のもと、県産畜産物及び子牛価格への影響等が懸念されていることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

森林・林業において、森林資源は、きのこ菌床栽培の材料や畜産施設の敷料としてのおが粉としての用途に加え、木製防風工等の土木用材や家具工芸品の材料としての需要があるが、特にやんばる地域で持続的に林業生産活動を行うためには、森林の利用区分（ゾーニング）に基づき、自然環境に配慮した林業生産活動を行うことが必要である。

さらに、県産きのこの安定生産に向け、病虫害対策及び生産者への生産指導等を行うとともに、県産きのこの消費拡大を図るため、県産きのこのロゴマークを活用したブランド化を図る。

安定品目の生産供給体制の強化について、さとうきびにおいては、農業全体に占め

る栽培農家数で約7割、畑作における栽培面積で約4割を占める基幹作物である。特に、離島においては代替が困難な作物であり、地域経済への影響が大きいことから、機械化の推進や優良種苗の増殖・普及、生産法人組織の育成及び作業受託体制の構築など安定的な生産対策を図る必要がある。

パインアップルについては、台風等の自然災害にも比較的強く、土地利用型作物として北部、八重山地域で栽培されているが、生産農家の高齢化や機械化の遅れなどから生産量が減少しているため、担い手の育成確保と農作業受委託組織の育成、共同利用機械の整備及び利用促進などに取り組む必要がある。

水産業については、本県周辺漁場に米軍の広大な訓練水域がある中、平成12年の日中漁業協定及び平成25年の日台漁業取決めの発効によって、操業海域が一層狭められ、本県水産業にとっては大きな弊害となっている。

このため、操業を制限する訓練水域の返還、協定や取決めの見直しを実現させる必要がある。

また、漁場環境の悪化や乱獲等による資源の減少等、厳しい現状を打破するため、我が国唯一の熱帯性とされる温暖な海域特性を生かし、環境に配慮した沖縄型のつくり育てる漁業及び海面養殖の生産力向上を図るため、天候に左右されないモズク等の品種育成や養殖技術の開発・普及等、一層の推進が必要である。また、水産資源の持続的利用を目指した資源管理型漁業を積極的に推進する必要がある。

イ 流通・販売・加工対策の強化

(成果等)

流通・販売・加工対策の強化に向けては、一括交付金などを活用し、物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進、農林水産物の戦略的な販路拡大や高付加価値化対策、製糖業企業の高度化促進に取り組んだ。

物流体制の整備及び輸送コストの低減対策については、県外出荷量及び出荷時期の拡大を図るため、一括交付金を活用し本土向けに出荷する県産農林水産物の輸送費の一部を補助した。

また、県内流通の強化については、青果物等の品質保持を図るため、県中央卸売市場に冷蔵配送施設を整備したほか、水産物では平成27年度に糸満新市場における高度衛生管理型荷捌施設の基本設計を行った。加えて、平成29年度には市場関係者と連携の上「沖縄県中央卸売市場経営展望」を策定するなど、中央卸売市場の活性化を図っている。

しかし、県中央卸売市場の取扱量は、通信販売、産地直送、直売所での販売、量販店の独自流通などの農林水産物流通チャネルの多様化を背景に市場外での流通が増加しており、青果・花きともに進展遅れとなっている。

農林水産物の戦略的な販路拡大については、県外・海外への販路拡大のため、トップセールス等による県外市場でのプロモーションの実施、新商品開発に係る研修や必要機材等の整備、海外市場におけるプロモーション強化・マッチング、Web等による情報発信の強化などに取り組んだ。

また、鮮度保持技術の導入検証を行ったところ、高品質の農産物を長期間船舶輸送できることを確認し、沖縄から船舶輸送できる市場の範囲が広がった。

さらに、水産物においては、ヤイトハタの水無し活魚輸送技術を開発した。この技術により、輸送コストの削減とヤイトハタ活魚の販路拡大が図られた。

これらの取組などにより、全国シェアが上位3位以内の県産農林水産物の品目数については、平成30年度には19品目となっており、目標値を達成する見込みである。

農林水産物の高付加価値化対策については、6次産業化における戦略的な商品開発、人材育成及び販路開拓を支援したほか、6次産業化サポートセンターを設置し、専門家による個別相談を実施した。

製糖業企業の高度化促進については、製糖業の経営の合理化・安定化を図るため、製糖事業者に対する製糖施設の整備等を支援し、製糖設備の合理化や製糖に掛かるコスト支援、食の安全・安心に適応した含蜜糖近代化施設の整備などに取り組んだ。

しかし、さとうきびの生産量は平成24年度から回復基調にあるものの、平成30年度は気象災害等の影響により減産したため、甘しや糖の産糖量は8万3,996トンとなり、進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県中央卸売市場の取扱量	青果:74,428トン 花き:64,677千本 (H19年)	青果:55,574トン 花き:39,579千本 (H30年)	青果:66,683トン 花き:59,680千本
水産卸売市場の取扱量	14,228トン (H22年)	14,665トン (H29年)	15,157トン
食肉加工施設における処理頭数	1,548頭/日 (H22年度)	1,430頭/日 (H30年度)	1,912頭/日
県産木材の供給量	5,812m ³ (H21年度)	8,728m ³ (H29年度)	6,514m ³
全国シェアが上位3位以内の県産農林水産物の品目数	14品目 (H22年度)	19品目 (H30年度)	20品目
「おきなわ食材の店」登録店舗数	100店 (H22年度)	286店 (H30年度)	340店
甘しや糖の産糖量	96,608トン (H22年度)	83,996トン (H30年度)	104,450トン

(課題及び対策)

物流体制の整備及び輸送コストの低減対策について、輸送に係るコスト及び時間の負担が他県と比較して大きく、流通過程における低コスト及び鮮度保持等が課題となっている。

このため、品質管理及び衛生管理や市場に集荷した農林水産物を国内外に出荷する

など卸売市場の機能強化を図るとともに、国内外の消費者・市場に信頼される商品として販売・ブランド化を展開していくため、国内外における販売促進イベント、プロモーション及び首都圏卸売市場の動向調査など独自の市場分析力を強化し、マーケティング戦略に基づく販売促進活動と県産品目の定着を目的とした各プロモーション活動を継続して実施する必要がある。

また、水産物では、高度衛生管理型荷捌施設を整備するとともに、水産加工施設等を一体的に整備し、卸売市場機能の強化に取り組んでいく必要がある。

さらに、近年では、鮮度保持技術活用した長期間の船舶輸送が可能となっており、輸送コストの削減効果に期待が寄せられているが、現状では輸送ロットの確保と定期輸送の実現に課題がある。

このため、鮮度保持技術を活用した戦略的な出荷モデルの構築が必要である。

農林水産物の戦略的な販路拡大については、県産農林水産物の消費拡大に向けて、県外市場への販路拡大と併せ地産地消を推進するため、「沖縄県地産地消推進計画」に基づき、学校給食、量販店、飲食店、直売所や観光産業と連携し、地産地消の取組を強化することで地域経済の好循環を図るとともに、県内木材産業においては、加工技術の向上や販売力の強化及び普及・PR活動等を強化する必要がある。

農林水産物の高付加価値化対策については、県産農林水産物の価格安定化と販路拡大及び生産者の所得安定を図るため、加工による農林水産物の高付加価値化を図る必要がある。

製糖業企業の高度化促進については、さとうきびが、本県の基幹作物であり、地域経済上極めて重要な作物となっていることから、引き続き、食の安全・安心への対応、製糖施設の更新整備など、安定的かつ高品質な甘味資源の生産に向けた取組が必要である。

また、製糖業の糖業体制を強化するため、「働き方改革」による人手不足に対応した宿舍整備や省力化設備の導入など労働環境の改善を行う必要がある。

さらに、含蜜糖生産については、沖縄黒糖ブランドの国内外における認知度は高いものの、需給のミスマッチや安定供給等への課題があるため、黒糖の安定供給のための品質向上や保管機能の構築、並びに消費者等の信頼と満足度を高めるため、栄養成分や利用方法等の情報発信をするなど、消費拡大へとつなげていくための取組が必要である。

あわせて、国際物流機能を活用し、アジアを始めとする海外市場のニーズに対応した黒糖の販路拡大やジェットロ等関係機関との連携、関連企業等との海外展開促進に取り組む必要がある。

ウ 農林水産物の安全・安心の確立 (成果等)

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼確保に向けて、農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化、環境保全型農業の推進、病害虫対策と防疫体制の構築に取り組んだ。

農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化については、県産農林水産物の信頼を確保するため、毎年度400件程度の小売店舗に対し、食品表示法に基づく生鮮食品の表示に係る巡回調査や米トレーサビリティ制度の周知を図った。

これらの取組などにより、生鮮食品表示の未表示店舗の割合は、平成30年度で5.2%となり目標値を達成している。

また、農薬の適正使用に関する講習会を出荷団体に属する生産者、直売所や卸売市場に出荷する生産者等を対象に幅広く実施した。他にも農薬販売店への立入検査を実施した。

離島における県産食肉等の安全・安心の確保については、平成26年4月に八重山食肉センター、平成28年4月に宮古食肉センターを整備したことなどにより、衛生環境面と施設の処理能力の大幅な向上が図られた。

さらに、県民への安全・安心な県産鶏肉の安定供給を維持するため、老朽化した県内食鳥処理施設の再編を行い、衛生管理が高度化された新たな食鳥処理施設の整備を行っており、令和元年度からの施設運用を計画している。

水産物については、安全・安心な水産物の安定供給体制を確立するため、糸満漁港に高度衛生管理型荷捌施設の整備に着手した。さらに、モズク及び海ブドウの品質管理マニュアルを作成し、品質管理方法の周知と技術指導を行った。

環境保全型農業の推進については、エコファーマー認定や特別栽培農産物認証、環境保全型農業推進コンクールへの推薦、環境保全型農業に係る経費に対する補助など、農家に対する支援を実施した。

これらの取組などにより、環境保全型農業に取り組む農家数は、平成30年度で1,084件と増加しており、目標達成に向けて進展している。

また、農業生産工程管理（GAP）の普及推進を図るため、普及指導員及びJA営農指導員等を対象とした研修を実施し、指導者を養成した結果、各地区においてGAP導入農家を育成することができた。

これらの取組などにより、GAP導入産地数は、平成30年度で45産地と増加しており、目標値を達成する見込みである。

病虫害対策と防疫体制の構築については、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶後の再侵入防止やイモゾウムシ等の根絶防除に取り組んだ結果、ウリミバエ及びミカンコミバエの再発生はなく、久米島でアリモドキゾウムシの根絶を達成した。

また、特定家畜伝染病の防疫実働演習を実施するとともに、家畜保健衛生所以外で新たに6か所に防疫資材を備蓄したことなどにより、初動防疫体制の強化が図られた。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
生鮮食品表示の未表示店舗の割合	20.9% (H23年度)	5.2% (H30年度)	5.0%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (H23年度)	1,084件 (H30年度)	1,300件
GAP導入産地数	4産地 (H22年度)	45産地 (H30年度)	54産地
総合的病害虫防除体系が確立された作物数	1品目 (H23年)	4品目 (H30年)	5品目

(課題及び対策)

農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化については、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、新たに施行された食品表示法に基づく表示（名称、原産地）の適正化や、農薬使用者と農薬販売者による適正かつ安全な使用及び管理を徹底させる必要がある。加えて、将来的にはHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理の制度化や国際化に対応し得る食肉等加工処理施設の整備を推進する必要がある。一方、食肉センターにおいては、と畜頭数、維持費及び人材の確保等の経営面での課題があるため、畜産の増頭対策、機能の合理化や連携強化など、食肉センター運営の健全化に取り組む必要がある。

環境保全型農業の推進について、本県は亜熱帯性気候に属し、周年で多くの病害虫の発生が見られるため、有機農業をはじめとした環境保全型農業を実践するのは本土に比べて難しいとされ、特別栽培農産物認証等については消費者の認知度が低い状況にある。

このため、環境保全型農業に取り組む農家を技術面で支援するとともに、消費者へ認証制度等をPRする必要がある。

また、これまで取り組んできた食品安全に加え、GAPの考えに基づき、労働安全、環境保全に対する関心が高まっており、農産物の取引にもGAP認証が利用されつつある。そのため、日頃の農家指導にGAPの考え方を取り入れ、沖縄県においてGAP導入農家の育成や認証取得の支援を図る必要がある。

病害虫対策と防疫体制の構築については、ミバエ類の東南アジア等からの侵入が常に懸念されているため、引き続き再侵入防止防除を実施する。加えて、イモゾウムシ等の害虫発生により、かんしょ等の県外出荷が制限されていることから、防除技術等を早期に確立する必要がある。

また、特定家畜伝染病の発生は、畜産経営のみならず地域経済に重大な影響を及ぼすことから、国と連携した水際防疫や迅速な初動防疫体制の構築など、家畜伝染病対策の強化が必要である。

エ 農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化 (成果等)

担い手の減少や農林漁業者の高齢化に対処し、農林水産業の持続性、安定性を確保

するため、一括交付金などを活用して担い手の確保・育成に取り組んだほか、農地の有効利用と優良農地の確保、共済制度、金融制度、価格制度の充実に関する取組を行った。

担い手の確保・育成については、一括交付金を活用して就農コーディネーターによる就農希望者への就農相談、新規就農者に対する研修期間中及び就農5年以内の資金の交付、機械・施設整備等の初期投資に対する支援、農業大学校での研修教育などを行った。

これらの一体的な取組などにより、毎年約300人の新規就農者が育成・確保され、新規就農者数（累計）は平成30年で2,331人となり、目標値を達成する見込みである。

また、女性の農業経営参画への支援や各関係機関等へ地域リーダーを担う女性農業士認定の趣旨等を周知し、人材の育成と発掘を図った。さらに、農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に必要となる生産施設・加工施設等の整備に対する支援等を行った。

一方で、農業就業人口については、平成27年に1万9,916人となるなど、進展遅れとなっている。一方、新規就農者は増加基調で推移していることなどから、各種施策の効果が農業就業人口の減少幅の縮小に寄与している。

水産業については、地域リーダーを担う漁業士等への研修会、小中学生を対象とした地域の伝統漁法や水産物への関心を高めるための少年水産教室の開催、就業希望者への情報提供及び新規就業者に対する漁具等の漁業経費の一部支援など、漁業の担い手の確保・育成に取り組んだ結果、漁業就業者数は、高齢化等により基準値と比べ減少しているものの、モズクなど養殖業の新規就業者が増加していることなどから、目標値に対し進展している。

農地の有効利用と優良農地の確保については、国からの交付金を活用し、耕作放棄地解消のための再生作業や土壌改良、農業用施設等の補完整備等を実施した。

これらの取組などにより、耕作放棄地解消面積（解消率）については、平成30年度までに347ha（50%）を再生利用したが、進展遅れとなっている。

共済制度、金融制度、価格制度の充実については、本県の共済加入率等の改善を図るため、農家への資材購入経費の一部支援に加え、平成26年度より沖縄県農業共済組合に専属の加入促進員を配置し、未加入農家への加入推進を強化したことなどにより、畑作物共済・園芸施設共済の加入率改善につながった。

また、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借りた認定農業者の金利負担を軽減するため、市町村が行う利子助成に対して助成するとともに、市場に出荷した野菜価格が保証基準価格よりも低落したときの価格差の補填を行うなどの事業の実施により、農家経営の安定化が図られた。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
新規就農者数(累計)	244人 (H22年)	2,331人 (H30年)	3,000人
認定農業者数(累計)	3,045経営体 (H22年度)	3,941経営体 (H30年度)	3,850経営体
農業就業人口	22,575人 (H22年)	19,916人 (H27年)	20,300人
漁業就業者数	3,929人 (H20年)	3,720人 (H30年)	3,790人
耕作放棄地解消面積(解消率)	140ha(20%) (H22年)	347ha(50%) (H30年度)	700ha(100%)
農業共済加入率	畑作物共済: 39.0% (H22年) 園芸施設共済: 15.8% (H22年度)	畑作物共済: 49.5% (H30年) 園芸施設共済: 19.8% (H30年度)	畑作物共済: 60.0% 園芸施設共済: 60.0%

(課題及び対策)

農業担い手の確保・育成については、地域農業の持続性と活性化を図る上で、担い手の減少と高齢化が課題となっている。

このため、意欲のある新規就農者の長期的な育成・確保に向け、青年層や女性層、農外からの新規参入者等、幅広い層に対する栽培技術や加工技術、販路開拓や経営管理等の各種研修の充実を図るとともに、経験豊富な農業者の技術やノウハウの伝承・共有体制の構築が必要である。また、農地確保に係る借り手と貸し手のマッチング、就農が定着するまでの経営・生活資金等を支援する必要がある。加えて、地域農業の中核を担う認定農業者や農業法人の育成・確保に取り組み、経営規模の拡大、競争力の強化を推進する必要がある。

さらに、将来の担い手にとって魅力ある農業の実現のため、就農者の農業所得の向上を図る必要がある。

林業・木材産業の担い手育成については、林業事業体に対する環境に配慮した収穫伐採手法の導入、木材流通体制の強化等による生産コストの縮減と収益性の向上、及び労働安全指導を実施する必要がある。

水産業の担い手育成については、持続可能な水産業の振興と漁村の活性化を図るため、担い手を確保し、儲かる漁業による経営安定化対策を強化する必要がある。

農地の有効利用と優良農地の確保について、農地は、農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図る必要がある。

このため、農地中間管理事業等を活用し、農地バンクや農業委員会による農地情報の実態把握及び共有化、あっせん等や耕作放棄地の再生利用等、新規就農者や認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組を強化する必要がある。

農業者の経営規模の拡大に伴う労働力の確保については、外国人材等の活用も含め、取り組んでいく必要がある。

共済制度、金融制度、価格制度の充実について、本県は、台風等の気象災害が多いために共済掛金負担が重く、共済加入率は全国と比べて低い状況にあることから、沖縄の特殊性に配慮した沖縄型の共済制度の充実・強化が必要である。

また、農産物の生産量や価格などは、気象要因の変化等によって大きく影響されるため、価格安定対策や生産農家の経営安定対策、収入保険制度の活用等の施策を展開し、所得の安定を図る必要がある。

オ 農林水産技術の開発と普及

(成果等)

農林水産業施策を展開する上で必要な技術開発及び生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、農林水産技術の開発と試験研究機関の整備、技術の普及と情報システムの強化に取り組んだ。

農林水産技術の開発と試験研究機関の整備については、以下のような取組を実施した。

農業については、サトウキビ（品種：RK97-14等）、パイナップル（品種：沖農P17等）などの新品種を育成するとともに新たな育種システムを開発した。加えて、環境制御技術を活用したニガウリの多収・安定生産技術、気候変動に対応した栽培技術、鮮度保持技術及び新たな加工技術を開発した。

このほか、太陽光を活用した沖縄型植物工場の農業経営導入に向けて、栽培体系、栽培品目の選定等調査及び栽培実証試験等を実施した。

畜産業については、沖縄アグー豚の肉質改良に有効な塩基配列を搭載したアグー専用DNAチップを開発するとともに、沖縄型牧草の新品種育成に向けた有望系統の選抜や新導入品種の収量性・品質の評価等を実施した。

森林・林業については、本島北部地域の自然環境に配慮した森林管理手法を確立するため、伐採が森林環境や生物層に及ぼす影響について調査解析等を実施するとともに、松くい虫（マツ材線虫病）の天敵放飼技術及び増殖技術の改善・開発を行った。さらに、デイゴの害虫であるデイゴヒメコバチの天敵昆虫による防除技術の開発や南根腐病の薬剤防除技術の開発、菌床しいたけの発生不良の原因となる不適樹種の検討を行った。

水産業については、水産物の安定的な生産を図るため、海洋観測等による漁場の開発調査、モズクの優良株の選定、ヤイトハタ等の養殖技術の開発等を実施した。また、資源管理型漁業の推進を図るとともに、養殖業、漁船漁業に関する指導や水産加工業に係る支援等を強化した。

このように、各分野において、農林水産物のブランド化や地域資源を活用した食品加工等の技術開発、消費者等のニーズに合わせた新たな品種の育成や栽培技術の開発等を実施した結果、品種登録数は、平成30年度で38件と増加しており、目標値を達成する見込みである。

また、農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数（累計）は、平成30年度で30件と増加しており、申請予定の技術も開発されていることなどから、目標達成に向けて進展している。

さらに、生産現場等への普及に移す研究成果数については、平成30年度で456件と増加しており、目標達成に向けて進展している。

農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化については、農業改良普及センターにおいて、講習会や推進会議等を開催したほか、農業技術実証展示ほを設置した。また、農業技術情報センターの活用による情報提供体制を促進した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
品種登録数	26件 (H23年度)	38件 (H30年度)	41件
農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数(累計)	24件 (H23年度)	30件 (H30年度)	35件
生産現場等への普及に移す研究成果数	64件 (H23年度)	456件 (H30年度)	650件
技術普及農場の設置数(累計)	70件 (H23年度)	634件 (H30年度)	830件

(課題及び対策)

亜熱帯地域の特性を生かした農林水産業施策を展開する上で必要な農林水産技術の開発や試験研究機関の整備を図るとともに、施策推進上の課題や生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化を図る必要がある。

このため、農林水産物のブランド化や地域資源を活用した食品加工等の6次産業化を支援する技術開発などが必要である。また、消費者や生産者、県内企業のニーズが多様化、高度化していることから、県立試験研究機関において、ニーズの把握から市場展開までの一貫した視点での研究開発及び普及センター等とも連携した成果普及の取組を強化する必要がある。さらに、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の導入など、生産性の高い技術や省力化技術の導入を図り、農林漁業者の収益性向上に取り組んでいく必要がある。

農業においては、市場競争力や生産体制の強化、農産物の差別化・高付加価値化を図るため、新品種の開発・育成、安全・安心・高品質な生産技術、病虫害防除技術等の研究開発を推進するとともに、機能性成分の分析や含有の高い系統選抜などの機能性に関する研究や県産食材の加工に関する技術開発、食の安全・安心に対する消費者ニーズに対応した環境保全型農業の確立等に取り組む必要がある。

畜産業においては、おきなわブランド肉として消費者の信頼を確保するため、沖縄

アグー豚に関する技術開発や県産黒毛和種肥育牛の肉質特性を把握するとともに、高品質な沖縄型牧草の新草種・品種を育成・普及することによる県内飼料自給率の向上を図る必要がある。

森林・林業においては、森林の有する多面的機能の維持・増進・活用を図るため、地域の森林生態系に配慮した森林管理技術、松くい虫（マツ材線虫病）等病害虫の防除技術、並びに消費者ニーズ等に対応した付加価値の高い林産物の生産技術等の改善・開発に取り組む必要がある。

水産業においては、水産資源の維持回復やおきなわブランドを確立するための低コスト安定生産養殖技術の確立、生産現場のニーズに対応した迅速かつ的確な技術指導が求められている。

試験研究機関においては、独自に開発した品種や栽培技術など知的財産の保護・管理が徹底されるよう、生産者や行政等と連携する必要がある。

一方、普及機関においては、台風や干ばつ等の気象状況に的確に対応できるようにするとともに、多様化する消費ニーズに効果的・効率的に対応するため、地域にあった技術実証や技術確立等を行う必要がある。

カ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備 (成果等)

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備、自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備、水産生産基盤の整備等に取り組んだ。

農業生産基盤の整備については、干ばつ被害の解消や農産物の収量増大及び品質向上を図るため、国営伊江地区における地下ダム等の農業用水源整備やかんがい施設の新設整備と併せて更新整備による施設の長寿命化対策を実施した。

これらの取組などにより、かんがい施設整備量（整備率）は平成30年度で1万8,924ha（49.1%）となっており、進展遅れとなっている。今後は、水源整備予定箇所における軟弱地盤等の技術的課題の解決や用地取得に必要な地元合意の形成など一層の推進が必要である。

また、農業水利施設の長寿命化対策を実施し、施設の機能を安定的に発揮させるための保全管理を推進した。

森林・林業生産基盤の整備については、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、収穫後の造林や、過密化した人工林において除・間伐等を行った。加えて、土砂流出防止や水源涵養等の公益的機能の発揮がより求められる森林においては、長伐期施業や複層林化のための樹下植栽を実施した。

これらの取組などにより、造林面積については、森林の公益的機能の維持増進が図られ、平成30年度に5,194haとなるなど目標達成に向けて進展している。今後は、造成未利用地等の森林整備を一層推進していく必要がある。

水産業生産基盤の整備と漁場環境の保全については、これまで重点的に整備してき

た南大東漁港において基本施設が完成し、平成31年2月に供用を開始した。その他、主要な漁港を中心に、台風等荒天時における漁船の安全係留を可能とする防波堤や防風施設等の整備を行った。

これらの取組などにより、漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備量（整備率）は、平成30年度で5,808m（73%）と増加しており、目標値を達成する見込みである。

また、水産物の安定供給に資する漁港施設の老朽化対策や耐震化、就労環境の改善、共同利用施設など漁業経営コストの軽減につながる整備も順調に進んでいる。

さらに、マグロ類などの回遊魚を効率的に漁獲できる浮魚礁漁場を継続的に利用するため、浮魚礁の更新整備を計画的に実施したことなどにより、更新整備された浮魚礁数（更新整備率）は、平成30年度で56基（79%）と増加しており、目標値を達成する見込みである。一方で、漁業者調整なども丁寧に行う必要があることから、目標値の達成に向けては一層の施策推進が必要である。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
農業用水源施設整備量 (整備率)	22,953ha (56.5%) (H22年度)	24,133ha (62.5%) (H30年度)	26,700ha (69%)
かんがい施設整備量 (整備率)	17,107ha (42.1%) (H22年度)	18,942ha (49.1%) (H30年度)	21,600ha (56%)
ほ場整備量 (整備率)	19,043ha (54.4%) (H22年度)	20,615ha (62.8%) (H30年度)	21,600ha (66%)
造林面積	4,906ha (H22年度)	5,194ha (H30年度)	5,346ha
流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化量 (整備率)	902m (52%) (H22年度)	1,384m (80%) (H30年度)	1,470m (85%)
漁船が台風時に安全に避難できる岸壁 整備量(整備率)	3,478m (61%) (H22年度)	5,808m (73%) (H30年度)	5,918m (75%)
更新整備された浮魚礁数 (更新整備率)	0基 (0%) (H22年度)	56基 (79%) (H30年度)	71基 (100%)

(課題及び対策)

農業生産基盤の整備について、農業の持続的発展を支えるためには、生産活動を安心して行える環境整備が重要である。

このため、干ばつ被害を解消し、農作物の収量増大や品質向上等を図るため、亜熱帯・島しょ性等の地域特性に応じ安定した農業用水源とかんがい施設を整備するとともに、農家の経営安定を図るため、農地の整形や集積化、営農施設等の整備が必要で

ある。

また、老朽化の進行した農業用施設における地域の営農形態等の実情に対応した長寿命化対策や、近年増加傾向にある局地豪雨等天災に対する防災減災対策、高齢化や労働力不足に対応した管理省力化や管理費用軽減等、社会情勢の変化に対応した新たな取組も必要である。

森林・林業生産基盤の整備については、本島北部及び八重山地域の森林の適正な整備及び保全・管理を図るとともに、中南部地域の荒廃原野などにおける早期の森林再生が必要である。

水産業生産基盤の整備と漁場環境の保全について、流通拠点漁港においては、国内外への販路拡大と競争力強化に向け、流通機能の強化に資する荷さばき施設等の整備を推進する必要がある。また、水産物安定供給のための漁港施設の老朽化対策や耐震化、台風等荒天時に漁船が安全に係留できる岸壁確保のための防波堤や防風施設、就労環境改善のための浮棧橋や防暑施設などを整備する必要がある。

漁場施設については、耐用年数を経過している浮魚礁の更新整備及び沿岸域資源の減少や海域環境の悪化等の課題に対応した漁場整備が必要である。

キ フロンティア型農林水産業の振興 (成果等)

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等 環境変動への対応など、本県の農林水産業が様々な社会環境の変化に柔軟に対応するため、6次産業化及び他産業との連携強化、アジアなど海外への展開に取り組んだ。

6次産業化及び他産業との連携強化については、6次産業化サポートセンターの設置や人材育成研修の実施、新商品開発や施設整備の支援など農林水産業の6次産業化等に取り組んだ。

これらの取組などにより、6次産業化関連事業者の年間販売額は、平成29年度で261億3,000万円と増加し、目標値を達成した。

また、観光産業との連携や都市と農村の交流を促進するため、グリーン・ツーリズム研修プログラムやテキストを作成し、研修会を各地区で開催するなど実践者の資質向上を図るとともに、平成28年度には「沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク」を設立し、グリーン・ツーリズム実践団体の連携体制の構築と共通の課題について検討するなど、実践団体の連携強化と受入体制の品質向上を進めた。

これらの取組などにより、グリーン・ツーリズムにおける交流人口は、平成29年度で11.6万人と増加しており、目標値を達成する見込みである。

アジアなど海外への展開については、プロモーションの強化、クルーズ船におけるインバウンド向けの販路開拓等に取り組むとともに、那覇空港の国際物流ハブ化や香港の流通保管施設の設置等に取り組んだ。

これらの取組などにより、沖縄からの農林水産物・食品の輸出額は、平成30年で33

億1,300万円と増加し、目標値を達成した。

このほか、太陽光を活用した沖縄型植物工場の農業経営導入に向けて、栽培体系、栽培品目の選定等調査及び栽培実証試験等を実施し、沖縄県における植物工場導入における課題等を整理した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
6次産業化関連事業者の年間販売額	15,200百万円 (H23年度)	26,130百万円 (H29年度)	24,800百万円
6次産業化関連事業の従事者数	4,400人 (H23年度)	4,800人 (H29年度)	6,900人
グリーン・ツーリズムにおける交流人口 【再掲】	4万人 (H22年)	11.6万人 (H29年)	13万人
沖縄からの農林水産物・食品の輸出額 【再掲】	1,583百万円 (H22年)	3,313百万円 (H30年)	2,636百万円
県産畜産物の海外輸出货量	0トン (H22年)	181トン (H30年)	100トン
沖縄型植物工場の導入品目数	0品目 (H22年)	8品目 (H30年)	5品目

(課題及び対策)

農林水産業の新たな発展に向けて、他産業との連携、アジアなど海外への展開、環境との調和を基調としたフロンティア型農林水産業の振興を図っていく必要がある。

6次産業化及び他産業との連携強化については、生産から加工、流通までの一貫したノウハウを有する人材の育成、6次産業化法に基づく認定事業者の計画達成に向けた支援体制の整備、観光産業との連携による体験交流型観光などに取り組み、生産性の向上を図り、農家所得の向上や農村地域の活性化を促進する必要がある。さらに、国家戦略特区制度等を活用して規制緩和を図ることで、他産業との連携強化を加速化させる必要がある。

また、本県では、夏場の高温、台風等の気象条件下で葉野菜類の生産が困難であることから、植物工場の導入が検討されたが、その導入にあたっては、近年IoT等を活用したスマート農業の動向を踏まえながら、施設整備・運営に係るコスト縮減、栽培品目・技術を確立し、経営の安定化を図る必要がある。

アジアなど海外への展開については、海外市場のニーズ把握、多様な販売ルート開拓、プロモーションの強化等を図るとともに、効率的な移輸出に対応した流通拠点の形成、輸送コストの改善に向けて取り組む必要がある。

(8) 地域を支える中小企業等の振興

地域を支える中小企業等が社会の変化や多様なニーズに対応し、着実に成長発展が遂げられるよう、自助努力と創意工夫による新たな取組を支援し、中小企業等の活力を高めていくとともに、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や地域の雇用を支える商業及び建設産業の振興を図り、地域全体の活性化へとつなげるため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

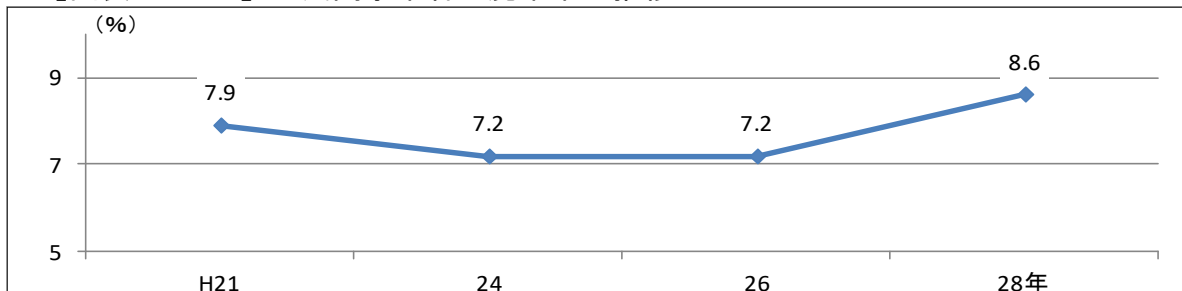
これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「元気な中小企業等が増えていること」は0.6ポイント増加し、県民満足度が向上したものの10%台にとどまっている。また、「民間事業所の廃業率」は0.6ポイント増加し8.6%となっている。

「小規模事業所の割合」は3.8ポイント減少し72.7%となり、目標値達成に向けて前進した。

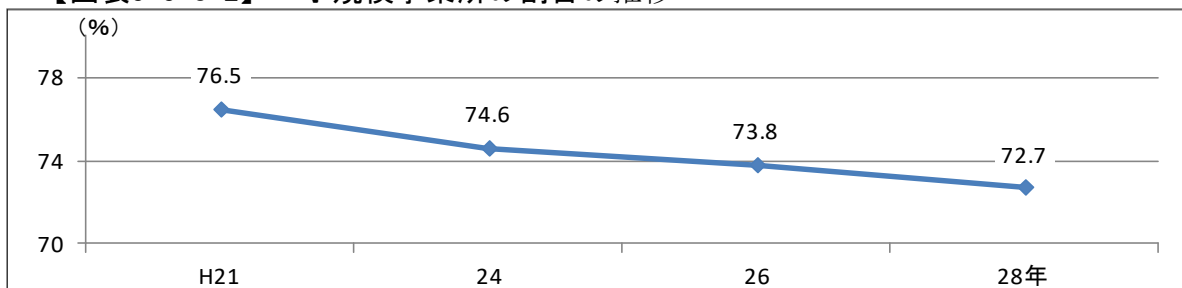
<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
元気な中小企業等が増えていること	14.8% (H24年県民意識調査)	15.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
民間事業所の廃業率低下 (民間事業所の廃業率)	8.0% (H21年)	8.6% (H28年)	6.6% (26年全国平均)
中小企業等の規模拡大 (小規模事業所の割合)	76.5% (H21年)	72.7% (H28年)	70.9% (26年全国平均)

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-3-8-1】 民間事業者の廃業率の推移

出典：総務省「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」

【図表3-3-8-2】 小規模事業所の割合の推移

出典：総務省「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」

地域を支える中小企業等の振興に向けては、中小企業の生産性の向上や人材の多様化等に係るきめ細やかな施策を講じるとともに、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や、地域の雇用を支える商業及び建設産業などの振興に向けた取組を推進する必要がある。

このため、中小企業等の総合支援の推進、商店街・中心市街地の活性化と商業の振興、建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓が必要である。

ア 中小企業等の総合支援の推進

(成果等)

中小企業等の総合支援を推進するため、中小企業等の経営革新、経営基盤の強化を促進するとともに、創業・ベンチャー企業支援の充実に取り組んだ。

中小企業等の経営革新、経営基盤の強化の促進については、県内中小企業等の経営課題の解消を図るため、ワンストップセンターによる窓口相談や各商工会及び商工会議所の経営指導員による巡回指導に取り組んだ。また、一括交付金（ソフト）を活用し、戦略的な経営管理による経営基盤強化及び成長に資するプロジェクト推進のための事業費の助成及びハンズオン支援等を実施した。

さらに、中小企業者の生産性向上等に向けた経営革新計画策定に対する指導や計画策定後の支援を行った。

これらの取組により、1事業所あたりの従業員数については、平成28年に8.6人となっており、現時点で目標を達成している。加えて、取組により商工会における支援体制が強化されたことで、商工会の会員数が増加し、事業者数全体に占める商工会会員数の割合である組織率が全国1位となるなど、地域の小規模な事業者の支援体制の構築が進んでいる。

また、中小企業者等の経営の合理化・近代化を促進するため、中小企業の組合設立等の指導を行い、組織化を促した結果、地域資源を活用するための零細事業者等による新規組合設立も見られた。

これらの取組により、中小企業組合の新規設立は活発に行われているが、一方で、組合制度の適正な運用のため休眠組合については解散の手続きを進めていることから、平成30年度においては中小企業組合数全体で344組合となり、進展遅れとなっている。

創業・ベンチャー企業支援の充実については、創業予定者を対象にしたセミナーの開催や創業後おおむね5年以内の経営者に対してフォローアップ研修を実施するなど、創業前後にかけて継続的な支援を実施した。また、金融面においても、創業者向け資金のほか、新たな雇用創出や資金借換えなど、企業のライフステージに即した各種資金メニューを用意し、資金需要に対応した。また、ベンチャー企業に対してベンチャー支援ネットワークと連携したハンズオン支援を行い、市場競争力の強化を図った。このほか、創業後の支援により創業直後の廃業防止に取り組むとともに、後継者が確保できないことによる廃業を防止するため、事業継承前後の事業者に対して巡回訪問を行い、事業継承計画策定等の支援を実施した。さらに、県内外の金融機関、研

究機関、民間企業などを含めたベンチャー支援ネットワークの構築を行ったことで、ベンチャー企業の資金調達や事業拡大に寄与しており、官民ともにベンチャー企業等に対する支援の機運が高まりつつある。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
1事業所あたりの従業員数	7.6人 (H21年)	8.6人 (H28年)	8.5人以上
経営革新計画承認企業のうち1年後に経営指標を達成した企業割合	33.3% (H22年度)	52.9% (H28年度)	55.0%
中小企業組合数	343組合 (H23年度)	344組合 (H30年度)	370組合

(課題及び対策)

中小企業等の経営革新、経営基盤の強化の促進については、本県における従業者数20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者の割合は87.2%と、全国の86.5%を上回っていること、また、1事業所あたりの従業者数は、8.6人で、全国平均の10.6人に比べて低く、都道府県別で40位と下位にあることから、零細で脆弱な経営基盤をいかに改善していくかが大きな課題となっている。このため、中小企業者等の規模の過小性改善や、近代化に向けた協業化の支援とともに、IT技術導入等の経営合理化による生産性向上、市場競争力の強化等の支援に取り組む必要がある。また、これまで実施してきた、中小企業等の成長に資するプロジェクト推進のための支援については、プロジェクト終了後のフォローアップも充実させる必要がある。

また、県経済の拡大や観光客の増加等により、業種によっては人手不足が顕著になっている。このため、労働環境・処遇改善や多様な人材の雇用促進に向け取り組む必要がある。

近年、経営者の年齢ピークが約66歳に達し、今後5年から10年の間に多くの中小企業等が事業承継のタイミングを迎えようとしている。さらに、本県は後継者不在率が全国1位という調査結果もあり、多くの中小企業等が後継者不在による廃業に直面することが懸念される。円滑な事業承継には時間を要するため、引き続き国や各支援機関（金融、経営支援）と連携し、様々なニーズに対応した支援を講ずる必要がある。

創業・ベンチャー企業支援の充実について、県内における創業率は全国に比べ高いものの、廃業率についても同様に高くなっており、経営力の向上に向けた総合的な支援が必要である。このため、ベンチャー支援ネットワーク構築を通して各関係機関との連携を強化し、ベンチャー企業を育てる仕組みを構築する必要がある。

イ 商店街・中心市街地の活性化と商業の振興 (成果等)

商店街・中心市街地の活性化と商業の振興については、商店街・中心市街地の環境整備、商店街等の創意工夫による取組支援を実施した。

商店街・中心市街地の環境整備については、老朽建物が密集し、防災上、都市機能上の課題を抱える山里第一地区、農連市場地区、モノレール旭橋駅周辺地区での市街地再開発事業により、細分化された敷地の共同化や、高度利用による公共施設の創出、街路等の整備・再配置等を行った。

また、商店街振興組合等が行う環境整備などへの補助については、制度の広報を強化するとともに、商工会議所や商工会、市町村等との連絡会などを活用し、事業実施の働きかけを行った。

商店街等の創意工夫による取組支援については、主体となる商店街の組織強化・活性化を図るため、沖縄県商店街振興組合会が行う組合の設立・運営等に関する指導講習会や研修会に要する経費を支援したほか、商店街等が市町村と連携して作成する活性化のための計画策定や、商店街の組織強化等の取組に対して支援を行った。支援の結果、商店街の活性化に向けたリーダー育成や地域の特色を生かした商店街の活性化につながった。

これらの取組を推進してきたが、商店街振興組合数については、平成30年度に14組合となっており、大型店舗の進出などによる商業施設の郊外化の影響を受けて解散した組合があったため、進展遅れとなっている。商店街の空き店舗率については、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
商店街振興組合数	18組合 (H22年)	14組合 (H30年)	16組合
中心市街地活性化基本計画策定市町村数	1地域 (H22年)	1地域 (H30年)	3地域
商店街の空き店舗率 ※()内の数は空き店舗数	11.0% (765店舗) (H21年)	9.5% (583店舗) (H29年)	9.6% (624店舗)

(課題及び対策)

商店街・中心市街地の環境整備については、歩いて暮らせる環境づくり、街なか居住の促進等による良質な住環境の整備に向けて取り組む必要がある。また、新たな商業地の形成に当たっては、市町村の意向を踏まえつつ、広域的な都市構造を踏まえた適正な配置とする必要がある。

商店街等の創意工夫による取組支援については、地元自治体のイニシアティブのもと、商店街と地域住民等が密接に連携・協働した取組を促進するとともに、地元住民や観光客などの購買意欲を喚起する様々な取組を主体的・継続的に行っていく必要がある。また、少子高齢化や消費者ニーズの多様化等に対応した生活支援サービスや農林水産業、観光リゾート産業など他産業との連携等による新たな需要創出を図ることが一層重要であり、その担い手となる地域リーダーや商店街後継者の育成及び組織強化に向けた取組が不可欠である。このため、商店街等が行う、組織強化や市町村と連

携した活性化計画策定等、活性化や新たな需要創出に向けた取組を支援する必要がある。

ウ 建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓 (成果等)

県内総生産に占める建設業の割合は、平成28年度で10.7%（全国5.5%）であるが、第2次産業全体に占める建設業の割合は70.0%と全国の20.7%を大きく上回っており、県経済や雇用を支える産業の1つである。

また、全産業に占める就業者数の割合は平成28年度で10.3%と、全国の7.6%より高い水準にある。

建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓を推進するため、建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進、建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進、建設産業人材の育成、よりよい入札・発注方式の導入に取り組んだ。

県内建設業従事者の月労働時間は、平成29年度で181.3時間（県内全産業平均148.8時間）となっているが、月現金給与額は30.3万円（県内全産業平均25.1万円）で、県内産業の中では高い状況にある。

建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進については、建設産業が培ってきた環境・リサイクル分野の更なる技術向上を図るため、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品の使用徹底や、産業廃棄物等を原料とした建設リサイクル資材について評価基準に適合するものを知事が認定した「ゆいくる材」の利用を促進した。

これらの取組により、沖縄県リサイクル資材（ゆいくる）評価認定業者数は、平成30年度に85業者となっており、現時点で目標値を達成している。

建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進については、新たな企業戦略の構築や、企業再編・連携の促進を通じた企業体質の強化を図るとともに、新分野・新市場への進出による受注機会の確保・拡大を推進していくため、「沖縄県建設産業ビジョン」を平成24年度に改訂した。同ビジョンの実現に向けては、沖縄県建設産業ビジョンアクションプログラムに基づき、相談窓口の設置やセミナーの開催等の取組を行った。また、海外でのビジネス展開に必要なネットワークの構築のため、沖縄建設産業グローバル化推進事業において、海外展開に向けた市場調査を実施し、課題の抽出とその解決策を整理し、課題解決に向けて現地で試験（モデル）施工とモニタリングを実施した。

これらの取組により、新分野進出に向け具体的な目標を設定して取り組む建設業者の経営革新計画承認数については、平成30年度に74業者となっており、目標値を達成見込みである。また、海外建設工事等参入企業数についても、平成30年度に7社となっており、目標値の達成に向けて進展している。

なお、沖縄県建設産業ビジョンについては、平成30年に終期を迎えたことから見直しを行い、建設産業における人材不足や高齢化、インフラの老朽化など時代の環境変化に対応し、持続可能な建設産業を目指して官民一体となって取り組むため、新たに「沖縄県建設産業ビジョン2018」を策定した。今後は、同ビジョンに基づき、「働き

方改革」による労働環境の改善やICT技術の活用による生産性向上に向けた取組を進めていく。

建設産業人材の育成については、公共工事に関するスキル向上のための技術者向けセミナーへの講師派遣や、若手建築士を対象とした設計協議を行った。また、建設業界の魅力発信のため、建設業団体と連携し、おきなわ建設フェスタへの後援及び親子体験バスツアーや技能フェスタへの参加、県立高校等へのポスター配布等を行った。

建設工事の受注拡大については、米軍発注工事への県内建設業者の参入を図るため、契約に際しての高率ボンド（履行保証）制度等、参入障壁となっている諸条件への対応として、一般セミナーに加え集中支援セミナーを行った。

これらの取組により、SAM（米軍政府企業登録）登録業者数については、平成30年度に21業者となっている。基準値より前進はしているが、県内公共事業の増加等により米軍発注工事への参入意欲が減少していること等により参入企業数が伸び悩んでおり、現時点で進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄県リサイクル資材(ゆいくる)評価認定業者数	82業者 (H23年度)	85業者 (H30年度)	85業者
建設業者の経営革新計画承認数	52業者 (H24年度)	74業者 (H30年度)	83業者
海外建設工事等参入企業数	0社 (H23年度)	7社 (H30年度)	12社
SAM(米軍政府企業登録)登録業者数	4業者 (H24年度)	21業者 (H30年度)	40業者

(課題及び対策)

建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進については、環境・リサイクル分野の技術向上を図るため、沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）による認定業者の拡大を図る必要がある。一方で、原料となるコンクリート廃材不足により、ゆいくる材の生産が一時中止となる状況が生じたため、建設工事から搬出される廃材を、一定の品質が認定されたゆいくる材へ再資源化することをより一層促進するなどの対応が必要となっている。

建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進については、社会資本整備のほか、社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化や協業化等による経営基盤の強化を促進するとともに、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル産業として新たな振興発展を図る必要がある。

社会ニーズに対応するため、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿

命化」、「生産性の向上」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進する必要がある。また、これまで建設産業が培ってきたノウハウやネットワークを生かし、農林水産業分野や環境・リサイクル分野等、新分野・新市場への進出等による経営多角化を促進するほか、業種転換、企業合併や連携による協業化等への取組を支援する必要がある。

多様化・高度化する市場ニーズに対応するため、建設産業においても、海外市場への展開が重要であるが、必要なネットワークの構築や、海外の商習慣、語学等の専門知識を持つ人材の育成・確保等に取り組む必要がある。建設産業の担い手確保については、中長期的な観点から処遇改善やICTなどの新技術の活用による生産性の向上、建設産業の魅力発信など技術者・技能者等の育成・確保に取り組む必要がある。

また、顕著となっている人手不足については、外国人材等の活用を始め、多様な人材の確保について検討する必要がある。

建設工事の受注拡大については、公共事業における県内建設業者等の受注機会の確保に努めるとともに、国直轄工事、市町村発注工事及び民間工事における地元企業への優先発注に配慮するよう要請を行う。

また、米軍が発注する建設工事への参入の期待が高まっているが、契約に際しての高率ボンド（履行保証）制度等、参入障壁となっている諸条件への対応が不可欠である。

公共工事における県内建設業者の受注機会の確保については、入札契約の健全化を高め、技術と経営に優れた企業が正当に評価される市場環境の整備が必要であることから、公共工事の計画的な発注、建設産業の持続的な発展の推進を目指し、よりよい入札方式・発注方式の導入を検討する必要がある。また、総合評価落札入札方式については、価格と品質が総合的に優れた調達が行われるよう評価項目等の改善に取り組む必要がある。

米軍が発注する建設工事への参入については、県内建設業者参入を支援するため、個別の建設業へ専門家派遣するなど、フォローアップを強化する必要がある。また、本県で作成した米軍発注工事参入に関するガイドブックを県内業者に公開することで、県内業者の米軍発注工事参入を支援するとともに、米軍への入札要件緩和要請について、要請活動を継続する必要がある。県内建設業者が米軍発注工事へ参入することで、地域経済循環の強化につなげる必要がある。

建設業界においては、建設投資が回復基調で推移するなど明るい兆しが見える一方で、建設業従事者の高齢化の進行や若年入職者の減少により人材不足等の問題が顕在化しており、災害時の応急対策や将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持が危ぶまれている。このため、適正な賃金確保等の労働環境の改善や、ICT技術の活用による生産性向上を図るとともに、将来の建設産業を担う人材を確保するため建設産業の魅力発信に取り組む必要がある。

本県では平成30年に、これらを踏まえた「沖縄県建設産業ビジョン2018」を策定したことから、各関係機関が主体的に取組を進めるとともに、その実施状況等を進捗管理やその結果を検証することにより、建設産業の活性化を図る必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例措置

(目的及び概要)

本県は、本土市場との遠隔性、広大な海域に多くの島々が散在する島しょ性、技術・資本等の蓄積不足などの要因により、経済の脆弱性を抱えている。こうした沖縄固有の特殊な事情を克服し、経済の自立的発展を図るためには、沖縄の中小企業の自主的な努力による活力ある成長、新産業・雇用の創出が重要である。このため、中小企業経営革新支援法（現在の中小企業等経営強化法）の特例を設け、新たな取組に挑戦する沖縄の中小企業に対して、重点的な支援措置を講ずることにより、沖縄の経済の振興を図るための制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域	
対象施設	なし	
優 遇 措 置 の 概 要	①中小企業経営革新強化支援事業費補助金	経営革新計画を受けた中小企業者が行う経営革新のための事業に要する経費の一部（20万円以内）を補助する。
	②信用保証協会による信用保証の特例	承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が普通保証等の別枠設定（通常の付保限度額と同額の別枠を設定）として、普通保証を通常2億円とは別枠で経営力強化保証制度にて2億円（組合は通常4億円とは別枠で4億円）、無担保保証を通常8,000万円とは別枠で8,000万円（うち無担保保証人保証は通常2,000万円とは別枠で2,000万円）の設定ができる。新事業開拓保証及び海外投資関係保証の付保限度額を通常2億円から3億円（ただし、組合は4億円から6億円）とし、債務保証を行う。
	③政府系金融機関による低利融資	承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、中小企業資金は設備資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）、生業資金は設備資金7,200万円（うち運転資金4,800万円）の融資が特別利率3（基準金利より0.9%程度低い利率）で受けられる。
	④ベンチャー支援資金	承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、設備資金・運転資金合わせて3,000万円以内（1企業、1組合あたり）、融資利率年1.50%、保証料率0.35～0.75%で融資を受けられる。
	⑤高度化事業	中小企業者（中小企業共同組合等）が、個々の中小企業が単独では行えないような大規模な設備投資を共同で行う場合に、長期（20年以内）・低利の融資を受けられる。
	⑥(株)日本政策金融公庫法の特例	中小企業の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年以上の長期資金を借り入れする際に、一

		保証先あたり4億5,000万円を限度に、日本政策金融公庫が信用状(スタンドバイ・クレジット)を発行し、その債務を保証する。
	⑦貿易保険法の特例	中小企業者の外国関係法人等が、現地(海外)の金融機関から1年未満の短期資金を借り入れする際に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)が海外事業資金貸し付け保険を付保する。
	⑧中小企業投資育成(株)からの投資	株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、自己資金の充実とその健全な成長発展を図る。 対象は、資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする者だが、経営革新計画の承認を受けた中小企業者等による新規投資は、資本金の額が3億円を超えても投資対象となる。
	⑨起業支援ファンド	国内の創業又は成長初期段階にある中小企業者が新事業等に取り組む際、必要な資金調達及び経営支援が受けられる。
	⑩中小企業総合展	中小企業が自ら開発した新商品、サービス、技術等を展示することで、販路開拓、市場創出、業務提携などを促進する。
	⑪特許関係料金減免	研究開発に取り組む中小企業が特許を取得する際の審査請求料・特許料を1/2軽減する。
沖縄特例	①業種の指定	特例措置による支援の効果を最大限に発揮するため、支援の対象を特定55種に限定して、当該業種に対して重点的に支援措置を行うこととしている。 ア 沖縄の有している地理的特性、気候的特性、島しょ性、歴史、文化等の様々な地域特性を活用して発展することが期待される業種 イ 沖縄において発展の可能性が高く、戦略的に育成することを要する業種 ウ 付加価値が高く、沖縄において成長の芽生えが見られる業種
	②全国制度との違い	ア 全国制度の場合、全国において相当程度普及している技術等を用いた経営革新計画については、革新計画の対象外とされるが、沖縄特例においては、沖縄において普及が進んでいない技術等である場合には、経営革新の対象となる。 イ 全国制度の場合、付加価値額及び経常利益を目標として定めることとしているが、沖縄特例においては、付加価値額のみを目標として定めることとしている。

注1：平成30年4月1日時点

(活動実績及び効果)

平成24年度以降の沖縄特例による経営革新計画は73件が承認されており、制度が創設された平成14年度からの累計で177件の承認が行われた。同計画の承認により融資制度等の支援措置の利用が促進されるなど、対象業種における経営の向上が図られた。

【表3-3-8-3】 経営革新計画承認状況の推移 (単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
一般分	19	17	22	15	24	29	126
沖縄特例分	13	9	5	12	15	19	73
合計	32	26	27	27	39	48	199

出典：沖縄県商工労働部中小企業支援課調べ

平成24年度以降の業種別承認状況を見ると、沖縄特例による経営革新計画では製造業、情報通信業、卸売業の順に承認件数が多いことから、県産素材等を活用した県内での一貫生産（商品開発・製造・販売まで）に寄与している。

【表3-3-8-4】 業種別承認件数 (単位：件)

区分 項目	合計	業種別内訳（平成24～29年度）										
		建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	医療 福祉	教育学習 支援業	サービ ス業	その他
承認件数	199	23	48	16	2	14	24	7	11	4	28	22
うち沖縄特例分	73	2	37	11	1	10	1	2	0	0	5	4

出典：沖縄県商工労働部中小企業支援課調べ

特定55業種の経営革新計画（付加価値額）の達成状況について、平成25年度から毎年度実施しているアンケート調査によると、調査年度によっては達成率にばらつきがあるが、付加価値額の達成状況については、平成25年度から平成29年度までの達成率は一般分45%、沖縄特例分は47%の達成率となっており、沖縄特例分の計画達成率が一般分を若干上回る結果となっている。このことから、特定55業種の経営向上の促進が図られていると評価できる。

【表3-3-8-5】 付加価値額または1人当たり付加価値額の目標達成状況 (単位：社、%)

	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	一般分		沖縄特例分		一般分		沖縄特例分		一般分		沖縄特例分	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
目標達成企業	0	0	3	43	5	71	1	50	1	13	1	33
目標未達成企業	1	100	4	57	2	29	1	50	7	87	2	67
合計	1	100	7	100	7	100	2	100	8	100	3	100
	平成28年度				平成29年度				合計			
	一般分		沖縄特例分		一般分		沖縄特例分		一般分		沖縄特例分	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
目標達成企業	2	40	0	0	5	63	4	67	13	45	9	47
目標未達成企業	3	60	1	100	3	37	2	33	16	55	10	53
合計	5	100	1	100	8	100	6	100	29	100	19	100

出典：沖縄県産業振興公社作成

従業員の雇用状況について、平成25年度から毎年実施しているアンケート調査によると、沖縄特例による経営革新計画終了後では、16企業で73人の雇用が創出された。

【表3-3-8-6】 従業員の雇用状況 (単位：人、社)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計	
	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分
計画開始前	—	183	112	—	176	14	35	0	52	170	375	367
計画終了後	—	232	109	—	215	13	32	1	58	194	414	440
増減数	—	49	△3	—	39	△1	△3	1	6	24	39	73
企業数	—	7	6	—	8	3	5	1	8	5	27	16

出典：沖縄県産業振興公社作成

(課題及び今後の方向性)

経営計画承認を受けた企業からの継続的な支援要望が多いことから、今後も計画策定の指導から計画承認後の進捗状況のフォローアップ調査や販路拡大に至るまでのハンズオン支援（専門家派遣）を更に強化する。

制度を継続し、経営革新計画の策定を促すことで、中小企業の生産性向上につなげる。

(2) 沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務

(目的及び概要)

沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、平成14年に沖縄公庫業務の特例として新事業創出促進業務が定められた。

沖縄において新たに事業を開始しようとするベンチャー企業等に対し、沖縄公庫が出資により資金供給を行っている。

出資対象の要件	沖縄において ○新たに事業を開始しようとする者 ○事業を開始した日以後5年を経過していない者 ○既に別事業を行っており、新たな事業分野を開拓する者
出資の限度額	新事業に必要な資本の額の50%以内
出資の方法	株式取得等の方法による

(活用実績及び効果)

これまでの出資実績は平成14年度から平成29年度までの累計で64件（61社）、26億8百万円となっており、業種は各種製造・販売業からITやバイオ関連の企業など多岐にわたっている。出資先の企業について、出資時点と比較して平成30年3月末（株式処分先を除く41社ベース）の売上高合計額は43億円5,700万円の増加、雇用数では292人の増加となっている。また、県で研究開発費補助等を行った企業が本制度の出資を受け、事業拡大が図られている事例もある。

本出資制度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の施策分野に関連する様々なベンチ

ャー企業等が活用しており、自立型経済の構築に向けた本県の産業振興に寄与している。

【表3-3-8-7】 新事業創出促進出資の実績 (単位：件、百万円)

平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
3	175	3	240	1	50	4	280	3	370	4	280	18	1,395

出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(課題及び今後の方向性)

中小・ベンチャー企業に対する資金供給については、出資や長期の設備投資などは主に政府系金融機関が担い、日々の事業活動に必要な運転資金は民間金融機関が担うといった役割分担を基本に出融資が行われてきた。近年は、地銀等によるベンチャーファンド創設の動きなど新事業・産業を育成する取組が広がっていることから、官民が連携・協調して支援する枠組み（支援スキーム）の展開が一層期待されており、引き続き、県においては、人材育成や研究開発支援など、ベンチャー企業等支援する様々な取組を行い、当出資事業を活用できる企業を支援していく。

当出資制度のニーズは、今後更に高まることが予想されるため、沖縄公庫においても、官民ファンドに加え民間ファンドとも連携を取り、相互の案件紹介や出資後の支援を通じて、適切なリスク分担を図るなど新事業の創出促進や沖縄で成長する企業の積極的なサポートが行えるよう、制度の継続を求める。

(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成

食品加工、健康食品、酒類製造、金属加工、一般機械製造、伝統工芸等のものづくり産業が、県民のニーズに応えることができる地域産業としての地位を確立するとともに、成長のエンジンとして本県経済振興の一翼を担う移出産業へと成長することを目指し、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

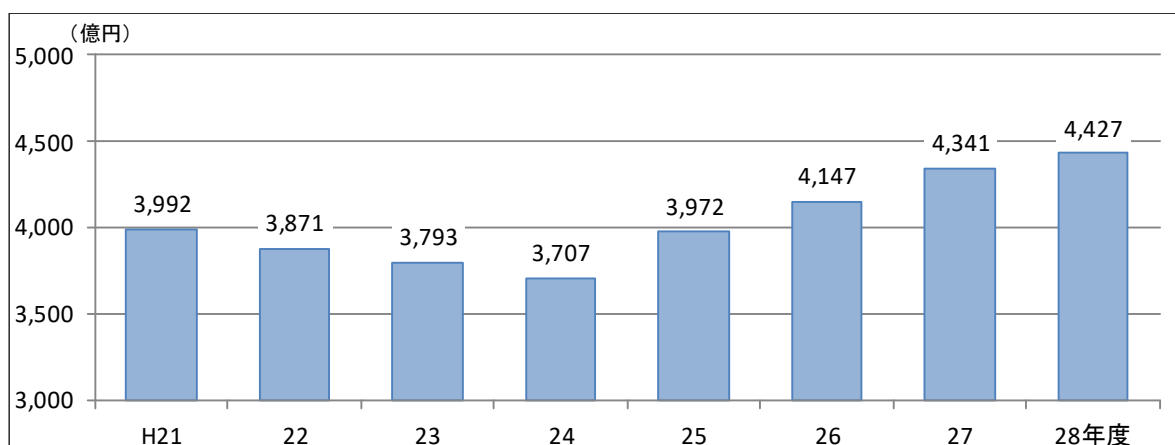
これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「製造品出荷額（石油・石炭除く）」は435億円増加し4,427億円となった。「製造業従事者数」は、基準値から52人減少し2万4,760人となり、平成28年3月に石油精製業を廃止した事業所による事業形態の見直しが影響するなどし、基準値から後退したものの、平成23年までの減少傾向から、平成24年以降は増加傾向に転じている。

また、「県外の友人、知人等に自信を持って勧めることができる地域の特産品があること」は3ポイント増加し、県民満足度が向上した。

<目標とするすがたの状況>

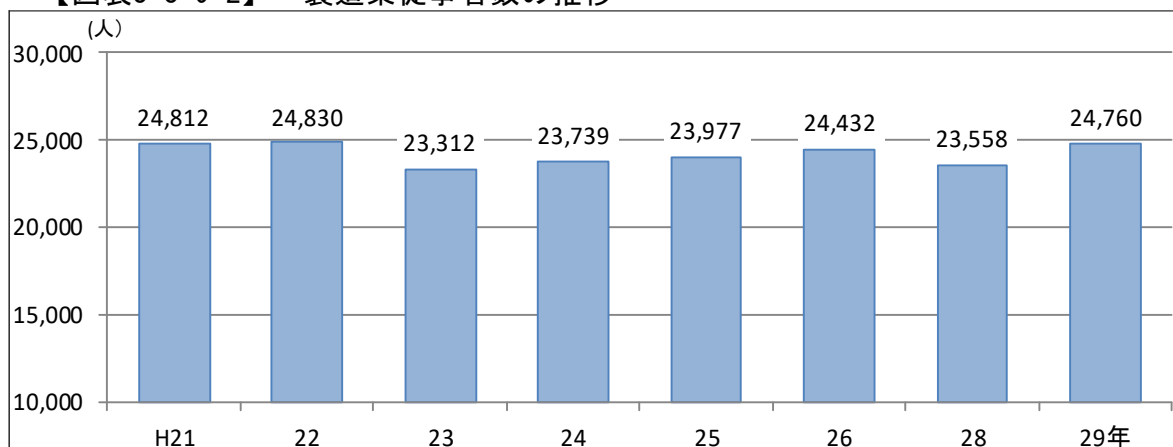
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
製造品出荷額(石油・石炭除く)の増加	3,992億円 (H21年)	4,427億円 (H28年)	5,600億円
製造業従事者数の増加	24,812人 (H21年)	24,760人 (H29年)	28,000人
県外の友人、知人等に自信を持って勧めることができる地域の特産品があること	39.3% (H24年県民意識調査)	42.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-3-9-1】 製造品出荷額（石油・石炭除く）の推移

出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」

【図表3-3-9-2】 製造業従事者数の推移



出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」

ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成に向けては、これまで重点的に取り組んできた地域資源活用による付加価値の高い製品開発や、ものづくり基盤技術の高度化、人材育成、サポーター産業の育成、県産原材料の自給率の向上等を図るとともに、産業の持続的発展に必要な水資源やエネルギーの安定供給を図る必要がある。

このため、ものづくり産業の戦略的展開、県産品の販路拡大と地域ブランドの形成、安定した工業用水・エネルギーの提供等に取り組む必要がある。

ア ものづくり産業の戦略的展開

(成果等)

ものづくり産業の戦略的展開のため、付加価値の高い製品開発及び事業化の促進、ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興、原材料の確保及び高品質化の推進、ものづくり先進モデル地域の形成に取り組んだ。

付加価値の高い製品開発及び事業化の促進については、県内事業者を中心とする産学官等の連携による、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発に対し、試作品開発や市場調査等に係る経費の一部を補助し、魅力的な商品の創出を支援した。

中小企業に対する支援として、技術開発や製品開発への補助等を行い、新たな製品が実用化され海外販路に結びついた。また、経営基盤強化や持続的発展に資するプロジェクトに対する費用の助成や経営支援を行ったことで、販売額や新規雇用の増加につなげた。さらに、中小ものづくり企業の資金調達法の多様化を図るため、沖縄ものづくり振興ファンドを設立し、成長可能性の高いプロジェクトに対して投資を行うなど、企業の技術革新や県外・海外への事業展開等を促進した。

ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興については、製品の製造に必要な装置の開発などの、ものづくり基盤技術を蓄積するため、技術開発プロジェクトを実施してハンズオン支援を行い、県内製造業の技術力向上に取り組んだ。めっき等の表面処理体制の構築に向けては、技術・設備の導入や環境配慮について有識者を交えた検討会を重ね、実現可能な事業展開の検討を行った。また、人材の育成・確保に向け、若手から中堅技術者に対して、付加価値を有する金型設計等に係る研修を

実施することで、高度な技術と専門知識の習得を図った。さらに、次世代の担い手となる県内工業高校の生徒等を生産現場へ派遣することでサポーター産業の現状の共有と意識付けを行い、企業ニーズに合った人材育成の素地を作ることができた。

産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）においては、税の軽減措置等の制度活用に向けた措置実施計画の認定数が着実に増加し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等に資することができた。

原材料の確保及び高品質化の推進については、工芸品に係る原材料の確保に関する取組として、工芸従事者とのネットワークを構築するため産地組合等へヒアリングを行い、現状と課題の把握に努めるとともに、芭蕉糸の生産技術者の育成と糸芭蕉の栽培技術の研究を行った。工芸従事者の確保については、後継者育成事業に対する産地組合への補助や、高度な技術者を養成するための研修事業の実施、工芸縫製品等の製造技術者の養成等を行い、工芸人材の育成を図った。

これらの取組を行ってきたが、工芸品生産額については、平成29年度に40.2億円となっており、工芸品の製造に必要な良質な原材料の不足と後継者不足などから、進展遅れとなっている。

県産農林水産物の高品質化については、サトウキビの新品種育成やマンゴーの鮮度保持技術、オキナワモズクの安定した芽出し条件の検証等の研究開発等を行うことで、安定生産に係る技術開発を進めた。また、農林漁業の6次産業化については、商品開発支援講座や、加工に必要な機械等の整備の補助を行うとともに、開発した商品のPRやテストマーケティング等の場となる「おきなわ島ふ〜どグランプリ」を開催した。これにより、新商品の完成、商談会やテストマーケティングによる販路獲得や等の成果が上がるとともに、優秀味覚賞やモンドセレクションを受賞した商品が生まれた。

ものづくり先進モデル地域の形成については、東アジアの中心に位置する地理的優位性や、寒暖差が少なく恒温環境を維持しやすいなどを強みとし、県内ものづくり産業の集積によるものづくりの先進モデル地域を形成するため、国際物流拠点産業集積地域における、賃貸工場等の施設整備を始め、固定資産取得費用等への助成制度等に取り組んだ。また、企業集積のための税制優遇制度である国際物流拠点産業集積地域制度については、制度の周知や、税理士会と連携したワンストップ相談窓口の設置による活用促進に取り組んだ。

これらの取組などにより、臨空・臨港型産業における新規立地企業数については、平成29年度に178社となっており、各種誘致施策等により基準値より進展はしているが、高付加価値の製造業を下支えするサポーター産業の集積が不十分であることから、引き続き目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
製造品出荷額(石油・石炭除く)	3,992億円 (H21年)	4,426.7億円 (H28年)	5,600億円

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
製造業従事者数	24,812人 (H21年)	24,760人 (H29年)	28,000人
工芸品生産額【再掲】	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	65.0億円
臨空・臨港型産業における新規立地企業数	47社 (H23年度)	178社 (H29年度)	260社

(課題及び対策)

付加価値の高い製品開発及び事業化の促進について、県内のものづくり企業は、経営資源が乏しく、自社単独の製品開発や高付加価値化への取組が十分に行えていない状況にあるため、業界連携による事業の実施や産学官連携による支援体制の構築が必要である。また、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発による県産品ブランドの形成を図る必要がある。さらに、アジア展開や外国人観光客の増加等を踏まえ、食嗜好やハラール認証など新たなニーズに対応した食品開発や、産学官・企業間・異業種間の連携、人材育成等を推進するコーディネート機能を強化するための体制構築が必要である。

ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興については、ものづくりの基盤となるサポーター産業の集積が少ないことから、生産技術の高度化が立ち遅れており、生産性向上や製品の高付加価値化への対応が求められている。また、企業ニーズに対応した技術研修等、県外製造業者や研究機関等との人的交流の推進により、高度な技術と専門知識を有する人材の育成・確保への取組が必要である。加えて人手不足に関しては、産業界、県内教育機関等と連携し、次代を担う若者に対してものづくり産業の魅力を発信し、興味・関心を育む必要がある。

近年、県外企業の新規立地に伴い、県内の産業が多様化、高度化が進み始めており、新たなものづくり産業分野への技術支援ニーズが増大しているが、現状の体制では十分な支援が実施できていない。このため、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区の「素形材産業振興施設」を主要エリアとするものづくりの支援拠点として、実用化に向けた製品試作・開発、技術相談、IT・観光等他産業との連携、人材育成、県内企業と誘致企業との連携強化を図るための体制を構築する必要がある。また、県工業技術センターにおいては、IoTやAIの活用など、多様化、高度化する製造業の技術的ニーズに対応できる体制を整える必要があり、これらの高度技術を生かした、更なる生産技術の向上や高付加価値製品の開発により県内製造業の高度化、生産性の向上を図る必要がある。

県内において、製品の製造に必要な装置や、サポーター産業の集積が進むことで、県内製造業の県内受発注を促進し、地域経済の好循環が図られるため、引き続き、ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興に取り組み、製造業の県内自給率を高めていく必要がある。

原材料の確保及び高品質化の推進については、工芸産業において、天然原材料の枯渇、原材料製造事業者の後継者不足、品質の向上と安定化が課題となっていることか

ら、喜如嘉の芭蕉布に使用される芭蕉糸の採織技術者の育成などによる原材料の確保と後継者の育成を行うとともに、上質な原料確保のための栽培技術の研究に取り組む必要がある。

また、地域資源を生かした製品開発を進める上で、県産農林水産物の安定生産や加工保存に係る技術開発を進めるとともに、生産者と加工製造業者の連携強化による県産原材料の確保・自給率向上への取組が必要である。

ものづくり先進モデル地域の形成については、ものづくり産業の集積に向けて、魅力的な投資環境の整備が必要であり、賃貸工場等の施設整備を始め、固定資産取得費用等への助成制度等、設備投資に係る助成制度の充実を図るほか、立地企業に対するワンストップサービスでの創・操業支援体制の強化や、国際物流拠点産業集積地域制度の周知及び利用促進に、引き続き取り組む必要がある。

イ 県産品の販路拡大と地域ブランドの形成 (成果等)

県産品の販路拡大と地域ブランドの形成のため、県外市場等における県産品の販路拡大、地域ブランドの形成促進に取り組んだ。

県外市場等における県産品の販路拡大については、県外・海外での物産展、沖縄フェア等のプロモーションを通して、県産品の認知度向上を図り、県内企業の県外展開・海外展開を促進した。さらに、県産品の品質向上と販路開拓促進のため、公的な試験研究機関の検査と選定審査会の審査を経て選定された製品を、沖縄県優良県産品として認定し、産業まつり等で展示することで優良県産品の宣伝・普及を図った。

県外への出荷に係る物流コストについては、物流コスト最適化に向けたモデル構築の取組の一つとして、県内事業者が共同で輸送・配送する仕組みの検討や、専門アドバイザーによる物流に関する相談窓口の設置など総合的な物流対策を実施した。また、県産品輸出事業者に対し、コンテナ借上げ事業による物流支援策を実施することで、初期における価格競争力の優位性を高め、取引拡大及び輸出量増大につなげた。

これらの取組により、国内における沖縄フェア売上高については、平成30年度に6.2億円となっており、目標値を達成する見込みである。

泡盛の出荷拡大を図るため、酒類流通事業者と連携したeコマースを活用する新たな販路の構築や、雑誌等でのプロモーション、泡盛の付加価値向上に資する調査研究を実施した。また、泡盛の普及啓発のため、酒造組合に対して展示会への出展やプロモーションに係る費用の補助を行うとともに、個別酒造所に対して消費者嗜好に対応するマーケティング強化に関する費用の補助を行った。

これらの取組を行ったものの、酒類全体において国内酒類市場の縮小等により数量が減少傾向にある中、泡盛の出荷数量についても、県内外ともに平成16年をピークに14年連続で減少しており、目標値の達成は進展遅れとなっている。

一方で、平成28年度に泡盛産業の経営の実態調査を行ったところ、全体の3割を超える酒造所が営業損失を抱えていることが分かった。このため、これまでの出荷拡大に加え、経営環境が厳しい酒造所へ中小企業診断士等の派遣による支援にも取り組んでいる。

かりゆしウェアの普及を図るため、縫製事業者の縫製技術向上の研修や、長袖かりゆしウェア等の新商品開発支援を行うとともに、首都圏での販路拡大に向けたPRイベントに取り組んだ。

これらの取組により、かりゆしウェア製造枚数については、平成30年度に42.5万枚となっており進展している。

地域ブランドの形成促進については、健康食品において、沖縄ブランドを確立・強化するため、業界団体と事業者、産業支援機関が連携してブランド化に取り組む体制構築に取り組んだ。また、県外展示会で県産健康食品・素材のPRや業界団体によるブランド認証制度の創設に向けた検討を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄フェア売上高	—	6.2億円 (H30年度)	6.6億円
泡盛の出荷数量	22,297kl (H23年度)	17,246kl (H30年度)	28,700kl
かりゆしウェア製造枚数	35万枚 (H23年)	42.5万枚 (H30年)	50万枚

(課題及び対策)

県外市場等における県産品の販路拡大については、沖縄県産品は、県外消費者にとってなじみが少なく、食し方などが分からない場合もあるため、商品特性や魅力、調理方法等について効果的にPRする必要がある。このため、沖縄フェアにおいて、県外消費者向けのメニュー提案、商品説明員の配置、商品特性を説明する広告文を添えるなど、県産品のお試し購入につながる取組を推進する必要がある。

海外におけるフェア等については、支援企業における外国語対応等に課題があるため、商談から販路拡大へより結びつくよう、専門コーディネーターによるフォローアップに取り組む必要がある。

産業まつりについては、一層の販路開拓につながるよう、商談機能の拡充に取り組む必要がある。

県外への出荷に係る物流コストについては、県外共同物流センターの活用や物流情報を正確に把握することなど物流の高度化が必要であるが、個別事業者だけではそのノウハウが不足している。このため、物流専門家による事業者へのハンズオン支援等の支援に、引き続き取り組む必要がある。

泡盛の出荷拡大については、泡盛は嗜好品であるため、継続的なプロモーションに取り組むとともに、若者等セグメント別に多様化する消費者嗜好に対応した商品開発、販売促進、情報発信等の取組を強化する必要がある。また、経営が安定している酒造所に対しては、県外を主要市場に見据えつつ、海外市場やインバウンド市場を視野に入れた商品開発等のマーケティング力の強化を図る必要がある。一方で経営環境

が厳しい酒造所に対しては、経営改善支援を実施することで、自発的な経営基盤強化を促進する必要がある。

かりゆしウェアの製造枚数については、近年45万枚前後で推移しているところである。更なる販路開拓として県外市場を見据え、消費者ニーズの把握や商品訴求力の向上に取り組む必要がある。

地域ブランドの形成促進については、特産品を含めた地域全体の魅力や総合力を高めて発信する地域ブランドの形成など、地域・業界が一丸となった取組が求められている。

優位性のある県産健康食品については、業界団体、事業者、産業支援機関で構築したブランド化推進体制による取組を支援するとともに、沖縄ブランドを確立・強化するため、業界団体による沖縄県産健康食品ブランド認証制度「WELLNESS OKINAWA JAPAN」を平成30年度に創設した。同認証制度は、機能性が認められ、安心・安全であり、県産由来素材を使用するなど沖縄らしさが備わっていることを審査基準として県産健康食品を認証する制度で、今後、同制度を活用し、認知度向上や販路拡大など、県産健康食品のブランド化を推進する必要がある。

ウ 安定した工業用水・エネルギーの提供 (成果等)

安定した工業用水・エネルギーの供給のため、工業用水道施設の整備、電力エネルギーの安定供給に取り組んだ。

工業用水道施設の整備については、安定的に工業用水を供給するため、老朽化した施設の計画的な更新や耐震化を実施している。

これらの取組により、工業用水の給水能力は、工業用水の需要に対応可能な給水能力を維持しており、3万m³/日となっている。

電力エネルギーの安定供給については、中城湾港新港地区における電力料金低減化に向けて、当該地区における最適な低減化手法の検討を行い、短期的には「電力消費量の可視化及び省エネ診断」が効果的であり、共同受電等の中長期的な取組につなげていくこととした。さらに、送電用海底ケーブルへの支援については、沖縄本島と渡嘉敷島間において新規敷設が行われ、工事の完了により離島の生活基盤が充実・強化された。

これらの取組により、送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、平成30年度においては、3箇所となっており、増加しているものの、目標値に対して進展が遅れている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
工業用水の給水能力	30,000m ³ /日 (H23年度)	30,000m ³ /日 (H30年度)	30,000m ³ /日
送電用海底ケーブル新設・更新箇所数【再掲】	0箇所 (H23年度)	3箇所 (H30年度)	9箇所

(課題及び対策)

工業用水道施設の整備については、島しょ県である本県において工業用水道施設が地震等により被災した場合、他地域からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測される。そのため、施設の点検・修繕などにより長寿命化対策を進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新、耐震化により、災害に強い工業用水道施設の整備を進めていく必要がある。

電力エネルギーの安定供給については、経済特区等への企業立地の伸張で必要とされる高圧電力供給設備の整備及び離島等条件不利地域での産業インフラとしての電力基盤の整備等、低コストでの安定供給が行われるよう取組を促進する必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 産業高度化・事業革新促進地域

(目的及び概要)

沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

このため、製造業等において設備投資や研究開発等を促し、産業高度化及び事業革新を促進することで民間主導の自立型経済の構築を図ることを目的として、平成24年度に産業高度化地域制度を廃止し、本制度が創設された。

対象地域		沖縄県内全域	
対象事業		①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④こん包業 ⑤卸売業 ⑥デザイン業 ⑦機械設計業 ⑧経営コンサルタント業 ⑨エンジニアリング業 ⑩自然科学研究所 ⑪特定の電気業 ⑫商品検査業 ⑬計量証明業 ⑭研究開発支援検査分析業 ⑮機械修理業 ⑯非破壊検査業 ※⑮及び⑯は融資制度のみ対象。	
優 遇 措 置 の 概 要	国税 (法人税、 所得税)	①投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が100万円を超える(建物等は1,000万円を超える)場合、一定割合(建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%)を法人税額から控除できる(ただし、控除額は法人税額の20%以内、超過する部分は4年間繰越可能。対象となる取得価額の合計額は20億円が上限。)
		②特別償却	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が100万円を超える(建物等は1,000万円を超える)場合、取得価額に一定割合(建物・建物附属設備：20%、機械・装置、器具・備品：34%)を乗じた額を償却できる(ただし、対象となる取得価額の合計額は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。)
	地方税	③不動産取得税の免除	特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。
		④事業税の免除	特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える(機械・装置、器具・備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超える)場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した

		日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	⑤固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える（機械・装置、器具・備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。
	⑥事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
その他	⑦融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

（活用実績及び効果）

税制優遇措置活用前提となる産業高度化・事業革新措置実施計画の認定状況は、平成24年度から平成29年度までの6年間で累計363件（年度平均約60件）であった。

業種別でみると、製造業の240件が最も多く、次いで電気業82件、卸売業26件となっている。また、地域別では中部地域174件、南部地域108件、北部地域42件の順で多くなっている。

【表3-3-9-3】 産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 業種別（単位：件、社）

業種		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
製造業等	製造業	20	(19)	32	(29)	45	(32)	56	(33)	50	(39)	37	(34)
	道路貨物運送業	0	-	2	(2)	1	(1)	1	(1)	1	(1)	1	(1)
	倉庫業	1	(1)	1	(1)	3	(2)	0	-	0	-	1	(1)
	こん包業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	卸売業	2	(2)	1	(1)	3	(3)	10	(10)	4	(3)	6	(3)
産業高度化促進事業	機械修理業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	デザイン業	0	-	0	-	1	(1)	0	-	0	-	0	-
	機械設計業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	経営コンサルタント業	0	-	0	-	0	-	1	(1)	0	-	0	-
	エンジニアリング業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	非破壊検査業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	自然科学研究所	0	-	1	(1)	0	-	0	-	0	-	0	-
	電気業	4	(1)	15	(1)	23	(4)	14	(1)	17	(5)	9	(3)
	商品検査業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	計量証明業	0	-	1	(1)	0	-	0	-	0	-	0	-
研究開発支援検査分析業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
合計		27	(23)	53	(36)	76	(41)	82	(46)	72	(48)	54	(41)

注1：括弧内は企業数等。一部業種において認定企業に重複があるため、合計と一致しない箇所あり。

注2：平成29年度に2業種分の計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、業種別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

出典：沖縄県商工労働部「産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」

【表3-3-9-4】 産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 地域別 (単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
北部	2	7	10	11	8	4	42
中部	10	21	37	41	38	27	174
南部	10	21	17	24	17	19	108
宮古	3	1	6	3	3	4	20
八重山	2	3	6	3	6	0	20
合計	27	53	76	82	72	54	364

注1：平成29年度に2地域にまたがる計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、地域別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

出典：沖縄県商工労働部「産業高度化・事業革新促進計画の実施状況」

税制優遇措置については、平成24年度税制改正により対象地域が県内全域に広がったことや、平成26年度税制改正で活用要件が緩和されたこと等により、活用件数は徐々に増加している。特に固定資産税の免除については年間100件を超えるまで増加した。

【表3-3-9-5】 産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の活用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
投資税額控除	6	201	25	561	31	354	27	392	20	299	23	440
特別償却	2	29	5	146	4	86	4	46	3	18	7	189
事業税	30	50	31	263	33	358	44	371	47	462	43	407
不動産取得税	8	10	5	18	15	90	26	89	17	59	16	14
固定資産税	71	162	58	697	51	576	94	615	122	841	132	773
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
法人住民税	8	40	30	103	35	65	31	55	23	39	30	62
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	125	492	154	1,788	169	1,529	226	1,568	233	1,721	251	1,885

注1：法人住民税は、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税は沖縄県企画部企画調整課調べ

これら優遇措置を活用した設備投資により、県内企業では生産性の向上や新たな製品の製造等につながっており、他のものづくり振興策の成果も相まって、沖縄県の製造品出荷額（石油・石炭除く）は増加してきている（図表3-3-9-1参照）。

【税制優遇措置を活用した産業高度化及び事業革新の事例】

事例①：A社（鉄鋼製品卸売業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：工場、建物附属設備、機械・装置

税制の影響：税制優遇措置が契機となり、工場建設の投資に踏み切った。新規設備により作業動線が効率化し、取扱量も2倍に増加した。

事例②：B社（食料品製造業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：機械・装置

税制の影響：税制優遇制度があることで設備投資を行った。設備投資により生産の自動化が進み、生産量が約1.3倍に増加した。また、独自の商品開発が可能となったため、今後は新商品の開発・製造を行う予定である。

（課題及び今後の方向性）

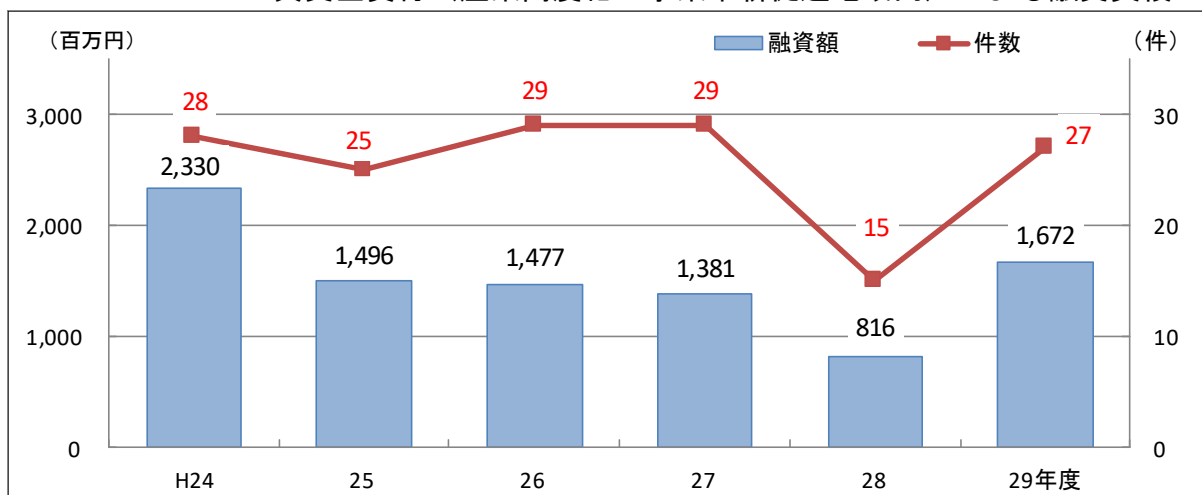
県内において付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出を図るためには、製造業をはじめとした幅広い産業の集積・振興を図る必要があるが、いまだ認定実績のない業種が存在するため、沖縄県産業振興公社など関係機関と連携して制度の周知等に取り組む。

県内全域において産業高度化及び事業革新を一層推進し、生産性を向上させるため、製造業等の少ない離島圏域において控除率を引き上げることや、正規雇用者数及び正規雇用率等を勘案した控除率の引上げ等についても検討する。

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において産業高度化・事業革新促進地域内で製造業等又は産業高度化促進事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計153件、91億7,200万円が活用されており、本制度は産業高度化及び事業革新促進に寄与している。

【図表3-3-9-6】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業高度化・事業革新促進地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(2) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置

(目的及び概要)

本土復帰前の琉球政府では、酒税について、アルコール度数30度の泡盛が4万400円/k1、ビールが8万800円/k1と定めていたが、本土復帰によって本則課税が適用されると、アルコール度数30度の泡盛が4万7,900円/k1、ビールが10万6,000円/k1に増税されることから、県民生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、激変緩和措置として酒税の軽減措置が創設された。

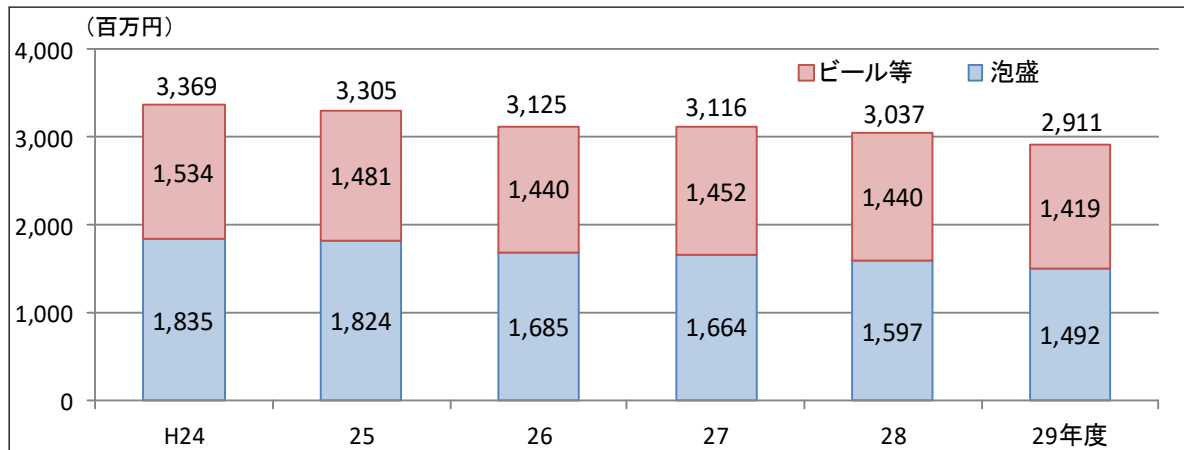
対 象	沖縄の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類。
優遇措置の概要 (酒税の軽減措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・泡 盛 35%軽減 ・ビール等 20%軽減

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成29年度末現在、酒税軽減措置の適用を受けているのは48事業者（泡盛45、焼酎等1、ビール1、ウイスキー1）であり、平成29年度の軽減実績は約29億円となっている。

【図表3-3-9-7】 復帰特別措置による酒税の軽減実績



注1：「ビール等」には、ビール、焼酎及びウイスキー等の泡盛以外の酒類。

出典：沖縄国税事務所「統計情報」を基に沖縄県商工労働部ものづくり振興課作成

これまで、本措置によって一般消費者の税負担の軽減が図られるとともに、沖縄県産酒類の県外産同種酒類に対する価格優位性が確保され、消費数量の維持・拡大に貢献し、沖縄経済の振興に寄与してきた。

また、酒類製造業社側では経営の安定が図られ、商品の品質改良、設備投資及び販売促進など経営の近代化が進められてきたところであり、全出荷量に占める県外出荷率の向上にも寄与した。

【沖縄県産酒類の出荷数量】

(泡盛)

- ・ 復帰後（昭和51年度^{*}）の出荷数量 8,762k1（うち県外出荷率2.55%）
- ・ 現在（平成30年度）の出荷数量 17,246k1（うち県外出荷率16.62%）

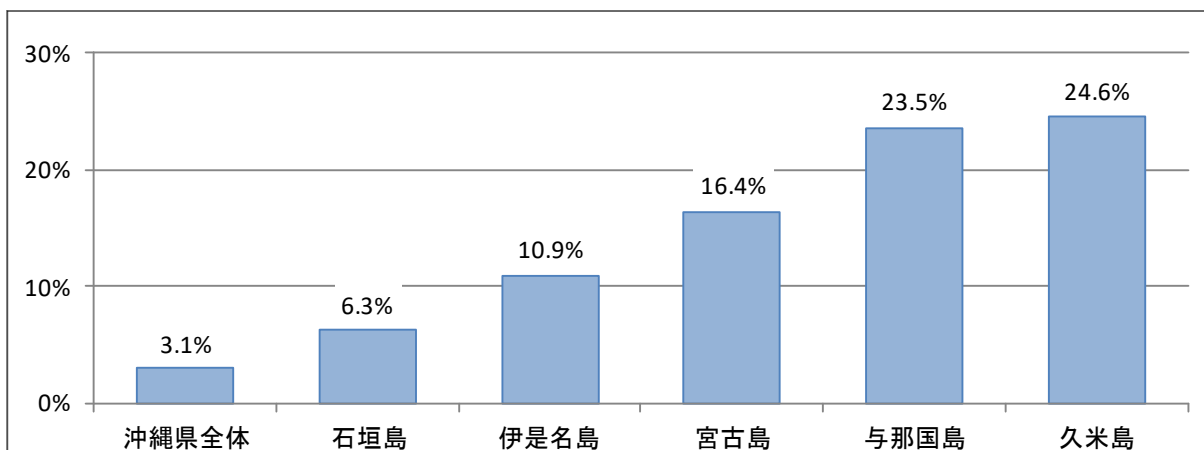
※昭和47年度～昭和50年度までは県内外出荷率の記録がない。

(ビール等)

- ・ 復帰後（昭和47年度）の出荷数量 23,606k1（うち県外出荷率0%）
- ・ 現在（平成30年度）の出荷数量 54,303k1（うち県外出荷率24.1%）

さらに、本制度の対象となっている泡盛製造場のうち約4割が離島に存在し、産業の少ない離島における雇用の受皿となっており、離島振興の観点からも本制度は重要な役割を果たしている。

【図表3-3-9-8】 製造業就業者数に占める泡盛製造業就業者数の割合



出典：総務省「平成27年国勢調査」及び沖縄県酒造組合による平成27年調査結果を基に沖縄県商工労働部ものづくり振興課作成

(課題及び今後の方向性)

人口の減少や若者のアルコール離れ等により、泡盛の出荷量は平成16年をピークに14年連続で減少し、約3割の泡盛製造事業者が営業赤字となっている。このため、泡盛業界では経営安定化に向けて営業利益率を4.1%（平成27年度清酒製造業）とすることを目標に掲げ、各種取組を行っている。

ビール産業では一定の出荷数量を確保するため、総出荷量に占める県外・海外出荷数量の割合を毎年2%増加させることを目標としているが、量販店における競争の激化や本土大手メーカーに対抗するための商品開発費等により、経営環境は厳しさを増している。

本措置が廃止された場合、価格転嫁による売上げ減少等により産業活動が低下し、地域における経済活動の縮小や雇用への影響が懸念されることから、業界の自立的な経営に向けた取組状況等も勘案しつつ、本措置を継続する必要がある。

(10) 雇用対策と多様な人材の確保

県民が働きがいのある仕事に就けるよう、雇用の場の創出や就業支援に取り組み、多様な生き方が選択・実現できる雇用環境の整備と安心して働ける社会の形成を目指し、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、基準年と比較し、「完全失業率（年平均）」は3.7ポイント減少し3.4%、「就業者数の増加」は8.5万人増加し70.7万人となり、現時点で目標値を上回っている。

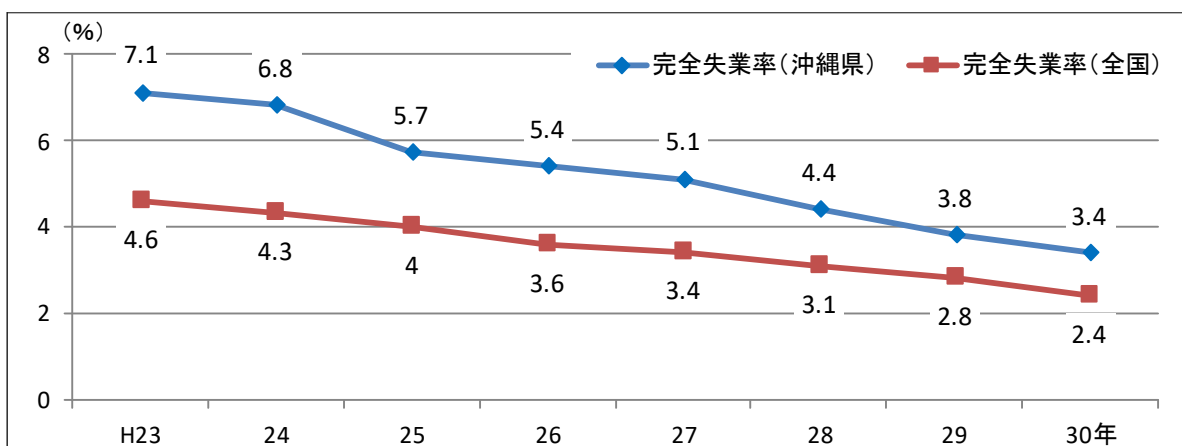
また、「自分に適した仕事や、やりがいのある仕事ができること」は8.8ポイント増加し、県民満足度が向上した。「仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること」は9.7ポイント増加し、県民満足度が向上したものの20%台にとどまっている。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
完全失業率(年平均)の低下	7.1% (H23年)	3.4% (H30年)	4.0%
就業者数の増加	62.2万人 (H22年)	70.7万人 (H30年)	69.0万人
自分に適した仕事や、やりがいのある仕事ができること	21.6% (H21年県民意識調査)	30.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること	14.4% (H21年県民意識調査)	24.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

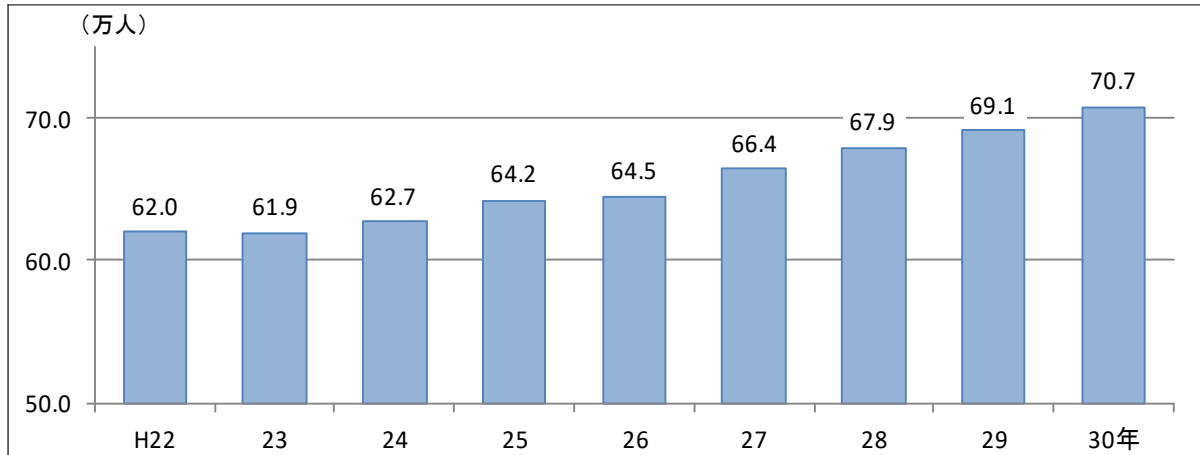
注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

【図表3-3-10-1】 完全失業率（年平均）の推移



出典：沖縄県企画部「労働力調査」

【図表3-3-10-2】 就業者数の推移



出典：沖縄県企画部「労働力調査」

雇用対策と多様な人材の確保に向けては、多様な雇用機会の創出や、非正規雇用者の正規雇用化を促進するとともに、若年者を正社員として雇用し、定着につなげていくなど、更なる正規雇用の拡大に向けた取組を強化する必要がある。また、求人と求職における技能・能力のミスマッチの解消や、離職の理由ともなる職場環境の改善等が必要である。加えて近年、完全失業率や有効求人倍率は改善している一方、顕著になってきた人手不足の解消のための取組や、産業の高度化を牽引する高度人材の確保に向けた取組を推進する必要がある。

このため、雇用機会の創出・拡大と求職者支援、若年者の雇用促進、職業能力の開発、働きやすい環境づくり、駐留軍等労働者の雇用対策の推進、沖縄産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進に取り組む必要がある。

ア 雇用機会の創出・拡大と求職者支援 (成果等)

雇用機会の創出・拡大と求職支援のため、総合的な就業支援拠点の形成、求職者及び事業主等への支援、女性、高齢者、障害者等の就労支援に取り組んだ。

総合的な就業支援拠点の形成については、就職・雇用等に関する求職者や事業主等の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点となるグッジョブセンターおきなわを設置し、求職者に対して県やハローワーク、那覇市等の関係団体が一体となり、生活から就職までワンストップによる支援を行い、平成25年4月の開所から平成30年度末までに延べ15万6,184人が来所した。グッジョブセンターおきなわについては、施設機能強化のため、旭橋都市開発地区へ新たな施設の整備を行い、平成30年10月に移転が完了した。今後は同施設を拠点に、関係団体が連携して、求職者や事業主への支援を強化することで、雇用の創出と安定化を図る。

求職者及び事業主等への支援については、沖縄県キャリアセンターにおいては、高校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催などを通し、職業観の育成から就職までを総合的に支援した。平成26年4月から平成30年3月までは、沖縄国際大学内に中部サテライトを設置し、中部地域の学生・若年求

職者への支援を行ったこと等から利用者が大幅に増加し、若年者の失業率の改善に寄与した。

県内各圏域内（北部・中部・南部・宮古・八重山）の雇用創出を図るため、企業開拓や合同企業説明会、事業主向けの雇用支援制度に関する巡回相談等を行い、求職者側と求人側双方に地域の実情に応じたマッチング機会を提供することで、ミスマッチの解消を図り就職支援に取り組んだ。

これらの取組に加え、観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、完全失業率（年平均）については、平成30年は3.4%と、目標値を達成している。

県内企業の雇用環境を改善し、離職率を抑制するため、企業における人材育成推進者を養成するための講座を開催するとともに、優れた人材育成の取組を行う企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」を創設した。さらに、県内に新規に立地した情報通信関連産業などの企業を対象に、研修費用の一部を助成するなど人材育成の支援を行い、雇用の維持や拡大に寄与した。加えて、非正規雇用者の正規雇用化に向け、待遇改善に必要な原資の捻出に取り組む企業に対して、専門家派遣等の支援を行うことで、正規雇用率の改善に寄与した。

これらの取組により、離職率については、平成29年には4.7%となっており、現時点で目標値に達している。

観光業界については、多言語に対応できる語学人材の確保を支援するため、県外・海外において就職相談会を開催し、平成30年3月末時点で31人の内定者確保につながった。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、母子家庭の母等に対し、託児機能付きの研修や訓練の実施、高齢者の就業機会拡大を図るため沖縄県シルバー人材センター連合等への支援、障害者の職業訓練の推進として新商品開発による事業所製品のオリジナルブランド化等を実施した。また、就職困難者に対する寄り添い型の就職・生活支援を行うとともに、新規学卒者に対して内定率向上のため、専任コーディネーターを大学等へ配置し支援を行った。また障害者就労施設における工賃向上を支援するため、経営コンサルタント派遣により支援するとともに、施設の生産活動の売上増を目指して農作物の栽培や商品開発に関する研修や、障害者が育てた農作物を販売する農福連携マルシェ開催を実施し、平均工賃月額の向上を図った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
完全失業率(年平均)	7.1% (H23年)	3.4% (H30年)	4.0%
離職率	7.7% (H19年)	4.7% (H29年)	5.2%

(課題及び対策)

県内総生産に占める製造業の構成比が全国一低く、第3次産業の構成比が高い産業構造であり、全国一律の経済雇用対策では波及効果が限定されることから、独自の雇用対策が必要である。また、完全失業率は改善しているが、依然として全国一高い水準であり、雇用の場の不足、求人と求職のミスマッチ、若年者の雇用環境の厳しさといった課題の解決に向け、県や関係団体の一体となった取組が求められている。

また一方で、近年雇用情勢が改善する中、人手不足が顕著になっている業界もあることから、多様な人材の確保に向けて、様々なニーズに対応した就業の促進、職業能力の向上、労働環境・処遇改善、働きやすい環境づくりなどに向けた取組を強化する必要がある。

求職者及び事業主等への支援については、離島における定住人口維持のための雇用創出の取組や県内各圏域の地域内における雇用創出、公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関との連携強化による地域の特性に応じた職業紹介や職業相談・指導の充実を図るとともに、県内各圏域に置けるマッチング機会の提供を行うなど、若年者、女性、高齢者、障害者等の求職者側や企業等の求人側双方にきめ細かな支援を行う必要がある。また、求職手段の多様化に応じて、マッチング効果を高めるため、IT技術等の活用を強化する必要がある。

企業の求める技術・技能や求職者が望む労働条件等におけるミスマッチを解決するため、企業や業界に対する正確な情報発信と合同説明会や職場体験等により求職者を支援していく必要がある。

県内における離職率・転職率の高さも課題となっており、定着を促す雇用環境の改善等に向けた取組が必要である。

人手不足が顕著になっている観光業界においては、全国的に需要が高まることが想定される多言語に対応可能な人材の確保に向けて、効果的・効率的に語学人材を確保する方法を検討し、外国人雇用のノウハウを観光業界に蓄積させる必要がある。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、本県の母子世帯割合は全国一となっていることから、引き続き母子家庭の母等に対する就職支援が必要である。また、貧困状態にある子供の保護者や若年者に対しては、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、就労支援等の充実に取り組む必要がある。さらに、事業所や関係機関と連携し、高齢者に対する就業機会の拡大、障害者の職業訓練の推進等による就労支援を図る必要がある。障害者の就労支援については、障害者就労施設への官公需の発注増大に向けて、障害者優先調達推進法に基づいて県関係機関及び市町村へ取組を推進するよう積極的に働きかけるとともに、障害者就労施設の生産活動の売上げ及び工賃の向上を図るため、農福連携マルシェ等の取組を更に推進する必要がある。

イ 若年者の雇用促進**(成果等)**

若年者の雇用促進のため、キャリア教育を推進するとともに、若年者の就職対策に取り組んだ。

キャリア教育の推進については、学生等の就職に対する意思決定の遅さや強い県内志向などの課題を解決するため、県内の高校生等を対象としたキャリア形成支援プログラムの構築、県内・県外・海外インターンシップの実施による就業意識の向上や視野の拡大、産学官で構成された地域連携協議会によるグッドジョブ運動の取組を推進した。

新規学卒者の低い就職内定率や高い離職率の改善を図るため、県内小中学校においては、職場見学や職場体験、講師を招いての講話を通してキャリア教育を実施しており、児童生徒の発達段階に応じた職業観・勤労観の醸成につなげた。また、県立高校においては、キャリア教育コーディネーターの配置及び教員研修の充実を図ったところ、進路決定者の割合が平成23年度の79.4%から84.8%に改善した。

これらの取組により、新規学卒者の就職内定率（高校）については、基準値である平成23年3月卒の86.6%から、平成30年3月卒は96.5%と上昇しており、目標達成見込みである。また、新規学卒1年目の離職率（高校）についても、平成29年3月卒で23.8%となっており、目標値の達成に向けて進展している。

各大学においては、専任のコーディネーターを配置し、学生に対するきめ細かな個別支援を実施した。在学中からの就業意識向上に向けたインターンシップや個別指導の実施や、県外就活支援、指導スキル向上のための職員研修を実施した。

これらの取組により、新規学卒者の就職内定率（大学等）については、基準値である平成23年3月卒の73.6%から、平成30年3月卒は87.0%と大きく上昇しており、目標達成見込みである。また、新規学卒1年目の離職率（大学）については、基準値である平成23年卒の25.2%から、平成29年卒は14.6%に減少しており、目標達成見込みである。

若年者の就職対策については、若年者の高い完全失業率を改善するため、沖縄県キャリアセンターにおいて総合的な就職支援を行ったほか、就労支援が必要な若年無業者に対する職業訓練の実施などに取り組んだ。

これらの取組により、若年者（30歳未満）の完全失業率については、基準値である平成23年の11.3%から、平成30年には6.3%と改善しており、現時点で目標値を達成している。しかし、全国の3.7%（平成30年）と比較しても依然として高い率を示していることから、今後も若年者の就職を支援していく必要がある。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
若年者(30歳未満)の完全失業率	11.3% (H23年)	6.3% (H30年)	7.2%
新規学卒者の就職内定率(高校)	86.6% (H23年3月卒)	96.5% (H30年3月卒)	98.0%
新規学卒者の就職内定率(大学等)	73.6% (H23年3月卒)	87.0% (H30年3月卒)	90.0%

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
新規学卒1年目の離職率(高校)	29.5% (H22年3月卒)	23.8% (H29年3月卒)	20.0%
新規学卒1年目の離職率(大学)	25.2% (H22年3月卒)	14.6% (H29年3月卒)	13.0%

(課題及び対策)

若年者の失業率が高い要因として、就職に対する意思決定が遅いこと、県内志向が強いこと、採用企業側の求人票の提出及び採用内定が遅いこと、学卒無業を容認する親の意識などがあげられる。

キャリア教育の推進については、社会的・職業的自立に向けて様々な課題が見られることから、キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を関連付けること等が必要であり、産学官連携の下、就学時から職業観の醸成に向けた取組が重要である。小中学校においては、これまでの取組に加え、児童生徒が将来の生き方を考える際にこれまで学んだことの振り返る教材である「キャリアパスポート」を新たに活用するなどの取組を推進する必要がある。

若年者の就職対策については、雇用情勢は改善傾向にあるが、一方で、業種（観光業、建設業等）によっては人手不足が顕著となるなど、雇用のミスマッチが起きていることから、若年者に対する同業種への理解や職業観の形成に向けた支援が必要である。

あわせて、情報通信関連産業や臨空・臨港型産業の誘致、バイオ、医療、ベンチャーの振興等を図りながら、これらの産業分野における知識の習得や技術力の高度化のための人材育成に取り組むことで、就業の定着につなげる必要がある。

沖縄県の新規学卒者就職内定率は全国ワーストクラスである。また新規学卒者の1年目の離職率も全国を大きく上回っている。このため、新規学卒者に対しては、在学中からのキャリアカウンセリング、県内企業や大学等と連携したインターンシップ、内定者セミナー等に加え、若手社員を対象としたセミナーを開催するなど就職後の離職対策の強化を図ることで、職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援を行う必要がある。

ウ 職業能力の開発

(成果等)

職業能力の開発のため、公共職業訓練校における職業訓練の実施等に取り組んだ。

公共職業能力開発施設においては、技能労働者の育成を図り、就職を支援するため、若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施した。

これらの取組により、県立職業能力開発校の訓練修了者の就職率については、平成29年度に95.2%となり、現時点で目標値を達成している。

また、専修学校等の民間教育訓練機関を活用し、離転職者の早期就職に向けて知識

や技能を習得させる委託訓練を行った。

障害者や母子家庭の母等、特に就職が困難な求職者に対して、職業訓練を実施するとともに、訓練期間中に訓練手当を支給し、経済的負担を軽減した。また、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等の受講を推進するため、託児サービス付き訓練を設定した。

これらの取組により、委託訓練修了者の就職率は、平成30年度は82.8%となり、現時点で目標値を達成している。

さらに、民間で行われる職業訓練の質的水準の確保等を図るため、雇用する労働者への職業訓練を実施している事業主等に対し、平成30年度末時点で13団体を認定職業訓練実施団体として認定した。事業主による職業能力開発の促進に寄与している。

ニート等の若年無業者を対象とした、知識・技能や実践能力の習得訓練を実施することで、平成24～30年度において計467人が就職や公共職業訓練への移行、進学等につながった。

この取組を行ったものの、若年無業者率については、平成27年度は1.95%となり、平成17年度の基準値から0.04ポイント増加した。全国も同様に平成27年度に1.56%と平成17年の1.2%から0.36ポイント増加している。全国との差は0.71%から0.39%に改善されているものの、進展遅れとなっている。

技能検定制度の実施・普及を図るため、沖縄県職業能力開発協会が行う職業能力の開発や向上に対する取組を支援した。工業高校に向けた受検推奨や、技能フェスティバルの開催等により周知を図ったことで、技能検定受検者数が増加した。

離島地域においても職業訓練実施に取り組んだところ、平成24年度からの6年間で702人が受講し、訓練機会の少ない離島における職業能力の開発に寄与した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県立職業能力開発校の訓練修了者の就職率	85.9% (H22年)	95.2% (H30年)	90.0%
委託訓練修了者の就職率	67.8% (H22年)	82.8% (H30年)	75.0%
若年無業者率(15～34歳人口に占める無業者の割合)	1.91% (H17年)	1.95% (H27年)	1.50%

(課題及び対策)

公共職業訓練校における職業訓練の実施等については、本県の高い失業率の要因の一つである求人と求職者の技能・能力のミスマッチの解消に寄与しているため、引き続き雇用ニーズの高い職業訓練を実施する必要がある。

県立職業能力開発校については、企業や学校のほか、広く県民に対して県立職業能力開発校のPRを強化することや、雇用ニーズを的確に見極め、機能強化や産業構造の

変化等に対応した訓練科目の見直し等を行うとともに、企業等のニーズや技術革新の動向に対応した柔軟な職業能力開発の実施に向けて取り組むほか、キャリアアップ等に必要な専門スキルの習得等を支援する取組が必要である。また、人手不足への対応や労働生産性の向上等が課題となっているため、時代のニーズに適合した職業訓練を実施できる設備の整備が必要である。

一方で、民間教育訓練機関等との連携や役割分担により効率的・効果的な職業訓練、指導体制の充実・強化を図る必要がある。

その他、労働者等のスキルアップを図る事業主等を支援するため、事業主や業界団体等に対し、認定職業訓練制度について周知・広報を積極的に行っていく必要がある。

障害者や母子家庭の母等、就職が困難な求職者に対しては、引き続き訓練手当を支給し、公共職業訓練の受講を促進する必要がある。また、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等のため、引き続き託児サービス付き訓練の設定を行う必要がある。

若年無業者については、訓練状況や事業の成果・改善点等について関係機関と調整し、事業の円滑な実施を図るとともに、訓練期間中における受講生のメンタルケアを行うなどきめ細かな訓練を実施する必要がある。

離島地域における雇用状況の改善のため、民間教育訓練機関との連携強化等による職業訓練機会の充実を図る必要がある。

職業能力の開発や向上に寄与するため、引き続き沖縄県職業能力開発協会と連携の上、技能検定の普及促進と技能振興に取り組む必要がある。

エ 働きやすい環境づくり

(成果等)

働きやすい環境づくりのため、労働条件の確保・改善と、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。

労働条件の確保・改善については、労働条件の確保・改善の取組として、労使等を対象とした講座を開催するとともに、労働環境の実態の把握を行うなど、働きやすい職場環境の整備を促進した。また、正社員転換を要件とした研修費補助や非正規雇用者の正規雇用化を検討している企業に対する専門家派遣等を実施するとともに人材育成認証制度により、安定した雇用環境の促進を図った。さらに、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、労働条件や安全衛生、福利厚生、労働組合などの労働問題全般に関する労使双方からの相談に対し助言を行うことにより、職場環境の改善を図った。

これらの取組により、正規雇用者(役員を除く)の割合については、平成30年に61.4%であり、目標値の達成に向けて進展しているものの、特に若年層の非正規雇用割合が高いため、目標値の達成に向けては、一層の推進が必要である。

さらに、ファミリー・サポート・センターの機能充実を図るため、アドバイザーを対象とした研修会を開催するとともに、チラシの発行等による更なる周知を行った。取組によりファミリー・サポート・センターは、平成29年度末時点で18か所30市町村に設置されている。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業にアドバイザーの派遣を実施するとともに、セミナーの開催やリーフレット配布等の周知・啓発を行った。また、一括交付金（ソフト）を活用して、女性の多様な働き方を総合的に支援するため、仕事をしている（したい）女性からの仕事に関する相談や助言、スキルの習得に関するセミナーの開催、職場見学等を行うとともに、女性が働き続けられる環境整備に取り組む企業に対し、セミナーの開催や専門家派遣等の支援を行った。

これらの取組などにより認知度が向上したことから、ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数は、平成30年度は84社となっており、目標値を達成する見込みである。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
正規雇用者(役員を除く)の割合 【再掲】	59.6% (H25年)	61.4% (H30年)	62.5%
ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数	29社 (H23年度)	84社 (H30年度)	90社

(課題及び対策)

労働条件の確保・改善については、県内企業のほとんどが中小・零細企業であり、労働条件の確保や改善の余地が大きく、職場環境の問題を転職や離職の理由とする労働者がいることから、引き続き、企業等が取り組む職場環境改善のための取組を支援するなど、雇用の質の改善を推進していくこと必要である。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、「仕事と子育ての両立」や「仕事と生活の充実」を実現するため、事業主の職場環境改善の意識を高めることや、労働者の働き方に対する意識改革をより一層進めていくことが必要である。また、女性が働き続けられる環境整備を図るため、仕事をしている（したい）女性のキャリア形成や職業生活に資する取組を推進するとともに、女性の職業継続を支援する意欲ある企業が、自主的な取組を行えるよう「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」の普及・啓発を図る必要がある。

オ 駐留軍等労働者の雇用対策の推進

(成果等)

駐留軍等労働者の雇用対策の推進に向け、（一財）沖縄駐留軍離職者対策センターが実施している、駐留軍等離職者に対する再就職相談や、転職のための職業訓練に対して補助を行った。

これらの取組により、平成24年度からの6年間で66人の再就職につながった。

駐留軍等離職者に対するアスベスト健康被害相談により、平成24年度からの6年間に於いて、1,395件の健康相談を受け、労災及び石綿健康被害救済制度による18件の救済を行った。

（課題及び対策）

米軍再編に伴う大規模な基地返還に伴い予測される、駐留軍等労働者（約9,000人）の大量の配置転換や離職への対応として、沖縄防衛局及び沖縄労働局等とも連携を図りながら、技能訓練や再就職支援等に取り組む必要がある。

また、駐留軍離職者に対するアスベスト健康被害についても、被害者の高齢化が懸念されることから、掘り起こしに引き続き取り組む必要がある。

カ 沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進**（成果等）**

地域における若年者の就業意識向上を目的に、平成29年度までに産学官・地域連携協議会を20か所に設置し、ジョブシャドウイング事業（仕事をする大人を観察し、仕事や職種に関する認識を深めるキャリア教育の手法）と未来の産業人材育成事業（職業人講話等により県内の主たる産業の業界理解を促し早期からの興味関心を育てる取組）をツールに産学官連携の仕組みづくりを支援した。ジョブシャドウイング事業については、平成24年度から平成26年度までの3年間で延べ6,774人の児童生徒が参加し、そのうち約7割の児童生徒の就業意識が向上した。未来の産業人材育成事業については、平成26年度から平成29年度までの4年間で延べ3万1,858人の児童生徒が参加し、平成29年度においては、就業意識の肯定的変化は約86%となった。また、協議会が行う地域のニーズにあった就業意識向上を図る事業に対して支援を行い、実施された事業へは平成29年度までに約4万3千人参加し、若年者の就業意識向上が図られた。

これらの取組に加え、観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、就業者数は、平成22年の62万2千人から着実に増加し、平成30年では70万7千人となり、現時点で目標値である69万人を達成している。また、新規学卒者の就職内定率（高校）及び新規学卒者の就職内定率（大学等）についても、目標達成見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
就業者数	62.2万人 (H22年)	70.7万人 (H30年)	69万人
新規学卒者の就職内定率(高校) 【再掲】	86.6% (H23年3月卒)	96.5% (H30年3月卒)	98.0%
新規学卒者の就職内定率(大学等) 【再掲】	73.6% (H23年3月卒)	87.0% (H30年3月卒)	90.0%

（課題及び対策）

雇用者数拡大と完全失業率の改善（全国並み）を基本目標に、平成19年より企業、学校、家庭・地域社会、マスメディア、行政機関など、県民が一体となって「みんなでグッジョブ運動」に取り組んだ結果、就業者数は増加し、完全失業率も改善している。しかし、なお目標で掲げた完全失業率の全国並みには至っていないことから、今後の効果的な運動展開の形態を見極めつつ、引き続き各主体の連携のもとに推進していく必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 地域雇用開発促進法の特例

(目的及び概要)

沖縄の地理的、経済的特殊性に鑑み、地域雇用開発促進法の特例を設けるものであり、沖縄における求職者の就職の促進等、求職者の雇用環境の改善を図ることを目的として創設された。

地域雇用開発促進法	目的及び概要	<p>地域雇用開発促進法は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に対し、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じることにより、これらの者の職業の安定に資することを目的としている。</p> <p>国は、雇用情勢に地域差がみられる中で、地域的な雇用構造の改善を図るため、地域雇用開発促進法第2条で定める「雇用開発促進地域」及び「自発雇用創造地域」に該当する地域に対して重点的に支援を行っている。</p>
法について	雇用開発促進地域の要件	<p>同一労働市場圏であるような地域的に一体性を持った範囲で設定するための要件として、地域雇用開発促進法上「自然的経済的社会的条件からみて一体であること」とされている。</p> <p>また、地域内に居住する求職者の割合が相当程度に高く、かつ、その求職者の総数に比して著しく雇用機会が不足しているため、求職者がその地域内で就職することが著しく困難な状況であること、さらに、これらの状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることも要件とされている。</p> <p>*「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること」の運用基準（地域雇用開発指針）</p> <p>公共職業安定所の管轄区域を原則とし、地理的に分断されておらず連続性を有する地域であって、市町村を単位とすること。</p>
	雇用開発促進地域に対する支援措置	<p>都道府県が、雇用開発促進地域に該当すると認められる地域について「地域雇用開発計画」（計画期間は原則として3年以内）を策定し、厚生労働大臣がこれに同意した場合、当該計画で定められた地域（以下、「同意雇用開発促進地域」という。）において国の支援措置が講じられる。</p> <p>同意雇用開発促進地域において、地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備を300万円以上行い、その地域に居住する求職者を雇い入れ、労働者を3人（創業の場合は2人）以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、事業主に対して「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」が助成される。事業所の設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて、1回につき48万円から960万円が助成され、最大3回（3年間）支給される。</p>

特例の概要	<p>地域雇用開発促進法第2条第2項に定める「雇用開発促進地域」は、同一労働市場圏であるような地域的に一体性を持った範囲で設定するための要件として、「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること」とされているところ、沖縄においては、島しょ性などの地理的特殊性から、「自然的」という地理的な要件を除外し、「経済的社会的条件」とする特例を設けた。</p> <p>特例により、離島を含む沖縄県内全域が地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域となった。</p>
-------	--

(活用実績及び効果)

本特例により、島しょ性などの地理的特殊性を持つ沖縄県が地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域となり、本島北部地域、本島中部地域、本島南部地域、宮古地域、八重山地域の5つの地域が同意雇用開発促進地域となった。

同意雇用開発促進地域においては、地域における求職者の雇用環境の改善を目的とした国の支援措置である地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の活用が可能となっており、県内5つの同意雇用開発促進地域における有効求人倍率は上昇傾向を示すなど、新規求人数は増加基調で推移しており、雇用機会は着実に拡大している。

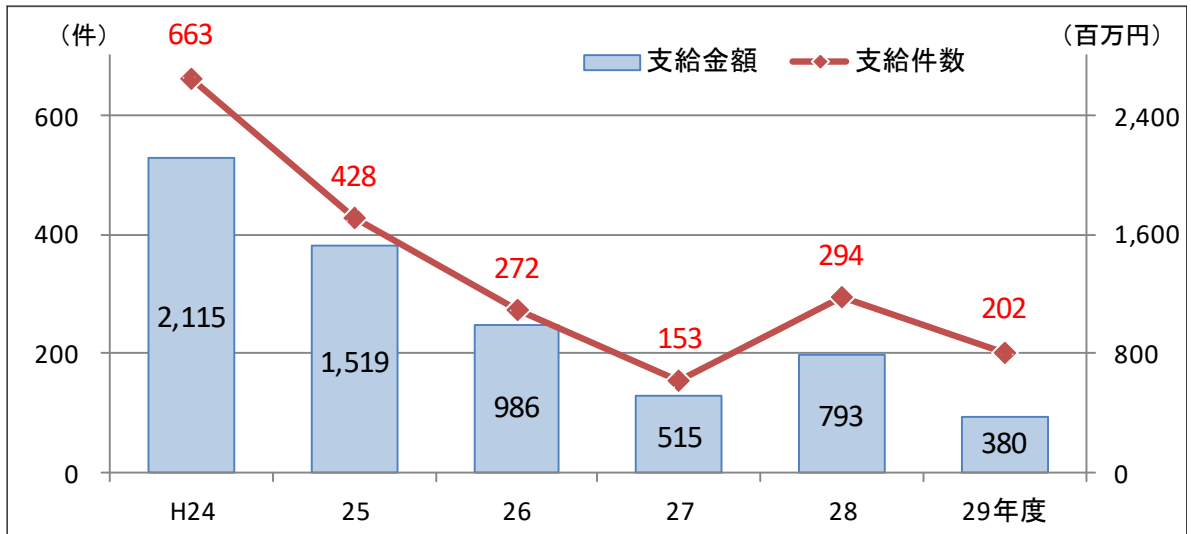
近年の雇用情勢の改善によって失業者が減少し、求職者数が減少基調で推移していることから、地域雇用開発助成金の活用実績は減少傾向にあるが、雇用機会の創出を図る上で有効に活用されており、本特例は沖縄県の雇用環境の改善に寄与している。

【表3-3-10-3】 同意雇用開発促進地域（沖縄県5地域）（平成30年10月1日現在）

地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
北部地域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	名護	平成28年10月1日～平成31年9月30日
中部地域	うるま市、宜野湾市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	沖縄	平成28年10月1日～平成31年9月30日
南部地域	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	那覇	平成28年10月1日～平成31年9月30日
宮古地域	宮古島市、多良間村	宮古	平成28年10月1日～平成31年9月30日
八重山地域	石垣市、竹富町、与那国町	八重山	平成28年10月1日～平成31年9月30日

出典：厚生労働省「同意雇用開発促進地域一覧」

【図表3-3-10-4】 県内同意雇用開発促進地域における地域雇用開発助成金の活用実績

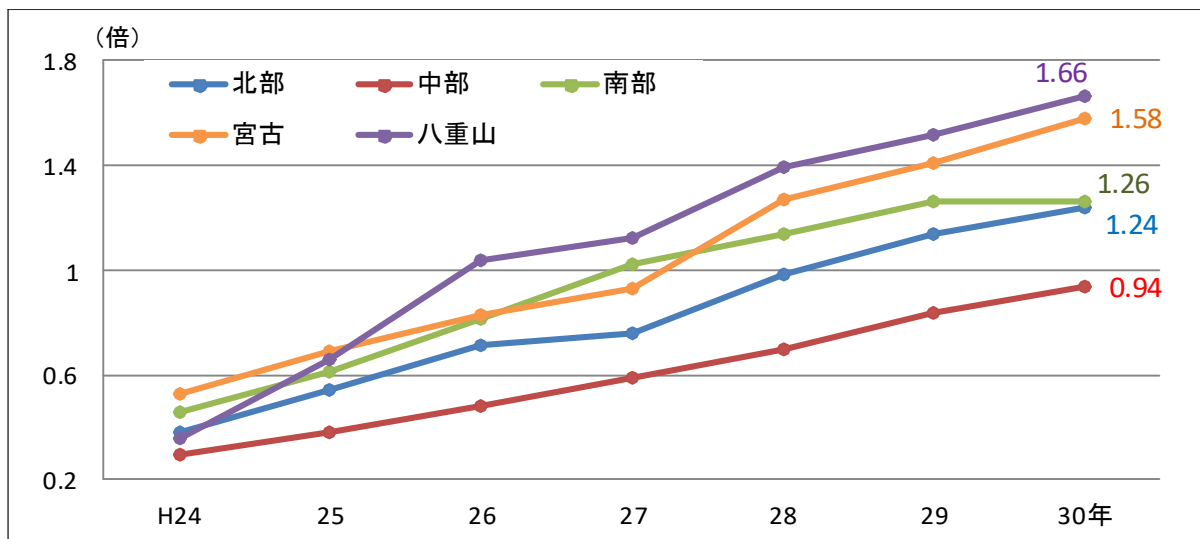


注1：平成25年5月に地域求職者雇用奨励金と地域再生中小企業創業助成金が地域雇用開発奨励金に統合され、平成29年4月より地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に名称変更された。

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請は平成30年度以降となるため、表中の実績は、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金及び地域雇用開発奨励金の実績を合計したものである。

出典：沖縄労働局「職業安定行政年報」を基に沖縄県企画部企画調整課が作成

【図表3-3-10-5】 県内同意雇用開発促進地域における有効求人倍率の推移



出典：沖縄労働局「職業安定業務統計」

(課題及び今後の方向性)

地域雇用開発促進法の特例が継続されることにより、沖縄における求職者の雇用環境の改善が見込まれる。今後も引き続き同制度の特例を踏まえ、地域雇用開発助成金を有効活用し、地域における雇用・就業の場の創出及び求職者の雇用・就業の促進を図り、労働者が安心して働ける社会の形成につなげていく。

(2) 沖縄失業者求職手帳制度**(目的及び概要)**

合衆国軍隊の撤退等に伴い、やむなく失業するに至った者であって一定の要件に該当する者に対して、就職指導、給付金の支給等の対象となる沖縄失業者求職手帳を発給し、これらの者の就職の促進を図ることを目的として創設された。

対象者	昭和46年6月17日以降における合衆国軍隊の撤退等に伴い、離職する者のうち駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく措置の適用を受けない者等に対して、その者の申請に基づき、公共職業安定所長は沖縄失業者求職手帳を発給する。	
有効期限	沖縄失業者求職手帳は、その発給を受けた者がやむなく失業するに至った日の翌日から起算して3年が経過したとき、又は公共職業安定所長が労働の意思若しくは能力を有しなくなったことその他厚生労働省令で定める事由に該当すると認めるときは、効力を失う。	
援助措置の概要	①就職指導の実施	公共職業安定所は、手帳所持者に対し、再就職を促進するために必要な就職指導を行う。原則として4週間に1回ずつ公共職業安定所に出頭させて、ケース・ワーク方式により、一定の指導課程に従って職業情報の提供や適性検査等を実施することとしており、一般の求職者に対する職業指導よりきめ細かく、個々人の実情に応じた計画的、体系的なものとなっている。
	②職業訓練の受講指示	就職指導を受ける者に対して、公共職業安定所長は、その者の再就職を促進するために、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けること、職業講習を受けること、都道府県知事が事業主に委託して行う手帳所持者を作業環境に適応させる訓練（職場適応訓練）を受けること、適職に紹介するために指定日に公共職業安定所に出頭することについて指示を行う。
	③職業転換給付金	国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にするため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、就職促進手当等の給付金を支給する。

(活用実績及び効果)

昭和47年度から平成29年度までの累計で、沖縄失業者求職手帳発給件数は8,267件、就職促進手当支給件数は1万4,418件となっており、1,899人の就職につながっている。

米軍基地の再編統合に伴う駐留軍等従業員の大量解雇は、本土復帰後の沖縄の構造的な高失業率の要因となり、平成14年度以前は手帳発給件数は多かったが、近年、駐留軍等従業員の人員削減がほとんど見られなくなってきていることから、利用実績は減少傾向にある。

【表3-3-10-6】 沖縄失業者求職手帳制度の実績

(単位：人、件)

年度	期末現在 手帳所持者数	手帳発給件数	手帳失効・ 取消件数	就職促進手当 受給者数	就職者数	
S47～56	—	7,123	6,412	11,021	1,794	
S57～H3	—	786	1,371	2,334	77	
H4～H13	—	287	327	688	26	
H14～H23	—	65	159	351	2	
H24～H29	—	6	11	24	0	
	H24	8	3	0	8	0
	H25	3	0	5	6	0
	H26	3	3	3	3	0
	H27	3	0	0	3	0
	H28	3	0	0	3	0
	H29	0	0	3	1	0
合計	—	8,267	8,280	14,418	1,899	

出典：沖縄労働局「定例業務報告」

(課題及び今後の方向性)

駐留軍等従業員の雇用は近年比較的安定しており、人員整理がほとんど見られなくなってきたことから、沖縄失業者求職手帳制度の利用実績は減少傾向にある。しかし、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後、沖縄8施設において勤務する駐留軍等従業員の雇用に影響が生じることが見込まれる。

駐留軍等従業員の使用者は在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。また、駐留軍等従業員の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、他の職種への転換が困難等の理由により、再就職が困難となるおそれがある。

本制度は、求職者の求職活動の促進とその生活の安定に資するセーフティネットとして有効に機能している。将来的に予想される在日米軍の再編に伴う駐留軍等従業員の解雇への対応に備え、本制度による措置を継続して実施する必要がある。

【表3-3-10-7】再編実施のための日米ロードマップ（平成18年5月）における
土地の返還等の対象施設

(平成29年3月末現在)

施設名	再編ロードマップ	駐留軍等 従業員数
キャンプ・コートニー	グアム移転	297人
キャンプ・ハンセン	グアム移転	605人
普天間飛行場	グアム移転 全面返還（481ha）	213人
キャンプ瑞慶覧	グアム移転 部分返還（152ha＋追加的な部分）	2,402人
牧港補給地区	グアム移転 全面返還（274ha）	1,001人
キャンプ桑江	全面返還（68ha）	34人
那覇港湾施設	全面返還（56ha）	84人
陸軍貯油施設 第1桑江タンクファーム	全面返還（16ha）	98人
合 計		4,734人

注1：陸軍貯油施設第1桑江タンクファームの駐留軍等従業員数については、陸軍貯油施設全体の従業員数を記載している。

出典：沖縄県知事公室「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」（平成30年3月）

(11) 離島における定住条件の整備

日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など、離島の果たしている役割を評価し、県民全体で離島地域を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の分野においてユニバーサルサービスを提供し、定住条件の整備を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「離島地域における人口」は、島外への高校進学等により1,828人（1.4%）減少した。「離島と沖縄本島間など移動が気軽にできること」は宮古で28.9ポイント増加し31.4%、八重山で31.7ポイント増加し39.5%、「物価が安定していること」は宮古で11.5ポイント増加し17.4%、八重山で15.1ポイント増加し22.1%、「良質な医療が受けられること」は宮古で13.6ポイント増加し31.4%、八重山で6.8ポイント増加し23.3%となり県民満足度が向上している。

しかし、「身近な場所に生活に必要な施設（商業施設、医療施設など）があること」は八重山で19.6ポイント減少し46.5%、「地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること」は宮古で2.3ポイント減少し18.2%となり、県民満足度が低下した。

「目標とするすがた」の指標については、定期的実施している県民意識調査における県民満足度を引用しており、平成30年8月調査では、初めて小規模離島を対象とした調査を行い、離島住民の意識やニーズの把握に努めた。

また、「目標とするすがた」については、多様な環境にある離島地域の実情を把握し、振興施策に反映させるため、今後は小規模離島を含めたより細やかな指標の設定についても検討する必要がある。

<目標とするすがたの状況>

項目名	離島の現状 (基準年)	離島の現状 (現状値)	R3年度の目標
離島地域における人口の確保	127,766人 (H22年)	125,938人 (H27年)	125,938人
離島と沖縄本島間など移動が気軽にできること	宮古 2.5% 八重山 7.8% 【参考】県全体 8.2% (H21年県民意識調査)	宮古 31.4% 八重山 39.5% 【参考】県全体 28.6% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
物価が安定していること	宮古 5.9% 八重山 7.0% 【参考】県全体 9.8% (H21年県民意識調査)	宮古 17.4% 八重山 22.1% 【参考】県全体 19.5% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
身近な場所に生活に必要な施設(商業施設、医療施設など)があること	宮古 46.6% 八重山 66.1% 【参考】県全体 61.1% (H21年県民意識調査)	宮古 47.1% 八重山 46.5% 【参考】県全体 56.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること	宮古 20.5% 八重山 23.2% 【参考】県全体 18.0% (H24年県民意識調査)	宮古 18.2% 八重山 24.4% 【参考】県全体 19.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

項目名	離島の現状 (基準年)	離島の現状 (現状値)	R3年度の目標
良質な医療が受けられること	宮古 17.8% 八重山 16.5% 【参考】県全体 28.7% (H21年県民意識調査)	宮古 31.4% 八重山 23.3% 【参考】県全体 39.2% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

離島における定住条件の整備に向けては、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、生活環境基盤や交通基盤の整備、教育、医療、福祉分野におけるユニバーサルサービスの提供など、生活面での条件不利性の克服に取り組む必要がある。このため、割高な交通・生活コストの低減を図るほか、情報通信基盤の高度化や公営住宅の整備など、生活環境基盤の整備を促進する必要がある。また、公平な教育機会を確保するため、地域の実情に応じた教育環境整備や教育に係る負担の軽減を図る必要がある。さらに、医師の安定確保等により離島における医療提供体制の充実を図るとともに、介護サービス等の提供体制を整備するなど、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する必要がある。このほか、空港、港湾・漁港、道路の整備に加え、航空路、航路及びバス路線の維持・確保に努める必要がある。

ア 交通・生活コストの低減 (成果等)

離島の遠隔性等が人流・物流面における高コスト構造を招いていることから、交通・生活コストを低減し、住民の負担軽減と島全体の活力向上を図るための取組を行った。

交通コストの低減については、離島住民等の負担軽減を図るため、船賃ではJR在来線並みの運賃を目指し約3割から最大約7割、航空運賃では新幹線並みの運賃を目指し約4割の運賃低減を行った。これらの取組などにより、低減化した路線における航路・航空路の利用者数(離島住民)は、平成30年度で航路が62万2千人と基準値の約1.5倍、航空路が39万7千人と同約1.9倍に増加し、航路は目標値を達成見込、航空路は現時点で目標を達成している。

生活コストの低減については、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内の有人離島へ輸送される生活必需品等の輸送経費等を補助する実証実験を、座間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村4村5島を対象に実施した。平成28年度からは、対象離島を13市町村、19島に拡大し、対象離島市町村と協調して補助している。これらの取組などにより、沖縄本島と離島の生活必需品の価格差(那覇市を100とした場合の指数)は、平成24年度から事業を実施している継続離島4村が約143(全離島平均130程度)から約124に改善、平成28年度から開始した拡大離島7市町村においては、平成27年の約131から約117に改善しており、いずれも目標値を達成する見込みである。

石油製品の価格安定化については、離島における石油製品の本島並みの価格安定と円滑な供給を図るため、本島から県内離島へ輸送される石油製品について、販売事業者等が負担する輸送経費等に対する補助を行っている。平成25年度には補助事業の拡充を行い、陸上輸送にかかる経費についてはこれまで全離島一律で補助単価を設定していたが、新たにコンテナ・ドラム缶購入費等を積算に加えるとともに、ドラム缶充填費についても補助対象経費に加えることとした。また、島を輸送形態ごとに分類し、実態の流通コストに見合うよう輸送形態別に補助単価の引上げを行った。これらの取組などにより、本島を100とした場合の離島におけるガソリン価格の指数は、原油価格の推移により騰落があるものの、平成30年度において111となり、現時点で目標を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
低減化した路線における航路・航空路の利用者数(離島住民)	航空路:206千人 (H23年度)	航空路:397千人 (H30年度)	318千人
	航路:418千人 (H23年度推計)	航路:622千人 (H30年度)	655千人
沖縄本島と離島の生活必需品の価格差(那覇市を100とした場合の指数)	130程度 (H23年)	124程度 (継続離島) 117程度 (拡大離島) (H30年)	123程度 (継続離島) 129程度 (拡大離島)
沖縄本島・離島間のガソリンの価格差(本島を100とした場合の指数)	114程度 (H23年度)	111程度 (H30年度)	114程度

(課題及び対策)

本県の離島地域は、その遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、住民等の移動手段が船又は飛行機に限られ、移動に係るコストが高く、生活必需品の価格が沖縄本島と比較して割高となるなど、離島住民の生活を圧迫している。このため、交通コストの低減については、引き続き、離島住民等を対象とした船賃及び航空運賃を低減し、安定的かつ継続的に離島住民の負担軽減に取り組む必要がある。

生活コストの低減については、各離島の買物環境や住民ニーズに応じた取組となるよう、今後の展開を検討する必要がある。

石油製品については、石油製品の販売事業者等が負担する輸送経費等に対し引き続き補助を行うことなどにより、沖縄本島並みの価格安定と円滑な供給を図る必要がある。また、本島・離島間における価格差の要因分析を行い、更なる価格差縮小に向けた取組を検討する必要がある。

イ 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上

(成果等)

生活環境を整備し、安心して住み続けることができるよう、生活環境基盤の充実強

化を図るとともに、教育、医療、福祉等における住民サービスの向上を図るための取組を行った。

生活環境基盤の整備として、水道サービスの向上等を図るため、一括交付金を活用して水道広域化を推進し、平成30年3月から粟国村で水道用水供給を開始した。これにより、同村の水道料金が約50%低減されるなど、住民サービスの向上が図られている。水道広域化実施市町村数は、平成30年で2村となり、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

また、上水道の施設整備、老朽化対策及び耐震化については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備及び老朽化施設の更新、耐震化を図っている。

情報通信基盤の整備については、一括交付金（ソフト）を活用し、沖縄本島と各離島を結ぶ海底光ケーブルの敷設（先島地区計690km、久米島地区計170km）、島内の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の構築に取り組んだ。海底光ケーブルの敷設により、高速大容量かつ災害や障害に強い安定的な情報通信基盤が構築された。これらの取組などにより、超高速ブロードバンド基盤整備率（離島）は、平成30年で91.4%となり、目標値を達成見込みである。

電力の安定的かつ適正な供給を図るため、離島への送電用海底ケーブルの設置を促進し、平成27年度に電気事業者によって沖縄本島から渡嘉敷島までの海底ケーブルが敷設された。送電用海底ケーブル新設・更新箇所数は、平成29年度で3か所となっており、設備の老朽化状況に基づく電気事業者の更新計画において適切に実施されているため、電力の安定供給に影響はないものと考えられる。

廃棄物対策については、離島市町村の効率的なごみ処理体制を構築するため、ごみ運搬費低減等の具体的方策のシミュレートを行い広域化によるコスト低減策を離島自治体ごとに示すとともに、ごみ処理状況及び処理体制の調査、ごみ処理状況個別表（カルテ）の作成など、離島の廃棄物処理の構造的不利性解消に係る調査等を実施した。

離島の海岸漂着物については、国の補助金を活用し、海岸管理者や市町村と連携して回収処理を実施した。この取組により、平成23年度から平成30年度までに約2万7千m³（約3,700トン）の漂着物を回収処理し、海岸の景観や環境保全に寄与した。

このほか、下水道の施設整備及び老朽化施設の改築更新・耐震化、公営住宅の整備、行政サービスの高度化を図る沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等情報通信基盤の整備など、離島における生活基盤の整備を実施したことなどにより、離島住民サービスの向上に寄与した。

教育機会の確保については、離島・へき地における教育環境を改善するため、平成30年度においては、8名以上の児童で構成される複式学級、33学級のうち、27学級に非常勤講師を派遣した。これにより、きめ細かな指導や教材準備・研究の改善、児童の理解・集中力の向上等の効果が得られた。8名以上の児童で構成される複式学級の

うち、非常勤講師が派遣されている学級の割合は、平成30年度で81.8%となり、目標値の達成に向けて着実に進展している。

また、離島からの進学に伴う家庭や生徒の負担軽減を図るため、高校未設置離島出身の高校生に対し、居住・通学に要する経費を補助することで保護者の精神的・経済的な負担を軽減した。さらに、寄宿舎と交流機能を併せ持った「沖縄県立離島児童生徒支援センター」を整備し平成28年1月に開所した。

さらに、図書館を設置していない離島町村において、移動図書館や一括貸出し等を行い、児童生徒の読書活動を支援した。

文化の振興については、離島・過疎地域の幅広い世代の住民を対象に、伝統文化を体験、鑑賞する機会を提供するため、琉球舞踊やエイサー等のワークショップや、重要無形文化財保持者等による伝統芸能公演を実施した。

医療の充実については、離島勤務医師を確保するため、ドクターバンク登録医師の離島地域の医療機関への仲介、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成並びに県立病院での後期臨床研修医の養成などに取り組んだ。これらの取組などにより、医療施設従事医師数（離島：人口10万人あたり）は、平成28年で174.8人と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

施設整備については、各圏域において適切な医療提供体制を確保するため、宮古・八重山圏域の拠点病院である県立宮古病院（平成25年度完成）、県立八重山病院（平成30年度完成）を新築移転した。

さらに、安定的な医療サービスを提供するため、離島診療所医師が島外研修等で不在とする際の代診医を派遣したほか、専門診療科の受診機会を確保するため、専門医による巡回診療を実施した。あわせて、一括交付金（ソフト）を活用して県立離島診療所に代替看護師を派遣し、離島における勤務環境の改善を行うなど、看護師の安定的な確保を図った。診療所や地域巡回での対応が難しい疾患等については、平成29年度から島外医療施設への通院に係る交通費等及び宿泊費を助成し、離島患者の経済的負担の軽減を図っている。

このほか、ドクターヘリの運営費の補助、自衛隊や海上保安庁ヘリ等航空機による急患搬送時に医師等を添乗させるなど、救急医療提供体制の整備にも取り組んだ。

福祉の充実については、離島市町村における介護サービス事業所等の基盤整備を図るため、介護サービス事業の効率的運営が困難な離島市町村に対し、事業運営に要する経費及び渡航費の補助を行った。平成28年度には市町村からの要望を踏まえて、補助対象を拡大するなど、介護サービス提供基盤の維持・拡充に努めた。また、質の高い福祉・介護人材を地域完結型で育成するため、アドバイザーを派遣し、人材育成ガイドラインや標準カリキュラム等の具体的な活用について助言等を行った。これらの取組などにより、ヘルパーの訪問介護や通所介護が島内で提供できたり、島に介護支援専門員の常駐が可能な離島数（介護サービスが提供可能な離島数）は、平成30年で19か所と増加しており、目標値の達成に向けて進展している。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
水道広域化実施市町村数	1村 (県全体: 23市町村) (H22年)	2村 (県全体: 24市町村) (H30年度)	9村 (県全体: 31市町村)
超高速ブロードバンドサービス基盤整備率(離島)	52.3% (H23年)	91.4% (H30年)	100.0%
送電用海底ケーブル新設・更新箇所数【再掲】	0か所 (H23年度)	3か所 (H30年度)	9か所
汚水処理人口普及率(離島)	44.6% (H22年度)	57.2% (H30年度)	70.3%
公営住宅管理戸数(離島) (累計)	4,609戸 (H23年度)	4,660戸 (H30年度)	4,735戸
8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合	0% (H23年度)	81.8% (H30年度)	100%
図書館又は図書館機能を持った施設の設置率(離島)	26.7% (H24年度)	26.7% (H30年度)	53.3%
医療施設従事医師数 (離島:人口10万人あたり)	159.3人 (H22年)	174.8人 (H28年)	195人以上
介護サービスが提供可能な離島数	16か所 (H23年)	19か所 (H30年)	21か所

(課題及び対策)

離島の生活環境基盤は、小規模離島自治体の財政基盤が脆弱な上、水道事業や廃棄物処理などで広域的な対応が困難なことから高コスト構造とならざるを得ない。また、人口規模や経済規模が小さいことから医療、福祉、水道、情報通信などのサービスが十分に受けられない又は割高となるなど、本島との格差は依然として課題となっていることから、小規模離島自治体の高コスト構造及び本島との格差是正を図る必要がある。

水道広域化については、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上等を図るため、本島周辺離島8村への水道用水供給範囲拡大以降の取組について課題等を整理し、関係機関と連携して取り組む必要がある。

なお、島ごと(水源ごと)の水需要については、人口や観光客などの動向を踏まえた水道事業者の見通しを注視していく必要がある。

公営住宅の整備については、小規模離島を中心として、離島・過疎地域においては、民間賃貸住宅の供給が見込めないことから、公営住宅の整備により、定住条件を整備促進する必要がある。

また、移住を含めた定住条件の整備を図るため、今後、市町村と連携した空き家強うを検討する必要がある。

加えて、離島地域においては、個人住宅の建替・修繕に関し、資材のコスト高や労働者の確保などで厳しい環境に置かれており、その実態把握と課題解決に向けた調査を行う必要がある。

情報通信基盤の整備については、引き続き計画的に、陸上の光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境の整備に取り組む必要がある。また、大東地区においては、中継伝送路（海底光ケーブル）を段階的に整備し、2ルート化による安定性を確保する等、情報通信環境の強じん化を図る必要がある。

離島の廃棄物対策については、廃棄物処理施設の建設コストが割高になるという構造的不利性に加え、島内で処理できない廃棄物は、沖縄島等で処理せざるを得ず、これらも処理コストを押し上げる要因となっている。

また、宮古島市、石垣市などを除き、産業廃棄物処理業者がほとんど存在しないため島内処理できず、島外や県外で処理せざるを得ない状況にある。

そのため、一般廃棄物処理施設整備補助制度の補助率嵩上げが必要である。

また、市町村が法令に基づき産業廃棄物を一般廃棄物と合わせて処理する場合、産業廃棄物処理に必要な施設建設費を補助対象とするよう、既存補助制度の拡充が必要である。

海岸漂着物の適正処理等の推進については、海岸漂着物を回収しても繰り返し漂着するため、海岸漂着物問題を重要性の増した課題として位置付け、周辺環境及び生態系への影響について調査するとともに、効率的な回収体制の構築、継続的な回収処理の実施、海岸清掃活動等を促進させる必要がある。

また、海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生することから、プラスチック製品の使用削減、ポイ捨て防止など陸域での発生源対策について、積極的に取り組む必要がある。

教育機会の提供については、へき地校において複式学級の割合が高く、児童が教師から直接指導を受ける時間が単式学級の半分程度となっていることなどから、引き続き非常勤講師の派遣を行うとともに、ICTを活用した遠隔教育を検討するなど、離島における公平な教育機会を確保する必要がある。

また、高校未設置離島から島外の高校へ進学する際の家族や生徒の経済的・精神的負担の軽減を図るため、高校未設置離島出身の高校生に対し、引き続き居住・通学に要する経費を補助するとともに、「沖縄県立離島児童生徒支援センター」の管理・運営について、市町村と連携しながら、負担軽減に取り組む必要がある。

文化の振興については、人口の減少やライフスタイルの変化に伴い、祭事の簡素化や伝統芸能の後継者不足などが課題となっていることから、地域住民が地域の伝統行事・伝統芸能の重要性や価値を再認識できる場の創出など、後継者や担い手の育成・確保につなげる必要がある。

離島及びへき地の医療の充実については、引き続き医師の確保に取り組むとともに、地域のみでは十分な医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関と

離島診療所等との医療提供連携体制の充実を図る必要がある。

また、看護師や薬剤師等の人材育成については、インターネットを活用したオンライン学習等、遠隔地でも受講しやすい研修体制の充実を図る必要がある。

離島市町村における高齢化率は平成30年度で27.0%（宮古島市、石垣市を除く。）と、県全体の21.1%と比較しても高くなっている。小規模な離島では、介護サービス事業において利用対象者数が少ないなどの不利な条件下にあることや、介護人材の育成・確保についても、研修受講のための旅費の負担など、島外の事業所と比べ厳しい状況となっている。研修に係る旅費の助成やネット配信等の充実など、早急な対策が必要となっている。

ウ 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化 （成果等）

航路、航空路などの交通手段を確保するため、必要な空港、港湾・漁港、道路を整備するほか、交通拠点間の連結強化、交通ネットワークの充実を図るための取組を行った。

離島空港の整備及び離島航空路の維持・確保については、平成25年3月に新石垣空港を開港したほか、新石垣空港、宮古空港及び下地島空港における受入体制の強化に取り組んだ。

また、運航に伴い生じた欠損に対する運航費補助及び離島航空路線に就航する航空機の購入費補助を行ったほか、離島住民の割高な航空運賃を低減した。これらの取組などにより、離島空港の年間旅客数は、平成30年度で485万人と、約1.5倍に増加しており、現時点で目標値を達成している。

さらに、過去に運航していた路線（那覇－粟国、石垣－多良間、石垣－波照間）の再開に向け、関係機関で協議会において連携した取組を行ったほか、伊平屋空港の整備に向けた取組を実施し、離島航空路線の拡充に努めた。

海上交通の維持・確保については、港湾機能の向上を図るため、浮き桟橋の整備、防波堤の整備、岸壁の改良・耐震化等を行った。また、航路の維持・確保を図るため、運航に伴い生じた欠損に対し、運航費補助及び老朽化に伴う船舶の建造又は購入に対して補助を行った。これらの取組などにより、離島航路の船舶乗降人員実績は、平成22年の584万人から平成29年には600万人と基準値を上回っているが、目標値に対する進展は遅れている。

道路整備については、離島住民の生活利便性を確保するため、地域の実情に対応した整備を行っており、平成27年1月には伊良部大橋が開通している。これらの取組などにより、県管理道路（離島）の改良率は、平成28年度で90.5%まで増加しており、目標値の達成に向けて着実に進展している。

離島バス路線の確保・維持については、市町村と協調して欠損額の生じているバス路線の運行事業者に対する補助を実施した。また、市町村を主体とした住民の移動手段確保に関する活動を支援した結果、地域住民に必要な公共交通機関として18路線が維持・確保された。一般乗合旅客輸送人員実績（離島）は、新石垣空港開港により観光客が増加したこともあり、平成29年で115.9万人と、基準値の約2.3倍に増加してお

り、現時点で目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
離島空港の年間旅客数	313万人 (H22年度)	485万人 (H30年度)	426万人
離島航路の船舶乗降人員実績	584万人 (H22年)	600万人 (H29年)	724万人
県管理道路(離島)の改良率	89.9% (H21年度)	90.5% (H28年度)	91.1%
一般乗合旅客輸送人員実績(離島)	50万人 (H22年)	115.9万人 (H29年)	106.2万人

(課題及び対策)

離島空港の整備については、離島の玄関口として、その機能の維持又は充実に向け、施設等の計画的な維持管理・更新や機能強化に取り組む必要がある。そのため、空港施設の老朽化対策として維持管理・更新計画書を作成しており、この計画に基づき施設の定期点検、詳細点検などを実施し、その結果等を踏まえ適切な時期の修繕の実施を図る必要がある。

離島航空路の維持・確保については、離島から他地域への移動手段は飛行機、船に限られることから、生活の利便性確保を図るため、高速移動手段である航空路線の確保は重要である。しかしながら、小規模離島の航空路線は需要に限られることなどから座席当たりの運航コストが高く、構造的に採算性が低いことなどが路線の維持、確保を図る上で課題となっている。このため、地元自治体、航空会社及び県等の関係者が連携して航空需要の創出に取り組むとともに、不採算路線についての運航費補助や航空機購入の補助などの支援が必要である。

また、過去に運航していた路線（那覇－粟国、石垣－多良間、石垣－波照間）の再開に向け、関係機関との更なる連携した取組を行う必要がある。伊平屋・伊是名地域においては、住民が本島拠点都市等までの移動に時間がかかることから、空港建設が強く求められており、伊平屋空港整備に向けて取り組む必要がある。新石垣空港、下地島空港については、外国人観光客の増加に対応できるよう受入体制を強化する必要がある。

海上交通については安全性・安定性を確保するとともに、離島港湾の整備については、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備など、港湾機能を向上させる必要がある。

航路の確保・維持について、離島航路のうち、航路収支が赤字となっている航路の多くは、燃料費、人件費、船舶取得の費用の節減が困難であることに加え、利用者の減少や船員の確保など経営面の課題を抱えている。このため、引き続き、航路事業者に対する運営費補助や船舶の建造・購入に対する支援その他の経営安定化を図る取組を行うことにより、離島航路を確保・維持する必要がある。

県では、復帰後約50年を迎え、これまでに多くの港湾施設の整備を進めてきたが、今後、施設の老朽化が進んでいくことから、適切な管理を行うための維持・更新費の増大が予想される。

そのため、定期点検等により港湾施設の劣化度を把握し、維持管理コストの縮減を図りながら、計画的な維持補修により長寿命化対策を実施する必要がある。

道路整備については、地域特性を踏まえつつ定住環境の確保に資する整備を進める必要がある。

バス路線の確保・維持については、離島のバス路線の多くが不採算路線となっているため、引き続き、バス路線の運行事業者に対する運行費補助や車両購入補助などの支援が必要である。このほか、交通不便地域の移動手段を確保するため、生活交通の維持・確保を図る必要がある。

エ 過疎・辺地地域の振興

(成果等)

過疎・辺地地域の振興については、社会経済及び文化等の総合的發展に寄与する魅力と活力にあふれた地域社会の実現に向けて、必要な生活基盤等を整備するための取組を行った。

過疎地域の自立促進と辺地対策の推進については、過疎地域の生活基盤の整備及び産業振興等を図ることを目的に、市町村職員を対象として市町村過疎計画に関する説明会の開催やヒアリングを実施するなど、同計画の円滑な実施に向けた支援等を行った。平成27年度には全過疎市町村の過疎計画が策定され、多くの市町村の計画にソフト事業が盛り込まれた。改正過疎法に基づく過疎地域のソフト事業に取り組んだ市町村数は、基準値より増加しているが、進展遅れとなっている。

また、過疎・辺地地域における生活基盤の強化、良好な生活環境の確保を図るため、各市町村による道路整備を促進するとともに、道路管理者である市町村に代わって、県が道路整備（県代行事業）を行った。市町村道の道路改良率（過疎地域）は、平成28年度で63.6%と改善しているが、進展遅れとなっている。一部事業の遅れ等があることから、目標値の達成に向けて各市町村との連携、情報共有に努めている。

さらに、離島・過疎地域の条件不利性を克服し、バランスのとれた持続的な人口増加を図るため、移住者受入れに取り組む市町村と、問題や課題を共有するとともに、市町村の創意工夫を支援するため、平成27年3月に沖縄県移住受入協議会を設置し、県と市町村の連携を強化した。また、首都圏等において、移住相談会を開催するなど、移住する際の注意点や地域の習慣等に関する情報を積極的に発信するとともに、移住体験ツアーを開催し、移住者受入れの課題把握を行った。また、平成28年度から、移住に関する情報発信を目的として、移住応援サイト「おきなわ移住の輪-結-」を運営している。移住応援サイトアクセス数は、平成28年度から平成29年度までの累計で8万7,041回と、現時点で目標値を達成している。

このほか、地域づくり団体の認知度・社会的評価の向上やモチベーション向上のきっかけづくりとして「沖縄県地域づくり団体表彰」を実施した。また、「地域おこ

し協力隊」が、地域づくり活動を行う人材の取材を通して情報収集に取り組んだことで、地域づくり人材・団体の掘り起こしにつながった。さらに、SNSを活用した情報発信に取り組み、県内地域づくり人材間での情報・意見交換が可能となる環境が整備された。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
改正過疎法に基づく過疎地域のソフト事業に取り組む市町村数	13市町村 (H23年)	14市町村 (H30年)	18市町村 (全過疎市町村)
市町村道の道路改良率(過疎地域)	62.7% (H22年度)	63.6% (H28年度)	65.0%
移住応援サイトアクセス数【再掲】	—	87,041 (H30年度)	50,000

(課題及び対策)

過疎・辺地地域は、若者の慢性的流出に伴う人口減少、高齢化等が進行し、集落機能の低下や産業活動の停滞などが指摘されていることから、移住定住・交通条件の整備、地域に応じた産業振興などを図るとともに、地域毎の過疎の状況を的確に把握し、社会的サービスや集落機能を維持する持続可能な地域づくりに取り組む必要がある。

また、人口減少の克服に向けて、U J I ターンの環境整備や関係人口の創出等についても取り組む必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

(目的及び概要)

沖縄県の本土復帰前、石油製品価格は全琉球統一価格（プール価格）制度がとられており、当時の沖縄のガソリン課税額は1k1あたり52ドル（当時のレート換算で1万8,720円）で、本土の課税額（2万8,700円）の65%程度であった。

このため、復帰に伴う本則課税の適用が県民生活及び産業活動へ及ぼす影響を考慮し、激変緩和措置として揮発油税と地方揮発油税の軽減措置が創設された。

対 象	沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油。
優遇措置の概要 (揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置)	揮発油税及び地方揮発油税を合計7,000円/k1軽減する。 ・揮発油税 48,600円/k1（本土） → 42,277円/k1（沖縄） ・地方揮発油税 5,200円/k1（本土） → 4,523円/k1（沖縄）

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

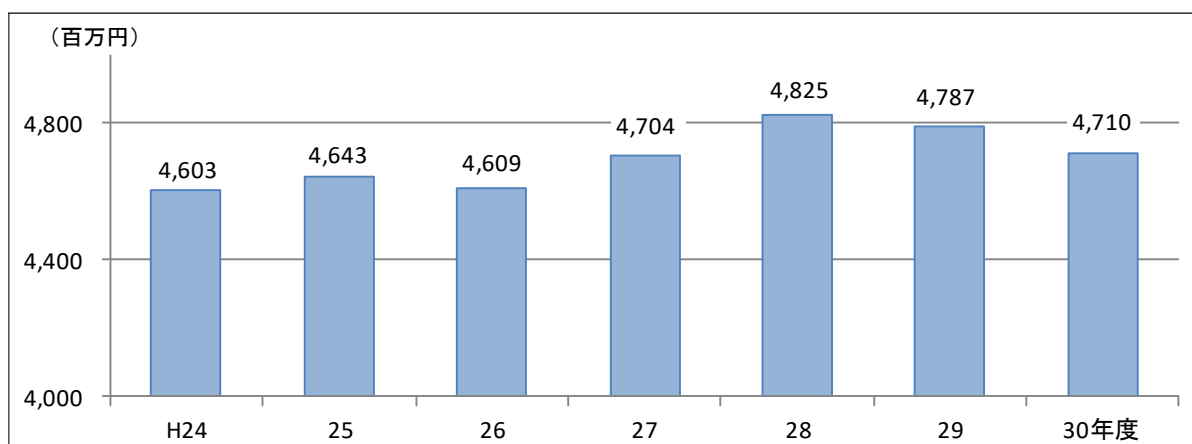
なお、沖縄県では本措置を前提として、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図ることを目的に石油価格調整税（法定外普通税1,500円/k1）を課税し、その税収を財源として沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の輸送経費を補助する石油製品輸送等補助事業を実施している。

(活用実績及び効果)

平成30年度の揮発油税及び地方揮発油税の軽減実績は約47億円であり、昭和47年から平成30年度までの軽減額は累計で約1,732億円となっている。

本措置により、沖縄県におけるガソリン価格の高騰が緩和され、県民の消費生活及び産業経済の安定に重要な役割を果たしている。

【図表3-3-11-1】 復帰特別措置による揮発油税及び地方揮発油税の軽減実績



出典：沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課調べ

(課題及び今後の方向性)

平成27年度以降、輸送費の流通コスト増等により、沖縄県のガソリン価格は全国平均

価格を上回る状況が続いている。仮に本措置が廃止された場合、ガソリン価格は更に高くなるのが危惧される。

沖縄県はモノレール以外の鉄軌道がなく、陸上の移動手段は専ら自動車に依存していることや、県民所得が全国最下位であり、社会経済状況、県民生活の実態をみると、軽減措置の継続が必要である。

(2) 石油製品輸送等補助事業

(目的及び概要)

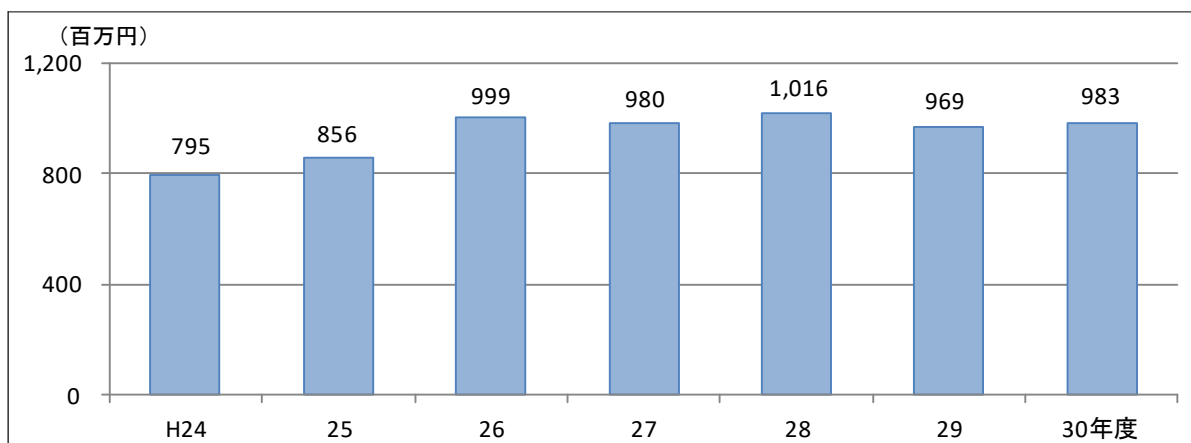
沖縄県では、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（7,000円/k1の軽減）を前提として、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図ることを目的に石油価格調整税（法定外普通税1,500円/k1）を課税し、その税収を財源として沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の輸送経費を補助する石油製品輸送等補助事業を実施している。

(活用実績及び効果)

石油価格調整税を財源とする石油製品輸送等補助事業については、平成25年度から石油製品の輸送に要するドラム缶やコンテナ等の購入費、トラック、フォークリフト等の車両購入費など、離島特有の経費も補助対象に含めて実施している。平成30年度補助実績は約9.8億円であり、昭和47年から平成30年度までの累計補助額は約327億円となっている。

なお、平成30年度実績において補助額が多い上位3離島は、石垣島（約359百万円）、宮古島（約258百万円）、南大東島（約85百万円）となっており、1ℓ当たりの補助額が多い上位3離島は、北大東島（31.1円）、南大東島（30.4円）、与那国島（28.4円）となっている。

【図表3-3-11-2】 石油製品輸送等補助事業による補助実績

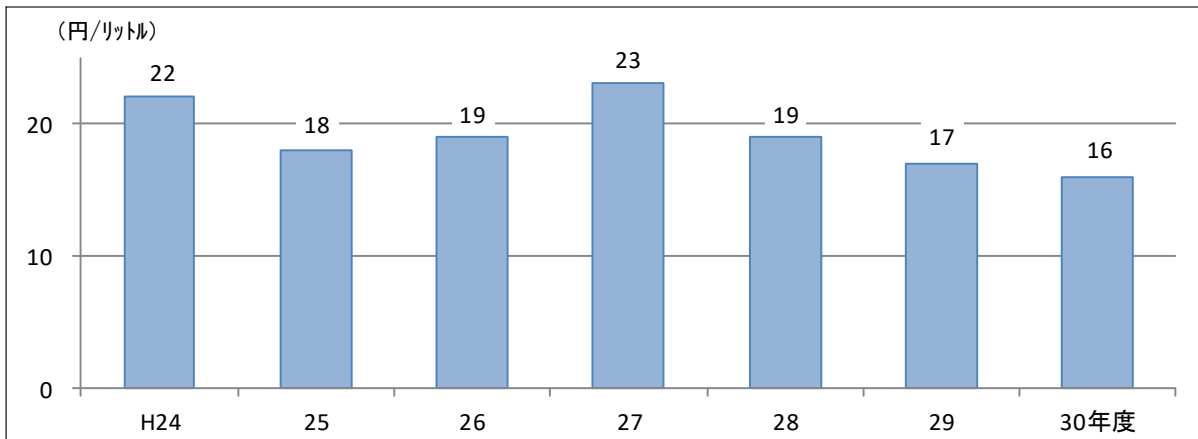


出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

本事業の実施により、離島におけるガソリン価格は一定程度低減され、平成30年度の沖縄県の離島におけるガソリン価格は166円/ℓとなっている。当該価格を離島の世帯割合が本県と同程度（約10%）である長崎県及び鹿児島県と比較すると、長崎県の離島が173円/ℓ、鹿児島県の離島が169円/ℓであり、本県が最も安くなっている。

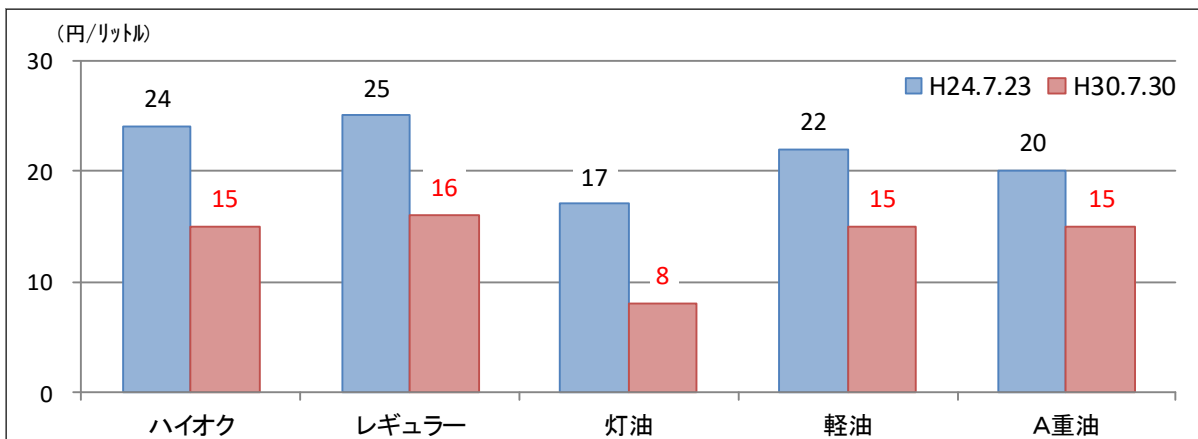
また、平成30年度における本島と離島のガソリン価格差を比較すると、沖縄県が16円、長崎県が14円、鹿児島県が14円と、沖縄県の価格差は他県と同程度となっており、揮発油税の軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給に一定の効果을あげていることが分かる。

【図表3-3-11-3】 沖縄県における本島と離島のガソリン価格差



出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

【図表3-3-11-4】 沖縄本島及び離島における油種ごとの販売価格差
(平成24年7月23日時点と平成30年7月30日時点の比較)



注1：販売価格は消費税込み。

出典：沖縄県企画部地域・離島課調べ

(課題及び今後の方向性)

離島における石油製品の価格低減に本事業が一定の成果をあげているものの、離島の給油所は維持管理費や仕入れに必要な減価償却費等の固定費が本島以上にかさむため、依然として本島・離島間で石油製品の価格差が生じている現状にある。

石油製品は産業活動に不可欠なエネルギー源であり、石油製品の価格上昇は経営基盤が脆弱な離島の産業に大きな負担となるため、輸送費等補助を継続する必要がある。

(12) 離島の特徴を生かした産業振興と新たな展開

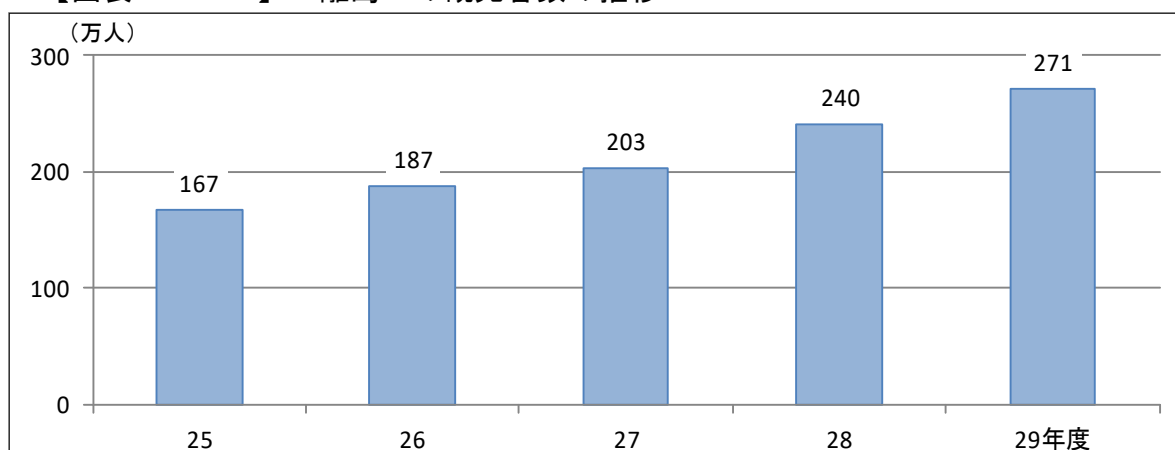
離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「離島への観光客数の増加」は平成29年度で271万人と基準値から前進しており、「農林水産業の生産拡大（離島）」は野菜・果樹の生産量が464トン増加しているものの、さとうきびで0.4万トン、家畜頭数で9,563頭減少し、目標値の達成は厳しい状況となっている。

<目標とするすがたの状況>

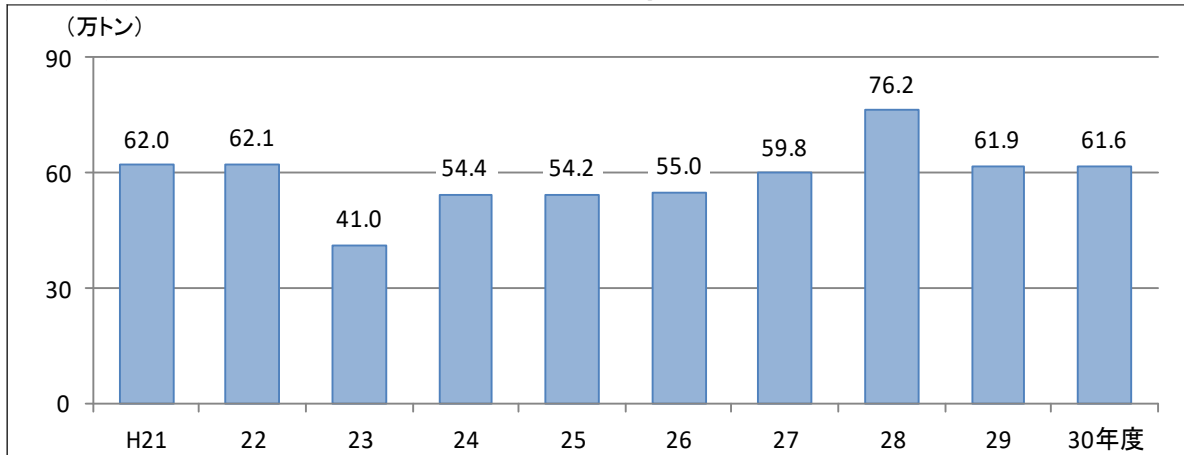
項目名	離島の現状 (基準年)	離島の現状 (現状値)	R3年度の目標
離島への観光客数の増加	166.5万人 (H25年度)	271.3万人 (H29年度)	380万人
農林水産業の生産拡大 (離島)	さとうきび:62万トン 家畜頭数:64,313頭 野菜(H22)・果樹(H22年 度):13,900トン	さとうきび:61.6万トン (H30年度) 家畜頭数:54,750頭 (H30年) 野菜(H29)・果樹(H29年 度):14,364トン	さとうきび:68.1万トン 家畜頭数:64,284頭 野菜・果樹:32,800トン
製造業出荷額(離島)の増加	393億円 (H21年)	393.7億円 (H28年)	546億円

【図表3-3-12-1】 離島への観光客数の推移

※平成25年から県で調査しているもので、図表2-2-2-9-2の観光客数とは集計方法が異なる。

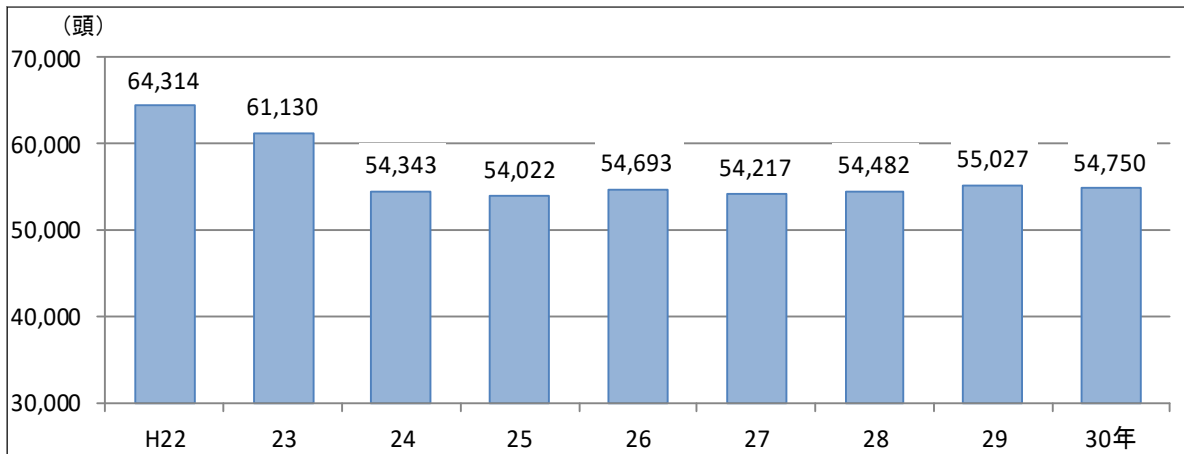
出典：沖縄県総務部八重山事務所「八重山入域観光客数統計」、沖縄県企画部地域離島課「島別入域観光客数、宿泊能力」、宮古島市観光商工部観光商工課「入域観光客数」を基に文化観光スポーツ部観光政策課作成

【図表3-3-12-2】 さとうきび生産量（離島）の推移



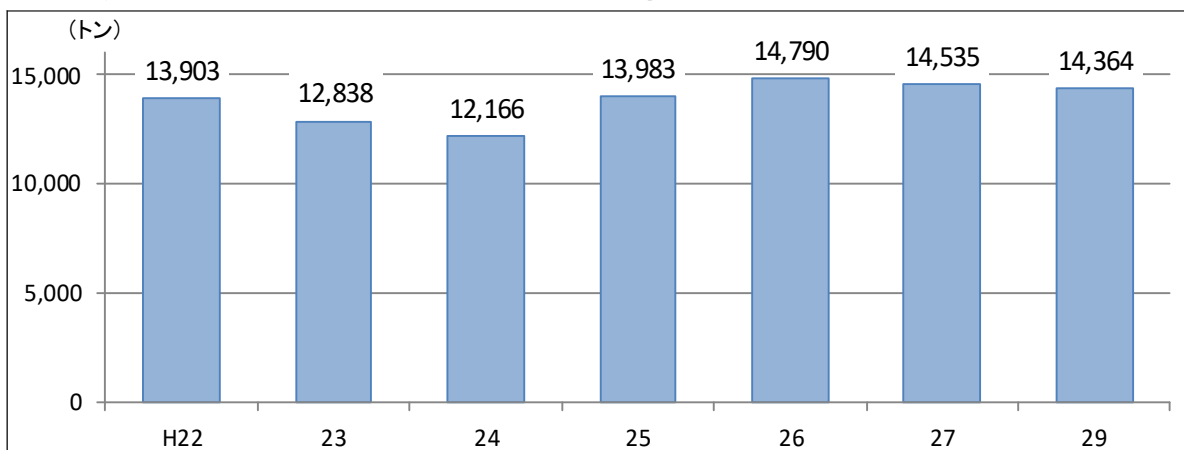
出典：沖縄県農林水産部「さとうきび及びび甘しゅ糖生産実績」

【図表3-3-12-3】 家畜飼養頭数（離島）の推移



出典：沖縄県農林水産部「12月家畜・家きん等の飼養状況調査」

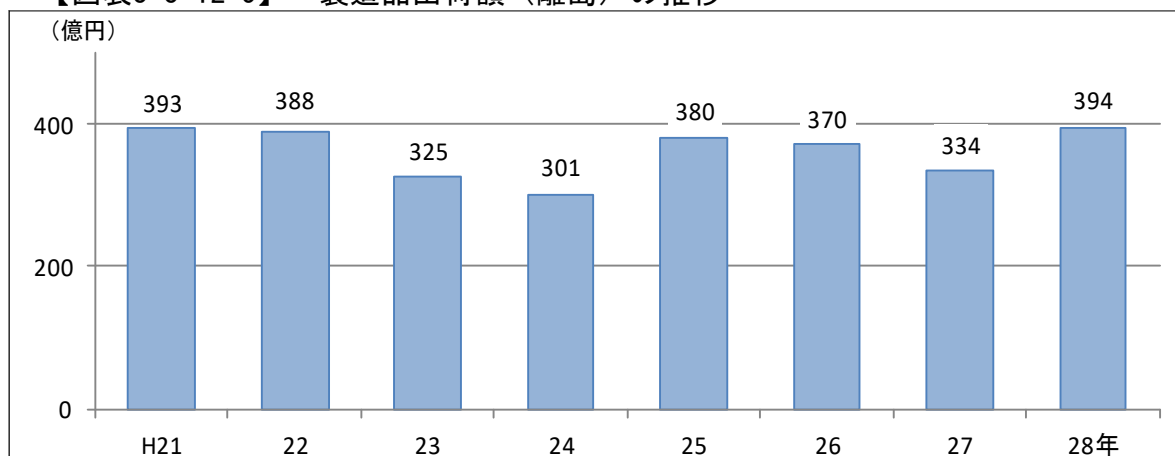
【図表3-3-12-4】 野菜・果樹生産量（離島）の推移



注1：単位は、野菜は「年」、果樹は「年度」を表す。

出典：沖縄県農林水産部「野菜の作付面積、収穫量及び出荷量」、沖縄県農林水産部園芸振興課調べ

【図表3-3-12-5】 製造品出荷額（離島）の推移



出典：沖縄県商工労働部ものづくり振興課調べ

離島の特徴を生かした産業振興と新たな展開にむけては、農商工連携、離島間連携、都市や近隣諸国との交流等を強化するとともに、その基盤となる個性豊かな伝統文化や自然環境に配慮し、地域に根差した産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す必要がある。

このため、観光リゾート産業の振興、農林水産業の振興、特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化、離島を支える多様な人材の育成に取り組むとともに、交流と貢献による離島の新たな振興を図る必要がある。

ア 観光リゾート産業の振興 (成果等)

観光リゾート産業の振興のため、島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラムの開発、国際的な沖縄観光ブランドの確立に向けた環境共生型観光や文化資源活用型観光の推進により、観光客増大に向けた誘客活動に取り組んだ。

島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラムの開発については、多様化する観光ニーズに対応するため、市町村、地域観光協会、NPO等による観光メニュー造成など主体的な取組への支援等を実施し、離島の魅力ある観光資源を生かした観光プログラムの創出を図った。

これらの取組などにより、国内客離島訪問者の満足度（「大変満足」の比率）については、平成21年度の本島周辺58.6%、宮古圏域60.2%、八重山圏域59.1%から平成30年度に本島周辺41.3%、宮古圏域62.9%、八重山圏域56.7%となっており、目標値の達成に向けて進展が遅れている。

また、宮古広域公園（仮称）整備については、宮古圏域における離島観光や広域的なレクリエーション需要に対応した整備に向け、調査検討を実施し、平成29年2月に宮古広域公園（仮称）基本計画をとりまとめたところである。現在、早期事業化に向けて基本設計や環境アセスに取り組んでいる。

観光客増大に向けた誘客活動の推進については、チャーター便を利用した旅行の誘致のため、県外空港から県内離島空港に到着する離島チャーター便を利用する旅行会

社や旅行商品を造成する観光事業者に対し支援を実施するとともに、専用サイトによる情報発信、地域資源を活用した観光メニューの創出、旅行博への出展やメディアを活用したプロモーション活動などに取り組んだ。

また、離島観光客等の交通コストの負担軽減を図るため、小規模離島（対象：南大東島、北大東島、粟国島、多良間島、与那国島）の航空路線において、航空運賃を約3割低減したほか、久米島町の航空路線においては、平成27年度から実施した実証試験（航空運賃を約1.5割低減）で旅客数増加などの効果が認められたことから、平成30年度から久米島町と連携し、航空運賃を約2割低減している。

さらに、離島の知名度向上を図るため、WEBサイトによる離島情報の発信、観光シーズンやイベント等に合わせたインターネットメディア広告及びモニターツアーを実施した。このほか、離島地域を含めた沖縄の伝統木造住宅等文化的建造物の保存修理等を紹介するシンポジウムを開催し、離島地域の伝統文化の魅力を発信することができた。

これらの取組などにより、国内客の離島訪問率は、宮古圏域が平成23年度の6.0%から平成30年度に10.2%へ向上しており、目標値の達成を達成している。

一方で本島周辺については、観光客数が増加しているものの、県内全域への国内観光客数が大きく増加しているため国内客の離島訪問率としては低下しており、平成23年度の5.3%から平成30年度に4.8%となっており進展が遅れている。また、八重山圏域については平成23年度の14.4%から平成30年度に15.9%と向上しているが、進展が遅れている。

県外直行便の提供座席数・利用率については、宮古島・石垣島に新たな路線が就航するなど定期便化が促進されたこともあり、平成24年の48万7,726席・77.8%から平成29年に152万6,478席・82.4%とそれぞれ103万8,752席・4.6%増加し、提供座席数は現時点で目標値を上回っており、提供座席利用率についても、目標値を達成している。

また、離島観光の国際化の対応として、海外の旅行博における観光プロモーションやチャータークルーズの増加を踏まえた旅行会社へのセールスプロモーション等を実施した。

さらに、クルーズ船誘致については、船社訪問や展示会出展、ポートセールスなどを実施したほか、乗客の満足度向上を図るため、シャトルバス支援や受入団体への支援、歓送迎セレモニーの実施など、乗客のニーズに合った受入体制強化を推進した。

これらの取組などにより、クルーズ船寄港回数（平良港・石垣港）については、平成23年の54回から平成30年で250回と196回増加し、目標値の達成に向けて進展している。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
国内客離島訪問者の満足度 （「大変満足」の比率）	本島周辺 58.6% (H21年度)	本島周辺 41.3% (H30年度)	本島周辺 70.0%
	宮古圏域 60.2% (H21年度)	宮古圏域 62.9% (H30年度)	宮古圏域 70.0%
	八重山圏域 59.1% (H21年度)	八重山圏域 56.7% (H30年度)	八重山圏域 70.0%
国内客の離島訪問率	本島周辺 5.3% (H23年度)	本島周辺 4.8% (H30年度)	本島周辺 10.0%
	宮古圏域 6.0% (H23年度)	宮古圏域 10.2% (H30年度)	宮古圏域 10.0%
	八重山圏域 14.4% (H23年度)	八重山圏域 15.9% (H30年度)	八重山圏域 20.0%
県外直行便の提供座席数・利用率	提供座席数: 487,726席 利用率:77.8% (H24年)	提供座席数: 1,526,478席 利用率:82.4% (H29年)	提供座席数: 1,400,000席 利用率:82.5%
クルーズ船寄港回数 (平良港・石垣港)	54回 (H23年)	250回 (H30年)	543回

(課題及び対策)

島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラムの開発については、個性豊かな伝統文化や自然環境等の魅力を生かした観光を推進し、滞在日数の増大や観光客一人当たりの消費額の増加を図る必要がある。また、離島観光の国際化や多様化する観光ニーズに対応するためには、離島の魅力ある資源を生かした観光プログラムの創出に取り組む必要がある。

環境共生型観光の推進については、沖縄の貴重な自然環境と観光振興を持続的に両立させるため、沖縄独自の環境負荷低減の取組指針策定や、市町村や地域が主体となって行う自然環境等の保全に配慮した観光地づくりの強化が課題である。このため、自然環境の保全と持続的な利用を目的とした保全利用協定締結の普及に取り組むほか、観光面でのプロモーション支援等を実施する必要がある。

宮古広域公園（仮称）整備については、観光客の利用も視野に入れ、魅力ある施設整備に取り組む必要がある。

観光客増大に向けた誘客活動の推進については、沖縄県の37の有人離島が、本島・本土からの交通アクセスや高い移動コストなどの課題を抱えていることから、離島観光客等の交通コストの負担軽減を図る必要がある。このため、安定的かつ継続的に航空運賃の低減に取り組む必要がある。

また国内外における離島の認知度向上、新たな旅行市場の開拓等の課題に適切に対応する必要がある。県外において認知度が低い小規模離島については、島のニーズに合わせて、それぞれの個性や魅力を生かした誘致活動による観光客の増加及び観光客一人当たりの消費額の増加に向けた重点的な支援が必要である。また、近年離島への

旅行形態が、パッケージ旅行・団体旅行よりも個人旅行・フリープランが主体となつていことを踏まえ、それに対応した離島観光の魅力発信、旅行商品造成に取り組む必要がある。

クルーズ船の寄港回数の増加に伴い、クルーズ船を受け入れている石垣市、宮古島市においては、経済効果を波及させるための周辺環境整備を進めるとともに、受入体制強化に向けた取組が必要である。クルーズ船寄港回数の増加に伴う外国人観光客の増加により、離島における通訳案内士のニーズが増えているため、その育成・確保のための取組が必要である。

また、観光関連産業における深刻な人手不足については、外国人材の活用に向けて、国家戦略特区を含めた国の制度改革を的確に捉えながら、受入れ拡大に向けた取組を推進する必要がある。

さらに、観光約の滞在日数の増大に向けて、行政や観光関連企業と診療所との連携や外国人観光客に適切な医療を受けられるために通訳などの取組を推進する必要がある。

イ 農林水産業の振興 (成果等)

農林水産業の振興のため、離島・過疎地域の農業を支えるさとうきびの振興と、離島の特色を生かした農林水産業の振興に取り組んだ。

離島・過疎地域の農業を支えるさとうきびの振興については、さとうきびの増産及び生産の効率化を図るため、ハーベスタ等の農業機械の導入を支援するさとうきび生産総合対策事業や、優良種苗の普及・促進のための種苗ほの設置等を行う種苗対策事業を実施した。また、製糖企業の経営の合理化・安定化のため、製造コストに対する助成や製糖設備の更新及び含蜜糖施設の近代化のための建て替えを実施した。さらに国においても、近年の大型の台風など異常気象により安定生産が困難な状況であることから、さとうきび増産基金を造成し、同基金を活用した病虫害対策やかん水対策等を推進した。

これらの取組を推進してきたが、さとうきび生産量（離島）については、気象災害や農家の高齢化等に伴う農家戸数の減少、生産量全体に占める夏植面積割合の減少、管理不十分となった株出し等における単収の低下などにより、平成30年度は61.6万トンと進展遅れとなっている。

離島の特色を生かした農林水産業の振興については、離島における園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位平準化等を図るため、栽培施設等の整備支援、各種技術実証展示ほの設置等を実施した。

また市場から遠隔地である不利性を解消するため、平成24年から一括交付金(ソフト)を活用し、野菜、果樹、花き、水産物の輸送コストの一部を補助した。その結果、補助事業者の県産農林水産物の県外出荷量の増加に着実に繋がっており、農林漁業者の生産意欲も高まり、再生産に向けた設備投資など、農林水産物の生産振興に寄与している。

これらの取組を推進してきたが、園芸品目生産量（離島）については、花きが平成22年の4,600万本から、平成29年には4,623万本と横ばいで推移し、野菜においても、トウガン等重量品目の減少により平成29年が9,752トンと、基準値より114トン減となり、いずれも進展遅れとなっている。一方、果樹においては、平成22年度の3,600トンから平成29年度には4,612トンと1,012トン増加し、目標値を達成する見込みである。

近年、野菜では、オクラ、ゴーヤー等軽量・高単価な品目の増加により、産出額は平成27年までは30億円前半で推移していたが、平成29年には41億円と増加している。

台風等気象災害や気候変動に対応するため、本県では平成24年度から強化型パイプハウスなどの気象災害に強い栽培施設の導入を支援し、25.7ha整備が完了した。整備が完了した地区では園芸品目の安定生産に寄与している。

農林水産業の基盤整備については、離島における干ばつ被害の軽減や農産物の収量増大及び品質向上を図るため、伊江地区（伊江村）及び宮古伊良部地区（宮古島市）における農業用水源整備やかんがい施設の新設整備、併せて更新整備による施設の長寿命化対策を実施した。

これらの取組により、かんがい施設整備量（整備率）（離島）は、平成30年度で1万4,601ha（56.1%）と目標達成に向けて進展している。今後は、整備予定箇所において軟弱地盤等の技術的課題の解決や用地取得に必要な地元合意の形成など、一層の推進が必要である。

畜産の基盤整備については、草地造成、牛舎及び堆肥舎等の施設整備を行った結果、離島地域における肉用牛飼養頭数は、県全体の6割を占めている。

また、水産業の基盤整備については、これまで重点的に整備してきた南大東漁港（南大東地区、北大東地区）において、防波堤や護岸、岸壁等の基本施設が完成し、平成31年2月に供用を開始した。また、主要な漁港施設の長寿命化対策の実施とともに、岸壁等の耐震整備、防波堤の改良に取り組んだ。これにより、安全安心な水産物の流通機能を確保するとともに、水産物の安定供給につながったほか、就航する定期船の大型化にも対応可能となった。

農林漁業の6次産業化に向けては、農産加工等の研修会・講座等開催し、加工品販売に必要な衛生管理や原価計算等について研修会を行った。また、販路開拓支援や加工機材への補助を行った。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
さとうきび生産量(離島)	62万トン (H22年度)	61.6万トン (H30年度)	68.1万トン
園芸品目生産量(野菜) (離島)	10,300トン (H22年)	9,752トン (H29年)	28,000トン
園芸品目生産量(花き) (離島)	46,000千本 (H22年)	46,229千本 (H29年)	67,000千本
園芸品目生産量(果樹) (離島)	3,600トン (H22年度)	4,612トン (H29年度)	4,800トン

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
農業用水源整備量(整備率) (離島)	17,325ha (65.3%) (H22年度)	18,107ha (69.6%) (H30年度)	20,400ha (78%)
かんがい施設整備量(整備率) (離島)	13,168ha (49.6%) (H22年度)	14,601ha (56.1%) (H30年度)	15,750ha (61%)
ほ場整備量(整備率)(離島)	12,395ha (56.9%) (H22年度)	13,866ha (65.7%) (H30年度)	14,850ha (70%)
家畜頭数(離島)	64,313頭 (H22年)	54,750頭 (H30年)	64,284頭

(課題及び対策)

離島・過疎地域の農業を支えるさとうきびについては、生産農家の高齢化の進行や担い手の不足、定住人口の減少などを背景に労働力の確保が重要な課題となっている。また、地域経済において重要な位置を占めていることから、安定的な生産のため、担い手の育成・確保、機械化推進による作業の省力化、優良種苗の供給、生産法人組織の育成及び作業受託体制の構築など安定的な生産対策を図る必要がある。あわせて、製糖業企業においては、離島である地理的不利性に加え、台風等の気象災害の影響により原料のさとうきび生産が不安定になることなどから、経営の安定化や生産性の向上を図る必要がある。

このため、引き続き、機械化の促進、優良種苗の安定供給、肥培管理による品質・収量の向上に取り組むとともに、受託組織やオペレータの育成、地域協議会など生産体制の構築、農地バンクを活用した農地の利用集積、生産基盤の整備、農業共済等の加入促進などに取り組むほか、地力増進対策、干ばつ対策等を推進する必要がある。

また、製糖業企業の経営の安定化・合理化のため、引き続き気象災害等影響緩和対策、製糖設備の合理化、含蜜糖製造コストの不利性緩和などに取り組む必要がある。

また、「働き方改革」に適応した宿舍整備や省力化設備の導入など労働環境の改善に取り組むとともに、離島における人口減少を踏まえ、今後も引き続きさとうきび産業の振興に取り組むことで、地域の雇用創出やU J I ターンの促進につなげる必要がある。

顕著となっている人手不足については、外国人材等の活用を始め、多様な人材の確保について検討する必要がある。

離島の特色を生かした農林水産業の振興については、離島の農林水産業が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、生産の増大及び経営の安定化、輸送コストの低減などによる効率的な流通体制の構築などの課題に継続して取り組む必要がある。

園芸作物については、ブランド産地の育成に向けて、市町村、出荷団体、普及機関等との連携を強化し、定時・定量・定品質の出荷ができる拠点産地の形成を支援する必要がある。

畜産業については、肉用牛は好調に推移しているものの、農家戸数が減少しており、担い手の育成・確保対策が必要である。また、酪農、養豚、養鶏については、飼

養頭羽数が減少傾向であることから、生産性の向上や経営安定対策の強化を図る必要がある。

農林水産物の流通対策の強化については、県外出荷における輸送費の一部を補助する事業を実施することにより、補助事業者の県外出荷量の増加がみられ、農林漁業者の生産意欲も高まり、再生産に向けた設備投資など、農林水産物の生産振興に寄与している。そのため、輸送コスト低減や家畜の輸送体制強化、流通施設の整備など農林水産物の流通条件の不利性解消に引き続き取り組む必要がある。

農業の基盤整備については、水資源に恵まれない離島地域で頻発する干ばつ被害軽減等のため、亜熱帯・島しょ性等の地域特性に合わせた貯水池等の農業用水源の開発、かんがい施設や区画整理等の生産基盤整備や、農業水利施設等の長寿命化及び防災・減災対策に取り組むとともに、防風・防潮林の整備・保全等を計画的に推進する必要がある。

また、スマート農業の導入に対応した農地の大区画化等の整備やICTを用いた水管理省力化技術の導入など、農業農村整備への活用の検討を進める必要がある。

さらに、グリーン・ツーリズムによる体験及び滞在を通じた、都市との地域間交流による農山漁村地域の所得向上等に向けた取組を強化する必要がある。

水産業の基盤整備については、漁港・漁村の活性化とともに、良好な漁場を有する排他的経済水域（EEZ）の保全にもつながるため、引き続き、漁港・漁場施設の整備、水産物の生産・加工・流通体制の整備、消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化等を推進するとともに、地震・津波等の災害に強い漁港・漁村づくりに取り組む必要がある。

農林漁業の6次産業化に向けては、引き続き、生産と流通・加工等が結びついた農商工連携等による付加価値の高い農林水産物及び農林水産加工品の生産・販売・ブランド化を促進する必要がある。

ウ 特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化 (成果等)

特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化のため、魅力ある特産品開発の促進と、販路拡大・プロモーション活動の支援に取り組んだ。

魅力ある特産品開発の促進については、工芸事業者を対象に、試作品開発に係る経費の一部補助や、流通やマーケティング、販路開拓等の支援などを行った。また、工芸品に係る原材料の確保については、工芸産業従事者とのネットワークを構築するため産地組合等へヒアリングを行い、現状と課題を把握した。

これらの取組などにより、離島の工芸品生産額は、平成29年度で9.1億円と、基準値より前進し、進展となっている。

販路拡大・プロモーション活動の支援については、離島の魅力を発信する離島フェアの開催を支援し、特産品の展示・販売や流通商談会、離島の伝統芸能公演等が行われた。

これらの取組により、離島フェア売上総額については、平成30年に9,179万円となっており、目標値を達成する見込みである。また、商談により販路拡大も進んでい

る。

県外や海外への販路拡大に向けては、県外・海外での物産展、沖縄フェア等のプロモーション等を通して、離島を含む県産品の認知度向上、販売戦略を構築できる人材の育成などに取り組んだ。

これらの取組を推進してきたが、離島の製造品出荷額は、平成28年に393.7億円となっており、進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
離島の工芸品生産額	7.2億円 (H22年度)	9.1億円 (H29年度)	11.0億円
離島フェア売上総額	4,997万円 (H23年度)	9,179万円 (H30年度)	6,300万円
離島の製造品出荷額	393億円 (H21年)	393.7億円 (H28年)	546億円

(課題及び対策)

魅力ある特産品開発の促進については、本県離島の工芸産業において、宮古上布や久米島紬など全国的にも評価の高い品目があるものの、現代のライフスタイルへの対応の遅れや、工芸産業における人材が不足していることなどから、多様化・高度化する市場ニーズを的確にとらえ、新たな商品開発の促進を支援するとともに、ニーズに対応可能な人材の確保・育成を図る必要がある。

離島地域は、主要市場から遠く離れているため、原材料の仕入れ、出荷に係る物流コストが割高になっていることなどから、原材料の安定確保や出荷に係る物流コストの削減等を図る必要がある。

販路拡大・プロモーション活動の支援については、離島特産品の製造業者による市場ニーズの把握や、資金力、生産力、人材、ノウハウ等の面から独自に製品開発、販路拡大等を展開することが厳しい状況にあることなどを踏まえ、総合的なマーケティング支援等を強化するとともに、国内外の消費者や観光客に選ばれる特産品づくりと販路拡大を支援する必要がある。特に近年、離島地域への観光客が増加していることから、販路拡大に当たっては、インバウンドを含めた入域観光客を取り込むための取組が必要である。このため、離島を訪れた観光客へのテスト販売等の調査を支援する必要がある。また、少量・多品種・高付加価値商品の島外への販路拡大を目指し、これまで支援が行き届きにくかった小規模離島の事業者への支援にも力を入れるとともに、事業者の品質管理等のノウハウ習得、販路拡大のためのマッチング等への支援を行う必要がある。

エ 離島を支える多様な人材の育成 (成果等)

離島を支える多様な人材の育成のため、観光人材の育成、IT人材の育成、担い手

・後継者の育成・確保、海外展開を目指す人材の育成、離島の活性化を担う人材の育成に取り組んだ。

観光人材の育成については、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保するため、観光関連企業等が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学に長けた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。

また、外国人観光客の増加による通訳案内士の不足等に対応するため、沖縄振興特別措置法により定められた沖縄特例通訳案内士の育成として、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施したことにより、県内の通訳案内士不足の解消に一定の効果をあげている。

これらの取組により、観光人材育成研修受講者数については、平成30年度に159人となっており、現時点で目標値に向けて進展が遅れている。

I T人材の育成については、将来のI T業界を担う人材（小中学生）の情報通信関連産業への関心を高めるため、企業や学校と連携し、ロボット教室など児童向けのワークショップ等を開催したことなどにより、離島地域のI T人材の育成につながった。

農業の担い手・後継者の育成・確保については、新規就農コーディネーターによる就農希望者への就農相談、新規就農者に対する研修期間中及び就農5年以内の資金の交付、機械・施設整備等の初期投資に対する支援、農業大学校での研修教育などを行った。

これらの一体的な取組などにより、毎年約100人の新規就農者の育成・確保され、離島における新規就農者数（累計）については、平成30年で966人となり、目標値を達成する見込みである。

なお、小規模離島については、新規就農者数が横ばいしないし減少傾向にある。

林業の担い手・後継者の育成・確保については、林業機械の操作頭の研修受講や作業用具の購入等の一部支援に取り組んでいる。

水産業の担い手・後継者の育成・確保については、新規漁業就業者を対象にした、漁業経費の一部支援に取り組んだ。その結果、離島における若手漁業者の確保が進んでいる。

また、工芸産業従事者の育成及び確保を図るため、各産地組合が行う後継者育成の取組に対する支援や、若手工芸技術者に対して宮古上布及び八重山ミンサーの染織技術、製織技術研修を行った。

これらの取組を推進してきたが、離島における工芸産業従事者数（累計）については、高齢化により従事者が減少していることなどから、平成29年度で398人となり、進展遅れとなっている。

海外展開を目指す人材の育成については、宮古島、石垣島でインバウンドセミナーの開催、離島に所在する企業による海外専門家招へい及び海外O J Tに対する支援を

行ったことなどにより、海外展開に積極的に取り組む離島地域の中小企業等の人材育成につながった。

離島の活性化を担う人材の育成については、離島における産業・生活を支える人材の育成・確保を図るため、沖縄県産業振興公社中小企業支援センターによる個別相談会への支援や、商工会及び役場等と連携し、チラシやPOP広告の作り方、外国人客の接客方法、特産品見直し方法など各地域のニーズに即したテーマによる出前講座を開催した。

地域づくり活動に関わる人材の育成については、各市町村における地域おこし協力隊制度の活用推進、地域の世話役養成塾の開催、地位貢献度が高く創意工夫した活動を行う地域づくり団体の表彰実施などにより、地域の多様な人材育成につながった。

さらに、グリーン・ツーリズム実践者の資質向上に向けた研修会を各地区で開催し、人材の育成・確保に努めるとともに観光客の受入体制の整備を図った。

また、ボランティア活動の円滑化、活性化を図るため、沖縄県社会福祉協議会における人材の育成・確保のための取組を支援することにより、ボランティアコーディネーション力3級検定合格者など一定の技術水準を持ったボランティアコーディネーターの育成等を図った。

さらに、沖縄県社会福祉協議会が運営する福祉人材研修センターにおける各種の社会福祉事業等従事者を対象とした研修の実施や、先島地区高等学校における進路指導担当教諭等を対象とした介護福祉士などの福祉資格取得のための説明会等を実施することで、離島における福祉人材の育成に努めた。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光人材育成研修受講者数	—	159名 (H30年度)	190名以上
離島における新規就農者数(累計)	78人 (H22年)	966人 (H30年)	1,069人
離島における工芸産業従事者数(累計)	415人 (H22年度)	398人 (H29年度)	440人

(課題及び対策)

観光人材の育成については、地域ガイドや体験滞在プログラムのインストラクターなど多様な人材の育成・確保・活用を進めるとともに、行政と民間が連携した取組体制を強化する必要がある。また、離島地域を訪れる外国人観光客は今後も増加することが予想されることから、地元での受入体制の充実・強化に資する人材の育成・確保を図る必要がある。

このため、引き続き、研修支援を行うとともに、各観光関連企業において、自主的な研修が実施されるような支援を行う必要がある。また、離島地域における通訳案内士の育成、確保のため、地元関係団体との連携やテレビ、ラジオ、新聞等、メディア

活用による広報活動を行うとともに、資格取得者に対するスキルアップ研修の実施や旅行業者等とのマッチング会の実施により、資格取得者の活用促進に取り組む必要がある。

担い手・後継者の育成・確保については、離島地域における農業従事者の高齢化が進み担い手が不足していることなどから、引き続き、農林水産業や、農業と関連する食品加工業等を支える担い手等の育成及び技術支援を実施するほか、アジア市場等への販路拡大に対応できる事業者等、地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成・確保を推進する必要がある。今後も意欲のある新規就農者の長期的な育成・確保に向け、青年層や女性層、農外からの新規参入者等幅広い層に対する担い手の育成・確保に向けた栽培技術や加工技術、販売開拓や経営管理等の各種研修の充実を図るとともに、経験豊富な農業者の技術やノウハウの伝承・共有体制の構築が必要である。

また、新規就農者の農地確保や資質向上を図るためには雇用就農を推進する必要がある。多様な担い手を確保するため、自営のほか、雇用就農の促進を図ることが重要であることから、受皿となる農業法人の育成を図るとともに、就農希望者とのマッチングを図る取組が必要である。

離島地域における工芸産業事業者は、本島と比較してより小規模で、高齢化により従事者も減少しているため、多様な人材の育成・確保に取り組む必要がある。

このほか、地域のニーズに応じた多様な産業人材の育成のため、離島であるがゆへの地理的不利性を克服するような新技術による手法を活用しながら、海外展開を目指す人材や、IT人材等の産業人材の育成・確保に取り組む必要がある。

また、沖縄のリゾート地としての優位性を生かしたワーケーションに取り組むとともに、観光リゾート産業や農林水産業等の島の基幹産業の閑散期における副収入として、テレワークを推進する必要がある。

離島の活性化を担う人材の育成については、離島において、少子化に加え若者の流出が著しいことから、本島に比べ高齢化が急激に進展しており、地域産業や地域づくりの担い手が不足している状況にあることから、離島産業の活力増大や住民生活の質の向上に貢献し、地域を活性化できる人材を育成・確保する必要がある。

これと関連した取組として、高等教育機関への進学のために島を離れた若者のUターンを促進するため、本人の意思を最優先しつつ、地元の行政や企業、地域社会、その他関係機関などが連携して取り組む必要がある。

それぞれの離島や地域特有の課題改善には、地域住民が主体的に改善に取り組む地域づくり活動団体等を支える人材育成が重要であることから、優れた地域づくり活動を行う団体のモデル事業を支援し、他団体へ展開を図ることや、離島・過疎地域等における地域おこし協力隊等の更なる活用推進など、地域づくり活動に関わる人材育成を推進していく必要がある。

ボランティア活動については、地域住民がお互いに支え助け合う地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会や市町村のほか、公民館や自治会などと連携し、地域ボランティアの養成を推進する必要がある。

社会福祉事業等従事者を対象とした研修については、ニーズを踏まえたものにするとともに、離島地域を含めたより多くの地域の従事者が受講できるよう、充実強化を図る必要がある。

さらに、医師、看護師などの医療人材の確保や医療事務等の資格取得に向けた講座開設など充実強化を図る必要がある。

特に離島地域においては、社会福祉事業従事者の確保がより困難であるため、各地域の実情に応じた有資格者の活用推進について、市町村や社会福祉事務所と連携し取り組んでいく必要がある。

近年人手不足が顕著になっている状況を踏まえ、必要な人材の確保に向けて、多様な人材の就業促進、職業能力の向上、労働環境・処遇改善に向けた取組を強化する必要がある。また、外国人材等を含めた多様な人材の確保について検討する必要がある。

特に離島地域においては、離島自治体の職員が各地域の特性を考慮した上で、地域社会と連携した各種施策を展開できるよう、研修プログラムの作成に取り組む必要がある。

オ 交流と貢献による離島の新たな振興 (成果等)

交流と貢献による過疎地域を含む離島の新たな振興のため、多様な交流・協力活動を促進するとともに、島しよ性を生かした技術開発を推進した。

多様な交流・協力活動の促進については、本島の児童生徒を離島へ派遣し、離島地域の人々との交流を通じて離島の重要性、特殊性及び魅力等の認識を深めさせる取組などを行った。

取組により、体験・交流を目的に離島へ派遣する児童生徒数（累計）については、平成30年度で2万3,612人となっており、目標値を達成する見込みである。

また、一般県民を対象に、各島で実施するそれぞれの島の特徴を生かした体験プログラムや民宿・民泊等による地域の人との交流を促進する取組も行った。

これらの交流促進の効果として、県民の離島地域に対する理解促進のほか、離島における島の個性を生かした体験プログラムの開発・改善や、コーディネーターが育成されることによる受入体制強化が図られており、自主的な取組の活性化や、修学旅行の受入れにつながるなどしている。

また、プロの芸術家等を招へいし、県内へき地・離島の児童生徒に国内外の本物の芸術へ触れる芸術鑑賞機会を提供したことなどにより、児童生徒の豊かな感性を育むことができた。

このほか、沖縄の地理的な特性や独自性を生かした国際協力・貢献活動を推進するため、平成25年に沖縄県とJICAで連携協定を締結するとともに、JICA事業（研修員受入事業等）を通して、東南アジア等海外からの研修生に対する講義や離島の現地視察等を実施したことなどにより、離島と開発途上国とのネットワークが形成された。

島しよ性を生かした技術開発の推進については、亜熱帯性地域における病害虫の防除技術開発を踏まえ、近年生息域が徐々に拡大しつつあるナスミバエの発生状況調査及びまん延防止・被害防除の実施に取り組んだ結果、ナスミバエによる被害状況を把

握し、その被害軽減が図られた。また、イモゾウムシ等の根絶防除などに取り組んだ結果、久米島でのアリモドキゾウムシの根絶を達成した。

また、再生可能エネルギーの活用促進を目指し、宮古島市において電力需給のコントロールを目指した全島EMS（エネルギーマネジメントシステム）実証を実施した。これに加え、波照間島では、小規模離島における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた実証試験に着手している。

さらに、海洋エネルギーの研究開発の促進を目的に、久米島町にある海洋深層水研究所敷地内に設置した海洋温度差発電実証試験設備において、表層海水と深層海水の温度差を活用した発電の連続運転等の実証試験を実施した。海洋深層水はエネルギー資源に加え、水産養殖や化粧品、健康増進など総合的・一体的な活用が図られ、同町における主要産業として成長した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
体験・交流を目的に離島へ派遣する児童生徒数(累計)	558人 (H23年度)	23,612人 (H30年度)	約3万人

(課題及び対策)

多様な交流・協力活動の促進については、離島・過疎地域の振興において、「ユイマール精神」に基づき、県民全体で支え合う新たな仕組みを構築していくことが重要であるが、沖縄本島住民の離島地域への関心は低い状況にあることから、多様な交流を通じて更に相互理解を深めていく必要がある。このため、今後も引き続き、多様な体験プログラムの開発・改善や人材育成及び離島間のネットワーク構築等による受入れ体制の強化を図ることで、交流人口を増大させるとともに、県外の沖縄ファンや沖縄観光リピーターなどの関係人口を増やすことで、将来の移住につなげ、離島・過疎地域の活性化を図る必要がある。民泊の有効活用に当たっては、近年の法整備の動向を踏まえながら、関係者による受入れ体制構築を支援する必要がある。

また、沖縄の地理的な特性や独自性を生かした国際協力・貢献活動を推進するため、沖縄県とJICAの間で締結した連携協定を生かし、引き続きアジア・太平洋地域を始め開発途上国に対する人材育成支援や技術の移転などに、継続して取り組む必要がある。

島しよ性を生かした技術開発の推進については、引き続き様々な研究開発、技術開発等を推進し、本県のみならず、アジア・太平洋地域の共通課題について離島からも積極的に発信し、離島の新たな振興へとつなげていく必要がある。

具体的には、亜熱帯性地域における病害虫の防除技術開発について、果菜類・果実類の自由な県外出荷がミバエ類の根絶状態の維持によって可能となっていることから、防除の強化とともに、イモゾウムシ等の早期根絶に向けた防除技術等の確立を図る必要がある。

再生可能エネルギーの活用促進については、これまでの実証の成果を生かし、低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。そのため、再生可能エネルギーの普

及拡大と安定供給を図るべく、引き続き宮古島や波照間島の各種実証について取り組む必要がある。

海洋エネルギーや資源の有効活用については、海洋温度差発電実証事業で取得したデータを大学や研究機関等に提供するなど、関係機関と連携し海洋エネルギーに関する技術開発を促す必要がある。また、国において調査が進められている海洋鉱物資源については、国や関係機関等との連携を密にしながら、将来の産業化や海洋資源を活用した新たな産業の創出に向けて、海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための中長期的な取組を進めていく必要がある。

【主要な関連制度】

(1) 離島の旅館業に係る減価償却の特例措置

(目的及び概要)

沖縄県の離島については、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。

一方、離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせていることから、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等により離島地域の活性化を図ることを目的として、本制度が創設された。

対象地域		伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納島に限る。)、うるま市(津堅島に限る。)、南城市(久高島に限る。)、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町
対象施設		旅館業の用に供する施設
優 遇 措 置 の 概 要	国税 (法人税、 所得税)	①特別償却 離島の地域内において、旅館業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る一の生産等設備の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に8%を乗じた額を償却できる(ただし、対象となる取得価額の合計額は10億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。)
	地方税	②不動産取得税の免除 旅館業の用に供する建物及びその付属設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。
		③事業税の免除 旅館業の用に供する建物及びその付属設備であって、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
		④固定資産税の免除 旅館業の用に供する建物及びその付属設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分、固定資産税を免除する。

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

注2：地方税については、条例を制定している自治体に限る。

(活用実績及び効果)

事業者に対しインセンティブとなっており、旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与している。

【表3-3-12-6】 離島の旅館業に係る税制優遇措置の活用実績 (単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
特別償却	1	8	1	71	0	0	0	0	1	80	2	186
事業税	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産取得税	13	69	10	60	27	144	10	37	19	25	28	48
固定資産税	47	58	59	78	57	66	74	94	74	91	75	90
法人住民税	1	0.3	1	3	0	0	0	0	1	2	2	6
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	63	135	72	213	84	209	84	131	95	198	107	329

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：法人住民税は、特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

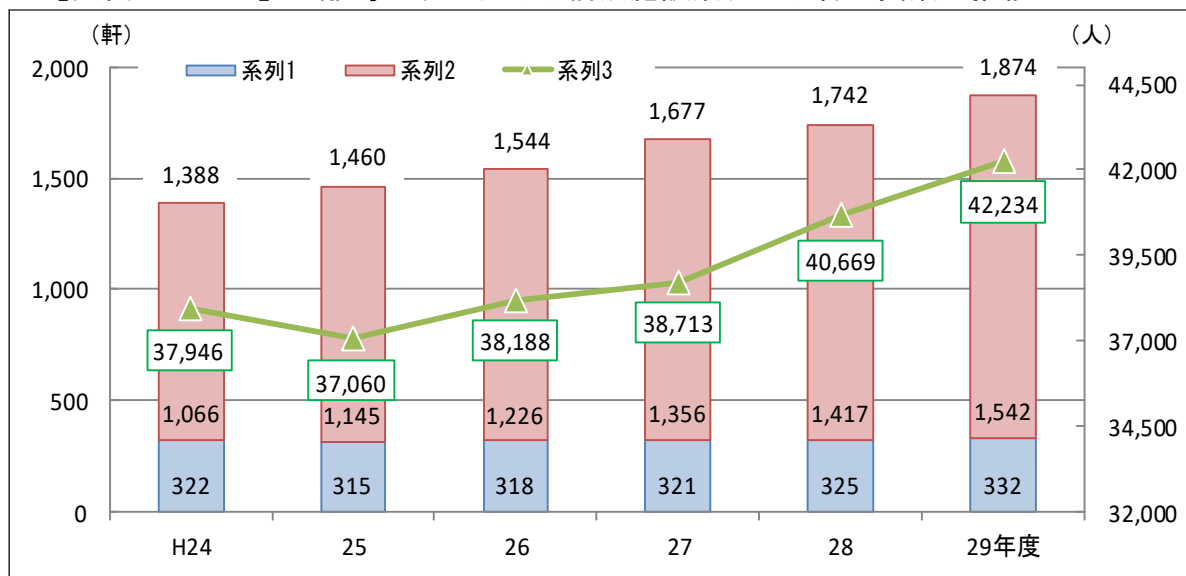
出典：国税の件数及び適用額、並びに法人住民税の件数は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

法人住民税の適用額は総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に沖縄県企画部企画調整課作成。

その他の地方税については沖縄県企画部企画調整課調べ

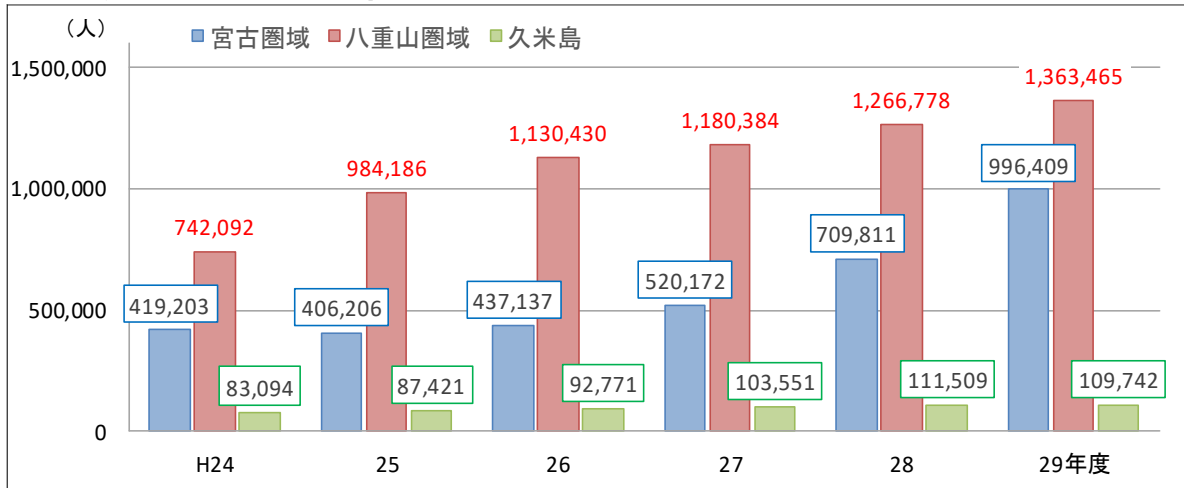
本特例措置により離島の旅館等の施設数及び収容人員数は順調に増加している。
また、宮古島、八重山圏域、久米島における入域観光客数についても増加傾向にあり、離島地域の活性化に寄与していると考えられる。

【図表3-3-12-7】 離島地域における宿泊施設数及び収容人員数の推移



出典：沖縄県企画部「離島関係資料」

【図表3-3-12-8】 離島地域における入域観光客数の推移



注1：宮古圏域は宮古島市と多良間村の数値を合算して算出

出典：沖縄県企画部地域・離島課調べ

(課題及び今後の方向性)

制度の活用促進については、関係者と連携し周知活動を行う等、引き続き取り組む必要がある。

また、離島地域の一層の活性化につなげるため、適用要件緩和等、制度のあり方を検討する。

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

駐留軍用地跡地利用においては、各跡地の利用計画の総合調整と効率的な整備を行い、中南部都市圏における歪んだ都市構造を是正し、県土構造の再編を図るとともに、人と自然が調和する生活空間の回復、自立型経済の構築、国際交流・貢献拠点形成など沖縄全体の発展につながるよう、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況】

施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「駐留軍用地跡地が沖縄県の発展のため、有効に利用されていること」は4.4ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
駐留軍用地跡地が沖縄県の発展のため、有効に利用されていること	13.3% (H24年県民意識調査)	17.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

駐留軍用地跡地の有効利用に向けては、周辺市街地と連携しつつ、魅力ある都市空間の形成を図るとともに、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡ある発展につなげていく必要がある。このため、駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するために返還前からの跡地利用計画の策定、公共用地取得、文化財調査などに取り組むほか、沖縄に潜在する発展可能性を最大に引き出すよう、国、関係市町村及び地権者等と連携して、計画的な跡地利用に取り組む必要がある。

(成果等)

平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用推進法）では、基本理念が新たに規定され、国の責任を踏まえた国による跡地利用の主体的な推進が明記されたほか、返還実施計画に基づく国による徹底した支障除去措置、立入りのあっせんに係る国の義務、駐留軍用地内の土地の先行取得制度、給付金制度の拡充、拠点返還地の指定、駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置などが定められた。

嘉手納飛行場より南の6つの施設・区域の跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。このため、広域的な視点から駐留軍用地跡地利用の連携した方向性を示す「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」（広域構想）を平成25年1月に策定し、周辺市街地との連携を含めた跡地利用の検討を行っている。

普天間飛行場の跡地利用については、これまでの取組の成果や広域構想を踏まえ、跡地利用計画の策定に向けた中間段階の計画として「全体計画の中間取りまとめ」を平成25年3月に策定し、県民、地権者等へ跡地利用に関する情報を発信するとともに、文化財、自然環境等の文献及び現況調査を実施するなど、計画内容の具体化に向けて取り組んでいる。

また、平成25年6月には、跡地利用推進法に基づく「特定事業の見通し」を公表し、将来の道路用地として必要となる17.15haの土地の先行取得を開始した。土地の取得に当たっては、一括交付金（ソフト）を充当した特定駐留軍用地等内土地取得事業基金を活用し、平成30年度末時点において、取得予定面積の約60%に当たる約10.3haを取得した。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、琉球大学等が連携し、沖縄健康医療拠点の形成に向けた取組が進められている。

なお、宜野湾市や市地主会からの要望を踏まえ、平成27年3月に跡地利用推進法及び同法施行令が一部改正され、土地取得制度の適用期限を「返還」から「地権者への土地引渡し」まで延長することが可能となり、西普天間住宅地区跡地においては、土地の引渡しまで先行取得が行われた。また、取得可能な土地の面積に関する要件が緩和されたことにより、より多くの公共用地を確保することができるようになった。

平成28年4月に一部改正された跡地利用推進法施行令において、アワセゴルフ場地区跡地における特定給付金の支給の限度となる期間（2年）が定められ、国から地権者に対し、特定給付金が支給された。

また、跡地利用推進法に基づき先行取得した土地は、原則、取得目的の用途で活用しなければならないが、平成30年1月に跡地利用推進法施行令が一部改正され、取得目的以外で活用する場合の対象施設が定められた。

（課題及び対策）

県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。

今後返還が予定される駐留軍用地の跡地は、大きな発展可能性を有しており、新たなビジネスの立地、創造の拠点となり得るとともに、広域交通インフラの整備や、自然環境と歴史文化を保全・再生するための貴重な空間である。

駐留軍用地の跡地開発は、県土構造を再編する好機であることから、跡地利用推進法に基づき、国、関係市町村及び地権者等との密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、広域構想を踏まえた跡地利用計画を早期に策定する必要がある。

跡地利用計画の策定に当たっては、圏域、地域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する発展可能性を最大限に引き出すとともに、発展の推進力となる均衡あるデザインを検討する必要がある。

跡地における産業機能の導入の検討については、アジア規模の視点から可能性を吟味し、市場原理を踏まえ、自立型経済の構築に向けた産業の集積と育成を図る必要が。あまた、その他公共的・公益的機能の導入の検討については、立地や地形、周辺環境

等を踏まえ、国際交流や貢献活動の拠点形成に努める必要がある。

都市基盤整備においては、跡地を活用した幹線道路の整備、公共交通ネットワークの構築に向けた検討や、自然環境と歴史文化を生かした豊かな都市環境の形成に向けた検討を行う必要がある。また、国営大規模公園の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システム、高次都市機能の導入等を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めているとともに、その実施に向けた取組を促進する必要がある。

西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、琉球大学等が連携し、沖縄健康医療拠点の形成に向けて取り組む必要がある。

跡地利用推進法については、令和3年度（2021年度）末に失効することから、同法の延長を含め、跡地利用推進上必要となる制度や施策等を国に求める必要がある。

跡地利用の効果的な推進に向けて、駐留軍用地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査等のための立入調査について、環境補足協定締結後、立入りの手続に時間を要していることから、当該立入りが円滑に認められるよう取り組む必要がある。

土壌汚染や不発弾等の支障除去措置については、地権者への土地引渡し後に廃棄物等が発見される事例があることから、支障除去の更なる徹底を求めるとともに、法令上、支障除去における調査項目の対象となっていない物質による土壌汚染等についても適切な措置が講じられるよう取り組む必要がある。

特定給付金の支給については、土地の使用収益が可能と見込まれる時期を勘案して、政令において支給の限度となる期間を定めることから、地権者が不利益を被ることがないように取り組む必要がある。

公共用地の確保については、引き続き、土地の先行取得に取り組むとともに、更なる用地確保に向けた対応を検討する必要がある。また、「特定事業の見直し」に基づき先行取得した土地について、跡地利用計画の見直し等により、特定事業として活用する見込みがなくなった場合は、返還から3年経過後、政令で定める事業（道路、公園等）に活用することとなっているが、先行取得した土地を有効活用するため、政令で定める対象施設の拡充の検討が必要である。

【主要な関連制度】

(1) 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

(目的及び概要)

今後、返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない状況であるが、跡地開発を進めるに当たっては、一定規模の公共用地（道路、公園等）が必要である。

このため、公有地の確保の遅れにより跡地開発に遅延が生じないように、返還前の早い段階から公共用地を確保するための制度（土地の先行取得制度）が平成24年度に創設された。

<p>優遇措置の概要 (譲渡所得の特別控除)</p>	<p>特定駐留軍用地等を有する者が、買取協議に基づき当該土地を地方公共団体等に譲渡したときは、当該譲渡に係る所得について、最大5千万円の特別控除を適用できる。</p>
<p>特定駐留軍用地等</p>	<p>返還が合意された駐留軍用地であって、その区域内における公有地等の割合が2割未満等の一定の要件を満たし、かつ、公有地の計画的な拡大が必要と認められるものとして内閣総理大臣が指定した地域。</p> <p>なお、当該駐留軍用地が返還された後も引き続き公有地の計画的な拡大が必要と認められる場合は、沖縄県知事の申出に基づき内閣総理大臣が「特定駐留軍用地跡地」として指定する。</p> <p>【特定駐留軍用地】 キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第一桑江タンクファーム、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）※1、キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域）、キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）、キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー及びその南側部分に隣接する区域）</p> <p>※1 平成27年4月1日付けで特定駐留軍用地の指定を解除。</p> <p>【特定駐留軍用地跡地】 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）※2</p> <p>※2 平成30年4月1日付けで跡地の指定を解除。</p>

注1：上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

租税特別措置の活用実績（推計値）は以下のとおりであり、平成25年度から平成30年度までの累計適用額は約329億円となっている。

【表3-3-13-1】 税制優遇措置の活用実績（推計値） (単位：件、百万円)

所得 控除	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		累計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
	62	1,877	269	5,698	105	2,271	293	6,582	542	12,842	218	3,615	1,489	32,885

注1：土地を売却した個人が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、件数及び適用額については、県や市町村等に土地を売却した人数（件数）及び売却額（適用額）を記載した。

出典：沖縄県企画部企画調整課調べ

平成24年度の制度創設以降、平成29年度末までに、5施設・区域において一定の公共用地を確保することができた。本制度により土地売却者の税負担が軽減されるため、公共用地先行取得の促進につながっている。

なお、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）における先行取得の期限が到来（国から土地所有者に土地が引き渡された）したことから、平成30年度は、同地区を除く4施設・区域において先行取得が実施されている。

【表3-3-13-2】 特定駐留軍用地等における土地取得実績

施設・ 区域名	買取 団体	特定事業 の見通し	取 得 実 績 (ha)											
			平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			取得	累計	取得	累計	取得	累計	取得	累計	取得	累計	取得	累計
普天間 飛行場	沖縄県	道路 17.15ha	3.2	3.2	3.2	6.4	2.0	8.4	0.9	9.3	0.2	9.5	0.8	10.3
	宜野湾市	学校 11.5ha	1.3	1.3	0.4	1.8	1.0	2.7	0.9	3.6	1.5	5.1	0.8	5.9
キャンプ 瑞慶覧 (西普天間 住宅地区)	沖縄県	学校 7.5ha	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	-	0.2
	宜野湾市	緑地、公園 10ha	-	-	7.3	7.3	-	7.3	-	7.3	-	7.3	-	7.3
		墓地 2ha	-	-	2.0	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0
	宜野湾市 土地開発 公社	学校(大学) 28ha	-	-	-	-	-	-	3.7	3.7	13.5	17.2	-	17.2
キャンプ 桑江	北谷町	学校 4.5ha	-	-	1.3	1.3	1.0	2.3	0.9	3.2	1.2	4.3	0.1	4.4
		緑地、公園 2.5ha	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0.4	0.8	0.1	0.9
キャンプ 瑞慶覧 ・プラザ住 宅地区)	沖縄市	緑地、公園 1.7ha	-	-	-	-	0.2	0.2	0.2	0.4	0.1	0.5	-	0.5
	北中城村	緑地、公園 0.95ha	-	-	-	-	0.7	0.7	0.02	0.7	0.1	0.8	-	0.8
牧港 補給地区	浦添市	緑地、公園 15.2ha	-	-	-	-	-	-	3.4	3.4	3.5	6.9	3.1	10.1

注1：四捨五入の関係で、累計額が一致しない場合がある。

出典：沖縄県企画部企画調整課調べ

(課題と今後の方向性)

駐留軍用地の円滑な跡地利用を推進するには、より一層の公共用地の確保が必要であることから、引き続き、関係市町村と連携のもと、土地の先行取得に取り組むとともに、更なる用地確保に向けた対応を検討する必要がある。

「特定事業の見通し」に基づき先行取得した土地について、跡地利用計画の見直し等により、特定事業として活用する見込みがなくなった場合は、返還から3年経過後、政令で定める事業（道路、公園等）に活用することとなっているが、先行取得した土地を有効活用するため、政令で定める対象施設の拡充の検討が必要である。

(14) 政策金融の活用

県は、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）に対して、政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備やその活用促進など、県や民間金融機関と協調・連携した一層の役割発揮を求めてきた。

これを受け、沖縄公庫は、沖縄における多様な資金ニーズに迅速かつ的確に対応し、長期・固定・低利の資金の円滑な供給に努めるとともに、国や県の沖縄振興策等と一体となった様々な出融資制度の創設・拡充を行ってきた。

【「目標とするすがた」の状況等】

沖縄公庫による政策金融については、一層の役割を発揮することを目標に掲げてきたところ、これまでの間、沖縄公庫では、エネルギー、航空、海運等の各種インフラ整備や観光、商業関連等の大型プロジェクトを資金面から支援するとともに、雇用の受皿となる中小企業の経営基盤強化、新規事業の創出、特色ある農林水産業の振興、離島・過疎地域の活性化等に向けて地域の実情に即した資金を供給している。また、急激な経済・社会環境の変化や自然災害等の影響を受けた事業に対するセーフティネット機能の発揮や事業再生支援など、政策金融としての役割を果たしている。

特に県の沖縄振興策と一体となった様々な独自制度については、平成25年度には駐留軍用地跡地の開発促進を目的とした制度、平成26年度にはリーディング産業支援を目的とした出資規模の拡充、平成27年度は世界水準の観光リゾートの形成を推進することを目的とした貸付制度、平成28年度から平成29年度にはひとり親家庭の就労支援や新規開業支援等の融資制度、平成30年度には人材育成に取り組む企業を後押しする沖縄人材育成促進貸付利率特例制度などを創設・拡充し、沖縄の地域的諸課題に応えるべく、地域に密着した政策金融を推進している。

沖縄公庫の平成24年度から平成29年度の出融資額は累計で7,914億円の実績となっており、そのうちの約57.3%が沖縄公庫の独自融資制度の活用となるなど、県の施策を金融面から支援している。

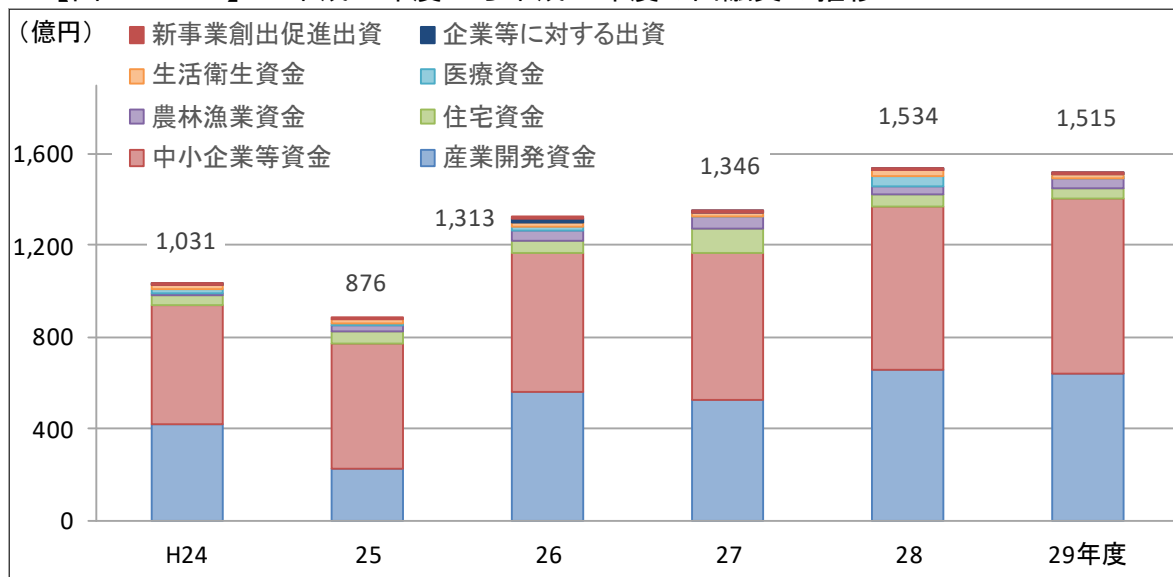
沖縄公庫は、観光などリーディング産業や中小企業の振興に関連にする出融資のウエイトが高い一方で、教育資金が件数ベースで増加基調にあることや、セーフティネット機能を機動的に発揮する等、出融資ニーズへの適時適切な対応が行われている。さらに、沖縄公庫の融資先における雇用の増加・維持に相応の成果がみられるほか、融資先の約7割が「公庫融資による呼び水効果があった」と評価するなど民業補完機能も発揮されている。

このように、沖縄公庫は、政策金融機関としての役割を存分に発揮している。

<目標とするすがたの状況>

項 目 名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
沖縄公庫の機能・役割	総合政策金融機関 としての役割発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○産業及び生活基盤の整備・支援 ・各種インフラ整備 ・リーディング産業支援 等 ○中小・小規模事業者等への円滑な資金供給 ・中小企業等の経営基盤強化 ・セーフティネット機能の発揮等 ○創業・新事業展開への支援 ・新規開業、経営多角化 ・新事業育成出資機能の発揮 等 ○その他沖縄振興策関連への取組 ・地方創生、離島の振興・活性化 ・駐留軍用地跡地開発 ・ひとり親家庭・人材育成 等 	一層の役割発揮

【図3-3-14-1】 平成24年度から平成29年度の出融資の推移



出典：沖縄振興開発金融公庫作成

(成果等)

《世界水準の観光リゾート地の形成》

県では沖縄観光ブランドを確立し、世界的にも広く認知され評価される観光リゾート地の形成を目指し、空港ターミナルビル及び那覇港のクルーズターミナルの供用、官民一体となった誘客キャンペーンの展開等を行ってきた。これらの取組等により、入域観光客数は着実に増加し、平成30年の入域観光客数は984万人と過去最多を6年連続で更新した。

沖縄公庫では、世界水準の観光リゾート地の形成に向けて、沖縄の歴史・自然・文化等の多様で魅力ある地域資源を活用した高付加価値型観光の展開に取り組む観光関連事業者を金融面から支援している。平成26年度には観光リゾート産業等のリーディング産業関連事業を出資対象に加えており、平成27年度にはこれまでの独自制度を再構築し、観光リゾート産業の量的拡大・高付加価値化に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援制度を創設するなど、制度の拡充を図っている。

これまでの実績について、平成20年度から平成29年度までに観光施設の建設や観光コンテンツの創出を企画する企業などに累計で303件、1,519億4,200万円を出融資しており、特に平成27年度以降は、多様な形態のホテル関連投資が活発に行われたことなどから、沖縄公庫の出融資は増加傾向にある。また、宿泊業に対しては、平成20年度から平成29年度の累計で705件、884億4,200万円の出融資を行っている。

沖縄公庫は出融資を通じて県内のホテル・旅館の総客室数3万6,488室のうち69.6%を支援しており、本島から離島に至る県内各地に、低価格帯から高価格帯まで様々なタイプのホテル・旅館の整備に寄与している。

そのほか、ホテル建設などの大型設備投資で県の赤土等流出防止条例が適用される事業については、赤土等の流出を同条例の基準以下に押さえることを要件に、利率特例を適用することができる制度を設け、環境保全に配慮する事業者を金融面で支援している。

《情報通信関連産業の高度化・多様化》

県では情報通信関連産業をリーディング産業の一つとして位置づけ、通信費の低減化事業や沖縄IT津梁パークの整備、高度IT人材の育成や情報通信関連企業の誘致など、日本とアジアの架け橋となる「ITブリッジ」を目指し、ソフト・ハードの両面から取組を行ってきた。これにより、順調に情報通信関連企業の集積が進み、平成30年までに国内外から470社が立地した。

沖縄公庫では、本県の情報通信関連産業のより一層の発展を促進するため、独自の融資制度である沖縄情報通信産業支援貸付を拡充するなど、沖縄振興施策における戦略的な情報通信関連産業の高度化・多様化に対応してきた。また、平成26年度に情報通信関連産業等を出資の対象に加えており、情報通信関連産業の高度化・多様化に係る出融資実績は平成20年度から平成29年度までの累計で、199件、66億5,500万円となった。

沖縄公庫が情報通信事業者に行った設備資金のうち、54.6%が機械装置の更新などの機械装置に対する融資であり、その他、沖縄IT津梁パーク企業集積施設の整備等にも活用されるなど、本県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

《アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成》

アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成のため、県では、航空機整備施設整備や国際物流拠点産業集積地域への賃貸工場の整備、県内事業者等の海外展開促進のためのプロモーション活動に対する支援等を行ってきた。また、平成26年度には国際物流拠点産業集積地域を「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」及び「うるま・沖縄地区」に拡大した。これらの取組により、国際物流拠点産業集積地域内の新規立地企業は平成29年度には178社となり、国際物流拠点の形成に向け着実に企業集積が図られている。

沖縄公庫は、国際物流拠点産業集積地域内の事業者を対象とした独自融資制度等により、臨空・臨港型産業の集積や県内事業者等による海外展開の促進を支援している。国際物流拠点の形成に係る出融資は、県が整備した賃貸工場への入居企業の設備投資や海外出店に係る設備投資などに活用されており、平成20年度から平成29年度の累計で141件、240億1,500万円の実績となっている。特に、平成26年度の国際物流拠点産業集積地域の指定地域拡大以降、指定地域内の企業を対象とした独自制度の活用が増加している。また、沖縄公庫は、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO：ジェトロ）や独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター（JICA：ジャイカ沖縄）と業務連携に係る覚書を締結し、連携して海外展開セミナーを開催するなど、アジアの活力を取り込む県内企業の海外展開を資金供給と情報提供の両面から支援している。

《産業基盤の整備》

県は、万国津梁の精神のもと、世界を結ぶ架け橋として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展するための空港、港湾、陸上交通基盤など、産業発展に必要な整備に取り組んできた。

沖縄公庫では陸上交通、海運、航空などの交通・運輸関連及びエネルギー関連の産業基盤整備について、独自の出融資制度等により、長期低利資金の供給を積極的に

行ってきた。離島を含む空港ターミナル施設の整備や沖縄都市モノレール沿線周辺地区の都市開発関連など、地域にとって政策的意義が高く経済波及効果も大きい大型プロジェクトに安定的な資金の供給を行っており、自立型経済の構築に向けた基盤の整備に係る出融資は、平成20年度から平成29年度の累計で、48件、953億100万円の実績となっている。

沖縄公庫は、産業活動を営む上で必要不可欠な交通基盤、エネルギー関連等の基盤整備に対する融資を通じて、自立型経済の構築に向けた基盤の整備を支援している。

《ものづくり産業・中小企業等の振興》

県では、創業や経営基盤の強化等の総合的な支援施策を展開することにより、中小企業の活力を高めることとしており、商工会等の経営指導員による相談・指導への支援や創業予定者を対象としたセミナーの開催などを実施している。また、健康食品、伝統工芸等のものづくり産業が地域産業としての地位確立と経済振興の一翼を担う移出産業へと成長することを目指し、地域資源を活用した商品開発に取り組む事業者への支援や産業高度化・事業革新を促進するための取組等を行っており、製造品出荷額（石油・石炭を除く）は平成25年以降増加傾向にある。

沖縄公庫では、創業者向けの融資や中小・小規模事業者等の経営基盤強化支援に重点を置いた独自制度の拡充を行っており、長期・低利の資金を供給することにより、中小企業等を金融面から支援している。平成24年度には、経営基盤を強化し、雇用環境の改善を図るため、商工会等から経営強化指導を受けている特定規模事業者を対象とした無担保・無保証による独自の融資制度を創設した。

そのほか、創業や中小企業の設備投資等に関連する融資実績は平成20年度から平成29年度の累計で2万8,248件、3,008億100万円となっている。また、商工会等と連携して、経営指導を受けている小規模事業者に無担保・無保証の融資による経営改善等の支援を行うとともに、相談会・連絡会議を開催して情報交換等を行っている。

あわせて、沖縄公庫は、産業高度化・事業革新促進や特産品開発に取り組む事業者に対して独自制度の活用を図っており、ものづくり産業の振興等に関する出融資実績は平成20年度から平成29年度の累計で293件、173億3,900万円となっている。

沖縄公庫では、ホームページに創業準備の参考資料を掲載する等の情報提供や融資相談時の創業計画書作成支援等のコンサルティング機能を実施する等、資金供給以外での支援も行っている。平成14年度に沖縄振興特別措置法に基づく沖縄公庫の業務特例として創設されたベンチャー企業向けの出資制度では、製造業を始めとする中小企業に平成29年度までの累計で61社（64件）、26億800万円の出資を実施するとともに、出資後の経営安定化に向けた助言・指導にも取り組むなど、新事業の創出を支援している。

沖縄公庫の独自制度である沖縄創業者等支援貸付の雇用創出効果は平成29年度末までの累計で6,840人となっており、また、沖縄公庫が融資を行った新規開業者の平均従業員数は、開業時の7.2人から平成29年度末では13.0人と5.8人増加するなど、雇用効果が生まれ、地域産業の振興に寄与している。

《亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興》

本県の農業は、亜熱帯地域という特性を生かし、「持続的農林水産業の振興とフロ

ンティア型農林水産業の振興」を目指し、畜産、さとうきび、野菜、花き、土木用資材、きのこ類、モズク等の生産が多様に展開されている。

沖縄公庫では、農業経営改善計画に基づき、施設投資や経営の合理化のために必要な長期低利資金等の資金供給を通じ、農林水産事業者の経営の安定や効率化を支援しており、農地の整備や漁船の取得、機械装置の更新や近代化、おきなわブランドの振興、製糖工場の改良に必要な資金等、幅広い資金需要に対応した融資を行っている。

農林水産業の振興に関する出融資実績は平成20年度から平成29年度の累計で1,017件、273億3,400万円となっている。平成24年度以降、県及び市町村では一括交付金等を活用して生産・加工・販売・流通・新規就農に至る様々な支援を強化しており、これに伴い、農林水産業者等による資金需要は着実に伸長しており、沖縄公庫の独自制度を始めとした出融資件数も増加傾向にある。このように、沖縄公庫では、長期・固定・低利の資金供給を通じた農林水産事業者の経営の安定や地域特性を生かした生産体制の強化支援等、本県の農林水産業の振興に寄与している。

《駐留軍用地の有効利用の推進》

本県の復帰後から平成30年3月末までに返還された駐留軍用地の実質返還面積は、9,950.9haとなっており、返還された駐留軍用地は、個人や企業、公共事業など多方面に活用されている。

沖縄公庫では、駐留軍用地跡地の有効活用に向けて、これまでにホテルや大規模商業施設、医療・福祉施設、賃貸住宅など、総合公庫として幅広い融資を実行し、駐留軍用地跡地に対する民間投資を支援してきた。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、駐留軍用地跡地と周辺市街地の一体的な整備を政策課題の1つに位置付けていることを踏まえ、沖縄公庫では、これまで大規模なプロジェクトのみを対象としていた駐留軍用地跡地に係る独自の融資制度を、幅広い資金需要に柔軟に対応できるよう面積要件の緩和や対象施設を拡充し、跡地開発の促進を図った。那覇小禄金城地区、那覇新都心地区、北前・美浜・桑江伊平地区（北谷地区）、アワセゴルフ場（北中城村）の4地区において、平成4年から平成28年度までに事業系融資は1,110億8,800万円、住宅系は616億2,500万円が活用されており、雇用創出効果は約9,000人と試算されるなど、駐留軍用地跡地の再開発事業に対する融資を通じて跡地の利用促進に寄与している。

県では、返還された那覇新都心地区、那覇小禄金城地区、北谷桑江・北前地区の3地区における「活動による直接経済効果」は返還前の約28倍と試算しており、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

《離島振興》

沖縄公庫は離島の振興・活性化を支援するため、離島事業者の実情等を踏まえた貸付制度や制度の特例を設け、総合公庫としての機能を発揮している。

沖縄公庫の出融資は、空港ターミナルビルの整備や多様な形態のホテル整備のほか、建設業や卸・小売業、飲食業、観光関連サービス業等の商工業者、農林漁業者、診療所等の医療施設や教育資金など幅広い資金需要に対応している。また、沖縄公庫は必要に応じて出張相談会を開催し、離島事業者等に対して制度の説明や融資の相談を行っている。

さらに、離島においても入域観光客数が急増する一方、人手不足や建築資材の高騰による供給制約が近年大きな課題となっていることから、事業者の生産性向上に資する設備投資や人材育成の取組を支援している。平成24年度から平成29年度の離島関係の融資実績は累計で、8,200件、1,340億5,000万円となっているなど、沖縄公庫は、離島地域における産業の振興に寄与している。

《教育機会の確保・子どもの貧困対策の推進》

県では、沖縄の未来を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、ひとり親家庭への支援や子ども・若者の育成支援等を行うとともに、地理的、経済的要因等に左右されない教育環境を整備するため、教育に係る負担の軽減等の取組を行っている。

沖縄公庫では、公平な教育を受ける機会を支援するため、離島居住者や母子・父子家庭、低所得者、多子家庭等に向けた教育資金の利率特例制度の充実やその積極的な活用を図っており、教育に関連する出融資を平成20年度から平成29年度の累計で1万8,105件、225億7,100万円行っている。

特に、平成22年度以降、教育資金利用者のニーズを踏まえて制度拡充を図ってきたことに加え、高等学校等での制度説明会の開催や沖縄公庫のホームページ内容を充実させたこと等により、教育資金の実績は増加している。また、利率特例の利用実績も増加傾向にあるとともに、教育資金利用者のうち、ひとり親家庭が27.4%を占めるなど、低所得世帯を中心に教育費の負担軽減に寄与している。

平成28年3月に県が策定した沖縄県子どもの貧困対策計画において、ひとり親家庭の親の経済的自立のために沖縄公庫による金融面での支援促進が位置付けられている。沖縄公庫では、ひとり親家庭の「親」の学び直しや事業所内保育所の設置を行う事業者等を対象とした利率の特例を創設し、平成29年度末までに累計で103件、44億2,000万円の実績があるなど、政策金融として本県における子どもの貧困対策・ひとり親家庭の支援を総合的に推進している。

《セーフティネット機能の発揮》

沖縄公庫では、台風などの自然災害や景気の変動による業況の悪化等、社会・経済動向の変化に機動的に対応することで、政策金融機関としてセーフティネット機能を発揮し、企業の資金繰りの悪化や倒産防止に対応してきた。景気の変動や自然災害発生時には、特別相談窓口を設置しており、沖縄公庫の迅速なセーフティネット融資や返済条件の緩和などによる事業継続支援は多方面から評価されている。

沖縄公庫のセーフティネット関連の融資は平成20年度から平成29年度の累計で5,012件、2,042億5,800万円活用され、雇用喪失防止効果は7万4,176人と見込まれており、資金面から企業を支えることにより、沖縄における雇用の安定・確保に寄与している。

《市町村との連携》

沖縄公庫は、平成19年度に地域の課題解決に向けた組織横断的な専担部署を設置し、公民連携プロジェクト（PPP、PFI等）の事業性を高めるために、「ファイナンス機能」、「コーディネート機能」等のトータルソリューションを提供する業務を行っ

ている。これまでに政策金融機関として地域プロジェクトの推進を支援しており、平成31年3月までに県内の17市町村と助言業務協定を締結している。

沖縄公庫では、蓄積された金融ノウハウ等を生かして、駐留軍用地跡地開発の促進、地方創生総合戦略の策定など、地域開発プロジェクトの構想・企画段階から積極的に参画している。また、民間金融機関や関係支援機関と連携しながら、PPP/PFIセミナーを開催するなど、公民連携プロジェクトを支援している。さらに、助言業務協定先の市町村長が一堂に会して、各地域が抱える課題や沖縄公庫への要望等について意見交換を行うことを目的とした公庫・市町村パートナーシップ推進会議を開催するとともに、沖縄県内各圏域における産業・地域経済の動向や沖縄公庫に対する各業界のニーズを把握し、相互理解を深めるため、経済チバリオ（ワイドー）懇談会を開催している。地域開発やまちづくり等に係る取組や地域経済の発展を市町村等と一体となって推進することにより、地域の活性化を後押ししている。

《関係団体との連携》

沖縄公庫は、沖縄科学技術大学院大学等と産学官連携に関する覚書を締結してベンチャー企業の発掘を支援するとともに、（公財）沖縄県産業振興公社等と覚書を締結し、中小企業等の経営課題解決支援等に取り組んでいる。また、（独）国際協力機構沖縄国際センター（JICA沖縄）や（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）等と覚書を締結し、県内事業者の海外展開や6次産業化などの支援に取り組んでいる。

また、平成16年3月に県内4行庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しており、民間金融機関と協調、連携して、県内事業者への支援を行っている。平成29年度からは新たな取組として、内閣府と連携した民間金融機関との意見交換会の実施や沖縄公庫と民間金融機関が相対で連絡窓口を設置するなど、一層の協調、連携を図っている。

このように沖縄公庫は、政策金融機関として、これまで以上に幅広い分野の関係機関と連携し、地域振興や中小企業の発展に向けた取組を強化するとともに、民間金融機関との協調・連携を推進しており、地域経済の活性化に貢献している。

（課題及び対策）

沖縄21世紀ビジョンの実現には、沖縄振興交付金等による財政支援と民間投資を一層促進するための円滑な資金供給の仕組みは、車の両輪として必要不可欠である。

本県が本土との格差是正と自立型経済の構築に道筋をつけていくためには、産業基盤や生活基盤の高度化、駐留軍用地跡地利用や離島の定住条件の整備など、全国一律の枠組みでは対応が困難な沖縄の特殊事情に柔軟に対応することが必要であり、沖縄公庫においては、沖縄の地域特性や特殊事情に十分配慮しつつ沖縄の県民生活向上のための基盤整備や産業振興など沖縄振興策と不離一体となった資金供給等の役割発揮が引き続き求められる。

また、観光客数の急増に伴う空港・港湾のキャパシティや二次交通の利便性問題、各種施設における外国語対応の遅れなど受入れ面での課題、人手不足問題や雇用の「質」の改善、生産性向上、待機児童解消や子どもの貧困等、顕在化した新たな課題の解決に当たっては既存の取組の延長では対応が困難なケースが多く、沖縄特有の課題やニーズを的確に把握し、国や沖縄県と連携して柔軟かつ効果的な対応を積極的に

進めることがこれからの政策金融には強く求められる。

さらに、沖縄公庫には、まちづくりや離島・過疎地域を含む地域振興等に対するアドバイス、PPP/PFI分野に関する情報提供など、資金供給のみならず、これまで培ってきたノウハウやネットワークを生かしたコンサルティング機能の発揮が期待される。加えて、県内事業者等に対しては長期固定の安定的な資金を適切に供給するという政策金融の基本的な役割は今後も重要であるが、その際、ワンストップサービス機能を最大限に発揮し、多様な顧客ニーズに的確に対応するとともに、金融の専門性を高め、民間金融機関だけでは困難であり、かつ質の高い金融サービスを提供することが重要になってくる。

沖縄公庫は沖縄における政策金融を一元的・総合的に行う政府系金融機関として、沖縄の経済社会情勢や県内事業者の特性に精通していることに加え、その動向に応じて出融資や独自制度の制度設計などの判断を即座に行う仕組みを有している。その具体的かつ特徴的な実績が、米国同時多発テロ発生時のセーフティネット機能の発揮などである。また、毎年発生する台風被害に対応するための特別相談窓口を本店及び各支店に設置するなど、きめの細かい機動的な対応を行っている。加えて、エネルギー・交通基盤の整備や駐留軍用地跡地における大規模プロジェクトの支援や、中小企業の生産性向上、人材育成、ひとり親支援など、沖縄の特殊事情を踏まえると、沖縄振興施策と連動した独自の役割発揮が引き続き求められることから、今後の沖縄振興に当たっても、現行の沖縄公庫の機能及び組織の存続が必要不可欠である。

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

(1) 世界との交流ネットワークの形成

これまで築いてきたウチナーネットワークを基軸とした世界との人的ネットワークを拡大するとともに、文化、教育、経済、科学技術、環境、医療、平和など、様々な分野で多角的な交流を行い、人・知識・文化が融和する海邦交流拠点の形成を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「世界のウチナーネットワークなどを生かした国際交流が盛んなこと」は同率となっており、県民満足度は25%程度を維持している。

また、「多くの外国人が沖縄に訪れ、県民との交流が活発に行われていること」は4.1ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
世界のウチナーネットワークなどを生かした国際交流が盛んなこと	24.7% (H24年県民意識調査)	24.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
多くの外国人が沖縄に訪れ、県民との交流が活発に行われていること	21.8% (H24年県民意識調査)	25.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

世界との交流ネットワークの形成に向けては、世界のウチナーネットワークをはじめとする国際的なネットワークの形成・活用やグローバル社会に対応できる人材育成等を推進する必要がある。

また、国際的な交通ネットワークの拡充等、国際交流拠点としてふさわしい基盤を整備し、多様な交流を積極的に展開することにより、本県の自立的発展のみならず我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する海邦交流拠点の形成を図るための取組を推進する必要がある。

このため、県系人社会と本県との架け橋となる人材の育成や県系人との交流等を通じて国際的な視野を持った人材の育成を図るとともに、日本とアジアをつなぐビジネス・フロンティアとしてビジネス支援機能の充実を図る必要がある。

また、多言語教育の充実、海外文化交流や留学制度等の充実を図り、国際感覚を身につけた人材の育成を図るとともに、県民の異文化理解や国際理解向上のための取組を促進する必要がある。

さらに、システムテックな空港機能の効率の向上や国際的な航空ネットワークの拡充、大型クルーズ船を受け入れるための整備、ハシゴ道路等ネットワークの構築など国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備に取り組む必要がある。

ア 国際ネットワークの形成と多様な交流の推進 (成果等)

国際交流拠点の形成を図るためには、交流の基盤となるネットワークを強固なものにするとともに、本県の地理的・歴史的背景を生かし、国際社会との多角的な交流を展開していくことが必要不可欠であることから、様々な分野で県民各層の参加のもとに、交流施策の展開を図るための取組を行った。

ウチナーネットワークの継承・拡大については、国際的なウチナーネットワークの継承・拡大を図るため、世界に42万人と言われる沖縄県系人を中心に多角的な交流を行うとともに、次世代のウチナーネットワークの担い手育成に取り組んだ。

将来の県系人社会と母県沖縄との架け橋となる人材を育成するため、大学生・社会人の県系人子弟等を1年間、県内大学や企業、伝統芸能修得機関で就学・研修させたほか、10代の県系人子弟を本県に招待し、約1週間、県内の中学生・高校生と生活を共にしながら交流を図ることで母県沖縄への理解と絆を深めるための取組を行った。

本県での滞在期間中、県系人子弟等に沖縄の歴史や文化等を学んでもらい、日常生活の中で県民と交流することでウチナーアイデンティティを深めるとともに、本県と移住先国との架け橋となる人材として育成することができた。

また、本県出身の高校生・大学生をホームステイのため、海外県人会に派遣した。高校生・大学生が、現地の県系人、特に若い世代との交流を行うことにより、本県の移民の歴史や海外でも大切にされている沖縄文化を再認識することができ、国際的な視野を持った人材の育成が図られるとともに、双方の友情や母県沖縄との絆を深めることでウチナーネットワークを担う人材の育成を図ることができた。

さらに、世界若者ウチナーンチュ連合会が主催する「世界若者ウチナーンチュ大会」において、同連合会と連携し、ウチナーアイデンティティの継承、今後のウチナーネットワークを担う若い世代の意識向上等を目的として、各国の県系人と沖縄の若者との交流を深めるための取組を行った。

あわせて、県系移民の方々のこれまでの活動をねぎらうため、本県の三役等関係者が、各国県人会主催の移住記念式典等に参加し、感謝状を贈呈した。

加えて、本県と世界との交流及び相互理解を促進するため、本県と海外との人的ネットワークを拡充強化し、経済・文化・学術等様々な分野における交流の架け橋となる「ウチナー民間大使」を認証するとともに、海外で沖縄の文化、芸能等を紹介する民間大使の活動を支援した。

これらの取組などにより、次世代のウチナーネットワークを担う人材の育成が図られており、次世代ウチナーネットワーク参加青少年数（累計）は、基準値の1,176人から平成30年度には1,630人となり、目標値の達成が見込まれている。

また、次世代ウチナーネットワーク参加者とのネットワークの継続についても、基準値の14.8%から平成30年度には38.5%となり、目標値の達成に向けて進展している。

このほか、世界各地に居住している県系人、県人会等とのネットワークの確立、承継、拡大を目指し、「海邦交流拠点の形成」を推進するため、平成28年度に第6回「世界のウチナーンチュ大会」を開催した。

世界のウチナーンチュ大会イベント参加者数（延べ人数）は、基準値である平成23年度の第5回大会の41万8,030人から、平成28年度の第6回大会には42万9,168人となり、目標値の達成に向けて着実に前進しているものの、進展が遅れている。

観光交流・経済交流の推進については、観光、経済、学術・文化など様々な分野における国際交流を強化するための取組を行った。

観光交流・経済交流の推進については、海外事務所を設置している地域（北京、上海、香港、台北、シンガポール）を中心に国際観光展等への出展や航空会社等と連携した沖縄PRイベントを開催した。

また、航空路線の誘致・拡充を目指し、海外航空会社に対して地上ハンドリング費用等を助成することで、チャーター便及び新規路線の就航、既存便の増便・大型化等を働きかけた。航空路線は、これまでの東アジア地域に加え、タイやシンガポールといった東南アジア地域への新規就航が実現した。

さらに、クルーズ船の寄港促進を図るため、クルーズ船社に対して入港経費等を助成するとともに、シャトルバスの運行や歓迎式典の開催など、受入体制の充実に取り組んだ。

あわせて、MICEの推進については、MICEの開催による学術・文化分野における国際交流を強化するため、国際会議の誘致活動や開催に係る費用の助成等を行った。

このほか、ジェトロ沖縄貿易情報センターと連携して、海外展開に取り組む県内企業を対象に海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会等を開催したほか、海外投資家等を対象とした相談窓口や、県内企業と海外企業の経済連携サポート窓口を開設し、海外企業の沖縄でのビジネス展開や県内企業と海外企業の経済連携を支援した。

これらの取組などにより、国際的な交通ネットワークが拡充され、アジア各国を中心に企業や観光客が行き交う多様な交流へとつながり、本県の認知度が向上したことから外国人観光客数は順調に増加しており、基準値の30.1万人から平成30年度には300万人と大幅に増加しており、目標値を達成する見込みである。

学術・文化・地域間交流等の推進については、一括交付金（ソフト）を活用し、交流の架け橋となる人材を育成するため、高校生を海外留学等へ派遣したほか、芸術・芸能の様々な分野において多様な交流を行った。

また、姉妹・友好関係の強化を図るため、姉妹・友好提携を結んでいるハワイ州（米国）、南マットグロッソ州（ブラジル）、サンタクルス州（ボリビア）、福建省（中国）を訪れ、各周年記念式典への参加や政府・県人会関係者との意見交換を実施した。

さらに、本県農業・農村の地域活性化と国際的なネットワークの形成を図ることを目的として、アジア・太平洋地域の国々等から海外研修生を受け入れており、受け入れた農家との信頼関係や地域との交流を深め、農業・農村の地域活性化に貢献している。

あわせて、世界自然遺産地域内の自然資源の保全と持続的利用を考慮しながら、鹿児島・沖縄両県の連携によって域外からの観光客に対する一層の誘致を行い、両地域

の観光振興を促進させるため、世界自然遺産登録地域のPR動画作成・誘客イベントへの出展、エコツーリズムの推進等を実施した。

このほか、米国東海岸（ワシントンD. C.、ニューヨーク）において、本県の歴史・文化に関する講演会や、伝統芸能等を紹介するイベント、紅型や空手のワークショップを開催するなど沖縄のソフトパワーを発信し、2年間で約4,300人の米国人に対して、直接広報することにより、沖縄の認知度を高めることができた。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
次世代ウチナーネットワーク参加青少年数(累計)	1,176人 (H23年度)	1,630人 (H30年度)	1,706人
次世代ウチナーネットワーク参加者とのネットワークの継続	14.8% (H23年度)	38.5% (H30年度)	50.0%
世界のウチナーンチュ大会イベント参加者数(延べ人数)	418,030人 (H23年度) (第5回大会)	429,168人 (H28年度) (第6回)	450,000人 (R3年度予定) (第7回大会)
世界のウチナーンチュ大会 関与の県内市町村数	30市町村 (H23年度) (第5回大会)	30市町村 (H28年度) (第6回)	37市町村 (第7回大会)
海外及び県内における世界のウチナーネットワークの強化を推進する新たな取組数	—	県人会35団体、 県内19団体 (市町村を含む) (H30年度)	県人会30団体、 県内50団体 (市町村を含む)
ICCA基準を満たした国際会議の件数【再掲】	—	12件 (H30年度)	20件
外国人観光客数【再掲】	30.1万人 (H23年度)	300万人 (H30年度)	400.0万人

(課題及び対策)

ウチナーネットワークの継承・拡大については、世界に42万人と言われる海外在住の県系人が国際交流・協力の架け橋として大きな役割を果たしているところであるが、世代交代が進み、ウチナーンチュとしての意識、アイデンティティの低下が懸念されていることから、移住・移民の経緯や困難を克服してきた歴史等に対する理解促進等を図りつつ、世界のウチナーンチュのネットワーク継承や次世代の担い手の育成に取り組む必要がある。

観光交流、経済交流等の推進については、歴史的・地理的特性により培われた沖縄の発展可能性は、諸外国・地域との交流と連携を深めながら共に発展していく中で特に発揮されるものであり、観光、経済、学術・文化など様々な分野における国際交流を強化し、交流の架け橋となる人材の育成や人的ネットワークの構築等によりウチナーネットワークを強化・拡充することが必要不可欠である。

とりわけ、グローバル経済の進展に伴い、世界経済成長の原動力がアジアにシフト

している状況を踏まえ、本県産業についてもアジアや世界を大きく視野に入れ、産業の国際化を進めるとともに、県民一体となり、人・知識・文化が融和する海邦交流拠点の形成を目指していく必要がある。

また、日本とアジアをつなぐビジネス交流拠点の形成に向け、海外投資家等を対象とした相談窓口や県内企業と海外企業との経済連携サポート窓口の支援体制を更に強化する必要がある。

MICEの推進については、沖縄ならではの先進研究分野など沖縄開催の意義を示すことができる分野の国際会議の誘致に重点的に取り組む必要がある。

イ 世界と共生する社会の形成

(成果等)

世界に開かれた交流と共生の島「沖縄」を実現するため、国際感覚に富む人材の育成や県民の異文化理解の醸成など国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進し、国際交流拠点にふさわしい社会づくりを推進するための取組を行った。

国際感覚に富む人材の育成については、国際感覚に富む創造性豊かな人材を育成するため、一括交付金（ソフト）などを活用し、児童生徒に対する英語教育の推進や様々な分野における海外留学生や研修生の派遣、国際交流などの取組を行った。

英語教育については、県内6地区の小中学生50人（合計300人）に対し、「聞く」「話す」を中心に外国人との交流等を通じた2泊3日の英語体験活動を行い、生活全般のコミュニケーションを原則英語のみで行ったことで、参加生徒の英語学習への意欲が向上した。

海外派遣については、グローバルな視点を持つ人材を育成するため、毎年300人余りの高校生を海外留学や海外短期研修に派遣している。帰国後には事後研修の一つとして、小・中学校や在籍する高校での成果報告会を行い、海外留学等の体験を伝えることで児童生徒の留学に対する関心を高めた。

また、芸術、芸能分野における文化交流のため、高校生を台湾、アメリカ（ハワイ）、ドイツに派遣している。書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行ったことで、文化の違いに対する相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることで、向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながり、グローバルな視点を持つ人材の育成が図られた。

さらに、本県とハワイ州の高校生を双方の高校へ派遣・受け入れし、それぞれの国の歴史や文化、自然等について学び合う機会を設けたことで、互いの国の歴史や文化を尊重する意識を高めることができた。

これらの取組などにより、海外留学・交流派遣数（累計）は、毎年300人以上の派遣を行っていることから、基準値の124人から平成30年度には2,325人となり、目標値を達成見込みである。

多文化共生型社会の構築については、県民の異文化理解や国際活動等に対する理解の促進を図るため、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる多文化共生型社会の構築に関するシンポジウムの開催やモデル事業などを実施した。

また、開発途上国からの研修員やJICA海外協力隊経験者等による国際協力活動等についての出前講座を行うなど、県民に世界の状況や生活習慣の多様性等に触れてもらう機会を創出した。

さらに、県内小中学校や特別支援学校へ国際交流員を派遣し、外国の文化や歴史の紹介、沖縄移民に関する授業を行ったことにより、児童生徒の異文化理解と国際理解が向上した。

あわせて、在日外国人を支援するため、医療通訳ボランティアを育成する講座を実施し、講座修了者を医療通訳ボランティアとして登録するとともに病院などの関係機関へ紹介している。医療通訳ボランティアに関する周知が進むにつれ、紹介数は、増加傾向にある。

これらの取組などを行ったものの、医療機関からの問合せには緊急を要する内容も多く、事前に予約を必要とするボランティアの派遣ができないケースも多いことから、病院での診療時に医師との対話で困った在住外国人等の割合は、基準値を上回っているものの、進展が遅れている。

加えて、海外からの観光客の増加に対応した観光地づくりを進めるための取組として、「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール」の策定など市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援するとともに、平成25年度から沖縄特例通訳案内士を育成している。従来の沖縄特例通訳案内士・地域限定通訳案内士を合わせた地域通訳案内士登録者数は、平成31年3月末現在で687名となっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
海外留学・交流派遣数(累計)	124人 (H23年度)	2,325人 (H30年度)	2,944人
沖縄県にずっと住みたい在住外国人等の割合	69% (H20年度)	64.3% (H29年度)	80%
沖縄文化に関わる活動を行っている在住外国人等の割合	22% (H20年度)	23.7% (H29年度)	32%
病院での診療時に医師との対話で困った在住外国人等の割合	22% (H20年度)	28.4% (H30年度)	12%

(課題及び対策)

国際感覚に富む人材の育成については、世界と共生する地域の形成のため、児童・生徒に対する英語教育の充実、様々な分野において留学生や研修生を海外へ派遣するなど、国際理解を促進するとともに、主体的に行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む必要がある。

多文化共生型社会の構築については、本県の外国人登録者数は、平成28年12月末現在において1万4,285人となっており、年々増加しているため、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、県民の異文化・国際理解の向上など、海外からの移住者・滞在者増加に対応した環境づくりに取り組む必要がある。

ウ 国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備 (成果等)

世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港や港湾を始め交流活動の拠点となる施設の整備及び交通ネットワークの強化を図るなど、国際交流拠点の形成に必要な基盤を整備するための取組を行った。

空港機能の強化については、国際的な交通・物流の拠点となるインフラの重点的な整備のため、那覇空港については、滑走路増設事業が平成25年度に新規事業化され、国において着実に工事を進めている。

また、那覇空港における旅客ターミナルの整備については、平成25年度に国際線旅客ターミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール駅までの移動利便性向上のため、立体連絡通路を整備した。さらに、平成30年度に際内連結ターミナルビルを供用開始したことで、それまで別棟だった国内線・国際線・LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、施設の受入能力が強化されるとともに、利便性が大幅に向上した。

これらの取組などにより、那覇空港の海外路線数（就航都市数）は、基準値の7路線から平成30年度には15路線となり、現時点で目標値を達成している。

このほか、平成25年に新石垣空港を開港したことにより、就航便数の増大や就航機材の大型化が可能となり、国際線の就航便数が年々増大している。

港湾機能の強化については、那覇港において、泊ふ頭8号岸壁で旅客ターミナル及びボーディングブリッジを整備し、新港ふ頭9号岸壁（貨物岸壁）では、大型クルーズ船の受入機能の強化を図った。

また、本部港において、国際クルーズ船が寄港可能な水深9.0mの耐震強化岸壁の整備等を、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港道路、緑地等の整備を、石垣港においては防波堤、岸壁の整備をそれぞれ行った。

石垣港については、東アジアを中心としたクルーズ需要が拡大していることから、大型旅客船ターミナルの整備を進めている。

平良港と本部港においては、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民が連携し、クルーズ拠点の形成を図ることとしている。

これらの取組などにより、各圏域におけるクルーズ船寄港回数及び旅客数の増加へとつながり、クルーズ船寄港回数及び海路による入域乗船客数（県全体）は、基準値の112回、11万6,400人から平成30年には528回、112万3,800人となり、目標値の達成に向けて進展している。

陸上交通の利便性の向上については、国に対する早期整備要望の効果などもあり、平成30年3月には沖縄西海岸道路（浦添北道路）が暫定供用を開始したほか、浦添西原線（港川道路）をはじめとするハシゴ道路等ネットワークの構築についても着実に整備を進めている。

国際的な交流拠点施設の整備については、大型MICE施設の整備に向けて取組

んでいるところである。

大型MICE施設整備に向けては、大型MICEエリア振興に関する協議会等において、大型MICE受入環境整備に向けた港湾計画、都市計画及び交通計画に係る関係部局や地元自治体と情報共有、課題整理等を行い、大型MICE施設整備及び宿泊施設誘致に必要な港湾計画変更手続を実施した。平成30年2月には、計画変更の公示が行われた。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の海外路線数 (就航都市数)	7路線 (H24年)	15路線 (H30年)	15路線
クルーズ船寄港回数・海路による入域 観光客数(県全体)【再掲】	112回 116,400人 (H23年)	528回 1,123,800人 (H30年)	933回 2,000,000人
1,000人以上のMICE開催件数【再掲】	—	85件 (H30年度)	134件

(課題及び対策)

国際交流拠点形成に向けた受入機能の強化については、アジアの経済成長と活力を取り込む橋頭堡を築き、我が国及びアジア・太平洋地域の発展と連動した21世紀の「万国津梁」を実現するため、交流の玄関口となる空港・港湾の機能強化、陸上交通のアクセス性、周遊性の向上など国際的な人流・物流の拠点となるインフラの重点的な整備が今後とも必要である。

このことから、那覇空港においては、第二滑走路供用開始後の発着便数を増大するための課題を整理し、システムテックな空港機能の効率の向上、国際的な航空ネットワークの拡充に向けた取組を強化する必要がある。

那覇港においては、急増するクルーズ船の寄港需要への対応や旅客の満足度の向上、国際クルーズ拠点形成を図るため、新港ふ頭地区において、大型クルーズ船も受入れ可能な第2クルーズバースの整備を早期に行う必要がある。

また、本港の地理的優位性を生かして、世界及び東アジアのクルーズ需要を的確に取り込むため、浦添ふ頭地区へ新たなクルーズ専用岸壁を位置付け、岸壁及びクルーズターミナルの整備に向けて取り組む必要がある。

国際的な交流拠点施設の整備については、国内外の各地域において、MICEの誘致競争が年々拡大している中、既存施設では収容が不可能な大規模な案件もあることから、大型MICE施設の整備を着実に進めるとともに、地域と一体となった取組や周辺エリアにおける宿泊施設、商業施設等の整備が必要である。

(2) 国際協力・貢献活動の推進

アジア・太平洋地域における結節機能を生かし、本県にこれまで培われてきた知識・経験・技術を生かした国際協力・貢献活動や、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信など、日本とアジア・太平洋地域の共通課題の解決に向けた積極的な交流を展開し、国際的な貢献活動の軸となる地域の形成を目指すため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「沖縄の特性や技術等を生かした国際協力・貢献活動が盛んなこと」は3.5ポイント増加し、「平和を願う沖縄の心が次世代に継承され、世界に発信されていること」は4.9ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
沖縄の特性や技術等を生かした国際協力・貢献活動が盛んなこと	16.5% (H24年県民意識調査)	20.0% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
平和を願う沖縄の心が次世代に継承され、世界に発信されていること	26.2% (H24年県民意識調査)	31.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

国際交流・貢献活動の推進に向けては、本県にこれまで培われてきた知識、経験、技術を生かした国際協力や国際的な災害援助活動、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信など、様々な分野で国際協力・貢献活動を推進し、我が国及びアジア・太平洋地域の平和と持続的発展に寄与する地域を目指すための取組を行う必要がある。

このため、県内の研究機関等と国内外にある研究機関等との研究交流の促進を図るとともに、亜熱帯性・島しょ性気候に適合した本県独自の技術・ノウハウ等を有する分野について途上国等に対する技術協力等を推進する必要がある。

また、県内関係団体と連携・協力し危機管理に当たる体制を整備するなど国際的な災害援助活動の推進を図るとともに、本県のソフトパワーを発揮した地域外交を展開するなど世界平和に貢献していく必要がある。

ア アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進 (成果等)

アジア・太平洋地域における国際的な共通課題の解決に向け、本県が地理的な特性とこれまで培った経験や知識を生かし、様々な分野においてアジア・太平洋諸国への国際協力・貢献活動を推進するための取組を行った。

国際的な研究・交流ネットワークの構築については、一括交付金（ソフト）を活用し、感染症分野、先端医療分野など、沖縄科学技術大学院大学をはじめとする県内大学等を核とした国際共同研究に対する支援や国際会議開催支援による情報発信を行っ

た。これらにより、国内外の研究機関等の連携や研究拠点としての知名度向上が図られた。

さらに、国内外の企業・ビジネス・人材が交流・集積する拠点の形成及び県内企業・人材の高度化を図るため、国際IT研究開発機関の研究開発等の活動を支援するとともに、農林水産分野では、台湾、沖縄双方の知識・技術情報を共有することにより研究開発を推進するなど、各分野における研究交流ネットワークを構築した。

あわせて、沖縄とハワイの再生エネルギー導入拡大と省エネ普及促進に係る政策や取組の共有を図るため、ハワイ大学ハワイ自然エネルギー研究所への県内企業派遣などに取り組んだ結果、クリーンエネルギー技術の商業化等に関する情報収集や産学官のネットワークの構築が図られた。

このほか、沖縄科学技術大学院大学において、優秀な外国人研究者等を獲得するため、快適に暮らせる居住環境や周辺環境を整備した。

また、日本とアジアを結ぶITブリッジ（津梁）機能の確立と沖縄IT津梁パークにおける人材の育成機能の強化を図るため、先端のIT環境を備えたアジアIT研修センターを整備・運営するとともに、アジア各国からIT人材を受け入れ、人的ネットワークを構築した。

国際協力・貢献活動の推進については、JICA沖縄と連携し、連携協定に基づき、水道、環境、地域保健医療、IT、水産、土木建築等の各分野において、海外からの研修員の受入れや、途上国への技術協力に取り組んだ。

これらの取組などにより、JICA沖縄の海外研修員受入れに協力する県内団体数は、基準値の8団体から平成30年度には24団体となり、目標値の達成が見込まれている。

また、JICA沖縄と連携し技術協力に取り組む県内団体数（海外研修員受入除く）（累計）についても、基準値の10団体から平成30年度には23団体となり、目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
JICA沖縄の海外研修員受け入れに協力する県内団体数	8団体 (H22年度)	24団体 (H30年度)	25団体
JICA沖縄と連携し技術協力に取り組む県内団体数(海外研修員受入除く)(累計)	10団体 (H22年度)	23団体 (H30年度)	23団体

(課題及び対策)

国際的な研究・交流ネットワークの構築については、国際交流や協力を通じた多角的なネットワークを活用することにより、アジア・太平洋地域の平和と持続的な発展に寄与する交流拠点としての役割を果たしていくことが引き続き求められている。

また、アジア・太平洋地域の共通課題の解決に資するため、科学技術、自然科学等様々な分野における研究開発を推進し、各分野における国際的な研究交流ネットワークの構築等に取り組む必要がある。

このことから、沖縄科学技術大学院大学をはじめとする県内大学等や県内の研究機関等と国内外にある研究機関等との研究交流の促進を図るとともに、研究開発・交流拠点の基盤づくりを推進していく必要がある。

国際協力・貢献活動の推進については、JICA沖縄センターを始めとする国際的なネットワークや国際協力の知見を有する専門機関と連携・協力し、国際協力・貢献活動を推進していくことが、今後も求められている。

このことから、専門的機関と連携を図り、本県の地理的な特性とこれまで培った経験や知識を生かし、アジア・太平洋地域の途上国等に対する情報提供、技術協力等を推進する必要がある。

イ 国際的な災害援助活動の推進

(成果等)

アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際には、積極的に国際緊急援助活動へ参加・協力するなど、アジア・太平洋地域の安全への貢献を図るための取組を行った。

国際的な災害援助活動の推進については、アジア・太平洋地域の安全への貢献を図るため、県内消防機関等関係団体と連携し、国際緊急援助活動への参加・協力に関する調査・検討を行った。

(課題及び対策)

国際的な災害援助活動の推進については、アジア・太平洋地域での大規模災害発生時などにおける国際緊急援助活動への参加に向けて取り組む必要がある。

ウ アジア・太平洋地域の安定と平和に資する平和・人権協力外交の展開

(成果等)

太平洋戦争において一般住民が地上戦に巻き込まれ、多くの命が失われた悲惨な経験に基づき、戦没者のみ霊（たま）を慰め、平和を希求する「沖縄のこころ」を内外に強く発信し、次世代に継承するための取組を行った。

また、イチャリバチョーデー、ユイマール等の相互扶助の精神をはじめとする沖縄のソフトパワーを発揮した地域外交を展開することにより、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献するための取組を行った。

国内外に向けた平和の発信と次世代への継承については、沖縄戦の歴史的教訓を次世代に伝えるため、平和祈念資料館において、様々な企画展やシンポジウムを開催した。

また、戦争体験者の証言を「沖縄平和学習アーカイブ」サイト等に掲載し、館内展示物説明文及び戦争体験証言映像の多言語化を行うなど、「命どう宝」の精神を次世代に継承し国内外へ発信した。

これらの取組などを行ったものの、平和学習以外の修学旅行メニューの多様化により県外修学旅行生の入館が減少していることなどから、平和祈念資料館の総入館者数

(常設展示室を含む全ての展示室等への入館者総数)は、進展遅れとなっている。

さらに、毎年度、沖縄全戦没者追悼式典を開催することにより、世界の恒久平和を願う心を全国に発信している。

あわせて、アジア太平洋地域の平和の構築・維持に貢献した個人又は団体に対し隔年で沖縄平和賞の授与を行っている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
平和祈念資料館の総入館者数 (常設展示室を含む全ての展示室等への入館者総数)	474,917人 (H24年)	432,552人 (H30年)	485,000人

(課題及び対策)

国内外に向けた平和の発信と次世代への継承については、戦後70年が過ぎ、沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、今後もこの沖縄戦の歴史的教訓及び「命どう宝」の平和を希求する「沖縄のこころ」を次世代に継承するとともに、国内外に発信していく必要がある。

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進

家庭、学校及び地域がそれぞれの教育における役割を認識し、協働・参画した教育環境が構築され、その中で地域への誇りをもち、社会の一員として必要な基本的生活習慣、社会性を身に付けた人づくりを目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること」は3.8ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
子どもたちの健全育成が図られる教育環境がつけられていること	23.0% (H24年県民意識調査)	26.8% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

沖縄らしい個性を持った人づくりの推進に向けては、家庭や学校、地域が連携し、幼児期から様々な体験活動を通し、生命尊重の心、家族を大切にする心、共生の心、地域を誇りに思う心、他者を受け入れる寛容な心、社会で生きていく上で必要な能力等を醸成するとともに、家庭や地域の教育機能の充実を図る必要がある。

このため、体験活動や地域活動等に参加する機会の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が相互に連携協力する体制をつくとともに、家庭や地域が主体的に取り組む教育の諸課題について、学校、行政がサポートする仕組みを構築するなど、教育環境の整備を図る必要がある。

ア 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成 (成果等)

幼児児童生徒の健全な育成を図るため、多様な体験活動を促進するとともに、学校と地域住民等との連携など教育環境を構築するための取組を行った。

多様な体験機会の充実については、沖縄の子どもたちが豊かな心を形成していくための体験活動として、児童生徒を九州や兵庫県に派遣し他県の児童生徒との交流を図る取組を行った。交流活動を通じ友情や相互理解を深めるとともに、共同生活を通して児童生徒の協調性や自主性の向上が図られた。

また、児童を離島へ派遣し、地域の人との交流を通じて離島の重要性、特殊性及び魅力等の認識を深めさせる取組などを行った。

これらの取組などにより、多様な体験活動に参加した青少年の数は、平成26年度から20万人を超えて推移しており、基準値の18万9,529人から平成30年度には26万2,934

人となり、目標値を達成見込みである。

地域特性を学ぶ取組については、児童生徒の沖縄の自然や文化・芸術への関心を高めるため、環境教育推進校を指定し、教育活動に環境教育の視点を取り入れ、生徒の環境問題に対する知識の定着につながる様々な実践活動を行った。

また、沖縄戦の歴史的教訓を次世代へ継承するため、平和学習デジタルコンテンツを整備し、平和学習等への活用を促進した。

文化・芸術への関心を高める取組については、「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、各学校における学校行事やクラブ活動等で児童生徒が「しまくとぅば」に触れる環境づくりに対する学習支援や地域の「しまくとぅば」を話せる人材を国語や総合的な学習の時間等を中心にボランティアとして活用するなどの学習支援を行った。

また、国内外の優れた芸術に触れる機会を提供し、児童生徒の豊かな感性を育むため、プロの芸術家等を招へいし、芸術鑑賞機会を提供した。

学校・家庭・地域の相互の連携・協力については、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制づくりを推進するため、学校が教育活動（学習支援活動、登下校安全確保等）で必要とするボランティア人材と地域住民のマッチングを行う地域コーディネーターの配置に関して、市町村の取組を支援した。

平成30年度は、延べ約22万人近くの地域住民がボランティアとして、学習支援や登下校時の安全指導、部活動指導、体験・交流活動などに関わり、学校の余裕教室や公民館等公共施設を活用した地域学校協働活動（幅広い地域住民等の参画により、地域で未来を担う子ども達の成長を支える活動）を実施している。

また、子どもの居場所づくりのため、放課後子ども教室等で学習支援やスポーツ活動・体験活動等を行った。多くの大人が子どもたちと関わることで、子どもたちの表現力やコミュニケーション力が向上するとともに、地域住民の自己実現や生きがいがいづくりにつながるなどの効果が得られた。

これらの取組などにより、学校支援ボランティア参加延べ数は、毎年20万人前後で推移し、基準値の12万人から平成30年度には21万9千人となり、目標値を達成見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
多様な体験活動に参加した青少年の数	189,529人 (H22年度)	262,934人 (H30年度)	268,321人
学校支援ボランティア参加延べ数【再掲】	120千人 (H23年度)	219千人 (H30年度)	250千人

(課題及び対策)

健全な青少年育成のための体験活動等の充実については、沖縄の子どもたちが、豊かな心と生まれ育った地域に誇りを持つ人格を形成していくため、地域活動や体験活

動を通して、より多くの人々と触れあう機会の充実を図るとともに、沖縄の自然、文化を始め、国内外の優れた文化芸術に触れる機会等の一層の充実を図る必要がある。

また、不登校、ひきこもり、問題行動など、社会適応能力に課題のある青少年に対し、地域における体験活動等を通してソーシャルスキルを高め、社会的自立を促すことが重要となっていることから体験活動等の取組をより一層推進する必要がある。

学校・家庭・地域の相互の連携・協力については、地域の連帯感の希薄化など、社会状況の変化を背景に、子どもたちの育成にかかる家庭、地域、学校それぞれの役割分担に偏りが生じていることから、「地域の子は地域で守り育てる」ことを基本姿勢に、子どものより所となる居場所づくりを始め、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制づくりが必要である。

イ 家庭・地域の教育機能の充実 (成果等)

子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、家庭や地域の教育機能の充実を図った。

家庭の教育機能の充実については、学習の機会や地域の交流の場に参加できない家庭に対する支援を行うため、既存の3市村（名護市、読谷村、石垣市）に加え、20市町村が家庭教育支援チームの結成に向けて取り組んでいる。保健師、民生委員・児童委員等の地域の人材で構成する家庭教育支援チームの結成により、公民館や学校を拠点に親への学習機会の提供、登校支援等が実施されるとともに、学校等との連携による講演会や相談活動、訪問活動等の家庭教育支援が行われた。

家庭教育支援の総合的な調整役となる家庭教育支援コーディネーターの平成30年度配置市町村数は、基準値の3市村から増減なく進展遅れとなっている。しかし、市町村や地域における家庭教育支援の取組への関心は高まっており、家庭教育支援チームの発足を検討している市町村も増えてきている。このため、今後目標値に徐々に近づいていくことが見込まれる。

また、子育てに悩む親や様々な問題を抱えている児童・生徒を対象とした「親子電話相談」を実施するとともに、相談員に対しては臨床心理士による研修や指導・助言を行った。このことにより、いじめ等の難しい案件への対応、警察等の具体的な解決を図る機関への紹介や連携がスムーズに行われるようになった。

さらに、家庭教育力の改善・充実を図るため、一括交付金（ソフト）を活用し、家庭教育支援アドバイザーを養成する取組を行い、平成30年3月までに、41市町村全てに家庭教育支援アドバイザーを養成することができ、平成31年3月時点で814人が登録を行った。家庭教育支援アドバイザーは、学校や地域で夢実現「親のまなびあい」プログラムを実施するなど、保護者に対する支援を行い、家庭教育の充実を図った。

地域の教育機能の充実については、社会教育施設や社会教育活動をサポートする仕組みの一層の充実を図るための取組を行った。

県立青少年の家について、指定管理者制度を段階的に導入し、民間のノウハウを生かした体験活動の充実等、利用者ニーズに対応した個性的な事業を実施するととも

に、老朽化した石川青少年の家の改築工事を行った。

また、青少年教育施設における体験学習推進のため、青少年教育施設職員を対象とする研修会を実施するとともに、各施設の運営が円滑に行われるよう支援を行った。青少年教育施設における体験学習を推進することにより、生涯学習拠点としての活用も図られた。

さらに、地域における読書活動を充実させるため、一括交付金（ソフト）を活用し、蔵書の充実を図るとともに、県立図書館の移動図書館や一括貸出し、協力貸出サービスを実施するなど、図書館未設置町村の読書環境の充実に取り組んだ。

このほか、関連する図書等の資料の充実、外部団体と連携したセミナー等を実施するなど、情報面から県民の課題解決に係る支援を行った。

これらの取組などにより、社会教育施設利用者数は、基準値の93万608人から平成30年度には96万9,784人と増加しているものの進展遅れとなっている。しかし、平成30年12月より県立図書館が那覇市旭橋に移転開館し、入館者数が順調に増加している影響もあり、今後は目標値を達成することが見込まれる。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
家庭教育支援コーディネーター配置市町村数	3市村 (H24年度)	3市村 (H30年度)	10市町村
社会教育施設利用者数	930,608人 (H22年度)	969,784人 (H30年度)	1,105,000人
県民一人当たりの図書貸出冊数	3.5冊/年 (H23年度)	3.5冊/年 (H29年度)	4.5冊/年

(課題及び対策)

家庭・地域の教育機能の充実については、近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの生きていく上で基本となる生活習慣やしつけ、倫理観や社会性が十分育まれていない現状がある。子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、教育機能の充実を図るとともに、家庭や地域が主体的に取り組む教育の諸課題について、学校、行政がサポートする仕組みを構築する必要がある。

家庭の教育機能の充実について、各市町村教育委員会に家庭教育をサポートするための家庭教育支援チームの設置を促進するとともに、県民全体が家庭教育支援に対する理解を深めるための広報活動等に取り組む必要がある。

また、地域における人材の活用を働きかけるなど、家庭教育支援コーディネーターの配置に取り組むとともに、多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向上に資する研修等を推進する必要がある。

地域の教育活動について、社会教育活動が低迷していることから、公民館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の充実や社会教育活動をサポートする仕組みの一層の充実など、地域の教育力を支える環境整備を図る必要がある。

(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備

島しょ圏沖縄において、教育に係る負担軽減の取組や学習環境の向上を図るなど、全ての県民が地理的・経済的要因等に左右されない教育を享受できる環境を構築するとともに、県民一人ひとりが自主的に生涯を通じた学習に取り組み、その学習の成果を社会生活に生かすことが可能な社会を目指し、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること」は1.9ポイント増加、「生涯を通して学習する機会が得られていること」は5.2ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること	18.0% (H24年県民意識調査)	19.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
生涯を通して学習する機会が得られていること	16.0% (H21年県民意識調査)	21.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

公平な教育機会の享受に向けた環境整備に向けては、地理的、経済的要因等に左右されない教育環境を整備するため、教育に係る負担の軽減や子どもたち一人ひとりに対するきめ細かな指導に努めるほか、生涯学習社会の実現に向け、県民のライフステージに応じた学習環境の整備を推進する必要がある。

このため、高校未設置離島出身の高校生や就学困難な生徒等に対する教育に係る負担軽減を拡充するとともに、情報通信技術を活用するなど離島・へき地等における教育・学習環境の整備を図る必要がある。

また、生涯学習講座の内容の更なる充実を図るとともに、学習情報を広く提供するなど生涯学習機会・体制の充実を図る必要がある。

ア 教育機会の拡充 (成果等)

地理的、経済的要因等によって幼児児童生徒らの教育を受ける機会が損なわれないよう、教育に係る様々な負担の軽減等を図ることにより、教育機会を拡充するための取組を行った。

進学・教育活動等に係る負担軽減については、離島からの進学に伴う家庭や生徒の負担軽減を図るため、高校未設置離島出身の高校生に対し、居住・通学に要する経費を補助することで保護者の精神的・経済的な負担を軽減した。

また、一括交付金（ソフト）を活用し、寄宿舎と交流機能を併せ持った「沖縄県立

離島児童生徒支援センター」を那覇市東町に整備し、平成28年1月に開所した。

これらの取組などにより、学生寮等の受入数は、基準値の647人から平成30年度には763人となり、目標値を達成見込みである。

離島・へき地等の教育・学習環境の整備については、へき地校では複式学級の割合が高く、児童が教師から直接指導を受ける時間が単式学級の半分程度となっていることなどから、教育環境を改善するため、一括交付金（ソフト）を活用し、8名以上の児童で構成される複式学級に非常勤講師を派遣した。

非常勤講師を派遣したことにより、きめ細かな指導や教材準備・研究の改善、児童の理解・集中力の向上等の効果が得られた。

8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合は、平成30年度には対象学級33学級中27学級の81.8%となり、目標値の達成に向け進展している。

また、離島・へき地における高校進学に不利な状況を改善するため、平成24年度から平成26年度まで6町村9中学校へ学習支援員を配置し、中学3年生を対象に学習支援を行った。

さらに、読書環境の充実を図るため、図書館未設置町村における移動図書館、一括貸出、協力貸出等による児童生徒等への読書サービス支援を行ったほか、離島・へき地における教育・学習環境の整備、教育の情報化を図るため、情報通信環境の整備に取り組んでいる。

就学継続が困難な生徒等に対する支援については、経済的理由によって就学が困難な幼児児童生徒が、公平な教育機会を受けられるよう、幼稚園の園児については、世帯の収入状況等に応じて保育料等の減免を行い、小・中学校の児童・生徒については、生活保護法に規定する要保護者及び準要保護者に対して学用品費や学校給食費等を補助した。

高校生については、世帯の収入に応じて就学支援金、学び直し支援事業費補助金、奨学のための給付金を交付したほか、奨学金を貸与した。また、定時制及び通信制の生徒については、教科書等の経費を補助し、私立高校については、学校が実施した授業料減免に係る経費を補助した。

さらに、大学生及び専門学校生については、奨学金の貸与を行うとともに、経済的理由で県外進学が困難な学生については、県外学生寮の運営や給付型奨学金の創設など、教育機会の拡充をはかった。

義務教育等未修了者支援については、戦中戦後の混乱により義務教育を修了できなかった者のうち、学習機会の提供を希望する者に対して、NPO法人等の民間教育施設により学習支援を行った。

平成24年度から平成29年度までの6年間で延べ120人が受講し、41人が卒業した。

< 成果指標の状況 >

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
学生寮等の受入数	647人 (H24年度)	763人 (H30年度)	782人
8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合【再掲】	0% (H23年度)	81.8% (H30年度)	100%
へき地教育においてICTを活用した授業実践を行っている学校の割合	—	98.6% (H28年度)	100%
大学等進学率	36.7% (H23年3月卒)	39.7% (H30年3月卒)	45.0%

(課題及び対策)

進学・教育活動等に係る負担軽減については、広大な海域に散在する多くの離島で構成される本県では、離島に住む世帯を中心に教育活動や進学等に際し、多大なコストがかかるなど構造的な課題を抱えていることから、家庭や生徒の負担を軽減する必要がある。

また、沖縄県立離島児童生徒支援センターの管理・運営等の改善や居住・通学に要する経費への補助の充実など負担軽減に取り組む必要がある。

離島・へき地等の教育・学習環境の整備については、離島・へき地においては、地理的要因などによる人口の偏在性により複式学級が多いなど、教育環境・機会に課題があることから、非常勤講師等の確保や読書活動支援、情報通信技術の活用、地域・民間団体等と連携した教育環境・学習機会の充実を図る必要がある。

就学継続が困難な生徒等に対する支援については、県民所得の低さや高い失業率、新たに明らかとなった子どもの貧困問題等を背景に、依然として家庭の経済状況が厳しく、就学が困難となる幼児児童生徒及び学生が年々増加傾向にあることから、これら就学が困難な子どもたちに対する教育の機会均等を図るため、就学援助制度や給付型を含めた奨学金制度の拡充などに取り組み、就学支援の充実に努める必要がある。

イ 生涯学習社会の実現

(成果等)

県民がライフステージに応じて必要な学習機会が得られるための環境整備や市町村等との連携体制の構築などにより生涯学習を推進するための取組を行った。

生涯学習機会の充実については、県民の学習ニーズに対応するため、沖縄の自然・歴史・文化等をテーマとした講座や生活課題をテーマとした講座を学ぶことができる「おきなわ県民カレッジ」を開設した。

また、県民に対し、生涯学習情報を提供するため、Webサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」において、国、県、市町村、各種関係団体等で実施している生涯学習講座等を体系別に整理し、広く県民に発信した。

さらに、遠隔講義配信システムを構築し、「おきなわ県民カレッジ」講座等のライブ配信やオンデマンド講座の配信等により、離島などの地理的要因や個々の経済的・時間的制約に左右されない公平な学習機会を拡大することができた。

これらの取組などにより、県・市町村の生涯学習講座の修了者数は、着実に増加しており、基準値の9万655人から平成30年度には16万6,120人となり、目標値を達成している。

生涯学習推進体制の整備については、市町村における生涯学習推進体制を調査し、各市町村の取組等を紹介することで、市町村の生涯学習に関連する取組が促進され、平成29年度までに全市町村で生涯学習推進体制組織が設置された。

また、社会教育主事有資格者を養成するため、県・市町村の社会教育・学校関係職員、社会教育施設職員を対象に、社会教育主事講習（地方会場）を実施した。

図書館機能の拡充については、公立図書館の機能充実を図るため、県立図書館と公立図書館との横断検索システムの導入を行った。

また、図書館未設置町村の読書環境の充実を図るため、図書館未設置町村教育委員会及び県内6地区教育事務所と連携し、移動図書館、読書フォーラムや読書活動優秀実践校の表彰等を行い、県民の読書への関心を高めることができた。

さらに、県立図書館が果たすべき役割、機能を見直し、就労支援、離島振興、文化振興など、本県が抱える様々な課題の解決に寄与するために新たな機能を備える「知の拠点」施設として、一括交付金（ソフト）を活用し、新しい時代にふさわしい新県立図書館の整備を進め、平成30年12月、那覇市モノレール旭橋駅周辺地区再開発エリア内に移転開館した。

新県立図書館は、子育て、就労、医療、シニアサポート等、県民の多様な学習ニーズに応える生涯学習の場としての機能を備えている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県・市町村の生涯学習講座の修了者数	90,655人 (H22年度)	166,120人 (H30年度)	130,000人

(課題及び対策)

生涯学習機会・体制の充実については、IT社会や国際化の進展など急激な社会変化の中であって、仕事や生活のあらゆる面において絶えず新しい知識や技術の習得が求められているほか、学びたいときに自発的に学べる環境づくりが課題となっている。

このことから、県民の潜在的な学習ニーズに対応した必要な学習機会、学習情報の適切な提供とその学習成果が適切に評価される仕組み等を構築するほか、関係機関が密接に連携した生涯学習推進体制の充実に取り組む必要がある。

(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実

子どもたちの「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身に付けられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「社会に出る上で必要な資質を身に付けられる教育環境が整っていること」は2.0ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
社会に出る上で必要な資質を身に付けられる教育環境が整っていること	18.6% (H24年県民意識調査)	20.6% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

自ら学ぶ意欲を育む教育の充実に向けては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を図るほか、子どもたちの意欲や時代に対応した教育環境の整備を推進する必要がある。

このため、生徒の学習に対する目的意識の醸成を始め、「わかる授業」構築に向けた授業改善や教員の指導力向上に取り組む必要がある。

また、子どもたちの心身の健康保持と体力の向上、食育の推進を図るとともに、幼児教育の質の向上を図るため、複数年保育の導入を促進する必要がある。

さらに、小中・中高一貫校の導入や多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実を図るとともに、老朽化した学校施設の改築や魅力ある私立学校づくりへの支援に取り組む必要がある。

**ア 確かな学力を身につける教育の推進
(成果等)**

社会で生きて働く実践的な力を育成するため、幼児児童生徒の発達段階に応じたカリキュラム等を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、これらを活用して様々な課題を解決する上で必要な思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力等を育む取組を行った。

また、キャリア教育の視点を踏まえた取組や学習習慣を確立する取組を推進することで学習意欲を高めるなど、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業改善を推進し、確かな学力の向上を図った。

小中学校における学力向上の推進については、小中学校の教員に対して、実践的な授業づくりのための指導方法等の工夫改善に向けた研修を実施するとともに、市町村教育委員会と連携した小中学校支援訪問を行い、授業観察や指導助言等の支援を行った。このことにより、教員の指導力の向上、授業改善が図られ、児童生徒の学習意欲

が高まった。

さらに、児童生徒一人ひとりの課題に対応した指導を行い基礎学力を定着させるため、小学校1年生から5年生まで及び中学校1年生での少人数学級を実施した。

少人数学級を導入したことで、児童生徒一人ひとりに対する指導を充実させることができ、教員の目が児童生徒一人ひとりに行き届くようになり、問題行動を事前に把握できるなど、個々に応じた対応が可能となった。

また、児童生徒の確かな学力の向上を図るため、琉球大学と委託契約を締結し、授業の工夫改善や学習環境の充実等に取り組む「学力向上先進地域」に浦添市・宜野湾市・沖縄市・中城村の4市村を、また、その地域内の複数の小中学校を「連携校」として指定し、連携校の教員が行う校内研究等に対して琉球大学教員が指導助言を行った。

これらの取組などにより、小中学生の全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差は、平成24年度から平成30年度までに大きく改善した。

まず、「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差（小学校）」は、基準値である平成24年度の $\Delta 5.3$ ポイントから平成30年度には $+0.4$ ポイントと 5.7 ポイント改善し、現時点で目標値を大きく上回っている。

また、「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差（中学校）」は、基準値である平成24年度の $\Delta 9.0$ ポイントから平成30年度には $\Delta 5.3$ ポイントと 3.7 ポイント改善しているものの進展遅れとなっている。

県立高校における学力の推進については、県立高校生徒の学習に対する目的意識の醸成及び学力の向上のため、県立高等学校3校を「学力向上推進研究校」として指定し、教育課程の改善や学力向上に向けた取組等について研究を行い、研究成果を発表会で報告するとともに、報告書を作成し他校に配付した。

また、平成27年度に学習の到達度を測るための達成度テストを実施するとともに、達成度テストの結果を分析し、把握した課題等を基礎基本問題集として作成し、全高等学校に配付することにより教員の教科指導等に役立てた。

さらに、一括交付金（ソフト）を活用し、県外大学等へ進学を希望する生徒のうち、平成26年度から平成30年度までに2,174人を県外へ派遣し、大学での講義体験や合同学習などを実施したことにより参加生徒の進学意識が向上した。

県内高校生の国公立大学合格者数は、平成14年度に初めて1,000人を超え、平成30年度には1,623人となった。

これらの取組などにより、大学等進学率は、基準値の36.7%から平成30年3月卒業生においては39.7%となり、改善しているものの進展遅れとなっている。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差(小学校)	$\Delta 5.3$ ポイント (H24年度)	$+0.4$ ポイント (H30年度)	$+2$ ポイント
全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差(中学校)	$\Delta 9.0$ ポイント (H24年度)	$\Delta 5.3$ ポイント (H30年度)	$+1$ ポイント

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
大学等進学率【再掲】	36.7% (H23年3月卒)	39.7% (H30年3月卒)	45.0%
高等学校等進学率	95.8% (H23年3月卒)	97.7% (H30年3月卒)	98.5%

(課題及び対策)

学力向上の推進については、本県の生徒は、学力到達度調査や全国学力・学習状況調査等の結果、小学生の学力が全国水準を維持するなど改善しているものの、中学生の学力がいまだ全国水準に達していないなど学習理解の面で課題がある。

このことから、家庭や地域、関係機関と連携しながら、生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整えること等により、学習に対する目的意識の醸成を図る必要がある。それとともに「わかる授業」の構築に向けた更なる授業改善や教員の指導力向上、家庭学習の習慣化を通じた生徒の学習意欲の高揚等により、「確かな学力」の向上を図る必要がある。

また、小学校低学年の基礎学力の定着を中心に、児童生徒の発達段階に応じた学習習慣の定着が重要であることから、生徒一人ひとりが抱える課題に応じた指導を充実させる必要がある。

さらに、中学校における「わかる授業」の強化を図るため、学校支援訪問を重点的に実施し、全校体制による授業改善の推進を支援していく必要がある。

高等学校における大学等進学率については、年々向上しているものの、全国水準より低く、改善が求められている。

大学進学率の向上を図るためには、教員の教科指導力及び進路指導力の向上や、高校生の主体的に学ぶ意欲の更なる育成、県外大学等への進学を推進する必要がある。

また、大学入試改革に対応した授業改善を行う必要があることから、研究指定校において教育課程の編成や授業方法等について研究を進める必要がある。

イ 豊かな心とたくましい体を育む教育の推進

(成果等)

子どもたちが心豊かにたくましく生きるための心身の健康の保持増進と体力の向上を図る教育の充実のための取組を行った。

心の教育の充実については、児童生徒の不登校やいじめ、その他の問題行動の未然防止、早期発見を図るため、平成7年度から中学校2校、高等学校1校へスクールカウンセラーの配置、平成20年度から4市2町へスクールソーシャルワーカーの19人の配置、平成24年度から中学校へ中学生いきいきサポート相談員（後に小中アシスト相談員）の配置を行った。

その後、配置拡充を図り、平成30年度は、スクールカウンセラーを397校に108人、スクールソーシャルワーカーを県内6教育事務所に20人、小中アシスト相談員を103校に48人配置し、問題を抱える児童生徒を支援した。

これらの取組などにより、不登校児童生徒の登校復帰率は、小学校で基準値を下回り、進展遅れとなっているものの、中・高校においては基準値を上回って改善し、進展している。

また、不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校13校に対し、臨床心理士・社会福祉士等の資格を持った就学支援員を派遣し、生徒823人への支援を行ったほか、校内外における支援体制の構築や、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体による協働体制の構築を図った。

児童生徒や保護者に対する適切な指導・助言を行うとともに、子どもの自立を促すなど問題を抱える児童生徒の支援に取り組んだことにより、平成26年度において問題解決又は好転につながった児童生徒の割合は、69.7%と前年度の32.9%から大きく改善しているものの、登校するまでに至っていない児童生徒も多い。

このため、平成29年度における小中高校不登校率は、高校生の不登校率は基準値を下回って改善しているものの、小・中学生の不登校率は基準値を上回っている。

平成28年、平成29年の文部科学省通知等では、不登校に関する基本的な考え方や支援の在り方が示され、不登校の時期が、休養することや自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことも考えられることから、支援の在り方は、必ずしも早期の登校復帰を目指すべきものではないとされている。

このことから、課題等を抱える児童生徒の一人ひとりの状況に応じ、関係機関と連携した取組を進めるとともに、魅力ある学校づくりを推進している。

人権・道徳教育の推進については、平成30年度から小学校で道徳科が全面実施され、平成31年4月からは中学校において道徳科が全面実施されることから、道徳教育の充実を図るため、毎年6市町村において実践研究を実施するとともに、道徳教育の推進による成果・課題等について話し合う協議会を開催した。

運動・スポーツ活動の充実については、本県児童生徒の体力が全国平均を相対的に下回っていることから、体力向上のための総合的な計画を策定し、体育・スポーツ推進校の指定による実践的な研究など、様々な取組を進めてきた。

体育活動のより細かな指導体制を構築するため、希望する学校へ体育実技指導協力者を派遣している。

また、体力・運動能力、泳力調査を継続して実施するとともに、調査結果を全小中学校・高等学校へ周知し、体力向上へ向けての取組を促した。

さらに、指導者の指導力向上や体育学習指導の充実を図るため、研修会や講習会等を開催した。

加えて、県内6地区6小学校へ体育専科教員を配置し、授業改善と体力向上の取組を推進した。

これらの取組などにより、平成29年度における体力・運動能力テスト結果は、高校生の結果は基準値を上回って改善し、達成見込みであるものの、小・中学生の結果は、基準値を下回り、進展遅れとなっている。

健康教育の推進については、小中高校の朝食の欠食率が全国と比べて高い傾向にある現状を解決するため、学校給食指導者や栄養教諭等の研修会等を実施し、研修を受

けた栄養教諭等が授業で朝食の大切さを指導するなど、食育の推進に取り組んだ。

また、各学校における給食便りの発行や沖縄県学校栄養士会による親子料理教室の開催など、食育の推進が図られている。

さらに、歯科保健対策を推進するための健康教育や研修会等を実施している。

安全教育の推進については、学校安全を担当する教職員等を対象に「死亡事故の発生件数についてはゼロ」、「負傷・疾病の発生率については減少傾向にすること」を目指した生活安全、交通安全、災害安全に関する研修会を開催した。

また、高校生を対象に「高校生の交通問題を自ら考える実践交流会」を開催し、自転車交通安全をテーマに安全意識の高揚を図った。

これらの取組などにより、県内生徒の交通事故件数は、基準値の333件から平成30年には186件となり、基準値より減少し、達成見込みであるものの、一層の取組の推進が必要である。

幼児教育の充実については、全国に比べ複数年保育が遅れている状況を改善し、幼児教育の質の向上を図るため、市町村に対して幼児教育政策プログラムの策定を促すとともに、各研修会等を通して複数年保育の教育的効果や重要性を周知してきた。

これらの取組などにより、複数年保育を実施する公立幼稚園の割合は、3年保育については基準値の2.9%から平成30年度の8.7%となり、2年保育については基準値の38.5%から平成30年度には54.8%となり、基準値より改善しているものの、進展遅れとなっており、目標値の達成に向けて一層の取組の推進が必要である。

また、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、連携教育に関する協議、理論研修、実践研究等を行った。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
登校復帰率【再掲】	小 28.3% (H24年度)	小 20.7% (H29年度)	小 35.0%
	中 27.8% (H24年度)	中 36.3% (H29年度)	中 40.0%
	高 33.0% (H24年度)	高 39.8% (H29年度)	高 40.0%
小中高校不登校率【再掲】	小 0.37% (H22年度)	小 0.78% (H29年度)	小 0.47%
	中 2.60% (H22年度)	中 3.70% (H29年度)	中 3.01%
	高 2.97% (H22年度)	高 2.76% (H29年度)	高 1.60%
体力・運動能力テスト結果 (全国平均:50点)	小 48.7点 (H22年度)	小 48.5点 (H30年度)	小 49.3点
	中 49.1点 (H22年度)	中 48.5点 (H30年度)	中 49.5点
	高 47.5点 (H22年度)	高 49.4点 (H30年度)	高 49.7点

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
毎日朝食を摂取する児童生徒の割合 (小中高)	小 88.1% (H23年度)	小 86.9% (H30年度)	小 89.5%
	中 83.8% (H23年度)	中 81.6% (H30年度)	中 84.9%
	高 74.9% (H23年度)	高 76.4% (H30年度)	高 77.6%
県内生徒の交通事故件数	333件 (H23年)	186件 (H30年)	152件以下
複数年保育を実施する公立幼稚園の割合	3年保育 2.9% (H23年度)	3年保育 8.7% (H30年度)	30.0%
	2年保育 38.5% (H23年度)	2年保育 54.8% (H30年度)	60.0%

(課題及び対策)

心の教育の充実については、不登校児童生徒の増加やいじめ行為の発生等、児童生徒が抱える問題が深刻化してきていることから、道徳教育の充実やボランティア活動、自然体験活動などの様々な体験を通じて、生命を尊重し、他人への思いやりを深め、豊かな感性に満ちあふれる人格形成に向けた取組を強化する必要がある。

また、不登校の主な要因は、「入学・進級時の不適応」、「学業不振」、「家庭環境の急激な変化」等となっており、不登校となる背景は多様・複雑であることから、学校においては、児童生徒の一人ひとりの状況に応じ、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支援体制を組織的・計画的に整える必要がある。

特に、小学校では、不登校の要因として、「不安」の傾向、「無気力」の傾向が増加している。「不安」の主な要因は、「入学、進級時の不適応」(52.9%)、「無気力」の主な要因は、「学業の不振」(45.6%)となっており、今後も引き続き、児童が安心して過ごせる魅力ある学校づくりの推進、個に応じた指導の充実、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・小中アシスト相談員、適応指導教室等の活用を推進していく必要がある。

さらに、いじめ問題対策については、地域や家庭、関係機関の連携の下、社会総がかりで総合的かつ効果的な対策を推進していく必要がある。

幼児児童生徒の基礎的な体力の向上及び健康・安全教育の推進については、本県児童生徒の体力・運動能力が、肥満傾向の児童生徒の割合が高いこと、体育の授業以外に全く運動をしない児童生徒の割合が高いことなどにより、全国平均を相対的に下回っていることや子どもたちの朝食欠食率が全国と比べて高い傾向にあるほか、高校生の交通事故件数は減少傾向にあるものの二輪車事故は高い割合を占めているなど子どもたちの健康・安全面等における課題がある。

このことから、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う、運動・スポーツ活動、健康・安全教育等の充実を図る必要がある。

幼児教育の充実については、幼児期は、児童期の教育へ移行する大事な時期であることから、全国に比べ遅れている複数年保育の実施を促進するとともに、子どもたちの学びの連続性を確保するため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携体制を構築する必要がある。

ウ 時代に対応する魅力ある学校づくりの推進

(成果等)

幼児児童生徒一人ひとりの能力、個性、適性等に柔軟に対応し、将来の社会の一員としての資質を醸成するため、多様な人材の活用や教育の基盤となる指導体制及び施設等の充実ための取組を行った。

特色ある学校づくりの推進のため、様々な取組を行った。

小中・中高一貫校の充実については、小中一貫教育校の導入を推進するため、市町村に対し各学校に小中連携担当教諭を位置づけるなどの働きかけを行った。

これらの取組や市町村の積極的な取組などにより、小中一貫教育導入校数は、基準値の平成24年度から55校増え、平成30年度には57校となり、目標値を達成見込みである。

また、中高一貫教育校の導入を推進するため、平成14年度から平成19年度にかけて、中高一貫教育連携型3校、併設型1校を設置し、教員を集めた研修会や情報交換会を行っているほか、全国中高一貫教育研究会や先進校等へ職員を派遣したことで連携教育の質の向上へとつながった。

平成28年度には開邦中学校及び球陽中学校を高校に併設し、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図っている。

中高一貫教育を充実させたことにより、連携型3校では進路決定率の平均が県平均を上回り、高校併設型の中学校では全国学力学習状況調査の結果が全国平均を上回っている。

さらに、学校の抱える諸課題を主体的・創造的な取組によって改善し、学校の活性化を図るため、研究指定校の指定を行った。

研究指定校については、各研究指定校がそれぞれの学校の実態に応じたテーマを設定し、先進校視察研究や、宿泊学習、授業改善、学校行事の活性化等を実践したことで、多様な生徒の個性や創造性を伸ばすことができ、進路決定率の向上や中途退学率の改善へとつながった。

加えて、県立専門高校において、情報社会に参画する態度や情報活用の実践力を身につけるとともに、就労への意欲向上を図るため、タブレット端末等を活用した実践授業等を実施した。

コミュニティ・スクールについては、法律の一部改正により全ての公立学校へのコミュニティ・スクール導入が努力義務化されたことから、導入校数は増加し進展している。

特別支援教育の充実については、多様なニーズに対応したきめ細かな特別支援教育体制の充実を目指し、教職員の指導力を向上させるため、特別支援教育指導に関する資料集等を作成し配付した。

また、教育課程・学習指導要領等に関する講習会の開催や外部の専門家を活用した研修を開催したことにより、教職員の専門性の向上とインクルーシブ教育システムの理解へとつながった。

県立高等学校に在籍する障害のある生徒に対する取組として、生活支援と学習支援を行うための特別支援教育支援員を配置し、計画的、継続的に支援を行った。

医療的ケアの必要な児童生徒に対する取組として、医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する学校に配置する看護師の数を増員したほか、自立活動や職業教育にかかる備品を整備するなど、きめ細かな対応を行ったことで児童生徒の自立や社会参加へとつながった。

特別支援学校高等部の生徒に対する取組として、自立と社会参加を推進するため、沖縄労働局等と連携し企業等を訪問する就業支援キャンペーンを実施したことで、卒業生の一般就労率が、平成24年度以降5年連続で20%台を記録するとともに、平成29年度は平成28年度に引き続き2年続けて30%を超え全国平均を上回っている。

加えて、関係機関と連携の上、早期の進路決定に向けた取組を行ったことなどにより、特別支援学校高等部卒業生の進路決定率は、基準値の93.4%から平成30年3月卒業においては94.6%となり、改善しているものの進展遅れとなっている。

児童生徒の発達段階に応じた職業観・勤労観を醸成するため、小学校5、6年生を中心に1日程度の職場見学を、また、中学校2年生を中心に3日程度の職場体験を実施し、将来や仕事について考えるきっかけを作った。

全日制の県立高校生に対する取組として、3日間のインターンシップ及び就職希望者向けビジネスマナー講座を開催し、望ましい職業観・勤労観のほか、基本的なマナー、異世代コミュニケーション能力を育成した。

県立高校生徒の就職支援の取組として、一括交付金（ソフト）を活用し、各学校に就職支援員を配置するなど支援体制を強化するとともに、県外求人動向や沖縄県への求人を予定している企業を選定し、学校側とのマッチングを行った。

新規高卒未就職者に対する取組として、座学と職場訓練を実施し、就業意識の向上、ミスマッチの解消、就職支援に取り組んだ。

これらの取組などにより、高等学校卒業生の進路決定率は、基準値の83.9%から平成30年3月卒業においては84.9%となり、改善しているものの進展遅れとなっている。

教育指導体制の充実については、平成28年度に「沖縄県立学校及び市町村立学校における業務改善に関する提言」を各学校に発出し、学校行事の精選及び内容の見直し、会議の実施回数や時間等の縮減、部活動等における望ましい指導の在り方等を提言し、また、平成31年3月には「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を策定し、定時退勤日や学校閉庁日、適正な部活動の見直し等の業務改善に向けた取組を示したことにより、校務の効率化に向けた学校運営体制の改善が図られている。

教育環境基盤の整備については、安心安全に学べる教育環境を整備するため、一括交付金（ハード）を活用し、老朽化した学校施設の改築や改修を行うほか、市町村と連携して、旧耐震基準で建築された学校施設の耐震化を行った。

さらに、空調設備の整備や障害児に対応するバリアフリー化、校内LAN整備、電子黒板整備等、教育環境の改善を図った。

魅力ある私立学校づくりへの支援については、私立学校の経常経費に対する助成を行っており、国が示す生徒一人当たり単価を踏まえた適切な水準で補助しているほか、幼児・児童・生徒の健康診断に係る費用について上乗せ補助を行っている。

また、私立学校に対し、伝統文化や食育、外部人材の活用による教育の質の向上など、特色ある教育を推進している学校へ助成金を交付したほか、私立幼稚園に対し、教育時間終了後の預かり保育や休業日の預かり保育等子育て支援に要する経費及び障がいのある幼児の受入体制整備に要する経費をそれぞれ助成した。

さらに、私立学校の施設整備に関する支援を行っており、建築後30年以上経過した学校施設の改築等を目的とした基金を設立し、学校法人が行う老朽校舎等の改築を支援したことで、安全な学習環境が確保された。

このほか、幼児教育の充実を図るため、一括交付金（ソフト）を活用し、私立幼稚園等35園のうち30園に対し、図書等の整備に要する経費を助成し、各園において読み聞かせや保護者に対する講習会を実施するなど、図書環境の整備に取り組んだ。

これらの取組などにより、私立学校の経営の安定が図られ、生徒数の増加へとつながっており、私立学校（幼・小・中・高）の定員充足率については、基準値の74.1%から平成30年は82.4%となり、現時点で目標を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
小中一貫教育導入校数	2校 (H24年度)	57校 (H30年度)	70校
コミュニティ・スクール導入校数	2校 (H24年度)	27校 (H30年度)	40校
特別支援学校高等部卒業生の進路決定率	93.4% (H24年3月卒)	94.6% (H30年3月卒)	97.0%
高等学校卒業生の進路決定率	83.9% (H23年3月卒)	84.9% (H30年3月卒)	95.0%
私立学校(幼・小・中・高)の定員充足率	74.1% (H23年)	82.4% (H30年)	81.9%

(課題及び対策)

特色ある学校づくりの推進、教育指導体制の充実及び魅力ある私立学校づくりへの支援については、多様な教育ニーズに対応し、子どもたちの個性や創造性を伸ばしていくため、一貫した教育指導体制の構築、様々な専門教育の充実、特色ある取組を行う私立学校への支援など、ニーズを踏まえた取組を推進するとともに、優れた教職員の確保や資質向上のほか、教師が子どもたちと向き合う時間を確保していくことが重要である。

キャリア教育の推進については、本県においては、若年者の失業率や離職率が高いことから、児童生徒の発達段階に応じた早期からの職業観・勤労観を醸成する取組の推進を図ってきたが、次の段階として、学ぶことと社会との接続を意識し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、教育活動全体を通してキャリア教育の充実を図る必要がある。

特別支援教育の充実については、特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、きめ細かな特別支援教育体制を整備するに当たり、適切な合理的配慮の提供や教育課程の充実、教職員の専門性の向上などに取り組む必要がある

教育環境基盤の整備については、学校施設耐震化を図ってきたが、いまだに旧耐震基準の学校施設が一部残っていることから更なる取組が必要である。

また、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設の長寿命化を進めていくほか、老朽化が著しい学校施設については早急に改築・改修等を推進する必要がある。

さらに、トイレの洋式化やバリアフリー化、防災機能の強化等、地域の様々な課題やニーズに対応し、教育環境の改善を図る必要がある。

(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築

沖縄を世界に開かれた交流拠点として形成していくため、沖縄の発展可能性を秘めた多様な分野において個々の能力や感性を育む教育環境や、国際性、創造性、専門性などを高める高度な教育が受けられる環境づくりにより、国際性と多様な能力を持った人材を育成するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「外国語教育が充実していること」は5.6ポイント、「個々の優れた能力や感性を育む教育環境が充実していること」は0.6ポイント増加し、県民満足度が向上している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
外国語教育が充実していること	8.8% (H21年県民意識調査)	14.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
個々の優れた能力や感性を育む教育環境が充実していること	13.3% (H24年県民意識調査)	13.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築に向けては、グローバル社会や多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を育成するため、外国人とのコミュニケーションを図る上で必要な知識・技能の習得や、情報通信技術の活用能力の向上を図る必要がある。

また、科学技術、スポーツ、文化芸術の分野において個々の能力や感性を育む環境の整備に取り組むほか、高い専門知識、技術等を備えた人材の育成を図る高等教育を推進する必要がある。

このため、外国語指導助手等の活用など学校における外国語教育の充実や海外交流・留学等を通じた国際理解教育の推進を図るとともに、教員のICT活用指導力の向上や児童生徒に対する情報教育の推進を図る必要がある。

また、理数教育の推進、スポーツ・文化芸術人材を輩出するための指導体制の環境づくりを推進するとともに、大学等の教育研究環境の充実や高等教育を受ける機会の創出・環境整備を図り、大学等が行う地域貢献活動を促進する必要がある。

**ア 国際社会、情報社会に対応した教育の推進
(成果等)**

21世紀の社会を担う子どもたちが国際的な視野を持ち、多様な社会的、時代的要請に適切に対応できる能力を備え、主体的に行動する人材となるよう、開発教育・国際理解教育の推進、外国語教育や海外留学等の充実に向けた取組を行った。

国際理解教育の促進については、平成25年度から毎年30人余りの県内の高校生を開

発途上国へ派遣し、国際協力・国際交流の必要性を学び、国際感覚やグローバルな視点を持った人材の育成が図られた。

外国語教育の充実については、県内6地区の小中学生50人（合計300人）に対し、「聞く」「話す」を中心に外国人との交流等を通じた2泊3日の英語体験活動を行い、生活全般のコミュニケーションを原則英語のみで行ったことで、参加生徒の英語学習への意欲が向上した。

また、県内全日制の全高校59校を英検合格推進モデル校として指定し、高校2年生を対象に英語能力判定テストを実施した。テスト結果を基に、フィードバック研修会を開催し、各学校での授業改善につなげた。

さらに、模範となる優れた授業力を備えた英語担当教諭を英語マイスター教員として認定し、ALT（外国語指導助手）の研修会や英語フォーラム等における講師として登用した。県立学校にALTを配置することにより、生徒の実践的英語コミュニケーション能力が向上している。

これらの取組などにより、中高生の英語力（中学3年生英検3級以上相当、高校3年生英検準2級以上相当の英語力を有している生徒の割合）は、平成30年度において、中学3年生英検3級以上相当が37.4%となり、基準値より改善しているものの進展遅れとなっている。高校3年生英検準2級以上相当が46.3%（高校生：全国7位）となり進展している。また、英検準1級取得者数（高校生）は、基準値の35人から平成29年度には105人となり、目標値を達成している。

海外交流・留学等の充実については、一括交付金（ソフト）を活用し、グローバルな視点を持つ人材を育成するため、毎年300人余りの高校生を海外留学や海外短期研修に派遣している。帰国後には事後研修の一貫して、小・中学校や在籍する高校での成果報告会を行い、海外留学等の体験を伝えることで児童生徒の留学に対する関心を高めた。

また、芸術、芸能分野における文化交流のため、高校生を台湾、アメリカ（ハワイ）、ドイツに派遣している。書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行ったことで、文化の違いに対する相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることで、向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながり、グローバルな視点を持つ人材の育成が図られた。

さらに、本県とハワイ州の高校生を双方の高校へ派遣・受入れ、それぞれの国の歴史や文化、自然等について学び合う機会を設けたことで、互いの国の歴史や文化を尊重する意識を高めることができた。

あわせて、環境問題をテーマにアジア各国と県内外の高校生を対象とした講義や生徒同士が討論を行ったことにより、国情や文化の違いを超えた人的ネットワークが構築された。

加えて、県系人子弟を本県に招待し、約1週間、同世代の青少年と生活を共にしながら沖縄の歴史や文化等を学んでもらい、日常生活の中で県民と交流したことで、ウチナーアイデンティティを深めるとともに、本県と移住先国との友好親善に寄与する人材として育成することができた。

これらの取組などにより、海外留学・交流派遣数（累計）は、毎年300人以上の派遣を行っていることから、基準値の124人から平成30年度には2,325人となり、目標値

を達成見込みである。

情報社会に対応した教育の推進については、各学校における通信回線の高速化や教育用コンピュータ、携帯情報端末などICTインフラの環境整備を行った。

また、教員のICT活用指導力を向上させるため、教育情報化推進リーダーの養成や教科指導におけるICT活用を推進するための研修等を行ったことで、授業でICTを活用できる教員の割合が全国平均を上回るなど、教員のICT活用指導力が着実に向上している。

さらに、将来のIT業界を担う人材を育成するため、一括交付金（ソフト）を活用し、企業や学校と連携した小中学生向けのワークショップや、高校生を対象とした出前講座等を開催することで、児童生徒のIT業界に対する関心を高めた。

これらの取組などにより、ICT関連資格の取得者数（高校）は、基準値の329人から平成29年度には469人となり、目標値を達成見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
中高生の英語力(中学3年生英検3級以上相当、高校3年生英検準2級以上相当の英語力を有している生徒の割合)	中学:14.8% (H25年度)	37.4% (H30年度)	60%
	高校:18.1% (H24年度)	46.3% (H30年度)	60%
英検準1級取得者数(高校生)	35人 (H23年度)	105人 (H29年度)	100人
海外留学・交流派遣数(累計)【再掲】	124人 (H23年度)	2,325人 (H30年度)	2,944人
ICT関連資格の取得者数(高校)	329人 (H24年度)	469人 (H29年度)	500人

(課題及び対策)

外国語教育の充実については、沖縄が国際交流や協力を通じ、多角的なネットワークをもつ国際交流拠点を目指す上で、次代を担う子どもたちには、高い国際性と専門性が求められていることから、国際的視野を持ち、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、外国語教育の充実、国際理解教育の推進及び留学や外国人との交流などを通じた実践的なコミュニケーション能力の向上等を図る必要がある。

情報社会に対応した教育の推進については、加速度的に進展する高度情報通信社会において、情報通信技術やITリテラシーは今後生きていく上で欠かせないツールとなっていくことから、情報教育の更なる充実や教育の情報化を推進する必要がある。

このことから、今後も、ICTインフラの環境整備を行い、生徒の情報活用能力の育成や情報通信技術を活用した授業・校務の改善を図るとともに、情報技術の発展のスピードに対応できるよう教員の資質能力の向上を図るほか、教育情報ネットワークにおける情報セキュリティ対策などを行う必要がある。

イ 能力を引き出し、感性を磨く人づくりの推進 (成果等)

個々の多様な能力を引き出し、豊かな感性と創造性の向上を図るとともに、国内外において活躍し、県民に希望や活力を与える人材を育成するための取組を行った。

科学技術人材の育成については、児童生徒に科学の楽しさや奥深さを体験させ、科学に対する興味や関心を高めるほか、高校生の理系大学等への進学率を向上させるために様々な取組を行った。

児童生徒に対する取組として、小学校における理科授業の充実を図るため、小学校5・6年生を対象とした理科支援員を配置し、観察・実験支援及び教材開発を行った。このことにより、授業担当者の教材研究に取り組むゆとりができ、授業の質が向上したほか、児童自ら結果を予想しながら観察・実験に取り組む意欲が高まるなどの成果を上げた。

また、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、科学技術・産業振興を担う人材を育成するため、一括交付金（ソフト）を活用し、学校現場における出前講座や地域における科学教室等を開催したことで、児童・生徒及び保護者も含めた参加者の科学技術に対する関心を高めることができた。

高校生に対する取組として、理系人材を育成するために「沖縄科学グランプリ」を開催し、優勝校を県代表として「科学の甲子園全国大会」へ派遣するとともに、同グランプリ参加者から希望者を募り、茨城県つくば市の先進研究施設研修へ派遣した。

また、平成25年度にスーパーサイエンスハイスクールとして指定を受けた県立球陽高校では、「国際性豊かで主体的な探究心と論理的思考力・表現力を身につけた人材の育成」をテーマに課題研究に取り組んでおり、文部科学省が指定3年目の学校を対象に行う中間評価において上位の評価を受けることができた。

さらに、毎年、高校生25人を海外サイエンス短期研修に派遣しており、現地理数系高校や大学等での授業参加、研究機関等の訪問を通して、生徒の理系科目への興味関心を高めるとともに、帰国後には事後研修の一貫として、小・中学生や他の高校生を対象に成果報告会を行ったことで、児童生徒の海外で学ぶ意欲が喚起された。

これらの取組などにより、理系大学への進学率は、基準値の13.8%から平成30年3月卒業においては18.5%となり、基準値を達成見込みである。

スポーツ人材の育成については、県民に明るい話題を提供し、青少年に夢と希望を与えることができるよう、（公財）沖縄県体育協会と連携し、県外チームとの強化試合やコーチの招へい等、沖縄県選手の競技力向上のための各種施策を展開したほか、日本を代表し国際的に活躍できる全国トップレベルの選手の育成に取り組んだ。

また、国民体育大会出場選手の強化及びスポーツ・医科学サポートの実施等により、国民体育大会において、陸上、ウエイトリフティング、ライフル射撃、自転車の4競技で優勝することができた。

これらの取組などにより、県出身日本代表スポーツ選手数（全ての国際大会）は、平成29年度は21名、平成30年度は26名と、近年20名を超える県出身選手がアジア大会以上の国際大会に出場しているものの、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

このほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて選手の育成強化に取

り組んでいる。

文化芸術人材の育成については、文化活動の発表の場を確保するとともに、各分野の技術向上を図るため、県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟が行っている全国総合文化祭等への派遣の支援や連盟の強化費、大会運営費に対する補助を行った。

これらの取組などにより、中学生の高文祭等全国・九州大会上位入賞件数及び高校生の高文祭等全国・九州大会上位入賞部門数は、現時点において目標値を達成している。

一方で、中学生の高文祭等全国・九州大会上位入賞部門数及び高校生の高文祭等全国・九州大会上位入賞件数は、基準値を下回り、進展遅れとなっている。

また、伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者の養成については、保存会等が行う後継者育成のための若手実演家・技術者を対象とした実技研修等に要する経費の一部を補助したことで、後継者が育成され、国・県指定無形文化財（芸能、工芸）の保存へとつながった。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
科学技術にかかる体験型講座開催数(年間)【再掲】	44件 (H23年度)	226件 (H30年度)	200件以上
理系大学への進学率【再掲】	13.8% (H23年3月卒)	18.5% (H30年3月卒)	20%以上
県出身日本代表スポーツ選手数(全ての国際大会)	23名 (H24年度)	26名 (H30年度)	33名/年
全国高等学校体育大会入賞者及び入賞件数(団体)	6団体 (H20年度)	4団体 (H30年度)	6団体
全国高等学校体育大会入賞者及び入賞件数(個人)	23人 (H20年度)	18人 (H30年度)	24人以上
高文祭等全国・九州大会上位入賞部門数、入賞件数(中)	12部門 53件 (H23年度)	12部門 72件 (H30年度)	13部門 58件
高文祭等全国・九州大会上位入賞部門数、入賞件数(高)	16部門 52件 (H23年度)	18部門 41件 (H30年度)	17部門 57件

(課題及び対策)

科学技術人材の育成については、本県は科学技術を中心とした知的・産業クラスターの形成を目指しており、県内人材の科学技術水準の向上が求められているが、全国的にも理科離れが顕著であるため、成長段階に応じた体験型の科学教育や実践講座を展開し、子どもたちの科学に対する興味関心を高めるほか、優れた若手研究者等への支援をはじめとする専門性を有する人材の育成を図る必要がある。

スポーツ・文化芸術人材の育成については、スポーツや文化芸術の分野における国内外での県出身者の活躍は、県民に夢や感動を与え、地元の誇りにつながっている

が、このような優れた人材を集中的に育成し、輩出していくための指導体制などの環境が不十分であることが課題となっている。

このことから、教育機関と関係団体等が連携し、一貫した指導体制の構築等、将来性ある資質を最大限に引き出す環境づくりが必要である。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定したため、多くの県出身選手が出場できるよう、国際大会等で活躍できる県内トップアスリートの育成・強化を図る必要がある。

ウ 優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進 (成果等)

多様化・複雑化する社会的、時代的要請に的確に対応できる専門分野の人材育成を目指して、各高等教育機関がそれぞれの特色を生かした教育研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、人材育成機能の充実強化を図るための取組を行った。

また、地域が抱える様々な課題の解決等に向け、高等教育機関と地域等との連携による取組を促進した。

大学等の教育研究環境の充実については、県内高等教育機関の教育環境の充実を図るため、県立看護大学においては、看護師等国家試験対策として、担当教員の指導者研修への参加や4年次学生への特別講座の実施、成績不良者への個別面談などの環境整備を行うとともに、在学生の就職意識を高めるための情報提供を行った。

これらの取組などにより、平成11年の開学からの累計卒業生数は、1,510人となっており、看護大学卒業率（4年次在籍者数における卒業生数の割合）は、基準値の92.8%から平成30年度には96.3%となり、目標値を達成する見込みである。

県立芸術大学においては、琉球芸能や沖縄の染・織・漆の専攻科目のほか、平成25年度以降、アートマネジメント関係の講座を開設するなど、特色ある教育の実施に努めた。

これらの取組などにより、県立芸術大学卒業生数（累計）は、基準値の2,809人から平成30年度には3,754人となり、目標値の達成が見込まれている。

県立芸術大学卒業生の就職率（起業含む）についても、平成31年3月卒は、67.3%となり、現時点で目標値を達成している。

また、私立専修学校・各種学校の教職員の退職金共済掛金、長期給付掛金に要する経費に対し助成を行った。

さらに、大学入学資格が付与される専修学校高等課程の経常費の助成に加えて、平成29年度から、専修学校専門課程が実施する職業教育の質向上のための取組に要する経費に対する助成を行い、高等教育を受ける機会の創出に寄与した。

大学等の地域貢献活動等の促進については、県立看護大学においては、高齢者や中学生向けの講座等を開催するとともに、市が行う乳幼児教室への講師派遣を行い、様々な世代を対象とした健康づくりや保健衛生に関する意識の向上を図った。このほか、アルコール家族教室の開催、いのちの電話相談員の養成やその活動の支援により、地域の保健福祉の向上を図った。

県立芸術大学においては、地域住民に開かれた公開講座やオープンキャンパスのほ

か、離島・遠隔地住民のための移動講座を毎年1回行うとともに、教員、学生による定期演奏会の実施や作品展の開催等、教育研究成果を社会へと還元した。このほか、南城市、北中城村と包括連携協定を締結し、共同のイベント等を開催するとともに、地元の小売チェーンや食品産業と連携した商品やデザイン開発を行った。

また、知的・産業クラスターの形成を目指し、沖縄科学技術大学院大学を含む高等教育機関と民間との国際的な共同研究を実施するとともに、バイオ研究の基盤技術として県内にゲノム解析基盤を構築するため、共用研究施設を設置し、沖縄を拠点としたネットワーク型の研究事業を実施した。

高等教育を受ける機会の創出・環境整備等については、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等に係る調査を実施した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
看護大卒業率(4年次在籍者数における卒業者数の割合)	92.8% (H23年度)	96.3% (H30年度)	100%
県立芸術大学卒業生数(累計)	2,809人 (H23年度)	3,754人 (H30年度)	4,053人
県立芸術大学卒業者の就職率(起業含む)【再掲】	58% (H23年度)	67.3% (H31年3月卒)	65%
公開講座の参加者数	50人(年) (H28年)	330人(年) (H30年)	100人(年)

(課題及び対策)

大学等の教育研究環境の充実については、少子高齢化、グローバル化などを背景に多様化・複雑化する社会的、時代的要請に的確に対応できる専門的な人材を養成していくためには、県内大学等の独自の理念を掲げた学校運営を尊重しつつ、ニーズに対応した特色ある教育研究を促進する必要がある。

大学等の地域貢献活動等の促進については、大学等の社会貢献が求められる中、大学等が持つインフラや生み出した優れた研究成果等を県民生活の向上やものづくり産業振興に結びつけるなど、高等教育機関と産業界や地域等が連携し、地域社会への還元につながる取組を促進する必要がある。

高等教育を受ける機会の創出・環境整備等については、専修学校における経常経費の助成等に取り組んでいるところであるが、全国に比べ低い大学進学率等が示すように、高等教育を受ける機会が十分整っているとは言いがたい。

このことから、本県において、これからの社会で必要とされる基盤となる知識や技能、幅広い教養と高度な技術等を身に付けた人材を育成し、長期的に沖縄の発展へとつなげるためにも、高等教育を受ける機会の創出及び環境整備等の諸施策を推進していく必要がある。

(5) 産業振興を担う人材の育成

国内外の経済情勢の変化に柔軟に対応し、本県経済を持続的・安定的な成長に導いていく先見性に富んだ産業人材を育成するため、一括交付金（ソフト）を活用するなど、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「沖縄の産業発展を担う人材の育成が図られていること」は0.5ポイント減少しているものの、県民満足度は12%台を維持している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
沖縄の産業発展を担う人材の育成が図られていること	12.9% (H24年県民意識調査)	12.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

本県の産業振興を担う人材を育成するためには、沖縄の持続的な経済発展に向け、リーディング産業や地場産業などを成長・高度化させる人材や、海外へのビジネス展開を含む新市場・新分野への進出に取り組む人材、さらには起業家精神を持った人材など多様な産業人材の育成を産学官連携のもと戦略的に推進する必要がある。また、学校・地域・企業等が連携し、児童生徒の主体的な進路選択を見据えたキャリア教育に取り組む必要がある。

このため、沖縄の経済を牽引する観光リゾート産業や情報通信産業、地域経済を支えるものづくり産業、建設産業、農林水産業などの持続的な発展に向け、高度で実践的な技能・技術を有する人材の育成、経営力・販売力の向上や商品・サービスの開発など産業の高付加価値化に取り組む人材の育成等を推進する必要がある。

また、学生等に対する起業家教育や中小企業者の経営革新に対する支援、創業者の事業活動に対する支援など、新事業・新産業や文化コンテンツ産業、金融、スポーツ産業などの沖縄の魅力を生かした新たなビジネスの創出を担う人材の育成に取り組む必要がある。

さらに、海外ビジネスの専門的な知識やノウハウを習得するための支援を行うなど、アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材の育成に取り組む必要がある。

**ア リーディング産業を担う人材の育成
(成果等)**

沖縄の経済を牽引する観光リゾート産業及び情報通信関連産業をより発展させていくため、人材育成を推進する取組を行った。

観光人材の育成については、外国人観光客の増加による通訳案内士の不足等に対応

するため、沖縄振興特別措置法により定められた沖縄特例通訳案内士の育成として、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要なとされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施した。

これらの取組などにより、従来の沖縄特例通訳案内士・地域限定通訳案内士を合わせた地域通訳案内士登録者数（累計）は、平成30年度末現在で687名となり、基準値の98名から大幅に増加し、目標値の達成が見込まれている。

登録者数が増加していることで、県内の通訳案内士不足の解消に一定の効果을あげている。

また、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保するため、観光関連企業等が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学にたけた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。

情報通信関連産業を担う人材育成については、これまでの業務受注型のビジネスモデルから提案型のビジネスモデルに転換を図るため、企業側のニーズに沿った技術やノウハウを有する人材の育成や企画からシステム保守までを一貫して行えるプロジェクトマネージャー等を育成する講座を行い、ITエンジニアの知識・技術の高度化に寄与した。

また、情報通信関連産業を取り巻く環境は変化が激しく、企業が求める人材も多様化していることから、国家資格の取得に関連する講座の他、県内情報通信関連企業のニーズに応じた多彩な講座の開催を支援しており、年間数百人を育成している。

さらに、IT業界への就職促進や就業技術者のスキルアップ等を図るための取組を行っている。

これらの取組などにより、IT関連国家資格取得者数（累計）は、基準値の791人から平成30年度には5,286人となり、目標値の達成に向けて進展している。

資格取得者数は、増加傾向にあり、高度IT講座等の人材育成の取組が一定の成果を挙げている。

あわせて、日本とアジアを結ぶITブリッジ（津梁）機能の確立と沖縄IT津梁パークにおける人材育成機能の強化を図るため、先端のIT環境を備えたアジアIT研修センターを整備・運営するとともに、アジア各国からIT人材を受け入れ、OJT研修等を実施した。

加えて、将来のIT業界を担う人材（小中学生）の情報通信関連産業への関心を高めるため、企業や学校と連携し、ロボット教室など児童向けのワークショップ等を開催した。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
地域通訳案内士登録者数(累計) ※基準年及び現状は旧制度の「地域限定通訳案内士」と「沖縄特例通訳案内士」の登録者数合計 【再掲】	98名 (H23年度)	687名 (H30年度)	700名以上

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光人材育成研修受講者数【再掲】	1,742名 (H24年度)	1,585名 (H30年度)	1,900名以上
IT関連国家資格取得者数(累計) 【再掲】	791人 (H23年度)	5,286人 (H30年度)	8,000人

(課題及び対策)

観光人材の育成については、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材を育成するとともに、観光産業を支える高度な経営人材や通訳案内士等の育成推進、観光産業従事者の各種資格・技能認定・登録制度の充実を図る必要がある。

情報通信関連産業を担う人材育成については、情報通信技術の急速な発展・進展や企業ニーズに即応する実践的かつ多様な人材育成に加え、若年層の情報通信関連企業への就職や定着支援等に取り組む必要がある。

また、国際的に活躍するIT人材を戦略的に育成するため、沖縄IT津梁パークにおける人材育成機能の強化や、国際的・先進的なITビジネスの創出に資する高度で実践的な技術を有するIT人材の育成に向けた取組が必要である。

イ 地域産業を担う人材の育成

(成果等)

ものづくり産業、建設産業、農林水産業など地域経済を支える産業の持続的な成長発展に向け、経営力・技術力・販売力の向上や地域資源を生かした商品・サービスの開発など産業の高付加価値化に取り組む人材の育成を推進するための取組を行った。

ものづくり産業を担う人材の育成については、沖縄県工業技術センターにおいて、企業の生産現場における技術指導や企業からの依頼による専門技術習得のための技術者受入れ等の人材育成を行った。

また、先端的な金属加工器機等を導入した「金型技術研究センター」を設置し、金型の設計・製造に関する技術者の育成を図るための研修等を実施するなど、金型・金属加工等サポーター産業の人材育成を行った。

また、工芸産業については、従事者の確保及び育成を図るため、各産地組合が行う後継者育成の取組に対する補助や若手工芸技術者に対する技術研修を行った。

これらの取組などにより、製造業従事者数は、平成24年以降は増加傾向にあるものの進展遅れとなっている。この間の産業別の推移をみると、「石油製品」が、平成21年の356人から平成29年の169人と187人減少しており、平成28年3月に石油精製業を廃止した事業所による事業形態の見直しがその要因の一つとして挙げられる。

農林水産業を担う人材の育成については、新規就農者に対する支援として、新規就農コーディネーターによる就農希望者への就農相談、新規就農者に対する研修期間中及び就農5年以内の資金の交付、機械・施設整備等の初期投資に対する支援、農業大学校での研修教育などを行った。

これらの取組などにより、毎年約300人の新規就農者が育成・確保され、新規就農者数（累計）は、基準値の244人から平成30年には2,331人となり、目標値を達成する見込みである。

また、女性の農業経営参画や地域リーダーを担う女性農業士等を育成するため、各関係機関等へ女性農業士認定の趣旨等の周知を図り、女性リーダーとなる人材の育成と発掘を行った。

さらに、技術能力や経営能力を備えた優れた人材を育成するため、就農者が6次産業化等の取組を行う上で必要となる実践的な知識の習得に資する取組として、6次産業化人材育成研修を行うとともに、商品開発支援研修、販路開拓支援（商談会やテストマーケティング）を実施した。

建設産業を担う人材の育成については、環境共生住宅、古民家の保存・再生等に関するシンポジウムや住宅建築技術者向けの講習会、地域景観リーダーを育成する講習会等を実施した。

また、若手建築士を対象とした設計競技を累計5件実施し、若手建築士の意欲・企画提案能力・技術力の向上を図った。

これらの取組などにより、建設産業人材育成数は、平成30年には194人となり、目標値を達成見込みである。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
製造業従事者数【再掲】	24,812人 (H21年)	26,042人 (H30年)	28,000人
工芸産業従事者数【再掲】	1,707人 (H22年度)	1,791人 (H29年度)	2,000人
新規就農者数(累計)【再掲】	244人 (H22年)	2,331人 (H30年)	3,000人
建設産業人材育成数	0人 (H24年)	194人 (H30年)	208人

(課題及び対策)

ものづくり産業を担う人材の育成については、中小零細企業が大部分を占めている県内製造業においては、経営資源が乏しく、自社のみでの製品開発の取組が不十分であることが課題となっている。また、県内生産技術の高度化が立ち後れており、発注者の用途に応じた製品開発力など、生産性の向上や製品の高付加価値化等への対応が求められている。

このことから、沖縄県工業技術センター等の支援機関を活用し、技術力の向上や付加価値の高い製品開発を担う人材育成に取り組む必要がある。

農林水産業を担う人材の育成については、農林水産業に従事する就業者の減少や高齢化が著しい状況にあることから、持続的発展に向け、必要な技術能力や経営能力を備えた優れた人材を育成する必要がある。

このことから、栽培技術に加え、加工・販路開拓・経営に至るまでの必要な技術・能力を育成するための取組を強化するとともに、ICTなどの活用に向けた取組を進める必要がある。

また、多様な農業担い手の確保を図るため、新規就農者に加え女性・高齢者が活躍できる農業経営体を育成する必要があることから、経営の高度化、多角化を推進するとともに、就農が定着するまでの経営・生活資金等の支援を行う必要がある。

水産業を担う人材の育成については、本県水産物が持つ多種少量という特殊性から漁業技術の習得に時間がかかるため、漁業に必要な技術、知識等の習得支援を積極的に行うとともに、漁業経費等の支援を行い担い手の就業定着率向上と人材育成を図る必要がある。

さらに、6次産業化等の取組を行う上で必要となる実践的な知識の習得等の支援を引き続き行うとともに、経営改善等の指導を行うことで、人材育成を図る必要がある。

建設産業を担う人材の育成については、建設産業については、若年労働者の比率の低下等が、将来の建設技術者数や技能継承等に影響を及ぼし、健全な発展に支障を来す恐れがあることから、更なる経営力の強化、伝統的な建築技術の継承・発展、沖縄の特殊事情に由来する必要な技術レベルの向上など、建設産業の諸課題に対応する人材の育成が急務となっている。

このことから、環境関連技術や生産性向上等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な計画・設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進する必要がある。

ウ 新産業の創出や産業のグローバル化を担う人材の育成 (成果等)

沖縄の魅力を生かした新たなビジネスを創出・展開し、有望産業として発展させる人材や、アジア・太平洋地域等へのビジネス展開に挑戦する人材の育成を推進するための取組を行った。

新産業の創出を担う人材の育成については、新事業・新産業や文化コンテンツ産業、金融、スポーツ産業などの沖縄を支える産業の人材を育成するための種々の取組を行った。

新たな産業の創出や既存産業の高度化を図り、産業連携のノウハウを持った人材を育成するため、学術機関及び金融機関への派遣研修等により、産学（産産）連携コーディネーターを育成した。育成されたコーディネーターは、沖縄科学技術大学院大学や（公財）沖縄県産業振興公社等において、習得した知識や経験、ネットワークを活用し、技術移転や新産業の創出等に寄与している。

新事業・新産業を創出する人材の育成については、中小企業者の経営革新や創業者の事業活動の支援などを行うため、窓口での相談や民間の専門家を活用した経営支援、個別企業の課題に沿った集中支援等を実施した。

また、ビジネス教育などの起業家精神の醸成を図るため、大学等の起業家教育プログラムの実施やビジネスプランコンテスト、ビジネストライアルプログラムを実施す

るとともに、支援者や起業家などのネットワークの強化を図った。

これらの取組などにより、起業家育成講座等を行う大学等の数は、平成30年度には3校となり、基準値を上回っているものの、目標達成に向けて進展している。

琉球大学において、起業家育成講座が共通教育科目（通年講座）として単位が付与されるようになったこと等から、起業家育成講座の受講者数は、順調に増加している。

このほか、創業予定者等を対象にしたセミナーを実施するなど、創業前後にかけて継続的な支援を実施することで、創業に至る事業者が着実に増えている。

文化コンテンツ産業を担う人材の育成については、文化等を活用したコンテンツ産業を創出する人材を育成するため、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成につながった。

金融人材の育成については、金融人材育成を支援する講座や金融セミナーを開催し、経済金融活性化特別地区での金融ビジネスの更なる集積や高度化・多様化を促進した。

スポーツ産業を担う人材育成については、芝生管理の専門的知識・技術を持った人材を育成するため、座学や実技研修の実施に加え、市町村の所管するグラウンドを研修の場としてモデル管理や巡回支援を行った。

これらに取組などにより、スポーツ産業人材育成数（累計）は、基準値の5人から平成30年度には18人に増加しており、達成が見込まれる。

グローバルビジネス人材の育成については、県内企業が海外展開に取り組むには国際的に通用する専門的な人材が求められていることから、海外展開に向けたセミナーの開催や海外企業への実務研修を行った。

海外企業への実務研修派遣等人数等については、平成30年度には、情報通信分野や観光分野などのリーディング産業を中心に、欧米・中国・東南アジアなど28の国々に対して、315人が派遣されており、順調に増加している。

幅広い分野において海外ビジネスの専門的な知識やノウハウを有する人材の育成に取り組んだことにより、人材を育成した企業による海外市場への販路開拓及び受注拡大等につながっている。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
起業家育成講座等を行う大学等の数	0校 (H22年)	3校 (H30年)	5校
スポーツ産業人材育成数(累計)	5名 (H25年度)	18名 (H30年度)	向上

(課題及び対策)

新産業の創出を担う人材の育成については、本県の独特な自然、文化資源や健康長寿などのソフトパワーを、次世代の産業を創り出す資源として事業化、産業化につなげるには、ノウハウをもった人材育成が必要である。

また、スポーツ関連産業、文化コンテンツ産業、金融関連産業等成長可能性を秘めた新産業の芽を育て沖縄を支える産業に伸長させるためには、これらの分野にチャレンジする人材の育成が必要であり、育成した人材を市町村や関係機関等において積極的に活用する必要がある。

このことから、新たなビジネスを切り開く、イノベーション人材を継続的に育成・輩出する仕組みの構築を図るとともに、起業支援者の発掘・育成及び起業を目指す人材が企業等と交流できる拠点の構築等に引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、新産業の創出や既存産業の高度化を効率的・持続的に進めるためには、県内資源を適切にコーディネートできる人材や、ビジネス教育などの起業家精神の醸成に取り組む人材の育成が求められることから、引き続きこれらの人材の育成に取り組む必要がある。

グローバルビジネス人材の育成については、成長著しい中国など東アジア諸国の活力を取り込むため、海外市場への販路開拓及び受注拡大が重要となっているが、県内企業が海外展開するに当たり、海外ビジネスの専門的な知識やノウハウを有した人材が乏しいことから、幅広い分野において国際的に通用する専門的な人材の育成に加え、県内企業における受入体制の充実が求められている。

このことから、県内産業の国際化への対応に向け、海外留学・研修の派遣支援や外国語習得セミナー開催等を行うなど、アジア経済の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成を推進するとともに、県内企業におけるグローバル人材等の確保とあわせて、活用を促進するプラットフォーム構築に向けた支援を行う必要がある。

(6) 地域社会を支える人材の育成

県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材を育成するため、各種施策を展開した。

【「目標とするすがた」の状況等】

各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「地域が抱える課題の解決や地域づくりに取り組む人材の育成が図られていること」は1.7ポイント減少しているものの、県民満足度は12%台を維持している。

<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
地域が抱える課題の解決や地域づくりに取り組む人材の育成が図られていること	14.0% (H24年県民意識調査)	12.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

注1：県民満足度は、「今どのくらい満たされていますか」との質問に対して、「非常に満たされている」「ある程度満たされている」と回答した割合の合計。

地域社会を支える人材の育成に向けては、県民の日々の暮らしを守り、安心して生活できる地域社会の構築に必要とされる医療、福祉、防犯、防災等の分野に従事する人材を育成するとともに、地域が抱える課題解決や地域活性化に取り組む人材を育成する必要がある。

このため、医師・薬剤師・看護師等を育成・確保するとともに、高度専門化する医療や多様化する医療ニーズに対応する高度な技術の習得に向けた取組を強化する必要がある。

また、特に人手不足が深刻化する介護人材については、介護サービスの提供に必要な介護人材の確保・定着を図るとともに、外国人介護福祉士候補者の受入れ拡大に向けた取組などを検討していく必要がある。

さらに、地域の消防・防災を担う高度で専門的な消防職員等の育成や消防団員の育成を促進するとともに、グローバル化の進展や情報技術の発展によって多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応できる警察官の育成を図る必要がある。

あわせて、様々な分野において住民等のニーズにきめ細かく対応し、ボランティア活動の円滑化や活性化を図るボランティアコーディネーターの育成を図る必要がある。

加えて、地域の活性化に向けて、本県の様々な地域資源を活用し、地域の活性化を主導できる人材の育成に取り組む必要がある。

また、学校・地域・企業等が連携し、児童生徒の主体的な進路選択を見据えたキャリア教育に取り組む必要がある。

**ア 県民生活を支える人材の育成
(成果等)**

県民の生命・財産や生活を守り、安全・安心な地域社会の形成に資する多様な人材

を育成するための取組を行った。

医師の育成については、地域医療を支える医師を育成、確保するため、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成、県立病院での後期臨床研修医の養成、離島等の医療機関に従事する意思のある医学生に対する修学資金等の貸与など種々の取組を行った。

これらの取組などにより、県内の医療施設従事医師数（人口10万人あたり）は、基準値の227.7人から平成28年には243.1人となり、目標値の達成に向けて進展している。

薬剤師の確保については、県内で就業する薬剤師を確保するため、（一社）沖縄県薬剤師会とともに、県外の薬科系大学へ出向き、I・Uターン促進のための説明会を開催し、本県での勤務に対する理解と関心を向上させるための取組を行った。

また、平成30年度からは、県内での就業を条件として奨学金の返還残額の一部を補助する事業を開始し、薬剤師の確保に取り組んでいる。

これらの取組などにより、薬局・医療施設従事薬剤師数（人口10万人あたり）は、基準値の125.3人から平成28年には134.7人となり、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

看護師の育成については、県内の看護系3大学と5校の看護師養成校による人材育成のほか、民間養成校に対しては運営費等の補助を行うなど、教育環境の整備を図った。

また、看護学生への修学資金の貸与により、卒業後、地域で就業する看護師等の確保を図るとともに、養成校と行政とで情報交換を行うことで、卒業生を県内就業へつなげる取組を行った。

修学資金の貸与件数は、平成24年度から平成30年度までで累計1,928件となり、貸与者の約9割は免許取得後、県内の医療機関等で就業している。

また、平成25年12月に沖縄県看護協会の看護研修センター整備に対する支援を行うとともに、新人看護職員研修等を実施した。また、医療の高度化や在宅医療への移行に対応した認定看護師教育や看護師特定行為研修の実施を支援し、看護職員の質の向上を図った。

これらの取組などにより、看護師就業者数（人口10万人対比）は、基準値の881.2人から平成28年には1,023.8人となり、目標値の達成に向けて進展している。

保健師の確保については、離島へき地など人材の確保定着が困難な特定町村での保健師の確保を図るため、新任保健師研修会の開催、保健所による新任保健師に対する現任教育の実施や現地での技術的指導助言を行った。

介護人材の育成については、介護保険サービス等に携わる人材を育成するため、介護支援専門員の専門研修や主任研修など、実務従事者に対する研修を行った。

これらの取組などにより、介護支援専門員養成数は、平成30年度で6,434人となっているが、平成30年度の実務研修受講試験の受講資格厳格化に伴い、目標達成は厳しい状況である。

また、介護職員を対象とした経験年数に応じた各種研修や、高齢者介護の実務者及

び指導的立場にある者を対象とした認知症介護技術の向上を図るための認知症介護実践者研修等を実施した。

さらに、沖縄県社会福祉協議会に設置された福祉人材研修センターによる社会福祉事業等への就職説明会や職場紹介等の就業援助や、各種の社会福祉事業等従事者を対象とした階層ごとの研修の実施を支援した。これによる平成30年度の就職説明会・職場紹介等への参加者数は3,600人、研修の開催回数は36回で受講者数は2,096人となっている。

このほか、様々な福祉課題を抱える地域住民に対し相談・支援を行うコミュニティーソーシャルワーカーの育成を推進したことにより、配置市町村数は平成24年度の10市から平成30年度には28市町村に増加している。

消防・救急従事者の育成については、消防力強化のため、市町村に対して、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、消防団の認知度向上・募集イベントなど消防団員の充実強化を図るための取組を市町村と連携して実施した。

また、教育訓練として、初任科研修、専科教育、水難救助課程等を実施した。

これらの取組などにより、人口1万人あたりの消防団員数は、増加傾向にあり、基準値の11.7人から平成30年には12.1人と増加しているが、目標値の達成状況は進展遅れとなっている。

警察官の育成については、犯罪のグローバル化、情報通信技術の発展等による犯行形態の多様化、広域化などに迅速・的確に対応できる人材を育成するため、平成24年度から平成29年度まで、県警察学校で開かれる各種専門教育課程に職員を3,091人派遣した。

また、来日外国人等の増加に伴う外国語対応力の強化のため、英語、中国語、韓国語等の研修講座に職員29人を派遣し、職員の資質向上に努めた。

ボランティア活動を支える人材の育成については、沖縄県社会福祉協議会に設置された「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」による市町村社会福祉協議会職員等を対象としたボランティアコーディネーター研修や、ボランティアコーディネーション力3級検定研修の実施を支援した。

これらの取組などにより、ボランティアコーディネーター数は、平成30年度には90人となり目標値を達成している。

<成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
医療施設従事医師数(人口10万人あたり)	227.7人 (H22年)	250.8人 (H28年)	261人
薬局・医療施設従事薬剤師数(人口10万人あたり)	125.3人 (H24年)	134.7人 (H28年)	161.7人
看護師就業者数(人口10万人対比) 【再掲】	881.2人 (H24年)	1,023.8人 (H28年)	1190.7人

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
介護支援専門員養成数【再掲】	4,735人 (H23年度)	6,434人 (H30年度)	7,000人
消防職員の充足率【再掲】	53.1% (H21年)	61.9% (H27年)	70.0%
救急隊員における救急救命士数の割合	40.0% (H22年)	49.5% (H30年)	50.0%
人口1万人あたりの消防団員数【再掲】	11.7人 (H22年)	12.1人 (H30年)	15.0人
ボランティアコーディネーター数	0人 (H24年度)	90人 (H30年度)	70人

(課題及び対策)

医師、薬剤師、看護師等の育成・確保については、医療の高度・専門化や高齢化の進展等に伴い多様化する医療ニーズに対応し良質かつ適切な医療を提供するため、引き続き医師、薬剤師、看護師等を確保する必要がある。

このことから、特に課題となっている医師の地域間、診療科間の偏在解消に向けて取り組むとともに、高度な医療技術の習得に向けた取組を推進する必要がある。あわせて、県、琉球大学医学部及び臨床研修病院間の連携を図り、離島にてプライマリケア医として活躍できる医師の育成及び支援に取り組む必要がある。

また、県内の薬局・医療施設に従事する薬剤師数（人口10万人あたり）が、全国平均の181.3人を大きく下回り、全国最下位であり、その確保が重要な課題となっていることから、県内で就職する薬剤師の確保及び県内国公立大学での薬剤師養成に向けた取組を強化する必要がある。

介護人材の育成については、介護事業所において人材の不足感が増していることや、令和7年（2025年）には介護人材が約4,500人不足すると推計されるなど、県内における介護人材の確保・育成については厳しい状況にあり、より一層、人材の確保・育成や労働環境の改善等に努める必要がある。また、介護支援専門員については、離島など確保が困難な地域があることなどから、引き続き研修の充実による資質向上や、法定研修の際の旅費の助成など負担軽減に取り組み、人材確保を推進していく必要がある。

加えて、福祉サービスの多様化や利用者の増加に対応した質の高い福祉介護サービスを提供できる人材の資質向上や地域で支え合う体制の再構築が急務となっている。

このことから、地域包括ケアシステムの構築と適正な介護サービスの提供を実現する人材の確保・定着に向けた取組を強化する必要がある。

さらに、人手不足が深刻化する介護分野において、外国人介護人材の受入れに向けた取組を関係機関等とも連携し、推進していく必要がある。

社会福祉事業等従事者を対象とした研修については、ニーズを踏まえたものにするとともに、業種や階層ごとにより多くの従事者が受講できるよう、充実強化を図る必

要がある。

消防・救急従事者の育成については、本県は消防職員数、消防団員数及び自主防災組織組織率が全国と比較して低い水準にとどまっているため、引き続き様々な災害や救急事案に対応できる人材の育成が求められている。

このことから、市町村と連携し、消防職員数の確保や消防団への加入促進等、充実強化に向け取り組むとともに、高度かつ専門的な知識・技術をもつ人材を育成する必要がある。

警察官の育成については、犯罪のグローバル化、情報通信技術の発展等による犯行形態の多様化、広域化などに迅速・的確に対応できる人材が求められており、特に、近年の来日外国人等の増加に伴い、多種多様な外国語を習得した者の確保等の体制整備が求められている。

このことから、多様化・高度化する各種事件事故に的確に対応する専門的知識・能力を有する人材の育成・確保に取り組む必要がある。

ボランティア活動を支える人材の育成については、行政ニーズの多様化や相互扶助機能の低下などを背景に、ボランティアの役割がより一層重要となっており、ボランティア活動の円滑化や活性化を図るための人材の育成・確保が求められている。

このことから、ボランティア活動を促進し、取りまとめ等を行うボランティアコーディネーターを育成するとともに、資質向上のための取組を引き続き推進する必要がある。

イ 地域づくりを担う人材の育成 (成果等)

沖縄の各地域に息づく自然や歴史など様々な地域資源を活用し、住民とともに地域づくりを担う人材を育成するための取組を行った。

地域づくりに取り組む人材の育成については、「地域おこし協力隊」を配置し、地域づくり活動を行う人材の取材を通して地域づくり人材・活動の掘り起こしを行うとともに、活動状況等についてとりまとめ、SNSを活用した情報発信に取り組んだことで、県内地域づくり人材間での情報・意見交換が可能となる環境が整備された。

このほか、地域づくり団体の認知度・社会的評価の向上やモチベーション向上のきっかけづくりとして「沖縄県地域づくり団体表彰」を実施した。

また、地域の持続的な活性化に向けて、地域貢献活動の担い手となりうるNPO法人等の基盤強化を図るため、税務会計講座等を実施した。

さらに、農村地域においては、農村環境の保全管理活動や地域イベント等を通じて、農村における将来の地域リーダーの育成を支援するとともに、グリーン・ツーリズム実践者の資質向上に向けた研修会を各地区で開催し受入体制の整備を図った。

あわせて、平成24年度に策定した「沖縄の風景づくりに係る人材育成計画」に基づき、県内6地区で風景づくりに係る人材育成を実施した。

これらの取組などにより、県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数は、基準値の1万7,377人から平成30年度には2万4,446人となり、目標値の達成に向けて進展している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数 【再掲】	17,377名 (H23年度)	24,446名 (H30年度)	29,000名

(課題及び対策)

地域づくりに取り組む人材の育成については、若者の都市部への流出により地域の担い手が不足し、全国的に地域活力の停滞が問題となっていることに加え、本県では、小規模離島や過疎地域を中心に高齢化や人口減少が顕著となっており、地域全体の活力低下が今後も懸念される。

また、地域の持続的な活性化に向けては、地域の良さを再認識し、地域の様々な魅力ある資源を具体的な事業に結びつけ、地域活動の広がりをとおして、地域の活性化を主導できる人材が求められている。

このことから、本県の様々な地域資源を活用し、地域の活性化を主導できるマネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成を図るとともに、地域の特色を生かした産学官が連携する人材育成の取組を促進する。